

平成29年第4回

# 香美市議会定例会会議録

平成29年 9月 6日 開 会  
平成29年 9月22日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 9 月 6 日 水曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月6日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

代表監査委員	三 木 象 二	監査委員事務局長	山 崎 泰 広
--------	---------	----------	---------

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里  
議会事務局書記 一圓まどか

## 市長提出議案の題目

- 議案第 52号 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 65号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 67号 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について

## 議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

平成29年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成29年9月6日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告

5. 市長の報告

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第6号 平成28年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第7号 平成28年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第52号 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第58号 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第59号 平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計

歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 議案第 62号 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 63号 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第 65号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第 66号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 67号 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 68号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 69号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について

**会議録署名議員**

16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第4回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑が続いた夏も9月の声を合図にその様子を変え、朝晩はもちろん日中も随分過ごしやすく、季節の移り変わりを肌で感じるきょうこのごろでございますが、議員各位、執行部の皆さんには、公私とも何かとご多忙の折、平成29年第4回定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、昨今の国際状況におきましては、皆様ご承知のとおり北朝鮮における核実験、日本列島の上空を横断するミサイル発射等により、緊迫の度合いはこれまでになく増大をしていると感じるところでございます。政府におかれましては、最悪の事態に至らないよう米韓、また中露との連携による事態収拾に全力を挙げていただきますようお願いでございます。

さて、本定例会に市長から提出予定の議案は18件でございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たり私のご挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて16番、比与森光俊君、17番、依光美代子さんを指名します。両名はよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、9月1日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成29年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月1日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から9月22日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。

会期２日目の７日から会期６日目の１１日までは、休日及び議案精査のため休会とします。

会期第７日目の１２日から会期９日目の１４日までの３日間は、一般質問を予定しています。

会期１０日目の１５日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、議案第６４号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期１１日目の１６日から会期１３日目の１８日までは休日及び祝日並びに議案精査のため休会といたします。

会期１４日目の１９日は、午前９時より教育厚生常任委員会において議案審査となります。同日午後１時から、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期１５日目の２０日と会期１６日目の２１日は、議案審査整理のため休会といたします。

会期１７日目の最終日２２日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期２日目の７日木曜日午前１０時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願・陳情、発議、決議案、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情、発議、決議案については案件がなく、意見書案が６件あります。

意見書案第７号から第１２号までの意見書案につきましては、６件とも書式等整っていますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他協議事項につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から９月２２日までの１７日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２２日までの１７日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、報告第6号及び第7号の報告がございました。

次に、監査委員から、例月出納検査報告書、定期監査の実施報告書、平成28年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成28年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成28年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書及び平成28年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成28年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりでございます。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について、委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

6月議会以降、7月24日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果について順次報告をいたします。

1点目、市有財産の管理・活用状況については、普通財産のうち市街化区域内の土地・建物において、今年度進捗があるのは市営百石団地跡地、旧黒土児童遊園地で、売り払い予定であり、境界確定の作業中であるなどの説明がありました。市街化区域外においては、旧楠目小学校跡地の一部は楠目地区公民館の駐車場として利用している。旧楠目保育所は生涯学習振興課が文化財事務所として使用しているなどの説明がありました。

借地料の支払い状況においては、前年度、土佐山田町16件、約695万円、香北地方43件、約208万円、物部町30件、約160万円、アンパンマンミュージアム、美良布多目的広場、保健福祉センター香北周辺8件、約354万円などの説明がありました。

質疑においては、商工会の駐車場の件は購入を検討してもらおうという方針を打ち出している中で話を進めてほしいがに対し、相手方の考えを聞き検討しますと答弁。旧前山市営住宅跡地は、入札参加者がなかったということですが今後の対応はに対して、公告の際に最低入札価格を考慮し入札に参加しなかったと思われるので、単価的に折り合わなかったと思うと答弁。見直しをして再度入札にかけることはないのかに対し、鑑定士に鑑定してもらっている中で鑑定額を下げるのが可能か鑑定士と協議すると答弁。旧泰山保育園職員駐車場は何とかならないかに対し、面積が狭く売却できないと思う。近隣の方に利用してもらおうのがよいと考えると答弁。同和対策事業の残地は現状何もでき

ないかに対し、難しいと思う。面積が狭く利用価値が低い。事業者は、事業を計画する際には不要となる土地が出ないような事業計画を立ててほしいと答弁。借地料において、米の価格を基準にして支払っているところがあるが、今米価は存在しないのでお金の換算して金額で契約し直したらどうかに対し、支払い額を尊重すればできないことはないと思うので検討すると答弁がありました。

続いて、平成22年の土地開発公社の保有地と、それ以降に買った建設課分の説明がありました。

新町丸にある土地は振興計画で工事施工の形をとっているが、余り地が出るので今後どうするか協議を進めている。楠目にある土地は、今年一部待避所にしたい形で計画しているなどの説明がありました。

質疑においては、管財課と建設課の所管の線引きはどうなっているのかに対し、建設課の事業用地として購入という形での管理をしていると答弁。心配するのは、事業展開する中でこれだけ余りましたという可能性のあるのは将来どれくらいあるのかに対し、全てにおいて懸念はあります。計画がかっちり入っていない中で土地開発公社が一筆買いをしているので、待避所を確保するなどし道路施設として有効利用すべきと考えていると答弁。行政目的に使っていききたいとか、そうでなければ普通財産として管財課に回っていく流れになるのかに対し、普通財産として管財課に回って、管理するだけの土地は残らないと思う。その土地が売れるとか次の使い勝手があるということであれば、コンクリートを打つとかポケットパークなどで管理していかなければと考えると答弁がありました。

市有財産の管理・活用の状況についての委員の意見として、以前より変わっていない現状もあり、市有財産をどう活用していくかは大事なので、継続しての調査・審査が必要であるという意見が出ました。

2点目として、平成28年度の入札については、年間を通じてどのような入札が行われているか（契約内容、件数、金額等）について説明を受けました。

質疑においては、取り消すとあるが、契約が寸前まで行って取り消しになったのかに対して、入札が済み設計書に不備があり、契約を取りやめたと答弁。どちらが発見したのかに対して、業者ですと答弁。「随契8号該当」とあるが、これはどういうことかに対して、入札したものの落札者がなく、随意契約で契約した工事ですと答弁。1回目の入札で不調になった場合、再度やっているのかに対して、即時に再度入札を2回まで実施するようにしていると答弁がありました。また、随意契約について質問はないかとの発言がありました。随意契約の現状を把握するのに、原課のものを含めて管財課として出せるのかに対し、調査をかけてできないことはないが、契約数、内容も多種にわたり難しいと答弁。随契の金額はどうなっているのかに対し説明があり、問題と思われるのは規則で定める額を超える額で随契を行うケースと答弁。手続が正常に行われているか、随契の理由はどうなっているのかに対して、政令に沿って実施している。県外では随契の

理由をホームページに公表している自治体があると答弁がありました。

委員より、随契は内部でチェックするしかないのではないか。今後の検討課題としたらどうかという意見が出て、今後の検討課題とすることにいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について委員長から報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎真幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎真幹君） 定住人口増加促進特別委員会では、7月21日に都市計画の見直しについて、南国市の現状、状況についてを議題とし委員会を開催しましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

都市計画の見直しについては、現状維持という方向性はこれまでと変わっていないが、権限移譲は時代の流れでいずれは受けなければならないと考えている。それまで権限移譲に向けて、人材育成や資料・情報収集等、内部の土台固めを行っていかねばならないと考えているとの説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

南国市の現状、状況については、まず平成29年5月1日付の高知新聞紙上に掲載された「南国市 開発緩和へ基本方針、集落に住宅建てやすく医学部周辺学園都市に」の記事にある4つの基本方針、①集落機能の維持、②高知大医学部周辺の活性化、③企業誘致、④空き家活用について、また、香美市の人口の推移、建築確認申請受付件数、都市計画法許可件数について説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長からの報告を求めます。「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長、山崎真幹君。

○「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長（山崎真幹君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会では、6月27日、8月1日、8月28日に委員会を、また、7月25日から26日にかけて、総務常任委員会と合同で埼玉県の宮代町と三芳町で視察研修を行いました。

この視察研修については、この委員会が調査研究のたたき台とした条例等が、三芳町の協働のまちづくり条例、協働のまちづくり条例施行規則、パブリック・コメント手続条例、パブリック・コメント手続条例施行規則であることから、総務常任委員会に同行し、合同研修とさせていただきました。

なお、この視察研修の経過、内容等については、お手元の委員長報告をごらんください。

委員会につきましては、各会とも委員からの新たな資料等の追加があれば、それも含め前回の協議内容の振り返り等を行うとともに、香美市協働のまちづくり条例（案）、香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）についての協議、検討を行いました。

なお、香美市協働のまちづくり条例（案）、香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）の素案ができ次第、議員の皆様にお示しするとともに、執行部との協議についても行いたいと考えております。

以上で「協働」・「参画」調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、議案第69号、香美市立大柝診療所の指定管理者の指定についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第52号から議案第69号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成29年第4回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方にはご多忙の中を第4回香美市議会定例会にご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、皆様ご承知のとおり、今月3日、北朝鮮は6度目の核実験を強行し、先月29日には弾道ミサイルを発射し、北海道を通過し、襟裳岬の東約1,189キロの太平洋上に落下させました。国連決議を無視し暴走する北朝鮮に対して、国際的制裁圧力を一層強化して、危険な行動やもくろみを何としても断念させなければなりません。北朝鮮は本県上空を通過する弾道ミサイル発射の計画を表明しており、極めて危険で重大であります。香美市では、弾道ミサイル等の飛来については、香美市国民保護計画に緊急対処事態令の一つとして対応を定めておりますが、全職員が本計画を理解して速やかな行動がとれるようにするとともに、国・県との緊密な連携のもと、市民の皆さんに対して避難など、とるべき行動について周知を図ってまいります。全国瞬時警報システムを活用した対応が全市でとれるよう、防災行政無線の早期完成を急いでまいります。

また、市民にとっては自然災害も大きな脅威であります。近年香美市においては、人的災害、大規模災害は発生しておりませんが、毎年各地で自然災害によって多くの犠牲者、想像を絶する被害が発生しています。香美市においてもこのような災害の可能性は否定できません。むしろ極めて厳しい災害を想定した災害対策、1人の犠牲者も出さな

い決意を込めた防災対策を進めなければなりません。

一方で、気象や災害に関する研究スピードは目をみはるものがあります。より精度の高い分析が行われ、今後においてはより早く注意報や警報が出されるとのことです。また、情報も一層詳しくなることから、行政としてもこれらの情報を的確に活用し、速やかに判断して指示できるような取り組みを進めてまいります。

市民の皆様にとり安心・安全は大きな願いであり、しっかりこのことに行政が応えることが大切であります。そのことは行政の責務であり、今後鋭意努力してまいります。議員の皆様にはご指導、ご提言をよろしくお願いを申し上げます。

次に、各課関連の行政報告を行います。

まず初めに、企画財政課。

1、まちづくり委員会について、第2期まちづくり委員会では、人口減少問題について取り組むことになりました。今後、総合戦略及び振興計画の具体的な事業について理解を深めていき、人口減少問題に関する施策などについて、提言をいただくことになっています。

2、連携中枢都市圏の形成について、平成30年度から高知県全域における連携中枢都市圏の形成に向け、高知市が中心となり、連携事業や連携中枢都市圏ビジョン策定に向け協議を行っております。また、県全域における連携中枢都市圏の形成に先立ち、今月、高知市が連携中枢都市宣言を行うことになっています。

次に防災対策課。

1、第二防災備蓄倉庫の完成について、平成28年度から繰越事業として、土佐山田町片地地区で施工しておりました第二防災備蓄倉庫の整備が、6月20日をもって完了しました。今後は「安心・安全で災害に強いまちづくり」を目指して、非常食・飲料水等の適切な分散備蓄に努めることとします。

2、九州北部豪雨の被災地調査について、7月5日から6日にかけて、九州北部地方で発生した豪雨災害について、高知県が実施した被災地調査に防災対策課から職員2名を派遣しました。期間は5月15日（後に「7月15日」と訂正あり）から18日までの4日間で、福岡県朝倉市や大分県日田市における土砂災害・洪水被害の状況並びに災害対策本部・避難所運営の状況を、県職員4名とともに視察しました。現地では、災害対策本部室の機能配置や本部会議の運営体制、避難所での情報提供のあり方など、今後、本市の災害対策に活かすべき貴重な知見が得られました。

次に定住推進課です。

1、香美市ものづくり会議について、今年度香美市ものづくり会議を設立し、7月28日に第1回香美市ものづくり会議を開催しました。平成27年度から、伝統産業や製造業などの現状と課題を共有するための準備会を重ねており、香美市ものづくり会議では香美市産業の課題解決に向けて検討し、香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指してまいります。

2、姉妹都市交流について、6月9日、姉妹都市である積丹町を総勢24名が訪問しました。当日は、香美市と積丹町のYOSAKOIソーラン合同チームの練習を行い、翌日から2日間は、札幌市で開催された第26回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流が深められました。6月24日から26日には、姉妹都市である積丹町を12名が訪問し、第12回積丹ソーラン味覚祭りに参加しました。訪問団は会場で香美市の地場産品である土佐打刃物やユズ関連商品、高知県の味覚を代表する鰹のタタキを販売し、大変盛り上がりました。8月4日、姉妹都市である積丹町の訪問団3名が来市し、翌日に開催された第49回土佐山田まつりにヤーレンソーラン積丹町&香美市チームで参加し、大きな拍手と声援を受けました。

3、ふるさと納税について、7月31日現在で寄附件数5,314件、寄附金額50,256,000円になっており、今後は返礼品に体験型や観光コースも追加する予定です。来年3月末には目標額2億5,000万円を達成できるよう、今後もふるさと納税のPRを進めていきます。

次に環境上下水道課。

1、香美市水道技術研修会について、7月14日に水道技術者の育成を目的として、水道施設の維持管理を委託している民間事業者と合同の水道技術者研修会を開催いたしました。当日は民間から7名と本市から2名が出席し、水道の歴史、施設管理、水質管理、水道に関する国の動向など幅広い講義が行われました。これからもさまざまな機会を設けて、水道事業における人材育成と技術力の向上を図ってまいります。

次に、建設課。

1、工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業について、現在までに5件の要望があり、1件は施工中で残り4件は現在入札等準備中です。本年度の豪雨等による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業について、47件であり随時国の査定に向けて準備しています。査定後は早期完成に向け事業を実施します。市道・林道等の道路整備について、年度内完成に向け現在、入札準備及び施工中です。

2、県営工事について、国道195号は楠目・佐野工区の詳細設計及び物件調査を行っています。あわせて県土木及び市にて地域に出向き詳細説明を行い、両工区とも用地等買収を計画しています。また、大桁橋架け替え工事では、上部工工事の入札が終了し、県議会9月定例会の議決を経て契約予定です。なお、製作、架設等4カ年の長期工事となります。

3、国道195号及び各県道の事業促進活動について、今後の要望活動等をスムーズに進めるため、3つの県道期成会を一つにまとめ、新たに香南・香美地区県道改良促進期成同盟会を設立しました。また、8月30日に各総会を開催し、県議会議員を初めとする関係者と意見交換を行いました。国道195号について、高知県土木部に山田バイパス、大桁橋などの事業促進要望を10月に行う予定です。

4、地方道路整備について、高知県市町村道整備促進協議会を通じ、交付金事業の予

算確保を主とした要望活動を7月12日に高知県土木部へ、7月24日に国土交通省四国地方整備局へ、7月26日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に行いました。

5、河川整備について、STEP UPものべ推進協議会を通じ、6月28日に国土交通省高知河川国道事務所へ、同日四国整備局へ事業促進要望を行いました。また、7月10日に四国治水期成同盟連合会、四国河川協議会合同総会に出席し、7月18日、19日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府への要望活動を行いました。

次に産業振興課です。

1、木造住宅支援事業について、木材住宅支援事業は本年度10件を予定しており、事業の周知に加え新聞広告による宣伝効果により、8月末で8件の申請をいただきました。なお、予算残額に伴い、10月下旬には再度、新聞広告を掲載して、一層の事業展開を図っていきます。

2、ホテル及び日ノ御子河川公園キャンプ場について、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの改修工事は、9月30日の完成期限に向け工事が進んでいます。今後は備品等の購入を行い、11月もしくは12月実施予定の市民向けのソフトオープンを目指します。また、日ノ御子河川公園キャンプ場については、7月2日から8月27日の毎土日、期間内の月5日から20日までの全日、夏季営業を行いました。今季の営業では、バーベキュー以外に家族向け自然体験イベントを実施し盛況でした。

次に教育振興課。

1、全国学力・学習状況調査について、8月28日に全国学力・学習状況調査の結果発表がありました。本市の状況は、小学校の国語は全国とほぼ同水準でありましたが、算数は全国より明らかに高く、特に基礎を問う算数Aは全国1位の県よりも高い結果でした。中学の学力は依然課題ではありますが、国語で全国とほぼ同水準を維持しつつ、応用を問うB問題では全国6位程度の好成績でした。数学は課題が残っていますが、全国平均との差も明らかに縮まり改善の傾向にあります。これも学校の環境整備や教員研修などの学力向上に係る事業の効果、皆様方の応援の成果だと考えています。

2、イマニュエルプライマリースクールとの姉妹校提携について、グローバル社会の中で夢や志を持って自立し、他と協働しながら未来を拓く子どもたちの育成を目指し、外国語教育を中心とした教育の推進に取り組んでいます。その中で子どもたちの学びをより豊かに深いものとするために、8月17日、日本国領事等の出席のもと、イマニュエルプライマリースクールとの姉妹校提携に係る調印式を行いました。

次に、生涯学習振興課。

1、図書館及び美術館収蔵庫の建設に向けた取り組みについて、新図書館等の候補地につきましては、庁舎内の用地検討委員会で検討された候補地及びアンケート調査等で提案された合計9候補地を対象に、所有者の協力の意思と土地の公表確認を事務局が実施し、5候補地を確定しました。次に、図書館と美術館収蔵庫の合築については、市民

懇談会の意見の中で、多くの方から反対意見が提出されたことを9月5日の建設等検討委員会に報告し、検討議題として提案しました。

次に消防課。

1、平成29年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して火災件数は2件、救急出動は19件、救助出動は2件の減となっております。詳細については表に書かれておりますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、7月30日に香北方面隊が夏季訓練を実施しました。

次に、本定例会に提案をしました議案等の説明を行います。

報告第6号は、平成28年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第7号は、平成28年度香美市資金不足比率の報告です。

議案第52号は、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

議案第53号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第54号は、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第55号は、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第56号は、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第57号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第58号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第59号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第60号は、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第61号は、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第62号は、平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定です。

議案第63号は、平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第64号は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）です。

議案第65号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第66号は、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定

です。

議案第67号は、香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第68号は、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第69号は、香美市立大柵診療所の指定管理者の指定です。

以上、報告2件、議案18件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。どうぞよろしく申し上げます。

各課の行政報告の中に、私が誤って報告したようでございますので訂正をさせていただきます。

2ページのほうの防災対策課の2番の九州北部豪雨の被災地調査についてでございますが、下から6行目になりますけども、期間は7月15日からと申し上げるところを「5月15日」と誤って報告したようでございますので、「7月15日」のほうに訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） これですべて市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

次に、議案第52号から議案63号までの各案件は、平成28年度の香美市一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第52号から議案第63号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成28年度香美市健全化判断比率及び平成28年度香美市資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。

なお、説明は自席において着座にてお願いをいたします。代表監査委員、三木象二君。

○代表監査委員（三木象二君） 体調の都合で、座ったままで失礼ですけれども説明をさせていただきます。

おはようございます。代表監査委員の三木です。よろしく申し上げます。

市長より、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度の香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、その概要について説明させていただきます。

次をめくってくださいませ。表紙の裏面に注記ということで掲載をしておりますので、把握しておいていただきたいと思います。

次のページに目次を掲載しております。この目次の順に従って説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、1ページでございます。

平成28年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成28年度香美市各会計歳入歳出決算。審査の期間、平成29年8月8日から8月18日のうち2日間。3、審査の手続、（1）各会計に関する会計処理は、関係法令等の規定に従い適正に行われているか、また、決算書及び政令で定める書類等も、適正に調製されているかを確認した。（形式審査）

(2) 予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されたかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察、検討した。

(実質審査) (3) 審査においては、各会計歳入歳出決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取その他必要と認める監査手続を実施した。なお、証拠書類については、例月現金出納検査において精査している。

(4) 一般会計歳入歳出決算における歳入歳出決算額には、公立保育所の個人給付及び法定代理受領に係る歳入歳出決算額を計上したことにより、実際の歳入歳出決算規模より拡大しているが、本意見書では施設型給付費に関する歳入歳出決算額は考慮しないものとする。

第2、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、それらの計数も関係書類と符合し、正確であると認められた。また、決算の内容についてはおおむね適正であった。なお、詳細は後述のとおりであります。

2 ページでございますけれども、審査の結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていると思いますので、時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

1、決算の総括、(1) 決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりであります。

下表をごらんください。歳入の一般会計、特別会計の総額は268億8,500万円、重複控除額は15億100万円、純計決算額が253億8,400万円。歳出総額につきましては、263億5,300万円、重複控除額につきましては15億100万円、純計決算額は248億5,200万円となっております。歳入歳出差引につきましては、決算額、純計決算額ともに5億3,200万円となっております。

次に、一般会計及び特別会計のうち、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業会計の純計決算額を地方公営企業繰入金について(総務省自治財政局長通知)に基づいて算出された基準内繰入金で調製した額は、次のとおりであります。下表のとおりであります。総務省自治財政局長通知というのは、一般会計から水道事業に繰り出しが認められているものでございます。

次のページをお願いします。(2) 決算収支。28年度総計決算における歳入総額は、先ほど申しましたように268億8,500万円、歳出総額は263億5,300万円、実質収支は2億3,300万円で、27年度の繰越金を控除した単年度収支は3億7,100万円の赤字となっております。28年度実質収支が27年度と比較して上記赤字額20.7%減少したのは、歳入が4億5,100万円の減少となったことに対し、歳出については5億5,900万円の増加となったことによります。表のとおりでございます。

次に、(3) 市債の状況でございますが、28年度末残高は、27年度末残高と比較して5億5,100万円、率にして2.5%減少しております。28年度末残高につきま

しては、下表のとおり 211 億 6,600 万円となっております。

次のページ、4 ページでございます。2、一般会計（1）決算収支の状況。28 年度の決算状況は、歳入総額 175 億 3,926 万 3,000 円、歳出総額は 171 億 4,520 万 5,000 円で、実質収支は 1 億 828 万 1,000 円の黒字となり、うち 5,414 万 1,000 円を財政調整基金へ積み立てております。

次に、（2）歳入でございます。歳入の構成につきましては、自主財源では 27 年度と比較しまして、市税 4,163 万 2,000 円、率にして 1.7%、財産収入 3,669 万 4,000 円、率にして 104.5%、その他の収入 3 億 3,675 万 2,000 円、率にして 20.3% がともに増加した。依存財源では、国庫支出金 1 億 1,498 万 8,000 円、率にして 5.9% が増加したほかは全てにおいて減少しております。下表のとおりでございますので、見ておいていただきたいと思います。

次に、5 ページ、イ、科目（款）別歳入決算状況を載せております。

また、6 ページにはウ、款別歳入増減表、28 年度決算から 27 年度決算を差し引いたものを載せております。説明を省略させていただきますので、後ほど見ておいていただきたいと思います。

次に、7 ページ、エ、収入実績について説明いたします。時間の都合で主なもののみを説明させていただきます。

1 款、市税。市税の徴収率は緩やかな上昇傾向にある。下表によりますように、28 年度の収入済額は 24 億 7,554 万 8,000 円、徴収率につきましては 96.7% となった。今後とも税の公平性に向け、効率的で確実な徴収努力の継続を期待いたします。

6 款、地方消費税交付金。地方消費税交付金につきましては、27 年度と比較して 5,479 万 1,000 円、率にして 10.7% 減少しております。

次に、10 款、地方交付税。1 項、地方交付税でございますが、27 年度と比較しまして 1 億 8,824 万 8,000 円、率にして 2.5% 減少しております。下表のとおり収入済額については、72 億 25 万 4,000 円となっております。

8 ページにつきましては省略させていただきます、9 ページをお願いいたします。

9 ページ、下の端の段でございますけれども、17 款、寄附金、ふるさと納税寄附金につきましては、27 年度と比較して 1 億 9,943 万 4,000 円、率にして 738.4% 大幅に増加しております。ポータルサイトの活用や返礼品の工夫をするなどの取り組みが、寄付金増額につながっております。

次に、10 ページを省略させていただきます、11 ページごらん願います。

（3）歳出でございますが、ア、歳出の構成、性質別経費の状況につきましては、その他の経費については、拠出金及び貸付金が減少となったものの、ふるさと納税業務委託や電子計算費システム改修・構築費等による物件費の増加、まちづくり応援基金費や施設整備基金費への積み立てによる積立金の増加等により、前年度比 6 億 858 万

7,000円、率にして9.8%の増加となった。下の表のとおりでございます。

次に、12ページのイ、科目（款）別歳出決算状況につきましては、説明を省略させていただきますので見ておいていただきたいと思います。

次に、13ページ、ウ、支出内訳でございますが、これも主なもののみを説明させていただきます。

2款、総務費、総務管理費、工事請負費でございます。27年度と比較して1,636万5,000円、率にして148.0%増加した。これは主に岡ノ内ヘリポート進入路整備など、市の財産整備に係る費用が増加したものであります。

次に、1項、総務管理費、委託料でございますけれども、これは主にふるさと納税業務委託に係るもので、27年度と比較して1億6,405万8,000円、率にして1,140.3%大幅に費用が増加しております。

次に、1項、総務管理費、負担金、補助及び交付金、これは主に香美市生活バス路線運行維持費補助金や地域活性化に対する補助金等によるもので、27年度と比較して3,587万3,000円、率にして68.9%増加をしております。

次のページ、上の2段につきましては省略させていただきます、下の端の段で、2項、児童福祉費、工事請負費、27年度と比較して3,715万1,000円、率にして607.8%大幅に増加している。これは、老朽化した保育園の改修や新制度に対応した保育園の改修によるものであります。

次のページをお願いいたします。

次のページ中段でございます。10款、教育費、2項、小学校費、工事請負費、27年度と比較して1億1,976万円、率にして695.8%大幅に増加しております。小学校等に設置している遊具、プール等の老朽化に伴う修繕、整備によるものであります。

次に、13款、諸支出金、基金費、積立金、市の施設等の整備に要する財源を積み立てるもので、新図書館及び消防署香北分署等の建設事業に係る財源確保のため大幅な増加となっております。金額にして、支出済額6億5,025万7,000円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算状況を説明させていただきました。

続きまして、特別会計の決算について説明をさせていただきます。16ページでございます。

3、簡易水道事業特別会計、決算収支の状況、28年度の歳入総額は4億8,336万4,000円、歳出総額は4億8,326万3,000円、実質収支は10万円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金1億3,614万円を除くと、1億3,604万円の赤字決算となっております。基準外繰入金とは、総務省通達の繰り出し基準内の繰入金を除く一般会計からの繰入金であります。詳細は表にしておりますので見ておいていただきたいと思います。

次に、17ページ、4、公共下水道事業特別会計、決算収支の状況でございますが、

28年度の歳入総額は4億8,361万5,000円、歳出総額は4億7,447万8,000円、実質収支は50万円であります。下表のとおりでございます。

次のページに、5、特定環境保全公共下水道事業特別会計、決算収支の状況でございますが、28年度の歳入総額は1億5,408万8,000円、歳出総額は1億4,991万2,000円、実質収支は13万7,000円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金2,567万1,000円を除くと、2,553万4,000円の赤字決算となっております。

次のページをお願いいたします。6、農業集落排水事業特別会計、決算収支の状況、28年度の歳入総額は3,523万8,000円、歳出総額は3,522万8,000円、実質収支は1万円あります。なお、一般会計からの基準外繰入金669万9,000円を除くと、668万9,000円の赤字決算となっております。

20ページをごらんください。7、国民健康保険特別会計、決算収支の状況、28年度の歳入総額は43億2,290万2,000円、歳出総額は43億1,859万3,000円、実質収支は430万8,000円あります。

次に、22ページをごらんください。8、介護保険特別会計、決算収支の状況でございますが、28年度の歳入総額は33億8,699万6,000円、歳出総額は32億8,031万5,000円、実質収支は1億668万2,000円となっております。詳細は表の中を見ていただきたいと思います。

次に、23ページ、9、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、決算収支の状況でございますが、28年度の歳入・歳出総額はともに1,316万4,000円で、実質収支はゼロ円となっております。

10、後期高齢者医療特別会計、決算収支の状況につきましては、28年度の歳入総額は4億6,523万7,000円、歳出総額は4億5,206万円、実質収支は1,317万7,000円あります。

次に、25ページでございます。11、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計でございます。決算収支の状況につきましては、28年度の歳入・歳出総額はともに70万3,000円で、実質収支はゼロ円となっております。

次に、26ページ、第3、財政構造の弾力性等でございます。主要財務比率の年度別推移は次の表のとおりでございます。一番上の財政力指数につきましては、本年度0.30、27年度0.29、26年度0.29となっております。財政力の弱さが示されております。

次に、経常収支比率でございますけれども、28年度が97.2%、27年度が92.6%、26年度が92.5%となっておりますけれども、100%に近いほど財政需要の余裕がない状況が示されております。そのほかにつきましては順調にしている模様でございます。

次に、最終ページ、むすびでございますけれども、平成28年度の一般会計と特別会

計を合わせた決算額は、歳入総額268億8,500万円、歳出総額263億5,300万円、実質収支は2億3,300万円の黒字、平成27年度の繰越金を控除した単年度収支の額は3億7,100万円の赤字決算となった。これは、普通交付税の減少や今後計画されている施設整備に備えての基金の積み増しなどが要因である。次年度からは、新たに第2次振興計画に基づく市政運営が進められるが、平成32年度末には普通交付税の合併算定がえの特例措置が終了することを踏まえると、将来的に財政状況は厳しくなることが予想される。このような中、今後も新図書館や消防署香北分署、鏡野中学校プール等の建設事業が控えており、効果的な施策を推進するとともに建設後の維持経費を考慮するなど、一層のコスト意識を持って施策の実施に努められたい。また、新地方公会計制度に関しては、平成29年度までに財務会計を補完する統一的な基準による財務書類の作成、公表が義務づけられている。地方公共団体における導入の意義は、説明責任の履行が図られ、財政の効率化・適正化につながるものであり、予算編成等に積極的に活用されるよう望むものである。最後に、健全な財政運営に努め、市民が安全で安心して生活できる地域社会の構築に向けた、香美市の発展を期待してむすびといたします。

以上、一般会計、特別会計歳入歳出決算の意見書の説明を終わります。

続きまして、水道事業会計の説明を行います。こちらの冊子をお願いいたします。

20ページの次のページ、監査1のページを開いてください。

平成28年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成28年度香美市水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間、平成29年7月11日、28日。3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4、審査の内容、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令に定められた様式に準じて作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているか等の形式審査と、経営分析及び内容が適正か等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共の福祉の増進については特に留意をして審査した。

第2、審査の結果、1、形式審査、決算書類は関係法令に定められた様式に準じて作成されており、経営成績や財政状態を適正に示しているものと認められる。

2、実質審査、(1)年度比較分析、ア、対前年度比較(以下、平成28年度決算と平成27年度決算の比較)でございます。A、比較損益計算書、後ろにそれぞれ参考資料を掲載しております。aの収益でございます。収益に関して変動があったのは、給水収益154万5,623円、率にして0.88%であるが、今年度は有収水量が昨年度より多かったためと考えられる。また、給水装置新設分担金484万円、率にして100%が新たな項目に加わった。これは、平成28年4月1日から水道給水装置を設置す

るに当たり、水道管の敷設のため分担金を徴収しているためである。b、費用。費用に関して変動があったのは、配水及び給水費マイナス1,528万3,795円、率にしてマイナス45.19%でございますが、これは昨年度多かった修繕費の大幅な減少によるものであります。c、経常利益・純利益・各種指標。全ての数字が改善されております。以上のことから、給水収益の増加と給水装置新設分担金による収益の増加により、経営改善が見られた。また、配水及び給水費の費用の減少も影響を与えております。次に、Bの比較貸借対照表。そして、次のページのC、比較キャッシュフロー計算書、そして、Dの比較収益費用明細書、そして、次のページのイ、直近5年間の推移につきましては、後ろに資料も載せておりますし記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、監査4のページでございますが、3、むすびでございます。当年度水道事業会計の純利益は4,474万4,519円で対前年度1,886万4,277円、率にして72.89%の増益であった。これは近年の集中的に実施した施設等修繕の結果、水道事業費用が大幅に抑制されたことと、平成28年より開始された給水装置新設分担金の徴収など、費用と収益のバランスを考えた安定運営に努力されていることが伺える。なお、引き続き効率的、安定的な事業体系により、安全で良質な水の安定供給の維持に努められたい。加えて、新水源地の事業も始まり、計画的な管路の更新など総合的に推進し、一層合理的な事業運営を図られるように望むものであります。

以上で水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、香美市工業用水道事業会計の説明を行います。16ページの次のページ、監査1を開いていただきたいと思います。

平成28年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度香美市工業用水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成28年度香美市工業用水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間、平成29年7月11日、28日。3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4、審査の手続、決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

次のページ、第2、審査の結果でございます。1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に示しているものと認められる。

2、むすびでございます。高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し、新たな産業の育成を図る役割を担っているが、工業用水の利用については、平成19年度以降実績がない。次年度におかれては改めて工業用水の利活用について必要性を再考しつつ、思い切った方向性をもって計画していくように努められたい。

以上で工業用水道事業会計決算報告書についての説明を終わります。

続きまして、1枚物の文書をお願いをいたします。平成28年度財政健全化判断比率の審査意見について説明を行います。文書の裏面をごらん願います。

平成28年度財政健全化判断比率の審査意見。

1、審査の対象、平成28年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。2、審査の期間、平成29年8月18日。3、審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっている。下表のとおり、全ての比率が早期健全化基準未満となっておりますので申し添えます。

次に、もう1枚の文書でございますけれども、平成28年度資金不足比率の審査意見について説明を行います。文書裏面をごらんください。

平成28年度資金不足比率の審査意見。

1、審査の対象、平成28年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。2、審査の期間、平成29年8月18日。3、審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。下表のとおりでございます。

以上をもちまして、各会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。

お聞き苦しい点もあったと思いますけれども、ご静聴ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見につきまして説明をいただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意を表します。まことにありがとうございました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月12日火曜日の午前9時から開会します。

本日はこれで散会します。

（午前10時22分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 火曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里  
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成29年9月12日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 7番 村田珠美
- ② 4番 山崎眞幹
- ③ 12番 山崎晃子
- ④ 11番 門脇二三夫
- ⑤ 16番 比与森光俊
- ⑥ 14番 大岸眞弓
- ⑦ 5番 森田雄介
- ⑧ 6番 濱田百合子
- ⑨ 13番 山崎龍太郎
- ⑩ 2番 小松孝
- ⑪ 3番 利根健二
- ⑫ 15番 織田秀幸
- ⑬ 9番 爲近初男
- ⑭ 1番 甲藤邦廣

会議録署名議員

16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 改めまして、おはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

1つ目の質問、子どもの体力低下と健康について。

昔と比べて子どもたちの体力が低下してきた。こんなことでは地震などの災害時には大変なことになる。コンビニで子どもたちがしゃがんでパンを食べたりしゅう。長いことよう立っておらんき、腰を地面につけて座っちゅうがよ。子どもがすぐに疲れた、疲れたと言う。遊んでいても体を上手に使えず、ちょっとしたことでけがもしやすいという心配する声をたくさん聞きます。また、正座ができない、しゃがんでも立てない、しゃがむと後ろにころげてしまう、背中に背負えないなど、心配される子どもたちが増加しているようです。

文部科学省が昭和39年から行っている体力・運動能力調査によりますと、昭和50年の半ばごろまでは向上を示していました。昭和60年ごろからはほぼ全ての項目で急激な低下が認められ、持久走の女子1,000メートルでは、13歳の女子は昭和60年を最高に、平成12年までは25秒以上遅くなっているようです。新体力テストへと移行した後は低下速度がやや緩やかになっていますが、多くの項目は明確な向上の傾向が見られないままだそうです。

子どもの運動能力低下が問題視される中、実は部活動やスポーツ少年団などで運動する子どもたちとそうでない子どもたちには、体力・運動能力の差が開き、体力の二極化が進んでいることも指摘されております。

一方で子どもたちの身長や体重は向上していますが、子どもが靴のひもを結べない、スキップができないなど、体を上手にコントロールできない、あるいはリズムをとって体を動かすことができないといった、体を操作する能力の低下も指摘されているようです。

体力の低下は運動・健康面だけではなく、精神面にも影響が出ると言われております。ストレスに対する抵抗力が低下するため、心身の健康に不安を抱えて生活をする人が増加すると予想されます。体力の向上には、運動することだけではなく食も体をつくる大きなものになります。体の小さい幼少期のほうが、いろいろな動きができるようになるチャンスが眠っています。この時期をどう過ごすかで、体を操作する能力が蓄えられる

と言われております。

そこで、①の質問です。

子どもの体力・運動能力の低下についてどう考えていますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 村田珠美議員の子どもの体力・運動能力低下の原因について、お答えをいたします。

毎年行っています国の体力調査によりますと、小学校はほぼ全国平均となり、中学校も全国平均に近づいてきていますが、まだまだ課題が多く、体力が落ちた原因を分析すると、子どもたちの運動・スポーツに取り組む時間と関係があることがわかっています。

本市は小学生の10%前後、中学生の20%前後が1週間の総運動時間が60分未満でした。このことからわかるように、生活の中で体育の時間以外に運動しない子どもがふえていることが、体力の低下の原因になっているのではないかと考えているところです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、続けて②の質問をいたします。

運動をする子どもたちとしない子どもたちの運動能力の二極化が心配されますが、本市の現状をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

全国の小学生の調査からは、余り二極化は読み取れませんでした。しかし、中学生を見ますと、男子は15%が1週間の総運動時間は60分未満であるのに対し、75%が7時間以上でした。女子は25%が60分未満に対し、50%が7時間以上運動をしており、二極化がはっきりとあらわれています。運動部活動の影響があると思われま

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 運動能力につきまして、運動する時間が学校等以外に余りないような感じのことでしたが、小学生なんかはスポーツ少年団に属してる子どもたちもいると思うんですけど、香美市内にはどういったスポーツ少年団があるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 地域の方がいろいろなスポーツ少年団の活動をしてくださってまして、皆様がよくご存じの分には少年野球であったりとか、それからサッカー、バレーボール等があります。あと、雪合戦のスポーツ少年団もありまして、そういうようなことが地域ごとにいろいろされています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 雪合戦というのは、これは冬季限定なのではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

もともと雪が降らないものですから、体育館で雪を想定してずっと年中続けています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） その雪合戦のことはきょう初めて知ったんですが、これは3町ともやってらっしゃるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 香北町のほうでされています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ありがとうございます。またそれが、あとの2つの町にも広がるといいと思います。ちょっとドッチボールに似たような感じにも受けとられますが、ルール自体はちょっと違うのかもしれない。

それでは、続けて③の質問に移ります。

食生活も体力づくりにはとても重要なことです。学校での調理を通じた食育の授業はどのような内容になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

小学校では、高学年から炊飯、みそ汁、おやつやお弁当づくりなど工夫を凝らした調理体験や、それから、大宮小のスーパー食育事業の取り組みで作成した食育ノートというものがあります。こういうものですが（資料を示しながら説明）。この食育ノートを全校に配っていますので、こういうのを使って減塩などの取り組みなど、自分自身の将来につながる健康に着目する授業に取り組んでいます。

中学校では、栄養バランスや体力アップにつながる内容となるよう、香美市食育ハンドブック、これもこういうのがございますが（資料を示しながら説明）、このハンドブックを活用して調理実習を行っています。

本市独自の取り組みとして、香美市内全ての小中学校でヘルスメイトさんの協力による調理実習を行っています。加えて中学校では、昨年度よりJ A女性部による香美市の食材を使った献立による調理実習なども行っているところです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 地域のさまざまな方々のご協力をいただいて子どもたちの食育についての研究、勉強が進められていることは、すごくありがたいことだと思います。

その調理実習時間ですが、月に大体何回ぐらい実施をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

調理実習の時間は、家庭科の時間そのものが大変少ないので何回もではありません。

でも、大体学期に1回ぐらいはできるような形で、どことも計画をしているところです。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 食育ってということは、人間の体をつくることには本当に大切なことなんですけど、月1回ぐらいとか、学期に一度ぐらいってさっきおっしゃいましたけど、回数的にはちょっと少ないかなというふうには思うんですが、家庭のほうで子どもたちが料理できるようなことにつなげていくことには、すごく効果があると思いますので、またぜひいろんなもの、つくり方等を郷土料理なんかもちろんですけど、そういったところでまたお勧めをお願いできたらと思います。

それでは、④の質問に移ります。

朝食をしてこない子どもたちの割合と、また対策についてお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

市の食生活に関するアンケートとして、小学校5年生と中学2年生を対象に行った調査で、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の本年度の割合は、小学校81%、中学校78%で、過去4年間の中で最も少なく残念な結果でした。

対策としては、参観日の食育講演会の実施や簡単朝食レシピを紹介するなどして保護者に意識を持ってもらうことや、子どもたち自身が調理をして自分で食事ができる力を養うように取り組みを進めています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 4年間で過去最低だったという数字を聞きまして、子どもたちもきっとおなかがすくだろうなというふうに思います。食べてこない子どもさんに、こういった理由で朝食をとってこないのかっていうふうなことは、わかる範囲内で構いませんが、教えていただけたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この部分はちょっと詳しくは調査をしていないというか、きちっと聞き取れてないのですけれども、生活が不規則ということも1つありますし、けれども食事の栄養が非常に高くなっているんで、おなかがすかないというか、時間でおなかがすかないということもあるような気がするのです。ですから、朝食の大切さについては、終始学校のほうでは投げかけをして、調理実習のときには朝食は自分でつくれるということを狙いにして、小学校も中学校もやっているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど高カロリーのものっていうふうなことでおなかが膨らむというお話も聞きましたが、せんだってもちっと栄養についての研修がありまして、カロリーよりもやはりバランスっていうふうなことをすごくその方はおっしゃっていた

んです。いろいろな理由があるかもしれませんが、家庭へ、朝何でもいいので少しでも口に入れられるようなものを食卓に置いていただけるような、また通知とかお手紙の中に入れていただき、朝食はその1日のバランスにもなりますので、ぜひ食べてくるような形でまたお勧めいただけたらと思いますので、ご指導よろしく申し上げます。

学校保健統計調査報告では、1970年から2000年の30年間に男女とも肥満傾向のある子どもの割合が増加していて、男子は各年齢層ともおよそ2倍から3倍に増加をしているそうです。小児生活習慣病の危険因子として、肥満、高脂血症、高コレステロール、高血圧、家族歴、ストレス、運動不足などと言われております。

1996年の東京都予防医学協会の資料では、肥満、高脂血症などこれらの有所見者の割合は、小学生で41.5%、中学生で39.3%、高校生で35.6%となっていたそうです。小学生がその中でも最も多いのには、ちょっと驚かされました。子どもの食生活の欧米化や食べ方、体を動かさない日が多いなどにより、子どもの将来、生活習慣病の増加が心配をされます。

そこで、⑤の質問をいたします。

生活習慣病を心配される子どもがいるのでしょうか。いるとしたら人数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 生活習慣病等の子どもの人数に関してですけれども、生活習慣病につながる数値として注目しているのは、肥満と痩せ身の児童生徒です。本年度の肥満の小中学生は男子が60名、女子69名、合計129名です。割合は全体の8.1%で、上級学年になるに従いやや増加傾向にあります。なお、痩せ身につきましては男子が7名、女子10名、合計17名で割合は1.1%で、国や県と比較しては少ないです。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 肥満傾向にある方が結構たくさんいるので驚きました。学校等に行くこともあるんですが、最近は何も見かけなくなったかなっていうふうに思ってたんですけれども、逆にちょっと痩せてる子どもさんが多いかなとは思ってたんですが、ちょっと意外な結果でございました。

それでは、次、越智町では少し変わった指導をしているそうで、高知ファイティングドッグスの方々が子どもたちの体力づくりの指導にご協力をされているようです。それも大音量での音楽を聞きながらの運動だそうです、自然に体が動くといった感じでしょうか、とても興味深いものだと聞きました。県の教育委員会も学力向上がすごいということで、調べに来たというお話も聞きました。体力の上に知力がつく、学力がつかると何でもできるっていうふうに、その方はお話をされていました。

そこで、⑥の質問でございます。

体力づくりは学力向上にもつながると聞きます。基礎体力づくりには有効な運動はある

のでしょうか。また実施をしているとしたら、それを実施しての効果についてお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

基礎体力をつくるのに有効な運動として、数年前からジャックナイフストレッチというものが県から紹介をされています。市内の小学校でも朝の会などで各学級単位で取り組むことで、体も頭も心も目覚めさせようと実施している学校が多くあります。

このジャックナイフストレッチは柔軟性を養う運動であり、継続して取り入れることで効果がありました。全国体力調査の長座体前屈の数値が全国平均を大きく上回ったという結果が出ています。このジャックナイフストレッチというのは、しゃがんでかかとを手で持って、そのままの形でずっと伸ばしていくという運動で、見本が見せれないぐらいちょっときつい運動です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 初めにも申しましたように、しゃがんで背負えないとか、そういうことの改善につながっていくような体操ではないかと思われまます。継続することは、本当に大きな力になっていくものだと思います。

それ以外は特にはなかったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学校のほうでは、初め申しましたように授業以外の運動時間が多かったり少なかったりということですので、休み時間等にできるだけ運動を促していくことはどの学校もやっています。県のほうからも課題は全県一緒ですので、いろんなプログラムを出してくださって（資料を示しながら説明）、たくさん見本も示して下さったりとか、講習会もあったりしています。そういうものを取り入れながら、子どもたちの運動をできるだけたくさんできる形へ持っていくようにしています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにお願いいたします。

子どもにとっては遊びも重要な運動の1つでございます。特に乳幼児期の外遊びは、運動不足を解消するだけでなく気分転換になり心の健康を保つ効果があると思います。また、友達とたくさん遊ぶことで人間関係の基礎が学べると思います。外遊びで体を動かし、楽しいことに夢中になれるような時間を学校などでつくり、汗を流して思いっきり遊ぶ時間を、休み時間以外のことなんですけれども確保することが、今後重要な時代に来ているのはではないかなというふうにも思います。

そこで、⑦の質問です。

遊びの中で自然に実につく柔軟性、俊敏性、適切な判断力は、災害時のときに自分の命は自分で守るなどの生きる力につながると思います。全身を使った遊びが少なくなっ

てきました。そして、またそんな遊びを知らない今、保育園、小学校での体力づくり、遊びの時間として実施をしてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

就学前の意識を保ち、小学校でもより運動、スポーツが好きになるには、ふだんの遊びの中での運動の楽しさを味わうことと、体育の授業の中での運動の楽しさや達成感を味わうことが大切だと思います。そのためには、保育園、小学校で体力づくりを意図した遊びの時間をつくることは効果的であると考えています。保育園や小学校には、幼児期と小学校の運動をつなげる運動遊びプログラムポスターを配付し、活用していただいています。今後も体力向上を意図した工夫した取り組みが行えるように、市教育委員会としても支援をしてまいります。

先ほどこのお見せしたこういうやり方を（資料を示しながら説明）書いて掲示もしてあったり、授業でも使ったりしますが、こういうようなものとか、いろいろな冊子等を出して促しているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど大音量の音楽の話をしていましたが、音楽を聞くということは、体を動かすのにはすごく有効なことだと思います。遊びの中にもそういった工夫を取り入れていくことも大事ではないかなというふうに思います。

スキップができない子どもさんが最近が多いっていうのをテレビ等で見られたこともあると思いますが、これは運動能力ではなくてリズム感の問題だということを書いているところもございました。リズムは、総合的に運動能力・体力づくりにも本当に大切なことだと思います。

現在行っている先ほどジャックナイフストレッチもお話いただきましたが、ストレッチは時間をかけて行うことによって効果があらわれてくるっていうふうなことでございます。それと併用して、前回もちょっと質問もさせていただきましたが、ラジオ体操も今以上に取り入れると、全身運動として総合的に有効ではないでしょうか。

今年、奈義町を教育厚生常任委員会のほうで訪問をさせていただいたときに、ちょうど3時ごろの時間になったんですけれども、ラジオ体操の音楽が庁舎内に流れてまいりました。職員さんも町民の方々と一緒に、その時間は緊急でない限り体操を一緒に行うというふうにお話をされておりまして、体操すると本当に体がリラックスできて、肩こりとかいろんなところで体がすっきりすると、仕事の効率も上がるというふうなお話を聞きました。

本市でも日曜市でラジオ体操を行ったりしております。香美市の職員さん方もそういうふうになるとすごくいいのではないかなとは思っています。

それでは、⑧の質問に移ります。

リズム感のあるラジオ体操を子どもたちに定着させることも1つの方法だと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

ラジオ体操は、体幹等をしっかり鍛えることができる効果的な方法だと思っています。村田議員さんの言われるとおりだと思います。

子どもたちもラジオ体操はどことも行っていますけれども、さまざまなことをまぜながらやっているということにはなりません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今後なおまたラジオ体操のほうも力を入れてやっていただけたらと思います。

生活習慣病と呼ばれる高血圧症、糖尿病、高脂血症などが、大人だけでなく子どもにも増加をしております。厚生労働省は小児生活習慣病として、子どものころからのライフスタイルの改善に力を入れております。予備軍の子どもたちは、小学校から高校生の10人中4人の割合で見られるそうでございます。生活習慣病にさせないためには、家庭はもちろん学校、保育との連携が大切だと思います。

⑨の質問をさせていただきます。

食生活や運動を含めた健康に対する自己管理を子どものころから身につけることはとても重要です。このことが定着していくと、将来的にも心身ともに健康に生活ができると考えます。また、生活習慣病予備軍の方も減少していきます。

今後は生涯にわたる健康を、目先ではなく10年、20年を見越した香美市独自の計画を立てることが必要ではないでしょうか。

そこで、まず、子どもたちから標語を募集して、今以上に市民に健康についての意識の高揚を促してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

現在こういう冊子がございます（資料を示しながら説明）、1つは平成26年3月に作成した香美市健康増進計画というこの計画と、それから、平成25年3月に作成しました香美市食育推進計画、この2つに基づいて行っているところです。

子どもたちに自分の体の管理能力を育むために、例えば大宮小学校がスーパー食育スクール事業で学んだ減塩の取り組みを市内全域に広めています。保護者や地域の方々を招いた講演会も企画し、多くの方々に参加をいただいています。また、市内に4名配置されている栄養教諭を中心とした研究も行っており、子どもたちの深い学びにつなげていきたいと考えています。

標語につきましては、状況を見ながら判断をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 厚生労働省は小児期のライフスタイル改善等により、予防し得る生活習慣病と捉えているようでございまして、その方法によって改善できて、生活習慣病の子どもたちが、予備軍ですけどぐんと減っていくというふうに考えられると思います。

生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけではなく、国民医療費にも大きな影響を与えております。子どもがこの先豊かに健康で生活ができるような、香美市独自の10年、20年先を見越した計画がやはり必要だと思います。

今後ぜひそういった方向で検討をしていただけたらと思いますが、先ほど2つの資料を見せていただきました。それに従いというふうなことでしたが、平成26年、平成24年ということで、そろそろまた新しい計画を立てていかれるのでありましたら、そういったことも含めて計画をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育課長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この2つの計画につきましては、実践をしながら見直しをしていくということですので、十分に実践をしながら、また次へつなげていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 学校や公民館等の壁に「あいさつは人の心の橋渡し」という標語が、長きにわたり掲げられております。その標語を見ると、挨拶の大切さを本当に再認識をさせられます。

1枚の布ではありませんが、書かれた標語には大きな伝える力があると思います。子どもたちがつくった標語を掲げ、市民全体で健康づくりがいかに大切かを共有し、啓発することは非常に大切なことだと思います。今後の様子を見ながらというふうなことでしたが、ぜひとも実施に向けての努力をお願いをいたしたいと思っています。

それでは、ここで次に、大きな2つ目の質問に移りたいと思います。

行方不明者の早期発見と対策についてです。

初めに、行方不明で亡くなられた方々、ご家族にお悔やみを申し上げます。また、まだ見つかっていない方の早期発見をお祈りいたします。そして、消防署を初めとする各関係団体、個人の方々に感謝を申し上げ、1日も早く発見ができますことをお願いいたします。

以前は未成年者の家出や失踪が多かったのですが、最近は高齢者の方が失踪するという傾向が見られるようになりました。高齢者の失踪の場合は、大きく分けて2つのパターンがあるようです。

1つ目は、自分から失踪した場合で、金銭的や原因不明のケースです。

2つ目は、認知症による失踪の場合です。認知症は、予備軍も含めて4人に1人の割合だと言われております。

平成28年6月に、認知症もしくはそれが疑われる者の行方不明者数が、昨年において全国規模で1万2,000人余りに上ったと警察庁が発表しております。これにより、当該行方不明者数が3年連続で1万人を超えたこととなります。

内容は認知症による徘徊等が理由で、行方不明になった者は1万2,208人に上り、そのうち9.8%に当たる1万2,058人は所在確認がとれた一方で、残り0.2%の行方不明者は行方不明のままです。その中で死亡事例となってしまった方は、前年度比で50人増となる479人だったそうです。

大切なご家族がある日突然行方不明になってしまったと考えると、とても耐えがたいものがあります。最近では、消防無線で香美市内でも行方不明の方々の捜索の協力を願う放送が聞こえてくるたびに、胸が痛くなり何か協力ができないものだろうかという市民の方々も話をしております。

高齢化が進む昨今、高齢者の行方不明の方が増加をしております。この行方不明には、高齢者の認知症も関係をしております。また、大人や子どもの行方不明者等について、捜索と対策について以下をお尋ねいたします。

①の質問です。

平成27年度と28年度、29年8月までの現状をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 村田珠美議員の行方不明者の早期発見と対策についての①の質問、平成27年度、28年度、29年8月までの現状をという質問にお答えをいたします。

まず、行方不明者の捜索等につきましては、警察から協力要請があった場合に消防団を中心に行っております。そのため、件数等につきましては、あくまで警察から消防本部に要請、または情報提供があった事案の件数等ということでご理解をお願いをいたします。

年度別に見ますと、平成27年度は2件、そのうち捜索活動はゼロ、拡声放送のみ実施1件、情報提供のみ1件。平成28年度は9件、そのうち捜索活動は2件、拡声放送のみ実施1件、情報のみ6件。平成29年8月までは9件、捜索活動3件、拡声放送のみ実施5件、情報のみ1件となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 続きまして、②の質問です。

年齢別、性別の内訳をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

年齢、性別の内訳でございます。

平成27年度以降の行方不明者20名のうち、15名が65歳以上の高齢者の方とな

っております。年度別に見ますと、平成27年度は行方不明者2名、いずれも高齢の女性。平成28年度は行方不明者9名、うち高齢の男性4名、高齢の女性3名、10代・20代の男性各1名。平成29年8月までは行方不明者9名うち高齢の男性2名、高齢の女性4名、30代の男性1名、50代の男性1名、60代の女性1名となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ③の質問をさせていただきます。

高齢者の認知症の方の行方不明者数をお願いいたします。うち、高齢者の方の認知症の方は何名だったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

高齢者のうち認知症との情報があった方の数をお答えいたします。平成27年度以降の行方不明者20名のうち12名、男性5名、女性7名、全体の60%が認知症の方となっております。

年度別に見ますと、平成27年度は行方不明者2名中認知症の方は1名。平成28年度は行方不明者9名中認知症の方は7名。平成29年8月までは、行方不明者9名中認知症の方は4名、この中には60歳の女性1名も含まれております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、続きまして④の質問に移ります。

香美市で発見された行方不明者数のうち市外在住の行方不明者数と年齢、また、その方は認知症によるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

行方不明者のうち市外在住者数と年齢、また、その方は認知症によるものかという質問にお答えをいたします。

平成27年度以降の行方不明者20名のうち4名が市外在住の方で、年齢は20代、30代、60代、70代各1名となっております。そのうち認知症の方は70代の方1名となっております。

年度別に見ますと、平成27年度は市外の方はおりません。平成28年度は行方不明者9名中1名、20代の男性が市外在住の方となっております。平成29年8月までは、行方不明者9名中3名、30代男性、60代女性、70代男性の方が市外在住で、70代の男性が認知症となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、⑤の質問です。

ひとり住まいの方等、認知症が心配される方を把握しているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 村田議員のひとり住まいの方等、認知症が心配される方を把握しているかという質問にお答えします。

全体の把握はできていませんが、相談があった方のおおむねの集計ですが、平成29年4月から8月で認知症を主とした相談対応を行ったのは約80名。うち4月以降の新規相談は15名程度です。そのうち、ひとり暮らしの方で、現在もおおむね毎月の継続した訪問等を行っている方は10名程度です。

家族や友人の中で認知症が心配という方は、香美市包括支援センターや社会福祉協議会のほうへ気軽に相談してください。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 認知症の方、心配される方が結構おいでるんだなというふうに思いました。

岡山県の高梁市は人口約3万2,000人で、高梁市徘徊SOSネットワーク事業を実施しています。記憶力や判断力などの低下により、高齢の方などが道に迷い行方不明になることを防ぎ、万一行方不明となったときは、関係機関・団体などとの連携やメール配信サービスなどを活用することで早期発見につなげ、高齢者等と家族が住みなれた地域で安心して生活できるように支援するような仕組みです。利用は登録制となっています。登録は市役所保険課、各地域局に置いてある所定の用紙に記入し、保険課地域包括支援係に提出をする方法だそうです。対象者は65歳以上の方、または市長が認めた方となっているようです。

また別に、大切なあなたを見守り隊、これは徘徊SOSサポーターのほうですが、こちらのほうも登録制で、対象者は市内の事業所、団体等となっています。登録制でこちらと同じなんですが、徘徊SOSサポーター登録件数は、平成28年3月で123件となっているそうです。

また、埼玉県さいたま市では、高齢者の徘徊見守りSOSネットワークを立ち上げています。こちらは、行方不明になったときに警察だけではなく地域の生活関連団体等が捜索に協力をして、速やかに行方不明者を保護する仕組みです。

全国各地の自治体や警察、支援団体などが連携して構築しているネットワークです。捜索に協力する地域の団体は、タクシー会社であったり郵便局、ガソリンスタンド、コンビニ、銀行、宅配業者、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者など、日ごろ地域で活動されている企業や住民団体です。

捜索は、家族から警察に依頼があると、本人の特徴をまとめてFAXやメールを使い協力団体に捜査協力を要請して、連絡を受けた協力者は地域の中で仕事や活動しながら、行方不明者を気にかけてたり周りを探したりするのだそうです。

そこで、⑥の質問です。

本市には、徘徊SOSネットワークのようなのはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市では徘徊SOSネットワークはありませんが、一般的に行方不明になった場合には、いないと気がついた方が近所や親族に情報を流し、警察に捜索依頼をし、家族の同意のもとに市役所、消防署などに依頼する場合があります。そして、町内放送により市民への呼びかけ、警察と地元消防団が捜索するという流れになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 通報のおくれというのが生存率に大きくかかわってくるということはよく言われますが、いなくなってから20分が大きなポイントだと聞きました。一般的な例のみで、徘徊SOSネットワークはまだ構築できてないというふうなことです。続けて⑦の質問をさせていただきます。

そういった場合、現在、担当課として早期発見のための対策はどのようになさっているか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

認知症の方を地域で見守ることができるよう、地域の方に啓発活動を行っていくことなど、地域での認知症の理解や協力が必要であると考えます。

なお、包括支援センターと社会福祉協議会では、認知症知識や地域での見守りの大切さなどの理解につながるよう、映画会や講演会、認知症サポーター養成講座等を実施しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 現在のその方法にも限界があるかなというふうには思うんですが、先ほど述べましたような今後徘徊SOSネットワークを構築していくようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今、相談対応を行ったケースの中で自宅に帰れなくなりそうなおそれのある方については、家族の方に警察へ情報提供を勧めたり、家族の同意のもと、立ち寄りそうな場所等で見かけたら連絡をもらえるよう協力をお願いしています。そういったネットワークっていうのはまだ考えていませんが、今後また考えていかなければならないかと思っています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど初めに消防長のほうにも人数等のお尋ねをいたしました。今年8月現在で9名っていうふうなことで、だんだん人数がふえてくるのではないかと、そういった面ですごく心配をされます。この高齢者の認知症の場合は、行方不明になると一刻を争う事態になると思います。認知症の高齢者の失踪は本当に事件とか事故にあう可能性が高くなってまいりますので、そういったしっかりした仕組みをつくるということをぜひお願いしたいと思います。

2013年度中、行方不明者届が出された認知症が疑われる1万322人のうち、766人のご家族に調査票を郵送して返ってきたうちの、全項目に記載されていた204人分を分析したという結果がありましたので、ちょっとお話をさせていただきますと、データによりますと、当日発見された方の生存率は82.5%、翌日発見が63.8%、三、四日かかると21.4%、5日以上になりましたらもう0%というふうなことだそうです。

別のアンケートのほうでは、70%の方が警察や周囲の方に迷惑がかかるからということで、どこに相談したらいいのかっていうことで戸惑ったということが、やはり発見がおくれたって理由になるようです。

ほかにこういった対策をとっている中で、すごく効果があるのではないかなというのがありましたのでちょっと紹介をさせていただきますと、和歌山県では、認知症高齢者に見守りステッカーの配布をして早期発見、保護につなげているようです。平成21年度から昨年までは、認知症で徘徊のおそれのある高齢者に対して、位置情報がわかるGPS機器を配布する事業をしていたそうですが、充電切れや携帯をしていなかったということで、ちょっといろいろと課題があったということで、より効果的な対策ということで検討した結果、履物に着目をしたそうです。大体はだしで出かける方はいらっしやらないので、履物ということはすごく効果があるのではないかなということだそうです。

行政や民間企業らが協力をしている徘徊者の支援を行っている見守り安心ネットワークに登録をしている高齢者の認知症の方の情報を番号にして、その番号をステッカーに記載をします。ちょっと説明が下手でごめんなさい。ステッカーにその登録者の番号をつけるっていうふうなことなんですけれども、そのステッカーを履物のかかどに張ります。よく反射材等を張ったりするのを見かけたこともあると思うんですが、その履物に張るということは、ご家族の方にそのステッカーをお渡しして張っていただくということになるんですけれども、徘徊が発生した場合、ネットワーク関係者に番号が伝えられて、徘徊者のお顔を知らなくてもその番号を見ることによって捜索できる目印になり、徘徊されてる方を保護した場合に番号で素早く確認ができるっていうふうな仕組みだそうです。履物というのは何足もございますので、1人分として5足分のステッカーをご家族の方にお渡ししているようございます。全く知らない方なんかの協力もその靴を履いてると、ひょっとというときに市民の方にもご協力がいただけるということで、すごくいいアイデアではないかなというふうに思いますが。

そういったことも含めまして、ぜひその徘徊SOSネットワークの構築をお願いしたらと思いますが、もう一度、課長、その件に足しましていかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） いろんなアイデアが各地域にあるみたいですが、今後の研究課題としていきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、ここでちょっと写真をごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これは、香南市の野市小学校の近くの交差点でございます。ごらんになった方もおいでると思いますが、野市小学校子ども見守り協議会と高知警察署の共同で設置している見守りカメラです。こちらがアップになります。子どもの安心安全のために設置をしたということでしたが、今では市民の安心にもつながっているとおっしゃっていました。そこで、⑧の質問です。

子ども見守りカメラ・街頭防犯カメラの設置をしている場所はございますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 子ども見守りカメラ・防犯カメラの設置状況につきまして、お答えいたします。

子ども見守りカメラの設置は、教育委員会の事業として、高知県警察本部の補助制度を利用した施設が片地小学校に1カ所、県警の整備計画の補助による施設が楠目小学校に1カ所で、計2カ所となっております。

街頭防犯カメラの設置実績はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 楠目小学校と片地小学校のほうに子ども見守りカメラがあるとお聞きしましたが、それは校庭内にあるのでしょうか。ちょっと場所を教えてくださいませんか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

2カ所とも校門の門扉から道路を映すという位置についております。これは、カメラの設置基準に基づいた設置位置になっておるといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。

街頭防犯カメラはないというふうなことでございました。

この防犯カメラには、聞きましたところ、街頭防犯カメラと子どもや市民の見守りカ

メラの2種類があるっていうことだそうですが、市民の方々の声の中に、いつ自分も認知症になるかわからんし、防犯カメラ等があると、もしものときにカメラのあるところを通っていたら、自分を早く見つけてもらえる。やっぱり安心できるねっていうふうなこととか、そういうのが数カ所香美市内にも欲しいという声を聞きます。いろんな個人情報等のこともあるとは思いますが、こういった野市町のように「見守りカメラ作動中」のような掲示をしておきますと、そこを通られた方もここに見守りカメラがあるんだってというふうなこともわかるというふうなことで、安全安心につながるのではないかと思います。

せんだって市民の方に聞きましたところ、以前からそういったものが欲しいとおっしゃった方なんですけれども、通行量の多い場所や今後予測される場所、今までにこういったところで亡くなったっていう方がおいでるところに設置することもすごく大事なんですけれども、東西の横のラインですとか、南北の縦のライン等の交通量の多いところ、人通りの多いところなどにもつけていただくと、すごくいいなっていうことをおっしゃっていました。せんだって、もう発見された平山線のほうにも、あったらいいんじゃないのっていうふうなお話をされる方もいらっしゃいました。やはり認知症は本当に一刻を争うような救命にかかわるということで、そういったところでカメラによる効力を望む声も多いというふうに聞きます。

続きまして、⑨の質問をさせていただきます。

行方不明の方を早期発見するためと安心安全のために、街頭防犯カメラ・見守りカメラの設置をしてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付要綱によれば、街頭防犯カメラとは、公共空間における街頭犯罪の発生を抑止する目的で設置されるものとして、また、子ども見守りカメラは、通学路や遊び場所等における子どもの安全確保を目的で設置されるものとして定義されております。いずれも行方不明者の発見を目的としたものではなく、ご提案の目的での設置は県警の補助の対象外となってしまいます。また、街頭防犯カメラは、補助対象者として地方公共団体が除かれております。

これらのカメラは24時間撮影が可能である一方、撮影される方のプライバシーを侵害することのないよう、設置に際しましては十分配慮する必要があります。カメラに記録された個人の画像は、特定の個人を識別することのできる個人情報であり、個人情報の保護に関する法律に定められる個人情報として保護の対象となっております。二次的に記録データを利用することが可能であっても、本来の目的とは異なる利用については、厳格なルールの適用と慎重な取り扱いが求められます。

以上のことから、行方不明者の発見活動を目的として市独自にカメラを街頭に設置するためには、費用対効果の合理性、撮影場所と範囲の適切性、画像データの保存・取り

扱い、秘密保持の方法など多岐にわたる課題をクリアすることが不可欠であり、現時点での設置は困難なものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 課長のお話されたことはよくよくわかっておりますが、それだけではないという部分も、課長もきっと心の中ではわかってくれてると思います。

犯罪防止というふうなことであります。香美市内でもちょっと不審者のこととかいろいろあると思うんですけども、香南市の場合なんかも子ども見守りカメラではあり、全くつけられないというふうなことはないと思います。

そういった面も含めまして、こういったものがあることによって、ほかにも人助けになるということも認識をしていただいていると思いますので、さっきおっしゃったようなことだけではなく、全くつけられないということはまずないと思いますので、本当に人ごとではない、この行方不明者が出るっていうことで、もちろんそれだけの目的ではなくて一番は市民の安心安全のために、ぜひ数カ所そういった検討を今後していただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

認知症の方の徘徊に関する行方不明、これに対する対策というのは、これからの高齢化社会において、まことに緊急かつ重要な対策課題だというふうに認識しております。行政としてどういった対策がとれるのか、ふだんに検討を重ねながら施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今回、行方不明者に対する質問をさせていただきましたのは、本当に行方不明になられた家族のこと、そして、自分がいつそうなるかわからないということも含めまして、徘徊SOSネットワークの構築、そして、内外両方で香美市としてそういった方に対する対応をいち早くしていただきたいということで質問をさせていただきました。また今後そういったことも検討していただきながら、やはり大切なかけがえのない命をみんなで守り、老後も安心して生活ができるというふうな環境づくり、そして施策づくりをしていただきたいと願い、今回はこれで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、第2次香美市振興計画と香美市産業振興条例をめぐってでございます。

第2次香美市振興計画は、本市のまちづくりの方向性や基本理念、将来都市像を市民と行政が共有する最上位の手引書と位置づけられておりまして、「基本方針4賑わいを興す」には、本市のにぎわいの創出には、地域に根差した産業の振興と、交流によるまちづくりが必須です。農林業を初め地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールスや観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、住む人、訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めますと書き込まれております。

香美市産業振興条例は、第1条で「この条例は、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。」とこのようにうたっており、基本方針4、賑わいを興すを系統立てて政策展開する根拠条例となり得ると考えることから、以下、順次お尋ねをしたいと思います。

まず、この条例についての見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎眞幹議員の産業振興計画（後に「香美市振興計画」と訂正あり）と香美市産業振興条例をめぐってという質問にお答えいたします。

この条例は、農林業、商工業、観光も網羅した産業振興の基本的な条例であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

この条例におきましては、第4条で基本的な施策が掲げられ、第5条で市の責務がうたわれております。それぞれに整合した取り組みが行えているのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

第4条の基本的な施策は第2次産業振興計画（後に「香美市振興計画」と訂正あり）に反映されており、それに沿った事業展開に努めておりますので、整合した取り組みをしていると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、③の質問に移ります。

第10条で「市長は、この条例に掲げる産業振興に関する基本的な施策について、重要な事項を調査、審議するため、香美市産業振興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。2、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。3、市長は施策の効果を委員会に報告し、評価及び検証を行い、改善に努める。」と産業振興推進委員会の設置がこのようにうたわれております。この委員会の現状について、お尋

ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

産業振興推進委員会は、香美市産業振興推進委員会規則により、農林業、商工業、観光、市民代表、大学、金融機関の分野の方11名で構成されております。委員会は今年の1月24日に開催され、香美市の産業振興課関係の予算説明の後、各産業分野の現状について意見交換を行い、各分野の委員からさまざまな提言をいただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次の質問に移ります。

産業振興に関する基本的な条例であるということはしっかりと意識をし、そして、整合した取り組みが行われていると、それで、委員会も1回開きましたということなんです、④の質問に移ります。

産業振興に関連しては、9月5日に第1回の香美市振興計画・総合戦略審議会におきましては、出席していた方から、例えばものづくり会議であるとか、農業、工業、伝統産業分野、高知工科大学周辺の活性化等について質疑・提言等がされておりました。

しかし、先ほど整合していると言いましたけれども、産業振興の全体像を俯瞰的に見ながら、進捗を図る仕組みを持ってないというふうに私は思っていますことから、せっかくの提言等が大概はその場限りのものとなって、活性化の機会を逃すことも多くあるのではないかと考えております。

これらのことから向こう5年ぐらいをめぐりとして、条例に沿って、産業振興全体を俯瞰的に見渡すことのできる産業振興ビジョン、そして、それに基づいたアクションプランを策定して、政策の見える化を図りながら、委員会、審議会等を系統的に整理し、場合によっては各課横断で施策を推進すべきだと考えております。

例えば、その場でも出されていた意見なんですけれども、今、1つものづくり会議についての意見が出てました。それ今は定住推進課でやっているけども、産業振興課でやるべきじゃないのかとかいう意見とか、さまざまな意見が出ていました。鍛冶屋の学校ってどうやって推進するのかとかいろいろあったんです。あの場でその意見が出てましたけども、じゃあ、その意見を戦略審議会が持ち帰って、それぞれの課に対してちゃんと反映するのかどうか、そこはちょっとわからないんですけども。そういうことも含めて、やっぱり全体の振興ビジョンをつくり、そしてアクションプランを構えて推進すべきではないかと。実は、振興計画は産業だけじゃなくて6つの基本方針に分かれます。その6つに対して、しっかりとそういう見える化を図るんじゃないかというふうに私は考えているんですけど、今回は産業振興についての見える化でございます。見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

産業振興の全体像を俯瞰し、進捗を図る組織が産業振興推進委員会であると捉えております。市の取り組む基本施策として条例第4条で9項目に分類されており、これがビジョンであり、また、アクションプランは現在行われているさまざまな事業であると考えておりますので、新たなビジョンやアクションプランを策定する考えは持っておりません。

また、委員会、審議会については、根拠となる法律制度や条例などの目的により設立されておりますので、系統的に整理することは難しいかとは思いますが、そこで出された意見は関係部署へ共有することで対応していきたいと考えております。

また、先ほど議員が言われました振興計画の審議会の意見ですが、これについては各課に反映されておりました。前回出されておりました産業振興課のほうでは、企業誘致の件についても、今回初めて県とともに大阪のほうへPRに行ったとかそういうことは随時しております。

そしてまた、ものづくり会議につきましても、所管は定住推進課ですが、産業振興課もその会議の中には入って検討させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今あるのが見えにくいというお話を私はしています。だから確かに、そう言えばそう言えるんです、幾らでも言えます。基本的な施策に対して、それぞれこれにのっかってやっているというふうには言えるわけです。ただ、それを全体にまとめて見える化をして、情報公開をしてみんなでやりませんかというお話なわけです、基本はね。

例えば、香美市産業振興条例にのっかってつくられているこの委員会、多分今、年2回やっていると思います。その2回で十分かどうかということも含めて、やっぱり現状をもう少しわかりやすく、そして市民の皆さん、関係者の皆さんの横断的な協力も含めて、協力が得やすいような形にちょっとしませんかというお話なんですけれども、今の現状そのように説明されることも当然よくわかります。ただ、もう一歩進めませんかということなんです、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

まず、アクションプランについては、この実施計画にも上げさせていただいておりますし、その審議会等の公開については、現在ホームページへの掲載について検討しておりますので、それがまとまれば、各審議会と同じような形でホームページへ載せられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今の問いに対して適切だったかどうかちょっと僕も判断しづらんですが、1つ最後に例を挙げておきます。

前にもちょっとお話させていただいたと思うんですが、水木しげるロードでやっている境港市なんかは、今は全体計画に対して、香美市も一緒なんですけど総合計画があって、そこは5年間のプランです。それに対して、まち・ひと・しごと総合戦略を持っています。それは当然、その総合計画の実施の中の1つの、香美市と一緒にですね、1つのパートになってる、そういう境港総合戦略があります。そして、やっぱり産業振興プラン（資料を示しながら説明）、これ産業関係の方が皆さん集まって、じゃあこの部分は誰が集まってやりましょうということも含めて、全部検討してつくったプランがあって、毎年度それに対してさまざまな改定、つけ加えるところはこういうものが（資料を示しながら説明）ありますよっていう話なんですけどもやっていますので、今回の質問はこの程度にとどめますけれども、また、質問をさせていただくこともあると思いますので、ぜひ計画的にやられたほうがいいと思うんです、見える化をしてね。そのほうが皆さんやる気も起こると思うんで、またちょっと参考にさせていただければというように思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、続きまして、保育園運営委員会をめぐって質問をさせていただきますと思います。

香美市保育園運営委員会に関しましては、香美市すこやか子育てプランの中で位置づけられた委員会で、関連する実施計画の中では、保育サービスの充実の中の保育ニーズの把握と、事業推進に関する取り組みの中のニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しということに関連して設置されたものであり、香美市すこやか子育て指針に引き継がれ、その後、保育園が教育委員会の所管となったことから、新たな保育サービスの制度設計に必要な基本理念と今後の保育の方向性は、子ども・子育て支援事業計画や香美市教育振興基本計画へとバトンが渡されておりますと、その成り立ちの経緯も含めまして、その必要性について平成28年6月議会で質問を行いました。

その際の前任の方の答弁は、「学校運営協議会の保育園版のような保育園運営協議会を設置すればというご意見だと思いますが、現在は各保育園ごとの保育園運営協議会の設置までは考えてなくって、現在あります香美市保育園運営委員会設置要綱を少し一部改正しまして、この運営委員会で保育園運営についての必要な事項などを協議していきたいと考えています。」というものでした。この答弁に対して私は、なかなか前向きで

いいですね、よろしくお願ひしますというようなことだったと思います。

そこで、このことに関連して順次お尋ねをしたいと思ひます。

まず、①です。

要綱のどの部分を改正して、どのような協議を行ったのかをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎眞幹議員の保育園運営委員会をめぐってのご質問にお答えいたします。

要綱の改正は行っておりません。保育園運営に係る課題等につきましては、園長会等の場で協議しておりますので、今後早い時期に必要な部分の改正を行い、委員会を立ち上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 改正してないということだったんですが、前担当の方とのじゃあ、そこにそこがあると思ひますが、その件に関して何かありますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この保育園運営委員会を立ち上げるという経過と申しますか、これは昨年のご質問のとき、あけぼの保育園問題が起こったときのご質問であったと思ひます。その後、年度末には調査報告も出されて、それから、検討委員会を立ち上げていかなければならないという協議はしてきていましたが、若干進展がおくれておるといふことでございます。これから進めてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのときの問題とは別のところで、このお話を私はしたような思ひがあります。

次の質問にもかかわってくるわけですがけれども、この保育園運営委員会っていうものは、香美市すこやか子育てプランをつくるまでのさまざまな努力の結晶、それは3者による努力だったんですけれども、保護者、そして保育園、そして行政、3者が協議をして、そもそも平成16年8月から平成17年3月の間に保育所改革検討委員会っていうのがありまして、それで8回の協議をしました。そして、その提言を受けて平成17年7月から平成18年3月にかけて設置された保育所改革推進委員会っていうものがあった、それは7回協議をして、最終的に土佐山田町すこやか子育てプランをそのまま引き継いだんですよ。そのときは保育所の再編と、そして新たな保育サービスをどのように実現していくかと。保育サービスというか保育園の内容については、さまざまな意見があるということはお存じですよ、昔から。平成6年からやっているんです、これ。お化け屋敷どうするとか、いや、笑っていますけど、そうじゃないですよ。呼び捨ての件

はどうする、歯磨きどうする、プールで水着じゃないので泳がせるのどうする、それは保護者からさまざまな意見があつて。そこで保育園としては、みずから考える保育の考え方がありますので、なかなかそこでハードルが高くてお話し合いできなかった。できなかったけども、その保育所の再編をめぐって保護者も一応納得して、じゃあこの保育園運営委員会の中でそういう問題も常時話をしてやりますよねっていうことで、実はできた会ながですよ、この保育園運営委員会っていうのは。

それで、今改正してないって言いましたけど、条例の中で今ないんです。知っています？香美市の条例の中に今、この保育園運営委員会設置要綱がなくなってます。要綱ですから、別に議会に相談しなくてもいいんですが、ないんです。前回の平成28年6月に質問にしたときにまだあつたんです。1年以上たつてこの状態であるということは、この委員会の重要性について、あんまり認識がないということでもあると思います。

それを前段述べまして、次のじゃあ質問に行きますけれども、②です。

本市では、中学校を頂点とするコミュニティ・スクールの実現を目指していることから、就学前に幼保にあつても、運営委員会を設置して保育内容の承認を受けたり、運営に関する意見をもらうことは、信頼関係を保ちながら、みんなで子どもたちの育ちの見守ることにつながり、設置に向けた取り組みがあつてしかるべきだと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香美市の目指す保育の方向性としたしまして、地域と協働するコミュニティ・スクールの考え方を取り入れることも必要であるとは考えております。考えてはおりますが、現在の保育園が園区を指定しておらず、必要なサービス内容に応じて保護者が保育園を選んでいる状況です。このようなことから、まずは香美市全体の公立保育園としての保育のあり方、保育内容等についての課題を検討していく組織として、保育園運営委員会を位置づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 去年の6月議会です。その話のときに、前任者が割と前向きな答弁したのは読んだんですよね？議事録読みましたよね。1年3カ月何してたんですか。何してたんですか。わからん、私には。じゃあ、その運営委員会はいつやるんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） まずは、その調査委員会の報告を待つというのが1つあつたんですけど、それからにしてもおくれておりますので、年度内には立ち上げて行っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） コミュニティ・スクールを推進するという立場で、片地小学校は最初にコミュニティ・スクールを立ち上げさせていただきまして、片地の子どもを育てる会の中に常に片地保育園の園長さんも入って、さまざまなコメントを述べられています。その会にも教育長さんも何回か来られて、そのコメントも受けてると思います。

そういうことも含めてこういう会の必要性ですよね、それについて教育長はどのようにお考えですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この運営協議会の組織そのものは、とても大切だと思っています。1つは、本当は理想的に言えば各保育園に運営協議会があって、その中でそれぞれの園のことを協議することも大事だと思っていますが、これは今すぐというのはちょっといろんな事情があって、なかなか形になるのが難しい状況もあります。

今、課長が申しましたのは、市全体の運営協議会は、この3月にあけぼの保育園問題の最終的な調査委員会の報告が終わった後、どうしても保育園のこれからの運営について、いわゆる保育内容のを中心とした議論をしていかないといけないということで、仮称でしたけれど、保育園協議会を立ち上げてやっていきたいというお話をしたことでした。それはできるだけ早くということで今考えているところなんですけど、少し別の協議会の立ち上げもあったりしておくれていまして、今暫時この協議会を立ち上げようと思って準備をしているところです。今年中には立ち上げます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よろしく申し上げます。

先ほども少し言いましたけど、私が最初の土佐山田町の保育所改革検討委員会っていうものに参加したのが、たしか平成6年やったと思います。その段階で、もう既に先ほど言われて保育内容についてのさまざまな疑義が保護者の中から出てました。でもそれは常に、その声が結局執行部には上がらないというか、執行部は何か保母さんには遠慮しているというか。そこの部分を何とか突破するというためにずっと苦慮してきたわけですが、たまたま平成18年に保育所の再編問題がありまして、駅を挟んで南北に少し大き目の保育園をつくるということの中で、保護者は最初反対していたんです。でもさまざまな話し合いをする中で、じゃあわかりましたと。そのかわりそういう内容について、常に話し合いをする場を設けてくださいねということは、その流れの中できちっと3者の間で確認した話なんです。それを10年以上もほったらかすというのは、僕はそれはちょっとまずいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ年内にやるということなんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

香美市立図書館建設用地選定をめぐってでございます。

まず、9月6日の議員協議会で、新図書館及び美術館収蔵庫の建設に向けた取り組み

について説明を受けたことからお尋ねをするわけですが、最初に、候補地評価票に関連してお尋ねをしたいと思います。

前回の用地検討は、平成28年2月26日から5月2日にかけて、市内9名の検討委員の方が、交通条件、環境条件、立地条件、他計画等との調整条件、経済的条件（土地）、取得の条件、施工条件という7つの評価項目について5点の持ち点を持って評価をしまして、点数の高かった3つの候補地を選び、最後には各委員が1票を持って挙手を行いまして、票の多かった場所を優先候補地としたという経過であったというふうに、このように理解をしております。

このことに関連しまして、平成29年2月15日付の高知新聞では、「香美市新図書館の予算提出断念 用地選定方法の批判を受け」と、このような記事が掲載されまして、2月13日の検討委員会の委員の声として、自分たちも用地選定に加えることができなかったのか、候補地の合理性があるとわかるよう詳細な選定経過を明らかにしてほしいという意見が紹介をされておりました。

9月6日の議員協議会の経過説明の中で、8月28日の建設位置検討部会で作成された新図書館等建設候補地評価票が示されました。その内容については、土壌・土地・土地上物、土地形状、環境、周辺状況（狭域）、リスク、インフラ、法規制等、そして周辺状況（広域）という8つの評価項目につき細目を示しまして、それぞれに配点を置いて評価する方法となっており、前回の評価に比べて得点についての客観性、合理性が担保できるのではないかとと思われるものとなっております。

まず、そこでお尋ねをしますけれども、評価票を作成したメンバーについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

メンバーは建設位置検討部会の7名です。内訳は高知工科大学教授、教育委員、図書館協議会委員、地域コーディネーター、県立図書館チーフ、図書支援員、美術館運営審議会委員長です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

この8つの評価項目が構えられています。例えばリスクという項目がありますが、その中に津波、落雷、台風ルートというような、どこでも一緒みたいなところがあったり、それも含めてほかにも幾つもの、これあえて項目に入れる必要がないというものも私自身はあるんじゃないかと思えますし、また、この評価票の中に例えば評価外でありますとか非評価というようなものがあるんです、中にまじっています。このようなものをこの評価票の中に残す必要があるとは思えないです、私は思えない。だからこれ、私個人の見解としては、これもちょっと整理してやったほうがいいんじゃないかと思

ますので、そもそもこの評価票は、どっかの先例を参考にしたものかどうかということをお尋ねしたいと思います。部会で決めたということなんですけども。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

評価票は先例を参考にしたものではなく、CM業者が用地選定に必要な評価項目を作成しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） CM業者が作成したということで、多分CM業者はどっかのやつを引っ張ってきたと思うんですが、さまざまな評価項目を見ると、先ほども言いましたように、おかしなところが私から見るとあるんで、ひょっとこれ部会の中でこの持ってきたものを検討せずに、この評価項目について部会では、そのままそれでよしということになったんですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） それにつきましては、委員7名の方にCMが提示したものを1つずつ説明しまして、それについては採用していくということで検討はしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 部会の議事録が出てないんでわからないんですが、私みたいな、これ要らんのじゃないのかという話はなかった？その7名の検討委員から。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） そのときにはなかったと記憶しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかった。不思議ですね。

③に移ります。

前回は9名の検討委員が7つの評価項目について、5点の持ち点を持って評価したということですね。今回の細目の部分に当たるところについては、委員の持つ5点の中に含まれていて、必要に応じて多分コメントもされたんじゃないかというふうにも考えるわけです。

一方、今回は最初の会でコメントで対応していた部分については、細目ということで見える化が行われていて、そのことで見える化を行っているというふうに思うんですが、それに加えて今回ちょっと変わっているのが、重みづけを意図した乗数、これは得点に対してちょっと重みづけしようかという乗数が設定されているわけです。

そこでお尋ねをするわけなんですけれども、この乗数について、これはアンケート調査等

の意見を反映したものか、もしくは評価者（部会のメンバー）の優先順位（重みづけ）を反映したものか、その乗数の重みづけの根拠をお尋ねしたいと思います。

でもさっきの答弁では、あんまり検討してないんじゃないかな、委員さんは。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

乗数は評価票を作成したメンバーで協議し、重みづけを行っています。市民アンケートでは、交通の利便性や安全性といった項目が支持されており、また移動手段は徒歩、自転車、自動車によるものが多いなどの結果が出ています。そこで、乗数が最も高い周辺状況の評価項目は、交通状況や接道、歩道状況などを評価したもので、アンケートの意見とリンクしており、乗数を高めた評価は適正であったと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 一定、乗数については検討したと。

それでは、最初のこれを提出したときに乗数はなかったですか。

資料を持ってきた？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 最初のときはちょっと記憶しておりませんが、ちょっとそこなくは確認したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 変更したのかしないのかというところなんですけれども、この乗数については、さっきの課長の公共交通とかの話については、今のちょっと答弁と違うんじゃないかと思うところがありまして、1つは交通関係についてのことなんです。これは今の担当課長が本当に情報公開に対して熱心にやってくれていますので、そこはすごく評価します。その中で委員会の議事録が出ています。その議事録を読みますと、CMさんはこういうふうに言っているんです。アンケート結果では、公共交通機関を利用される方はほとんどいらっしゃらない。公共交通機関の便利なところに置いても、利用されない方が多いかもしれません。実際、香美市の場合、公共交通機関がそんなに便利に発達していないので、なかなか使いにくいということがあります。それと、今後議論する中では、公共交通機関をどこまで重視して話をするか、公共交通機関の利用者が多いかどうかというところは考えていかないといけないと思いますとこのように、これは7月18日、第9回のところでCMの方がまとめとして言っております。

公共交通機関については、確かに例えば周辺状況協議のところでは交通状況、進捗状況、バスがあるかないかとかいう話ではないんですが、出入りしやすく安全性も優れ、3の乗数が余り、ここではそういうふうにはちょっと考えないかんよって言っていることについても3の乗数があります。

それで、あこの乗数に関して言うと、例えば環境の部分です。環境の中で眺望、眺

め、見晴らし、眺望について特によい、優良が2で、それに対する乗数が2というふうになっています。これなんかを見ると前回の計画を思い出すんです、Aコープの計画。眺めいいですよっていうのを全面的に出してましたよね、あのとき。だから、本当に図書館は眺めのいいことが乗数2に当たるようなことなのかなとか、「静寂性、静寂のよい環境に対してプラス評価とする」。もちろんそうですけど、静寂性っていうのはいろんな建築のやり方によって保てる分というふうに私は思ったりする。その乗数が2であったり、「緑の多さ、周辺に緑が多い環境に対してはプラス評価とする」、これも乗数が2であったりするわけで、何かよくわからない。それは個人的な感想になるかもしれません。

結局何が言いたいかっていうと、この評価票には加点評価と減点評価があります。ゼロベースで評価するものと減点する部分もあるがです。だから、そういうふうに、これ最終的に8つの項目のポイントを合算してトータルで多分評価すると思うのですが、そういうやり方について、そのことが同じ点数でも意味合いがちょっと違うと思うので、いいのかどうかのちょっとよう判断せんがですよね、私自身は。

そんなことについては話し合いとかしました？その合算の仕方でもいいのかどうかも含めて。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

乗数の重みづけにつきましては、建設位置検討部会において検討しまして、周辺状況、環境、土地形状には乗数が必要であると確認し評価しております。

環境項目のうち加点される評価項目は、先ほど議員が申されましたとおり眺望、静寂性、緑の多さです。先ほども申しましたが、部会においてこれらの重要度が協議された結果、環境においては乗数が2となっております。

また、評価結果等につきましても建設等検討委員会に諮り、承認をいただいております。

先ほどもまた議員が言われておりますが、十分な評価であるかないかについては、それぞれのご意見はあろうかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） わかりました。乗数のあり方も含めて全部検討委員会の承認事項、了承事項であるということですよね。じゃあ、そのように理解をします。

それでは、次の質問に移ります。

④、9月6日の議員協議会の中では、教育委員会は市民アンケート及び評価報告書等を参考に順位づけを行い、最終候補地は年内に決定したいと考えておりますとこのように説明を受けました。

評価が終わって決定に至るまでの手順を再確認するという意味で、どのようにされる

のかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

決定に至るまでの手順につきましては、教育委員会において最終候補地を選定し、市長に報告しまして承認を得ましたら決定となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと、建設位置検討部会があって、それで建設等検討委員会に報告して、ここまで9月5日の分までは終わったと。これはもう検討委員会では、この評価票に沿った（資料を示しながら説明）評価はもう出しているの？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 評価につきましては8月28日に評価を行いまして、それで9月5日の建設等検討委員会にその評価を提示しまして、それで確認していただいて、そこでもう決定という形をとっています。そして、9月5日の評価票とそれからアンケート内容等については、9月8日ですか、教育委員会のほうに建設位置検討部会の委員長から教育委員会委員長に対して、こういう評価をしましたという報告を手渡ししております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、あとはこれで言うと最終的に教育委員会の中での協議になると、今その段階であると。

（生涯学習振興課長、岡本博章君、自席にてうなずく）

○4番（山崎眞幹君） そういうふうに理解しました。

それでは、（2）です。

（2）の①ですけれども、建設位置につきましては、まちづくり委員会や市民懇談会、またアンケート調査の自由記述においてもさまざまな意見が寄せられております。まちづくり委員会では、寄せられた意見の16のうち8、市民懇談会では48のうち19、アンケート調査の設問8の自由記述では58のうち28、設問24の自由記述では257のうち50、この意見が全部建設位置に関する意見でした。トータルすると350あったさまざまな意見の中で105の意見が位置についての意見でありました。

でありますから、最後、教育委員会がこれをどういうふうに考えるかと、見える化されたそれぞれの候補地の評価がこうです。そして、市民の建設位置に関する意見はこうです。それをどうするのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

候補地選定においていずれも貴重な意見として捉えていますので、まちづくり委員会

や市民の方々からいただいたご意見は大変重要な検討材料でありますので、有効に活用していただくよう、教育委員会に提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君

○4番（山崎眞幹君） 教育委員会に活用していただけますよというのは、教育委員会ってというのは教育委員さんも含めて、教育長も含めて5人でしたっけ。

（生涯学習振興課長、岡本博章君、自席にてうなずく）

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、5人の方はなかなか重たい使命を得るということになりますよね、こりゃあ大変ですね。

じゃあ、有効に活用していただきますよと言われましたので、どうやって有効化するかということについて、次の②の質問です。

庁内の人事異動の後の第7回の委員会、これは本当に今の担当課長いいと思うんですね、詳細な議事録をちゃんと全部公開していますので、素晴らしいと思います。4月25日のコンストラクション・マネジメントの方の今後の用地選定方針についての基本的な基準や今後の流れを説明された段がありました。その中で用地選定に透明化の確保と市民意見の反映が、大きな2本柱であるとそのCMさんは言っておられます。

その中で、透明性の確保は市民懇談会やホームページなどにおいて進捗の報告、これはされてますよね。第三者機関としての建設等検討委員会内の建設位置検討部会による評価。評価の仕方も建設位置検討部会のほうで決めた内容を建設等検討委員会で検討していただくと、これは透明性の確保です。そして、市民意見の反映については、市民懇談会以外に市民アンケートとして意見聴取を考えている。アンケートで用地についての自由なご意見があれば、位置検討に反映させていこうと考えていると説明をされています。

ということは、ずっとその後、この2本柱に沿って進められているということでもありますけれども、この施設を利活用する市民の寄せられた意見、ここは大いに尊重しなければいけないと思います、当然そういうふうには考えられていると思いますけれども。市民の意見の反映についても、やはり見える化ですよ、それをどうするのか。評価の乗数に加えるとか、それは教育委員会が最終的に判断するわけですから、事務局が何とか工夫してしなければならないことじゃないかなというふうに思うんです。

そういう意味で見える化の工夫を行って、意見105もありました。客観性、合理性を担保する必要があるのではないかというふうに考えますが、そのことについて、事務局を担当する担当者の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 全く議員の言われるとおりでございます、市民のご意見は先ほど申し上げましたとおり重要でありますので、意見に対する評価方法については、教育委員会に諮り、慎重に検討したいと思います。

加えてそれをどうするかというご質問もありましたので、あわせて答えさせていただきます。

まちづくり委員会、市民懇談会、アンケート調査の意見等については、事務局のほうでもう少し取りまとめを行いまして、慎重な意見を候補地の判断材料として教育委員会に提出し、協議検討を行っていただくように検討したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 一方が評価は点数ですよね。総合点数？それも含めて後で答弁してください、点数。そして、この市民の意見についてはコメント形式にするのか、割と具体的にどこがいいって言ってる意見も割とたくさんあります。そういうことについて、例えば具体的な場所を言われた意見については乗数を加えるとか、そういうことも含めて事務局はやっぱりそこについて心を砕かなければいけないし、このことに関しては、建設等検討委員会の皆さんの意見もやっぱりいただかなければいけないんじゃないかというふうに私は思いますけれども、どうですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 9月6日の議員協議会で提出しました候補地5つについては点数化でやっておりまして、今度議員が言われるようにアンケートの言葉ですね、言葉につきましても、ちょっと言葉を点数化にするかっていうのはちょっと難しいようなところもあるかもしれませんが、教育委員会に諮り、委員の方にはしっかりと検討していただくというような答弁しかできないと思います。事務局のほうでは、こういうやり方がいいんじゃないかというようなことで提出資料を求められた場合には、随時教育委員会のほうに提出して、公正な立場において候補地が決まっていくことが望ましいので、そういう方法をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 教育委員会の皆さんは一定評価が出たら、点数であらわされたら、確かにその後の事業のことはあるとしても、これがもとで決まるんじゃないかなというふうに思われることもあるかもしれませんよね。そうじゃなくて、確かにある意味客観的なことはこととして、でも今利用している人、これから利用しようとしている人、市民の皆さんの意見というものはやっぱり最大限、さっきも言いましたけど生かす必要があると思うんです。例えば、人通りの多い場所へ建設してほしいとか、できれば今の図書館に近いところがいいとか、人口が多く利用率が高い場所がよいとか、いろいろ言ってます。それをやっぱり見える化することが全てではないと思うけど、何かそれを工夫せんとですよね、同じ土俵にのれんがやないです？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 今ここでその方法論について、ちょっと提案というか答えられません。これについては、同じ答弁になりますが、議員のご意見は教育委

員会に持ち帰って委員に報告をしまして、しっかりと検討を行いたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 教育委員会に持ち帰るといことなんで、教育長の意見を求めます。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大事なご意見ありがとうございます。

教育委員会のほうに先日、この検討の後を引き継ぐ形でいただきましたので、会をこれから何回か重ねながら、理解が得られるような内容のこと、見える化していきたいと思っていますところ。

教育委員会の委員のほうも今までの資料を全部読んでいまして、全体像はつかんでいますがけれども、数値化できるところは数値化する、どういう意見がどれぐらいあったかというようなことはとても大事ですので、特に市民アンケートにつきましては、とても大事に扱っていかないといけないと思っています。

それから、市民懇談会等ほかにもご意見もいただいたりしていますので、参考にできるところはできるだけ参考にさせていただくとともに、最終的には決定ですので、なるほどと思っただけのような議論の過程を経ていかないとはいけませんので、そこは委員長も厳正にしっかりと検討していこうということで、回数が何回か必要だろうということですので、少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これまでの議事録、特に一度白紙に戻った後の議事録を読んでも、建設等検討委員会の中の委員長さんの意見でも、ちゃんと説明責任の果たせるようなことにしてほしいというふうなことがありました。そのことがすごく大事なんで、今言われるように、結局市民は100近くの意見を言ってるわけですから、それに対してに何かきちっと、意見はこうでしたということだけで、最終的に言った意見と違うところが選ばれた場合、市民の方にどう説明するかということですよ。そのこのコンプライアンスというか説明責任が果たせるように私もしていただけたらいいので、本当に慎重に協議をして、建設等検討委員会の意見も聞く必要あるんじゃないかなと、私は個人的に思います。

それを含めて教育委員会の最終段階では、前回評価されて今回その項目がない他計画等との調整条件であるとか、これは場所についていろいろ細目じゃなくて、それ一覧表に少し付加されている部分、例えば市街化調整区域であるとかいろいろ、何分、何キロとかそういうこともあるんですけども。経済的条件、これは含まれてなかったんですが、そういうことも加味するとともに、やっぱり最初の段階の文化施設検討委員会の報告書に書き込まれております「文化施設がまちづくりの核として機能し、人の流れやまちの活性化につながっていく事を期待する。」とこのように書き込まれております。つ

まり、その施設を中心にどのようなまちづくりを展開するのか、どのような人の流れが予測されるのかも重要なポイントとなると思いますので、そのようなことについてもぜひ教育委員会の中で最終的に、もうその評価は出てるんで付加していただいて、検討いただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

経済的な条件につきましては、建設位置検討部会だったり建設等検討委員会のほうに、そこを土台にして話をするというのは非常に負担もかかるということで、建設等検討委員会の方々は、どういう図書館が香美市にあれば香美市が活性化するかということを中心として考えながら今までやってきてくださった方ですので、位置の検討の要件の中に経済的な条件は抜きました。これは、これから行っていく教育委員会のほうで責任を持ってすべきことだろうということで点数化もしていません。

あと、今後につきましては、さまざまな要件もございますし、ご意見をまちづくりのほうからもたくさんお聞きをしたりして、全体を整理しながら来ているところですので、それが十分な説明になるようにしっかり検討していきたいと思っています。

もともとこの図書館は市民が使う図書館で、香美市の知の拠点になる、本当にここを中心にして文化を高めるといふ思いでみんながやってきたものですから、そういう意味で精いっぱい検討をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市民の皆さんの期待にしっかりと応えるように、説明責任の果たせるように、適切な検討が行われますようによろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

続いて、婚活事業をめぐってです。

きょうの新聞にも婚活の記事が、「参加者集めに悩みも」って出てました。その前の9月10日付の高知新聞にも「結婚 市町村53%が支援、延べ37万人参加」こういうような記事も掲載されました。

本市でも婚活事業を総合戦略の1つと位置づけまして、鋭意取り組みを行っていることとございます。そこで、昨年度3組のカップルが誕生した香美市主催の交流婚活イベントに関連して、少しお尋ねをしたいと思います。

①です。

婚活である以上は最終的にカップルが成立して結婚という、こういう成果を望むわけですが、そのことも含めて昨年度誕生した3組のカップルのその後を、わかる範囲で構いませんのでよろしく願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員の婚活事業をめぐってというご質問にお答えします。

昨年12月に開催いたしました市主催の出会いイベント「クリスマスキャンドル in 龍河洞2016」では、男性10名、女性9名、合計19名の参加があり、3組のカップルが成立いたしました。カップルに対しましては、イベントに参加した方の出会いを交際、結婚へとつなげるための支援をするイベントサポーターが、その後の交際フォローを行っております。イベントサポーターは、イベントから1週間後、1カ月後、3カ月後、6カ月後に交際の状況をメールで確認いたしますが、1組は男女どちらからも返信がなく交際に至らなかったと思われます。また、残る2組も1カ月後の確認メールで交際に至らなかったと報告がありました。なお、このうちの男性1名は、本人のご意思によりまして、地域づくり支援員が登録しております婚活サポーター制度を活用いたしまして、結婚へ向けて取り組まれております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ参加したらなかなか大変ですよ、ずっと後追いで。

ちょっと済みません。これ議長に怒られるかもしれません。そういう話は最初からしています、イベントの手前に。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えします。

詳しいことは多分言っていないと思うんですけど、カップルになられた方については、こういうふうな形でメールをまた1カ月後とかにはさせていただきますということは、ご理解いただいております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなか、そこそこという評価でいいのかもしれないね。

じゅあ、②に移ります。

本年度は3回のイベントの開催を計画しているとのことでしたが、その第1回目の「CHARI恋2017」開催のお知らせが現在ホームページ上に掲載をされております。ちなみに昨年度のキャンドルナイト in 龍河洞2016では、事業費が11万7,350円ということでこれは報告を受けてるところなんですけども、そのうちの市費が350円、県費が7万7,000円、参加者負担金が4万円ということで、19名だと、2,000円だとするとちょっと計算が合わんという気がして、それは別にして、となっています。

CHARI恋2017に係る経費の内訳と、残りあと2回多分予定していると思うんですけども、それについても同様の内訳のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

CHARI恋2017は、イベント企画運営会社が実施しておりますサイクリングで物部川湖畔をめぐる「Cafeチャリ」を取り入れたイベント内容としておりまして、

イベント企画運営会社と委託契約を締結しております。

費用の内訳は、事業者への委託料21万5,460円、消耗品費1万円、ポスター・チラシ印刷代3万9,123円、イベント保険料4,000円、参加者飲食代3万円で合計29万8,583円となっており、参加費は1人3,000円ということになっております。

残り2回のイベントは、1つは昨年と同様にクリスマスキャンドルin龍河洞2017を12月23日土曜日に行うよう予定しております。キャンドルづくり体験やカフェでのフリータイム、龍河洞入洞を予定しており、20代後半から30代の独身男女各10名を募集いたします。

費用は、司会者及びキャンドルづくり講師謝金5万円、消耗品費1万円、ポスター・チラシ印刷代7万8,840円、イベント保険料1,100円、入洞料2万3,000円、飲食代2万円、キャンドルづくり材料代2万円の合計20万2,940円となっており、参加費は1人2,000円となっております。

もう一つは、べふ峡温泉でのジビエ料理と農林漁業体験実習館でのそば打ち体験をテーマにしたもので、40代から50代の独身男女各10名を募集しまして、平成30年3月11日日曜日に開催を予定しております。

費用は、司会者及び運営補助者謝金3万5,000円、消耗品費1万円、ポスター・チラシ印刷代7万8,840円、イベント保険料1,100円、バス借上料8万1,000円、飲食代3万円、そば打ち体験料4万円の合計27万5,940円となっており、参加費は1人2,500円となっております。

なお、これらのイベントは、高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金、県の補助金を活用しております。補助額は30万円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 30万円ということは、それぞれじゃないよねこれね、全部で30万円ということですよ。

（定住推進課長、中山繁美君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） はい。わかりました。

今度のやつは、C a f eチャリをやってる株式会社わらびのに委託をして、あとは自前でやるというか、それでやってるということですよ。40代、50代もということですが。

ちょっとそれに関連して、新聞記事にもよると「参加者集めに悩みも」というようなことでどこもなかなか悩みも持ってまして、前回の龍河洞でやったときは、一応男性は香美市内ということでやったんですが、ほかのところ見るとなかなか集めにくい、もうちょっと幅を広げようというふうなところもあるみたいですが。今回はどうです、香美市は。一応市内で人がふえて、子どもふえてほしいという意味合いでやりようと思う

んですが、男性、女性に対する募集の要件というのは、何かありますか？

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 一応、香美市優先ということにはしております。せんだってでは、チャリコイのほうについては現在5名ぐらいは希望が今あります。参加者のほうが入っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 優先ということは、香美市じゃなくても、もうしょうがないぞというようなことですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） あくまで香美市の方に出会いのきっかけの場ということでやっておりますので、香美市の男女ということにはしておりますが、どうしても少なからず集まらない場合につきましては、ほかの南国市さんとか香南市さん、よそから来る方に対してもオーケーということにしております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） きょうの記事だったかな、広域での取り組みみたいな話が少し出てますよね。結局何か、地元のそういうところには行きづらいとかいう話があったりするらしいですよ。だから、お互いそこはちょっと話し合いをしてやったらどうか。どの自治体も自分ところにそういうカップルがふえて、そこで子どもができてというふうなイメージでやってるので、そういう方向性というのは少し検討されてます？

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 私どもも今年に入って広域のほうもいろいろ考えておまして、まず出会いイベントではないんですけども、9月24日にサザンシティホテルのほうでマッチングの出張登録会というのを香南市、南国市、香美市の3市、そして県も一緒に合同で、1日での出張登録会というのを企画しております。これは広報の9月号にも載せておまして、それぞれ1対1の出会いをサポートする、これは会員制のお引き合わせのシステムということになっております。

また、来年度以降、南国市、香南市、香美市という3市でも広域連携でやってきたいということは、それぞれの担当のほうとも話しておりますので、今後、検討課題ということになろうかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 県の補助金が30万円あるとしても、あとは本市のお金でやっていて、やっぱり費用対効果をこの場合言うのはどうかとは思いますが、余りそういう成果が出ないときにはどうするかっていう、そういう判断を迫られた自治体もあるということなんで、そのことにもつながりますので、ぜひさまざまな工夫をして頑張っ

てほしいというふうに思いますので。  
それでは、次の質問に移ります。

次に、観光振興と観光協会をめぐってという質問でございます。

本市の観光振興につきましては、観光協会にその役割を大いに、期待をずっとしてきたし、してるところが大きいわけですがけれども、一方で県のほうの産業振興計画の絡みもあったりするところで、ものべみらいという持株式のホールディングカンパニー式の会社による取り組みが、本市の主要観光施設であります旧セレネを中心としたやなせたかし記念館周辺でありますとか、それから龍河洞周辺ですね、進んでいるわけです。

これらのことから、本市における今後の観光振興の方向性と、その中で観光協会に期待される役割というか、担当課として期待してる役割について、少しお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎眞幹議員の観光振興と観光協会をめぐってというご質問にお答えいたします。

現在、ものべみらいは、物部川流域の主要観光施設の個別活性化とともに、物部川流域全体として、全国に向けた発信力の強化に取り組んでいるところです。

今後、本市における観光振興は、広域観光の推進と着地型・体験型観光の推進が必要であると考えております。

その中で、観光協会には、香美市における着地型・体験型観光の推進のため、今ある観光素材の磨き上げとともに、新たな観光素材の掘り起こし、それをもとにした着地型・体験型観光の仕組みづくり、及び市外に向けたきめ細やかな情報発信を期待するところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 適切な切り分けであるというふうに私も思います。

観光協会、ちょっといろいろ、平成24年に一般社団法人化したんですけども、その後少しごたごたしまして、なかなかスタートができませんでした。逆にある意味マイナスのスタートになってしまったという実は経過も、当然ご存じだと思いますけれども。その中で2年かかって旅行業の免許も取りました。メンバーが1人やめてしまいましたけどもね。それは残念な話ですけども、あと1人は残っていますので。そういう意味で従来からあった、その前の雇用創造協議会のときからもそういう着地型の観光というか、地元の素材に光を当てたツアーみたいなものはずっと考えていまして、最初のころはやっていたんですけども、さまざまな事情でもう途中で頓挫して、それがずっと放りっ放しになってしまったというふうに、そういうような理解です。

ただ、最近ものべみらいが県の後押しもあって、この間もアクションプランに龍河洞周辺の活性化が追加されたというようなことで、いよいよ姿をあらわす。変な言い方ですけど、頑張ってるというふうに私自身も評価しています。

それで、この間ある意味少し驚いたことがありまして、この間といってもほんのあれ

ですけど。きょうの新聞に出てましたよね、「かほく星空劇場」、これ（資料を示しながら説明）。それまではさまざま補助金があって、それでやってたイベントを地元の青年団がほぼ自前でやった。こういうふうには広告もとってやったイベントで、この広告の1つに株式会社香北ふるさとみらいというのが入ってまして、その中の今、社長の方が、どういうふうなイベントにするのかということについて話し合いをして、計7回の協議を持ったらしいです。それはこの間の星空劇場の映画の前に、こういうことで今回はやっていますという説明の中で、青年団団長さんである方がそういうのを発表してました。

その中でやっぱり、ものべみらいが目指してるいわゆる「もの'べ'がたり」、高知物部川パママキッズもの'べ'がたりというコンセプト、これがこの星空劇場に見事に生かされてまして、行かれた方いるかどうかわかりませんが、きょうの高知新聞の写真は全体を捉えれてなかったですけども、写真撮った人もいますけどすごいですよ、僕が見る限りは二、三千人いました。その方たちが、じゃあ皆さんどっから来ましたかと司会の方が聞いてました。まず、香北の人あんまりいない、香美市の人あんまりいないんですよ。周りは香美市外の方がほとんど。そういう若い子連れのカップルが二、三千人でした。僕もカウントがちょっと違ってるかもしれませんが、あそこの芝生広場が満杯になって、そして、食べ物の屋台もあったんですけどあつという間に間に合わなくなって、かき氷屋さん最後まで入ってましたけども、そういうような状況です。

だから、これは新しいザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートもそうですし、龍河洞の活性化についても同じコンセプトで取り組んでいます。だから、県外のいわゆる20代、30代の子育てをしているカップルについて、ここでさまざまな体験してもらって、6つの体験ですよ、もの'べ'がたりという。僕も最初はちょっと頭ひねってたんですけど、でもそういうことを見ると先ほど課長が言われたように外向けの広域のことについては、やっぱりここに一旦任せて、足元の体験型のあれについては観光協会にしっかりと軸足を移すというか、そういうことも含めて、今言われたようなことを少し観光協会のほうにも伝えて、伝えてるかもしれません。やっていかれたらどうかなというふうに思います。

そのことも含めて、最初の質問にまた戻るような形になりますけれども、ここそういう観光。ここはものべみらい、ここは観光協会というふうなことがちゃんと見えるような、観光振興ビジョンというのがやっぱり要るんじゃないかなと。さっきの産業振興ビジョンの中の観光部門であるわけですけども、そういうふうにも思うんです。

ちょっと関連みたいになります。再度のそういうビジョンが要るんじゃないかなというふうなことについて、ちょっとお返事がいただければ。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、香美市の観光協会については紆余曲折ありまして、現在の状況で頑張っていただいております。それで、ものべみらいにつきましては、当

初の計画どおりといいますか、広域に情報を発信していただいて現在の状況になっておりますので、おっしゃられましたビジョンというのは必要と思いますし、観光協会につきましても、ものべみらいは継続していくということですが、同じようなビジョンを共有して香美市の観光情報を発信していただきたいと思いますので、ビジョン策定まで至るかどうかわかりませんが、心の中ではずっと持ち続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 本当にここへ来て何かすごい大きなものが、観光に関して言うとひょっとしたら動き始めているんじゃないかなって感じがします。

特にホテルもそうですけど、今、龍河洞について、まちづくり協議会の中で情報があんまり表に出てこないんで僕らもわかりません。そこは何とか見える化してほしいがですけれども、大きな動きがあるようで、龍河洞保存会という組織のあり方が、なかなかいろんな面で大変になっているというタイミングもよかったんじゃないかと思いますが、高知新聞の記事にも出ていたように、あそこに新しい店がここへ来て急に3軒、4軒というふうに出始めて、廃業される方がいる一方で新しく開業を目指す人もいたりして、何かすごく動きがあるんです。ぜひ今、課長の言われたようにビジョンを持って、皆さんにやっぱりそこに参加する機会を与えて、龍河洞の活性化については、それまでさまざまにかかわって意見を言ってきた人たちも実はいるわけですから、今そういう人たちについて余り情報開示もされてないようなこともありますので、そういうことについてもぜひ鋭意取り組んでいただければと、言ってることがちょっとわかりにくいかもしれませんが、要は頑張ってくださいという話です。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。

最後に総合案内、これは3月議会でもお尋ねをしました。その後の経過等を、設置されてからほぼ1年がたって、今の3名のメンバーでかわりがわりやりながらやっています。その後の経過です。市民からの声、庁内の評価、そして今ある課題等、どういうことがあるのか含めて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 総合案内の評価について、お答えいたします。

総合案内の評価については、市民の皆さんから直接聞いたことはございませんが、庁内からは、来庁者に対する気遣いや丁寧な説明をしており接客対応がよい。安心感がある。障害者への対応も職員が行くまで気長く対応してくれた。また、市民からの評判もよいと聞いているなどの声があります。このことから、内外の評価は高いと感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市民の声については、市民の声という箱があったりするんで

すが、そこには総合案内の話は入ってないという理解でいいのかということですね。評価がよ過ぎると何かかえって心配になるがですけども、課題がないのかなと思いますが、箱の話と課題はないのっていう。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

その意見箱のほうについては、総合案内の評価については、私が課長になってからはなかったと思うんですが、総合案内が非常によく言ったというような意見はあったと記憶しております。

また、課題につきましては、やはり市役所の職務というのは多岐にわたっておりますので、そういった業務に精通してないとなかなか総合案内というのはできないというところもございしますが、昨年度から同じ方に引き続きずっとやっていただいておりますので、そういったスキルのほうも高まってきておりまして、今後もっとこの業務のほうに精通をしていただければというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、とりあえず対応とか来られた市民の皆さんに対して、その市民の皆さんの様子を見ながら、この人についてはすぐ声をかける、結局そういう話が要らん人もおったりする可能性もあるんよね。だから、その人のそれは経験値にもよってくると思いますけども。ある人が入ってきたときに、ああこの人はここへ真っすぐ来るのか、それともどうなのかというようなことも、経験値を積みばだんだんわかってくると思うんですよね。そういうことも含めて、その人に合わせて対応しているということが、庁内でもそういうふうの評価しているのか。それはしているというふうには認識して、さっきの課題の中では、職務が多岐にわたってスキルも高まってきているが、もうちょっと精通してもらうたらえいという話やったと思うんですが、課題がね、そういうことはいいのか。スキルというか職務に精通してないんで、なかなか言われたところですぐその場所に取り次ぎができないとか、そういうことがまだ少しあるのかという点に関連して、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

総合案内の内部の評価につきましては、各課長さんに感想をちょっとお聞きしたわけですが、その中で特に総合案内について課題や問題があるというようなご意見はなく、先ほど私が答弁しましたような好印象の意見が全てでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

今これ本当に、私の知ってる範囲の声でも割と評価が高いんで、ぜひ足りないところ

は総合案内のほうからいろいろ逆に、案内のほうから要望というかそういうこともあると思いますが、気がついたことはいろいろお互いに指示し合っというか情報を共有しながら、全てはやっぱり来られる市民の皆さんに対してどういうふうに、やっぱり香美市って市役所えいねっというふうに思ってもらうことが、親切でいいよねっというふうに印象を持っていただくことが総合案内の役目だと思いますので、ぜひそういうことに向けて今後も努力していただきたいというふうに思います。

ちょっとユニホームみたいなものも少し、もうちょっと希望ですけど、派手って言うたらあれやけど、もうちょっと何とかしたら。ちょっと京丹後市の丹後ちりめんのイメージが私にはすごくあるんで、ということもちょっとつけ加えさせていただきます。そういうこともちょっと検討してみてください。

以上で私の質問を全て終了します。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、受動喫煙対策に関して、大柝診療所に関して、クマ出没情報に関して、地震対策に関しての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、受動喫煙対策に関して、お伺いいたします。

WHOでは、5月31日を世界禁煙デーとして「タバコはすべての人をおびやかす」をグローバルテーマにさまざまな取り組みが行われています。日本でも平成4年から世界禁煙デーの始まる1週間を禁煙週間と定めて普及啓発を行っています。今年5月27日には、東京都医師会館において受動喫煙防止の徹底を目指す「タバコフリーサミット2017・東京」が開かれ、報告や討論が行われたと聞きました。

私はたばこを吸いませんので、受動喫煙する側の立場になります。そこで、たばこの煙の害と受動喫煙について少し調べてみました。

たばこの煙に含まれる有害物質は、大きく分けて3つあるそうです。

1つ目は、タールと呼ばれる物質です。このタールには、発がん性物質が多く含まれているそうです。また、タールによって喫煙者の肺は黒くなり、肺機能の働きを著しく低下させるそうです。

2つ目は、ニコチンです。ニコチンには、血圧を上げたり心拍数をふやして心臓に負担をかける害があるそうです。また、このニコチンは依存性、中毒性が強く、簡単にはたばこがやめられない原因になるそうです。

3つ目は、一酸化炭素です。一酸化炭素は、血液中の酸素を運ぶのを妨げてしまうため、心臓や脳の働きに大きな負担をかけると言われてしています。

喫煙によって生じるこれらの有害物質が含まれたたばこの煙は、喫煙者が直接肺に吸い込む煙を主流煙と呼び、火がついたたばこの先から立ち上る煙を副流煙と呼ぶそうです。このうち、たばこから立ち上る副流煙の近くにいる人が、自分の意思とは関係なく吸い込んでしまう状況を受動喫煙というそうです。

副流煙の中に含まれる有害物質の濃度は主流煙より高くなり、副流煙に含まれるタールの濃度は主流煙の3.4倍、ニコチン濃度は2.8倍、一酸化炭素は4.7倍にもなるということです。このように喫煙者の周りでは、たばこを吸わない人、家族、子どもなどが、受動喫煙の被害にさらされています。

受動喫煙によって、大人の場合はがんや脳卒中、心筋梗塞などのリスクが高まり、子どもの場合は呼吸器症状、肺の発達のおくれ、乳児突然死症候群、急性呼吸器感染症など、さまざまな病気を引き起こす危険があるそうです。また、妊娠されている方が受動喫煙状態にある場合には胎児にも影響を及ぼし、低出生体重児、早産、妊娠・分娩合併症などのリスクが高まると言われています。

そこで、伺います。

たばこを吸わない人にとっても、有害物質を含んだたばこの煙が健康に悪いことは科学的にも明らかになっています。国立がん研究センターでは、受動喫煙が原因で年間1万5,000人が死亡していると推計しています。受動喫煙についてどのような認識をお持ちでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の受動喫煙についての見解を問うにお答えします。

先ほど山崎議員からも説明があったように、自分はたばこを吸っていなくても、他人が吸っているたばこの煙を吸わされることを受動喫煙と言います。受動喫煙によって、自分が吸わなくても、知らないうちに体への大きな害を受けてしまいます。最近では、たばこを吸い終わっても衣服や息、家具などに残った煙、においも受動喫煙のもとになると言われています。

また、副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が、主流煙の数倍も含まれていると言われています。受動喫煙を受けている方ががん等の罹患リスクは高く、肺がんは1.3倍というデータを国立がん研究センターが発表しています。また、受動喫煙を受けなければ、少なくとも年間1万5,000人の方が、がんで死亡せずに済んだと推計されています。喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人にも健康の悪影響が及ぶため、受動喫煙防止の対策は重要であると考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 受動喫煙対策は重要であるということで、国のほうではなかなか調整がつかずに前回、国会のほうには提出されずに見おくられたという状況があ

りますけれども、これはもう本当に重要な課題ということで取り組んでいく必要があると思います。

そこで、②の質問に入ります。

たばこの害に関しては、市の第2期健康増進計画の中でも重点対策の1つに掲げられています。受動喫煙対策の基本方針と目標及び具体策についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

受動喫煙の防止については、国は平成15年に健康増進法に努力義務を設け、自主的な取り組みを推進してきました。また、高知県においても、日本一の長寿県構想の中で、喫煙率を下げる取り組みを進めています。

香美市でも第2期香美市健康増進計画の中で、たばこ対策を重点項目として掲げ「禁煙推進！！吸うならマナー」をスローガンに、受動喫煙の意味や危険性について広報をするとともに、禁煙の取り組みを進めています。

具体策として、健診会場での喫煙者への保健指導の実施と禁煙外来の紹介など、母子から高齢者まで防煙の徹底、分煙の推進、禁煙支援を行っています。このほか禁煙・分煙運動を推進している香美市健康づくり婦人会が、土佐山田町の小中学校全校に禁煙防止対策として、紙芝居の読み聞かせに出向いています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） さまざま取り組んでいるということで、確かにこの計画にも載ってますように、「禁煙推進！！吸うならマナー」ということで行われている啓発とか健康まつりとかでも行われてたと思いますし、それから、広報なんかでも呼びかけをしていってるという状況ですけれども、そういった取り組み、啓発等を行って取り組みをした結果、どういう効果が出ているのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 効果の検証はしていませんが、最近ではレストランや喫茶店でも、喫煙席や店内禁煙になっている店がふえてきています。受動喫煙防止の取り組みが進んでいると思われます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 受動喫煙対策は進んでいるというふうに思っているということですが。

それでは、③の質問に移ります。

健康増進法第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努

めなければならない。」こととされています。

本庁・支所等公共施設の受動喫煙対策について、本市の取り組み状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 本庁舎、支所等公共施設の受動喫煙対策について、お答えいたします。

対策につきましては、平成22年2月25日付厚生労働省健康局長通知がありますので、その趣旨に基づき回答させていただきます。

内容につきましては、受動喫煙防止対策としまして、多数の者が利用する公共的な空間は原則として全面禁煙、少なくとも官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましいと通知されています。本市の場合、香美市庁舎管理規則第4条別表第1に記載されています17の庁舎において、全ての施設で建物内全面禁煙を実施していますので、受動喫煙防止対策はとれていると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 建物内での喫煙は禁止していると、禁煙できているということでお聞きをいたしました。

庁舎のほうも新しくなりましたので、そういうことにもなってくるかと思いますが、それでは、次の④の質問に移ります。

小中学校での禁煙、受動喫煙に関する教育及び受動喫煙対策について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎議員の小中学校での教育、対策はというご質問にお答えいたします。

先ほど紙芝居の読み聞かせの話もありましたが、小中学校では毎年、薬物乱用防止について、外部から講師を招いて講演を行うようにしております。その際、たばこの害についても学習しています。また、小中学校の最上級学年では、保健の授業で喫煙と健康について学習し、受動喫煙についてもあわせて学習しております。

現在、市内の全ての小中学校が敷地内全面禁煙で、地域や保護者のご理解も得ながら、子どもたちをたばこの害から守るようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

（サイレンにより中断）

○12番（山崎晃子君） 今、ご答弁で敷地内はもう全面禁煙ということで、それはもうそれでしていただきたいというふうに私も思いましたので、また紙芝居等そういう学習もしていったら、薬物乱用のほうでも取り組みを進めていっているということですか

けれども、子どもたちの反応っていうか、それはどういう反応？そういう禁煙教育というか受動喫煙教育、それがだんだんまた大人に徐々になっていくにつれて、喫煙ということにもつながってくると、何とかそこを喫煙につながらないようになっていったらいいかと思うんですけれども、子どもたちのそういう反応っていうのは、もしおわかりであればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校現場で直接反応を見せていただいたわけではありませんけれど、今、大体の若い方の喫煙率というのは下がってきておるんじゃないかと思います。

子どもたちもやはりたばこに対する害については、学習を通じてかなり理解が深まっておると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 学校でそういう受動喫煙に関する学習をすることで、またそれをおうちのほうに持ち帰って、おうちのほうでそういう話をすることにもつながっていきますので、子どもさんに言われたらやっぱり親御さんも、これは自分の健康を気をつけないかんといいところでも意識は変わってくると思いますので、どういう状況やったのかなというのをお聞かせいただいたところです。

それでは、⑤のほうに移ります。

受動喫煙は、家庭及び公共施設だけではなく、民間事業者の役割についても明らかにし、協力を求めていくべきではないでしょうか。本市ではどのような取り組みを行っているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市健康づくり婦人会は、中央東地区健康づくり推進協議会と協力して、毎年1回、受動喫煙防止キャンペーンを実施し、土佐山田町内の市街地をパレードし、飲食店や民間事業者の事務所などに立ち寄り、禁煙・分煙・喫煙の状況を調査し、禁煙への取り組みを進めてもらうようにお伝えしています。

そのほか高知県では、受動喫煙防止に取り組み、県民の健康づくりを支援する施設または店舗を「ノンスモーカー応援施設」として認定しています。また、受動喫煙防止を実施している飲食店を「空気もおいしい！認定店」として認定しています。香美市内では、空気もおいしい！認定店は平成29年4月末で14店舗となっています。認定店のわかるリーフレットは、中央東地区健康づくり推進協議会の委員となっている商工会を初め、さまざまな施設または店舗に設置されています。なお、高知県内ではノンスモーカー応援施設が368施設、空気もおいしい！認定店は188店舗となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ちょっと先ほど言われたパレードですかね、それで調査をしていったかと思うんです。何か具体的にどういった調査をしていますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

調査というのは、そのお店で受動喫煙を知っているかどうか、それと、実際にやっているかどうかというアンケートをやっております。受動喫煙を知っているかという調査の中で、62%の方が受動喫煙を知っているというふうに答えております。そういった調査を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

そういうふうな取り組みをされていってるということで、言われたように県の取り組みもあります。空気もおいしい！認定店とかパンフレットになったりもしてきてるわけですが、そういった県とも連携をしながら、今後もその取り組みを進めていっていただきたいというふうに思いますが、なかなか民間事業者の場合は、その事業者の方の理解が十分でない、なかなかこっちが啓発しても進まないという点もあろうかと思うんですけれども、その点はどういうふうな反応を。ほかのところでも進めていってる、先ほどは市のほうでそういう健康づくり推進協議会の方が進めていってるところもありましたが、市内でどういった、団体で取り組んでいるところもあろうかと思いましたが、その取り組み、そういった連携などもしていってるとか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） これは広域のほうで、中央東地区健康づくり推進協議会という団体がありまして、その中に香美市内の商工会とJAの団体も含まれてまして、その方たちが持ち帰って禁煙対策、それから受動喫煙の防止について、多分広げているというふうに感じてます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今後この法が改正されていくということにもなろうかと思えますので、たばこが体に悪いと、たばこに害があるということでもありますので、やはり健康という面でますます取り組みを進めていただきたいというふうに思ひまして、この質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それでは、午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。

2項目めになります。大柵診療所についてお伺いたします。

今議会には、大柵診療所の指定管理に関する議案が上程されています。これは現在の指定管理者との契約期間が来年3月末までであり、4月からは新しい医療法人と3年間の指定管理を指定するものです。

この案件は、物部地域に住んでいる方々にとって大変心配していたことです。この間、診療所はどうなりゆうろう、診療所がなくなったら年寄りや遠くの病院へはよう行かんと不安の声をお聞きしてきました。

今回議案が上程され、診療所が存続される状況になってきたことは、物部に住む住民の一人として大変うれしく思います。市長を先頭に、担当課長、担当職員の皆さんが危機感を持って取り組んでいただいたたまものと感謝を申し上げます。

診療所の運営に関しては、指定管理者の状況などにもよりますが、市と指定管理者の間で精力的に協議された上で円滑に運営されていくものと考えています。

現段階で協議されている診療時間や診療体制などの運営内容については、議員には説明がありましたが、正式決定するまでには議会での議決後もさまざまな手続等を踏まなければいけないと思います。このことを一日も早く住民の皆さんにお知らせすることはできないものかと考えます。広報などを積極的に活用し、わかりやすく説明、報告し、住民の皆さんに安心をお届けしていくことが大切だと思いますが、今後の取り組みはどのようなのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の大柵診療所に関して、今後の取り組みという質問にお答えします。

本定例会に、香美市立大柵診療所の指定管理者の指定についての議案を提出しています。議案の承認が得られましたら、香美市立大柵診療所の管理運営に関する協定の締結に向けて準備を進める予定です。

地域住民の皆様方が心配されている診療所運営の継続や診療時間、診療体制に関する広報につきましては、協定書締結後、四国厚生支局などに診療所の届出事項変更届などを提出し、許可がおり次第、早い段階で行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 許可がおり次第、早い段階ということでお聞きをいたしましたが、大体どれぐらいかかるのかということと、それから、どういう形で住民にお

知らせをしていただけるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お伝えするのは、大体1月下旬までには決めた  
いと思っております。

それで、決まり次第、大栃診療所からも住民の皆様へ詳しい詳細につきましてお知らせ  
するようになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら1月下旬ごろまでということで、決まり次第、大  
栃診療所のほうからということですが、市のほうからは特には広報とか、民生委員さん  
の会なんかもあると思いますので、そういったところでのお知らせっていうのは考えて  
ますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 物部の民生委員さん、そして自治会長を通じて、  
広報等も検討しております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） その方向でできるだけ早く、安心を届けていただきたいと  
思います。

それでは、次の質問に移ります。3項目めです。

熊出没情報に関してお伺いいたします。

物部町では、今年5月に熊の目撃情報があったと聞きました。これまでも熊がいた  
などの話を聞いたり、「クマに注意」の看板を見かけたことがあります。実際、剣山山  
系にはツキノワグマが生息していると言われていいますので、熊を見かけてもおかしくな  
い状況にあると思います。山は杉やヒノキの植林が多く、山で暮らす動物の食べ物が減  
少し、食べ物を求めて人里におりてきているのではないのでしょうか。

今は鹿や猿などが当たり前のように身近に存在するようになっていますが、今後熊も  
人家の近くにあらわれるのではないかと心配する声を聞きます。他県では民家の近くま  
で熊が出てきたり、熊に襲われるなどの報道がありましたが、熊は鹿や猿と違い、襲わ  
れたら生死にかかわるといふ恐怖感があります。

熊に関して、担当課としてどのような認識を持っているのか見解をお聞かせください。  
あわせて、熊に関する情報の収集や市民への情報提供、対策などについてもお聞かせく  
ださい。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎晃子議員の熊出没情報に関してにお答えいたし  
ます。

生息域及び行動範囲について、中国四国地方環境事務所が昨年度からツキノワグマ四

国地域個体群の保全に係る広域協議会を立ち上げ、ツキノワグマの保全に関する指針等を作成しています。その中で、行動圏域は剣山系の山中に生息しており、生息が確認できた個体数は20から30頭ぐらいと少ないため、人家付近に出没することはごくまれなことと推測されるという報告があり、そのように認識しております。

担当課としましては、まずは住民の安全を考えることを重点に置いており、目撃情報については即時対応し、裏づけ調査及び目撃のあった場所に関係する自治会長等に目撃があったことの連絡をします。その後、熊と断定できた場合のみ、地域全体に周知することとしています。

しかし、四国地域のツキノワグマについては環境省レッドリストに指定されており、絶滅のおそれのある地域個体群となっています。また、高知県希少野生動植物保護条例の対象として、基本的には保護すべき動物として位置づけられ捕獲等は制限されていますので、熊と断定されても市としては、注意喚起や調査結果等の情報提供などが主なものとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今回、私の知ってる限りでは大柝のほうにもチラシが回ってっていうことでしたんですけども、20頭から30頭で前はもっと少なかったかと思うんですけども、保護されてちょっとふえているのかなというふうにも思いました。

いろいろ熊に対して注意っていうか、怒らせないようにとかいろいろあると、熊のふんとか足跡で断定していくのかと思うんですけども、そのあたり一般の人が見て、これは熊のふんとか足跡とかっていうようなことなんか分かるものでしょうか。ちょっとその断定って言ったら難しいと思うんですけども、特徴か何かありますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 目撃した情報はございますが、確認された事例が最近ございませんので、我々にとってもネットで見て、ああこれが熊の足跡だというような判断しかできておりませんし、今回専門家の方に周辺調べていただきましたが、熊の爪跡とかそういうものが残るらしいですが、そういうものもなかったということですので、今回は見間違えたのではないかと判断しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。物部の地域、人も少なくなってきましたので、またさまざまな情報収集をしていただきたいというふうに思います。

なかなか人家のほうにおりてくるっていうことは少ないかもしれませんが、絶対ないとは言い切れないというふうに思いますので、ぜひ情報収集を続けてお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

地震対策に関してお伺いいたします。

南海トラフ地震では、強く長い揺れによって多数の住宅で全半壊の被害が予想されています。昨年4月の熊本地震でも多くの方々が家屋の倒壊等で亡くなりました。こうした被害を目の当たりにして、県内では近年、住宅耐震化の意識が高まっていると聞いています。

被害を軽減するための耐震改修工事や家具の転倒防止等は有効な対策と考えます。しかし、住宅の耐震化には経済的な負担が重いため、行政の補助は大変助かるとの声を聞きます。

そこで、お伺いいたします。

本市は、住宅の耐震改修費用の補助額を本年度より150万円に引き上げました。住宅耐震化をためらっていた方々にとっては大きな後押しになったのではないかと思います。現状はどうでしょうか。住宅等耐震化促進事業の利用状況についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

住宅等耐震化促進事業の利用状況は、9月7日現在で耐震診断が予算見込み150件のところ76件、耐震改修設計が100件に対し56件、耐震改修工事が80件に対し34件となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 耐震改修工事が80件に対して34件、これは例年に比べてどういう状況でしょうか。その点をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成28年度の同時期と比べますと、耐震診断の件数でマイナス35件、設計はプラス9件、工事はマイナス8件となっております。これは、平成28年度は4月に熊本で大きな地震がありました関係で非常に件数が伸びたということで、単純比較は余りできないというふうに思いますので、その前々年度平成27年度の年間の実績と比較いたしますと、平成27年度診断が年間86件でございました。これに対して、平成29年度は現在76件上がっております。

同じく耐震改修設計が、平成27年度年間件数が44件でございましたところ、現在56件でございます。

耐震改修工事につきましては、38件のところ34件というふうに数字が上がっておりますので、利用状況につきましては非常に増加しておると認められると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 増加をしているということですのでけれども、そうしたら、全体的な耐震化率は今どのようになっていますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

全体の戸数が11,922件のところ、耐震性ありと認められる戸数が6,820件というふうになっております。これは平成28年度末の数字でございます。これから導き出される耐震化率は57.20%ということになっております。

ちなみに、前年の平成27年度末56.47%から0.73%の上昇というふうになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 耐震化率も上昇してきているということですので、耐震化に関しては、非常に関心も意識も高まっているというふうに思われます。

そこで、②の質問に移ります。

6月30日付の地元紙に、国の改修補助制度が2019年度以降見直される可能性がある旨の報道がありました。先ほども述べましたように、耐震化の意識も高まっている、また本市は補助額を引き上げたばかりですので、この動向が大変気になるところですが、市としてはどのような対応になるのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本年度から、耐震改修工事に係る補助限度額を92万5,000円から150万円に引き上げ、耐震改修を積極的に推進する体制を整えた本市にとりまして、国の制度見直しに関する報道は、大変残念なことであると受けとめております。

この情報の公表後は、本市も含め県内の各自治体、住民の方々から懸念の声が多く上がっており、高知県や全国自治会が国に対して、緊急提言の形で要望活動を行っていると同っております。

本市といたしましては、今後も引き続き国の動向を注視するとともに、現行制度の補助率の維持の要望を、高知県を通じて行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 維持の要望をしていくということですので、ぜひその方向でお願いしたいと思いますが。今年の耐震改修工事80件でしたかね、予定。そういうことで意識も高くなっていますし、こういう新聞報道を見て、もう早うにせないかんという思いも出てくると思うんですけれども、この予算ですけれども、ひょっと申請が多かった場合、補正対応等は考えておられるでしょうか、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

耐震改修に係る相談件数もふえておりまして、予定件数を超えることが十分予想されております。国・県の予算の動向を注視しながら、市として予算要望を行い、財源を確保した上で補正予算に計上するよう対応を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ぜひその点よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

③です。

地震などに備え、日ごろからたんすや本棚、冷蔵庫や食器棚の大型家具類を固定しておくことが、家具等の転倒による圧死などを防止し、被害を軽減するための重要な取り組みになります。

本市における家具転倒防止等対策事業の利用状況は、どのようになっているかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

家具の転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムなどの購入費用を補助する家具転倒防止等対策費補助金の交付は、9月1日現在で実績ゼロ件でございます。

また、転倒防止金具等を自己負担なく取りつけることのできる家具転倒防止金具等取付事業につきましては、1件の申請があったものの事情により断念されたため、こちらの実績はございません。

ちなみに、それぞれ予算見込額は20件と、それから10件というふうになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ゼロ件ということですけども、この数字はどう考えたらいいでしょうか、ゼロ件。去年はあったと思うんですけども、その点ちょっと、どう課長は考えてますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

参考までに過去3年度のこの2つの事業の実績をご報告いたしますと、平成26年度につきましては、取りつけが1件、購入に対する補助が7件でございました。翌27年度につきましては、取りつけ2件、購入が6件でございます。昨年の28年度につきましては、取りつけが8件、購入が16件という数字になっておりましたが、今年度はまだ実績がないという状況になっておりまして、非常に危機感を持って、今後この制度の

普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その④になりますけれども、その普及啓発って  
いうことですが、他の自治体では自主防災組織の方々とか、あるいは学生さんたちが地  
域を訪問して、家具の転倒防止対策を積極的に呼びかけているところもあるようです。

本市でも広報に掲載するなどの啓発活動が行われていますが、地域を訪問しての取り  
組みなども必要になってくるのではないのでしょうか。周知・啓発に関して、今後の取り  
組みについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

これまでの周知・啓発に関する取り組みといたしましては、広報香美5月号に募集記  
事を掲載するとともに、ホームページで補助制度の利用を呼びかけております。

今後は耐震診断、改修工事の補助についてご相談があった場合は、建物の耐震化に加  
え、家具の転倒防止対策をあわせて行うことの重要性を説明し、制度活用の普及に努め  
たいと考えております。

また、今年度から高知県建築士会香美支部と木造住宅耐震改修促進を目的とした戸別  
訪問実施に係る協定を締結しており、部員の方が市内の木造住宅を訪問して市の耐震対  
策をPRしていただいておりますので、これにあわせても周知を図っていきたいという  
ふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今年度は戸別訪問もして。

（防災対策課長、中山泰仁君、自席にてうなずく）

○12番（山崎晃子君） もう既にしていってますか。それで今ゼロ件という状況な  
んですね。わかりました。

続けてそれはしていただくということになりますし、それから、小中学校では  
防災学習もしていってますので、そういった子どもさんたちを通じて呼びかけるって  
いうのも効果があるのではないかと思いますし、家具の耐震化っていても何をどうすれ  
ばいいのかっていうこともちょっとわからない。

具体的にこう目で見ると、ああこういうふうにしたらいいんだっていうのがあったら、  
もっとうわかりやすいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりおうちの中  
に入って、こうやってっていうところまでできていってるのか。うちへ入るのにちょっと  
抵抗もあるという方もおいでるかと思っておりますけれども、目で見るとこういうふうになる  
っていうのが、もっとうあったら意識が高まってくるのではないかと思うんですけれども、  
その点どんなお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 啓発の手法でございますけれども、今現在、実績が上がってないということもありまして、従来の固定観念にとらわれることなく、あらゆる角度からアプローチをできるように今後は考えていきたいというふうに考えます。  
以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その点よろしくお願いいたします。  
では、以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 11番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、総括方式によって質問をさせていただきます。

県外出荷を目的としたサカキ生産をについてお伺いをいたします。

これは、県が本年度からシキミ、サカキなどの特用林産物に対する苗木の補助制度が新設をされ、この活用も考える方もいるかも知れません。

また、本市の中山間地域でも県内の各地域同様、耕作放棄地や材価の低落などから、手の入っていない森林が増加をしています。

シキミも中山間地域の換金作物として有効だと考えていますが、森林の活用と現在消費されているサカキの9割は中国からの輸入だと言われていて、消費者の国産志向とはかけ離れた数値となっているのであります。

サカキの品質は用途の違いもあって、県内産は小葉で濃緑のもの、県外は大葉で濃緑のものを良としています。

県内用を生産するためには小葉の系統を選別し挿し木をし、育苗が必要となってきます。また、太陽光で赤葉が発生しやすいなどの問題点があります。

木には陰樹と陽樹があって、サカキは陰樹であり、杉やヒノキの樹林下の栽培が適しています。

杉やヒノキは殺菌・殺虫効果のあるフィトンチッドを発生しますが、特にヒノキは昔、防虫剤の原料として使用されていたクスノキと同じぐらいの量であると言われてるのであります。ただし、病気や虫の防除が必要ないということではありません。誤解をしないようお願いいたします。

私は過去に、2年間程度鳥獣被害対策専門員として市内を巡回する機会がありましたが、昔人家があって耕作地に植林されたところ、傾斜が緩く作業性がよいと思われる森林が多くみられ、サカキの栽培適地であると判断をしたところでありました。

ただ、サカキは花市場で取り扱っていることから、販売は農協、生産は林業となりますので、生産現場での調整が必要となってきますが、調整をとり、山間地域の方が安定した収入を得るためには、消費量の多い県外出荷を目的とした生産を行うべきと考えま

すが、どのように思われるのかお伺いをいたします。

また、新植から結果が出るまで4年ないし5年かかりますので、事業の長期継続を望むものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 門脇二三夫議員のご質問にお答えします。

新規就業者の補助ということでお聞きしておりましたので、新規就業者の補助としては、先ほど議員がおっしゃられましたように、平成29年度から高知県地域林業総合支援事業に特用林産振興事業を追加し、植栽に対する補助事業を定めておりますが、これは個人への補助はできません。該当する団体、3名以上で組織する林業・木材生産を生業とする団体とされておりますが、この団体が希望されれば、市としてもこの事業に対して応援をしていきたいと考えております。

また、県では平成28年度から中山間地域の活性化としてサカキ、シキミの振興に取り組んでいますので、香美市営農対策推進協議会特産部会でも研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 団体、これ私のほうでも確認をさせていただいたんですが、農協あるいはその出荷団体があればいいというような確認はとれたところですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり農協、森林組合、そして、農事組合法人等でも取り扱いできますし、また今回、集落活動センターの運営組織でもこの該当団体になったと聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 先ほど課長のほうからも説明がありましたけれども、農業と林業になりますので、販売は農協のほう、生産は中央東林業事務所、指導は森林総合センターになったりします。そのあたりの調整をかなりしていかなと、さっき言うた大葉の生産をしていかなと県外では売れませんよってということになりますので、ぜひそのあたりも力をかしていただいて、調整をとっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、香美市営農対策推進協議会特産部会のほうで今ユズと

かをやっておりますが、そこに土佐香美農協、それから、中央東農業振興センター等々入っておりますので、そちらの協議会特産部会で今後のサカキ、シキミの生産についての研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（門脇二三夫君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、教育関係についてお尋ねいたします。

去る8月28日、文部科学省より結果の公表がありました全国学力・学習状況調査につきまして、本市の結果に対する見解をお聞きしたいと思っております。

29日付高知新聞では、高知県は小学生算数Aが全国3位、中学生数学は全国との差が縮小されているとの記事が掲載されておりました。

尾崎知事は「算数Aで全国3位だったことはすばらしい快挙。算数、数学はじわじわと成果が出てきていると感じた」と述べる一方で、小中学校ともに国語の順位が落ちた点について「少し残念。今まで見えなかった弱点が見えている。総じて言えばいい方向に向かっているが、課題は見えている。課題に対して直截的な対応をしっかりと図りたい」とコメントされています。

以上を述べまして、本市の小中学校の全国学力・学習状況調査がどのような結果であったかお尋ねいたします。

本定例会の初日に市長の諸般の報告では、小学校の国語は全国とほぼ同水準、算数は全国より明らかに高く、特に基礎を問う算数Aでは全国1位の県よりも高い結果。中学校の国語は全国とほぼ同水準を維持しつつ、応用を問うB問題では全国6位程度の好成績でした。数学は課題が残っていますが、全国平均との差も明らかに縮まっているという報告がございました。その辺重複する点もあろうかと思っておりますが、本市の結果についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 全国調査の本市の結果でございますが、本年度の小中学校の結果は、この別紙にお示しをしたとおりでございます。

大きな文字の数字は全国との比較でして、比較のポイントを書いております。ごらんください。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、②。教育長もこの辺はしっかりと力を込めて答弁されると思っておりますので。

小中学校の現場では、教職員が多忙の中本当に頑張っておられると理解をしています。数日の短い期間であっても、夏休みの短縮などもその対応の1つではないかと考えてい

ます。

今回のこの調査を受けまして、文部科学省では教職員を他の都道府県に派遣し、先進的な授業法を参考にするなど、自治体の努力が実を結んでいるのではないかと分析。加えて、基礎的な問題の正答率が6から7割台と基礎学力の定着が見られた一方、児童生徒の表現力やまとめる力に課題がある点も浮き彫りになったとの見解を述べています。

また、部活動との正答率の関係につきまして、午前中の同僚議員の質問でも体力づくりと学力向上についての質問がありましたが、今回の全国学力・学習状況調査では、部活動と正答率の関係について初めて調査を実施、中3への質問で部活動にかける時間別に平均正答率を比較したところ、平均1日当たり1時間以上2時間未満の部活動をしている生徒の正答率が最も高かったという結果であります。そして、部活動の時間別に平均正答率を比較すると、国語・数学のA・Bいずれも1時間以上2時間未満の中学生が高く、正答率が最も低かったのは、いずれも部活動を全くしていない生徒であったという結果が出ています。

今回の調査結果に対しまして、どのような見解をお持ちか教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 結果に対する見解と今後の課題について答弁させていただきます。

まず結果のほうからですけれども、小学校は過去9年間ほぼ全国の平均正答率を上回り、安定した学力の保障ができるようになってきています。今回は国語Aで全国平均を若干下回る結果になりましたが、算数Aは過去5年間全国で5番目相当の県の平均を維持し、本年度は初めて1位の県をさらに上回る結果となりました。

中学校も過去の低迷の時期からやっと抜け出す兆しを見せており、国語Bでは全国6位相当の成果を出すことができました。数学はまだまだ課題が多いですが、全国との差も確実に縮まってきています。

小学校では国語、中学校では数学に課題があります。授業改善と学習の確実な積み上げが大切ですので、各校が自校の課題分析をもとに、目標を定め地道な取り組みを行っています。また、学びの連続性を大切にしながら、中学校区を単位とした小学校と小学校、小学校と中学校の連携、中学校での教科間の連携を進めているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 学校現場は先生方大変だと思いますけど、まあ頑張っていたきたいと思います。

次に、教育関係の（2）。

本年8月28日月曜日から31日金曜日までの支援員雇用についてお尋ねいたします。この件につきましては、複数の学校から、複数の管理職を含む教職員からその大変な

実情を聞かされたことから、改善を求め質問する次第です。

本市にあっては本年も夏休みが短縮され、8月28日から2学期がスタートしました。そのことに関しては何ら疑問を持つものではありません。しかしながら、たとえ4日間であっても、スタートするのであれば児童生徒、そして保護者に対し、その立場で学校の受け入れ体制は万全な体制でスタートさせることが求められるのではないかと思ひ質問いたします。

まず、①。

本市小中学校にあって、支援を必要とする児童生徒数は各校何人でしょうか。学校別人数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 比与森光俊議員の支援の必要な子どもに関する質問にお答えいたします。

支援を必要とする児童生徒につきましては、先ほどお配りしてあります資料の2枚目にございます。このような数字になっておりまして、年々増加傾向となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 6月議会のときに特別支援学級について質問をした際の人数と比較をさせていただきますと、これはその特別支援学級ではなくて通級にいる児童さんがかなり入っちゅうわけですね。そうすると、通級に支援を必要とする生徒さんが、例えば山田小学校でしたら108人に対して28人でしたので、80人が通級で支援が必要とする児童さんがいるということによろしいでしょうか、ちょっと確認させてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 通常学級ということになります。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 6月議会のときに特別支援学級の児童さんを聞きました。今回支援を必要とする児童生徒の回答をいただきました。例えば山田小学校でしたら、支援を必要とする児童数が108人で、6月に特別支援学級の児童数を聞いたら28人でしたので、その差の80人というのは通級にいるということによろしいですかね。通常の学級、クラス。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） この表については通常学級の数字で、この中に特別支援の数が含まれておるといことです。

それともう一点、この表の中で網かけの部分がありまして、上のほうに小学校小計211人、下のほうも「（小学校）小計」となっており、これは「（中学校）小計」でございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 支援を必要とする児童・生徒数はわかりました。  
②です。

そうした児童生徒に対し、支援員は各校何人が雇用されているのでしょうか。学校別に支援員の雇用人数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援員の学校別の人数につきましては、同じ表の下のほうに載せておりますとおりとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③です。

先日、次のような新聞記事を目にしました。

教職員の年間を通じての長時間労働が深刻なことから中教審（中央教育審議会）は、教員の負担軽減に向け配布物や会議の準備など、事務作業を代行するスクール・サポート・スタッフを全国の公立小中学校に配置する方針を決めたとの記事でした。授業以外での作業を代行するようですが、まずは大規模校からスタートというような記事でございました。

また中教審特別部会では、学校現場へのタイムカード導入の緊急提言をまとめたとの記事も目にしたところであります。

8月28日から31日の期間、支援員が雇用されないことから教職員は大変だったということです。教育長は、どれだけ大変であるか十分理解されていると思います。

先生方から直接お聞きしたことを少し紹介してみますと、プールの授業では校長先生にも手伝ってもらわなければ授業ができない。夏休みの宿題採点が大変な時期に支援員がいない。また、プールの授業は体制が整っていないので授業ができない。図書館での学習の際、その授業の時間に支援員さんが手伝いに来てくれた。当然無報酬。授業が終わると感謝でいっぱいだった。通常であれば毎日出す家庭学習に取りかかれない。

以上5件ほど紹介させていただきましたが、このほかにも幾つか、聞けばどの先生も答えてくれます。

せっかく8月28日から2学期がスタートしているのに、なぜ学校現場の体制が万全ではないのでしょうか。さきにも述べましたように、児童生徒、そして保護者の立場も理解した上で教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 8月末に2学期がスタートするということで、支援員のいない時期がどうしても発生いたします。学期のスタート時期でもあり、配慮の必要な子どもたちへの支援員の対応ができませんので、学校では先ほども比与森議員がお

っしゃられたとおりに、先生方の割り振りなどを工夫して対応しておるところです。

なかなかいつもいる支援員さんがその4日間、今年は4日間でしたけれど、年度によって違いますけれども四、五日いないということで、これにつきましては後のご質問とも関係してきますが、支援員のいない空白期間を何とかしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 後の答弁ともかかわるということですので、そしたら④に移ります。

28日から31日の4日間、なぜ支援員を雇用できなかったのか。たかが4日間、されど4日間、貴重な4日間だと思います。

雇用に関して何らかの規制があるのでしょうか。明確な理由をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 支援員には限りませんが、臨時的任用職員につきましては11カ月雇用とされているところです。11カ月雇用に対応するため支援員等の学校勤務の臨時職員につきましては、一番休みの長い8月を除いた期間としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 市職員の臨時さんと同じような形の11カ月雇用ということだと思います。

これ総務課長に聞いたほうがいいのかね。

11カ月雇用というのは、その月の1日から月末までという区切りでなければいけないのか、その辺。15日から次の月の15日という、そういう区切りの雇用はできないものをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 比与森議員の質問にお答えします。

臨時職員等の雇用については6月の議会でも質問が出て答弁をいたしました。地方公務員法に定められておりまして、6カ月の雇用の後、1回追加できるということで、本市としましては11カ月雇用ということで運用をしております。

ただ、雇用する場合、事務的な手続等を含めてやはり初日から雇用するほうがベストであるということですが、ただ途中からできるかという問題については、そういった制限はないのではないかというふうには考えております。

ただ、運用として月の初めから雇用しているという現状でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そしたら、課長済みません。事務的な作業上、1日から

月末までということであって、15日から翌月の15日までの雇用ができないわけではないということを確認をさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

法的に今ちょっとそういう資料を持っておりませんので、確実にというお答えではないですけれども、それはできないことではないというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） であるならば、これはもう先生方の意見です。7月20日までの雇用で、25日でもいいですわ、7月25日から28日ごろ、そして、次の雇用を8月25日ごろにさせていただいたらという声を複数聞きました。

もしそれが可能であるなら、事務的作業は職員がするだけですので、それをできるようにしないということになると、それもどうかなというふうに思います。

また、この件につきましては今後聞かせていただきますので、できるできないを明確にしたものを今後検討していただきたいというふうに思います。

再度、教育振興課長、その辺についての見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 臨時職員の通年雇用など支援員の不在が発生しないような雇用形態がとれないか、今後の検討課題となろうかと思えます。この点につきましては、総務課とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ⑤です。

これからもこの夏のような体制を学校現場にお願いするのか。

今回の質問では支援員さんだけでしたけど、実際用務員さんも今回は雇用がされず、給食の手配は全部教職員の方がされたと聞いてます。小規模校であれば何とか児童数も少ないので構いませんけど、山田小学校のように規模が大きいと教職員も大変でございました。これ通告後にわかったことですので、校長先生からも用務員について相談を受けたというような経緯もございますので、何らかの対策、先ほど検討したいという答弁もいただきましたけど、今後の対策についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山田小学校は規模が大きいこともありまして、確かに給食の受け入れとかで大変苦労されておるといことも聞いております。

このことにつきましては、前回の議会でもお話させていただいたかと思うんですけれども、支援員のことあわせて今後何とかできないものか、これについては総務課と一緒に研究ということになるかと思えますけれども、進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よろしく願いして、2の質問に移ります。住所に字名をの質問です。

土佐山田町に番地のみで字名の入っていない住所があります。その住居は理解しづらく、住所への字名の入った正式住所となることを要望して質問をいたします。

この件につきましてはこれまで二度一般質問させていただきましたが、そのころから比較しますと家屋の建築が進み、家屋の増加が進んだ番地のみの地域も随分あります。これまでも述べてきましたが、番地だけの住所では聞かれてもその場所を正しく教えられませんし、私自身、訪問したくても番地のみの住居を訪ねる場合、一苦勞することもあります。以前から住んでいる方であればなれ親しんでいる字名を使用することもあり、字名が入れば、その地域を特定することはそんなに困難なことではありません。民生児童委員の担当地区も正式な住所では使われていない字名が親しまれ、使用されています。

2カ月ほど前だったと思います。市民の方から次のような苦情を聞かされました。

土佐山田町344の5番地の量販店の北に移転されたこの方は、市役所で転居の手続をする際、職員から言われた郵便番号は782-0041だったそうです。その後、郵便局へ転送の依頼手続に行くと、郵便局では782-0047との郵便番号を指示されたということです。

以上を述べまして①の質問です。

郵便番号に対する見解と、郵便局から発行されていますポスタルガイド、郵便番号の本ですけど、に記載されていない782-0047はどの地域なののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 比与森議員の郵便番号の見解等についてお答えをいたします。

郵便番号は、現在7桁の郵便番号の上の5桁については原則郵便局ごとに割り振られ、下2桁が町や大字ごとに振り分けられているもので、郵便事業の省力化のために番号を読み取ることで、効率的に配送ができるようにするためのものと思っております。

また、0047の地域はということでございますが、郵便番号782-00は香美市土佐山田町で、47はその他、わからない場合の補助表示ということになっているようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今回のこの通告で課長は47を調べてわかったわけで、前から知っていたわけやないですよ。確認です。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） その他というのがあるのは知っておりましたが、47がその他、補助表示ということは今回知りました。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次、②です。

市役所から782-0041と言われ、郵便局では0047と指示をされたこの方は、郵便局へ行ったその後、再度市役所を訪れ、郵便局からの指示を市役所職員に伝えると、職員は郵便局に電話して何らかの対応をしたそうです。その詳しいことはわかりませんが、その後再度また郵便局へ行くと、今度はこの転居された方に対し、郵便局から強い口調で不愉快な思いをするようなことを言われたということです。

郵便番号自体が郵便局が発行する番号ですので、それを市の職員がそうじゃなくて41ですよと、郵便局が0047と指示された地域を市役所が0041と指示した理由、その根拠はなぜかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） ちょっとその経過のほうは聞いておりませんが、先ほど申しました郵便番号782-0041は、日本郵便番号一覧によりますと先ほど申しました782-00が香美市土佐山田町で、41は北本町、47は先ほどのその他ということになります。

市では行政サービスを行うため行政区を設けております。行政区北本町の地域には、市の郵便物の郵便番号は782-0041が出るようになっておりますが、その他という行政区はないために郵便局との違いが生じております。

782-0047その他について、うちのほうでももう一度郵便局にお尋ねをいたしましたところ、地域名がわからない場合は47、その他のものを使ってください。郵便番号は配達区域を特定するために補助的に使用しているもので、実際郵便物を配達する際には、郵便局は宛名の住所、氏名で配達をするので支障はありませんとのご回答をいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 行政のほうでも、便利であるので行政区としての北本町なんかの地名を使っていると。便利であるものであれば、それは正式な住所に入れたほうが住民に優しいんじゃないかと一言言っておいて、次に移ります。

相談に来られたこの方は、基本的には0041、相手によっては0047と現在使い分けて使用しているようです。参考のために言いますと、JAや四国電力、そしてNTTからの通知は全て0047のようです。

日々の生活において直ちに影響するようなことではないかもしれませんが、今後ますます家屋の建築の増加が見込まれる番地のみ地域について、親しみのある字名を正式な住所に入れることを強く望み、③の質問です。

例えば、あけぼの街道沿いに接した番地のみの地域、ここは住宅が増加してますが、北組西の地域もあろうかと思えます。これを大きく「あけぼの1丁目から5丁目」などに区分することや、また、親しみのある字名を入れることなども今後検討してはと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えをいたします。

字名につきましては、単に郵便配達の問題だけでなく地域特定のための名称であるとしても、先ほど議員さんが申されてるように地域に無関係につけられたものでなく、地域の地理的な特色や社会経済的特色、生活様式などをもとにつけられたものであり、それらが地名と結びついて愛着の深い場合も多く、昔からの地域の呼び名に変更したらということは理解ができるところです。

また、新たな区域名をつくることにつきましても、土佐山田町で住居表示が実施をされました昭和41年当時に比べ、あけぼの街道の開通などによりましてJR土佐山田駅北の地域は大きく変化をしており、市街地を形成している区域では、ご質問をいただいておりますように、新しい町名をつけて住居表示を実施することも一案であるようにも思います。

ただし、9月1日現在、土佐山田町〇〇番地の地域に住民登録のある人口は1,918世帯4,265人です。字名変更により住所が変更になった場合、市役所関係のものは自動的に変更にはなりますが、社会保険や免許証、登記やマイナンバーカードなどの住所変更には、住民の方にご負担がかかることにもなります。

これらのことを踏まえまして、字名の変更や都市計画の観点も踏まえた住居表示区域の見直しについては考えられる影響が大きく、今後慎重に検討は行っていかなければならないとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後検討は行っていかなければならないということですので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

というのも、初めにも述べましたようにJRから北側は自分が子どものときには全て田んぼでした。今はもうその見る影もなく、ますます今後増加傾向にあると思います。今の人口が四千数人だから早くしておく、これが5,000人6,000人になるとますますできないと思います。そのことも考慮した上で検討していただきたいということを述べまして、3の質問に移ります。

防災関係について質問します。

先日、私どもの自主防災組織会長から、香美市の自主防災訓練が11月5日に実施されることから、どのような取り組みを自主防で行うか協議するとの役員会開催の連絡がございました。それまで9月3日の開催と思い、11月5日の開催のことは全く知らなかったものですから、大変無知な質問になろうかとは思いますがよろしくお願いします。

高齢者が多いことから、暑い9月よりも涼しくなる11月開催に決して反対する立場からの質問でないこともつけ加えさせていただきます。

以上を述べまして、①。

地元自主防災役員会にて会長から説明があろうかとは思いますが、どのような経緯から11月5日に変更、決定となったかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 一斉訓練の変更経緯につきましてご説明をいたします。

本市では、これまで高知県が県内各市町村に呼びかける県内一斉避難訓練及び地域のみんなで自主防災訓練の実施に合わせる形で自主防災組織の参加による一斉訓練を実施してまいりました。昨年度まではこの実施日が8月30日から9月5日までの高知県南海トラフ地震対策推進週間にあったものでございます。本年度からはこの日が11月5日に変更となりました。

県によると、9月は台風シーズンのさなかにあり、悪天候のために訓練を中止せざるを得ない事例が過去に数回あったことから、この時期を避け比較的好天を望むことができ、かつ国の提唱する地震・津波防災訓練の主たる取り組み期間である10月28日から11月12日までの間に当たる日として、津波防災の日、これは11月5日に当たります。の前後の日曜日に変更したとのことです。

本市もこれに倣う形で実施日を変更することといたしました。変更にあたっては、6月の自主防災組織連絡協議会において提案し、ご了承をいただきました。また、従来どおり各組織において、南海トラフ地震対策推進週間での実施についても何ら問題はないということを確認しております。

なお、9月の防災訓練につきましては、県下的に広く定着してきたものであるため、県では新たな一斉訓練の取り組みとして地震の揺れに備えたシェイクアウト訓練を実施いたしました。本市でも自主防災組織を通じて参加を呼びかけております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

ちょっと確認ですけど、この11月5日に決定したことは自分が見落としたのかもしれませんが、広報なんかには発表しました？

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 10月1日発行の広報香美のほうでお知らせするというようにしております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） まあ、せんよりはましですけど、できたら9月1日発行ぐらいに。せめて7月に会をしたら、8月は間に合わないと思いますので。はい。わか

りました。

②です。

本市にあつて9月3日に訓練を、まあ先ほど少し答弁で触れられたかも知りませんが、自主防災組織の訓練を実施したところはなかったんでしょうか。もしあったとすれば、その際の市の対応、連携はどのようにしたのかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

9月3日の訓練実施でございますけれども、2組織で訓練予定のところ、当日実施は1組織でございました。これは地元での単独での実施ということで、特に市のほうから連携ということではございませんでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） はい。わかりました。

③です。

私どもの自主防災組織では、7月だったと思いますが、平成28年に高知県が制作しましたDVD、南海トラフ地震対策啓発ドラマ「その日、その時…」第1章25分、第2章11分が役員に回覧され、私も見せていただきました。1人でも多くの市民の方々に見ていただきたいと思ったところであります。

このDVDに対する感想、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご質問のドラマは、冬のある休日の午後、突然高知県を南海トラフ地震が襲い、主人公一家の3世代家族がさまざまな困難に直面するという物語です。

地震発生直後の自宅から避難路、緊急避難場所、指定避難所、そして仮設住宅まで、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるという現実即した場面が時系列に展開し、地震災害を他人事ではなく主体的に捉えることができます。

およそ25分という短編の作品であるにもかかわらず、自助や共助の備えにつながる多くのヒントが示されており、防災学習の素材として非常に良質なものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 非常によいという感想をお持ちでよかったです。そうやなかったら次の質問に移れませんので。

④です。

DVD「その日、その時…」、多くの市民に見てほしいわけですが、これまで市民に対して見ていただくための何らかの広報は行ったのでしょうか。また、今後の対応につ

いてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

DVDは、市内全ての自主防災組織に1枚ずつ配付をしております。各家庭へ回覧させる形での視聴のほか、防災訓練の一環として大人数での視聴も勧めております。

先ほどのドラマ編に加えて、一人一人ができる備えについて解説した南海トラフ地震対策資料編をあわせて見ることで、より具体的な地震被害の軽減策を学ぶことができ、繰り返し見ること、意見を交換することで防災に関する知識をより広げ、深めていただきたいと考えております。自主防災組織での活用はもちろん、小中学校での防災学習に取り入れることも今後検討したいと考えます。

また、他市町村での活用事例につきましても、今後参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 最後に嫌みな質問かも知れませんが、執行部の方は全員が見てるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 答弁者は誰にしましょうか。

○16番（比与森光俊君） 防災対策課長。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） まことに申しわけございません。DVDのほうを執行部のほうには、私のほうから手渡しを抜かしておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、産業振興課長、西本恭久君から発言を求められておりますので許可をします。

産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） けさほどの山崎眞幹議員への答弁の中で、「香美市振興計画」と申し上げるところを「産業振興計画」と申し上げました。文言の訂正をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） ただいま、産業振興課長、西本恭久君から「産業振興計画」

と発言した部分を「香美市振興計画」に訂正したいとの申し出がございましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、許可をすることに決定をいたしました。

それでは、一般質問を続けます。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、中期財政計画からお伺いをいたします。

平成29年度から平成33年度までの中期財政計画が示されました。平成32年には地方交付税の算定替えが終了するため、中期財政計画の最後のページの結びの文では、「市税等の収入未済額の縮減、遊休財産の処分や貸付等による有効活用や有利な補助制度の活用などで安定した財源の確保を図るとともに、経常経費の抜本的な見直し、事業の選択と集中、公共施設の統廃合、公共サービスの民間委託又は民営化などの検討など歳出の削減」、途中略しまして、「を図る。」こういうふうに記述をされております。これらは算定替え終了時への備えというよりは、政府の進めるトップランナー方式の地方交付税算定に対応するためのものではないかと思いました。

地方交付税のトップランナー方式は地方創生政策の一環として打ち出されており、成果指標を設けて交付税の性格をゆがめるおそれがあったり、公務や公共施設の管理を外部委託化へと誘導する内容を含んでいることを認識する必要があると思います。

私は、本市の向こう5年の財政計画が住民の暮らしの安定のために役立つものであるようお願いつつ、合併後の財政運営と今後の見通しについて質問を行います。

まず、①です。

小泉内閣当時のこれは三位一体改革、2004年から2006年までの間に三位一体改革で国庫支出金を4.7兆円、地方交付税を5.1兆円、これを減じまして、そして、その税源移譲が3兆円ほど行われましたけれども、差し引き6.8兆円のマイナスとなっております。これはいまだに回復はされておられません、交付税の総額で。そして、平成の合併で全国的に公務員数がさらに減少しました。

本市でも地方交付税の一本算定への備えとして、退職した職員を2分の1ずつしか補充しないという手法で職員数を減してまいりました。

それによる財政効果と住民サービスへの影響についてお聞きするとともに、今後の職員定数はどうされるのか、まずお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 大岸議員の質問にお答えします。

職員数につきましては、普通交付税の一本算定を見据えて退職者2分の1補充により



さつき課長もおっしゃいましたように、総務省の地方財政審議会が2014年6月に出しました意見で、これまでと同じように地方公務員の数を削減することは困難。そして、2015年、2016年の12月には、もはや限界とこういうふうに総務省も見解を示しております。

それで、今はもうこれ以上減らすことはできない見解をお持ちで、可能な限り一定の職員数を保っていくとおっしゃいましたけれども、当面の計画数、例えば2005年時点の418人あたりまで戻すのか、どういう計画であるのか。そのあたりをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

削減した職員数につきましては、私のほうでは約50名ということでお答えをしました。

それで、職員の定数をどれくらいの規模でというご質問でございますが、現状の職員数をベースに考えておりますので、それにふえたり減ったりということはあろうかと思っておりますが、やはり現在は地方創生の取り組みということで2060年の人口を1万4,700人から1万9,000人に持っていくというような、長期的な目標を視野に入れてやっております。

また、喫緊の課題として防災対策等もございますし、また、高齢者人口も65歳以上の人口が、たしか平成29年度がピークになるだとうと思っております。ですから、これから65歳以上の人口は減ってきますけれども、75歳以上の人口は10年後がピークということになってきますので、そこから高齢者人口も徐々には減ってはきますけれども徐々にということもございますので、そうした介護とか医療、福祉等の業務もこれからは減ることはないだろうというふうにも思われますので、そういったことを含めて考えますと、やはりそこに対応するための一定の職員数は必要であろうというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 具体的な数はおっしゃいませんでしたけれども、仕事に見合う、少子化対策も進めながら職員数は保っていくというふうに受けとめました。

ただ、満ち足りるということは多分なかろうかと思っておりますので、ぜひ職員さんの労務管理も十分留意されながら、職員定数を考えていていただきたいと思っております。

次に、②の質問に移ります。

合併当初の算定がえ終了時予測のこれぐらい減りますよという交付税の額、一本算定になったら、その額と途中から支所費等が加算をされまして、減る額の上に加算をされて交付税がそんなに減らなくて済みました。

その現時点で示されております交付税額との差額をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えいたします。

普通交付税は、平成26年度から合併による市町村の面積が大きく変化したことに対応した算定に加えまして、平成27年度からは標準団体の面積の見直しや人口密度に応じた補正の見直しによる算定が行われているところです。

こうした緩和策が始まった前年度であります平成25年度の一本算定額と比較いたしますと、今年度の普通交付税の一本算定額のほうが約6億7,000万円多くなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 当初は10.七、八億円ほど減るのではないかと言われていたのが、6億7,000万円加算をされて、そうすると減る額が3億円ぐらい、3割程度で済んだと、こういう認識でよろしいですか。それについて。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

数字的にはそういった3億円程度という形にはなろうかと思えますけど、交付税自体毎年の中身が動いておりますので、確実にその分が3億円ということは、ちょっとお答えができない部分ではございます。

ただ、数字的には約7割が加算という措置されたというふうには言えると思えます。以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 当初おそれていたほどではなかったと。というか地方から声が上がって、総務省もそんなに減らすことはできないという判断に至ったのだと思います。

それで、いわば全然予想していなかった今現実に6億7,000万円のこのお金を、企画財政課としてはその差額をどういうふうにご利用されるお考えなのか、それをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

地方交付税は、ご存じのように用途が限定されない一般財源でありますので、支所費等の加算によってふえた部分でありましても、あくまで交付税の一部に変わりはございません。したがって、従来どおり各事業の一般財源に活用するということとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 合併当初の国税の変動を見据えて、合併後の事業計画といえますか、それについてはどういうふうな計画になっておりましたか。これはもう減る

のでやめようという計画をしたとか、そういう事業がありますか。交付税が減るのでやめようということ計画をしたとか、そういう事業がありますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 合併当初、交付税が減るのでやめようということではなくて、まずは庁舎建設をやろうということで庁舎建設に向けて事業を精査しながら、あと起債の借り入れも抑制しながら、当初はそういった計画で進めてきたというような状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 最初に川田課長がご答弁くださったように、この加算は総務省のほうでは従来の枠組みでは対応できない、とてつもなく広い面積の自治体が誕生したことによる、それに対する加算分です。

国の財政措置でありますので、香美市なんかもととても広い面積を有しているということでは該当しておると思うのですが、例えばその加算分を本来はないとしていたものですから、合併をして周辺部の方々が生活を維持していく上で、不便になった点が多々あるかと思うんですね。条件不利地に手当てをすることが、この加算分を財政的に生かすこと、行政論的にもそういうことが言えるのではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

大岸議員の言われるお気持ちは十分わかるところでございます。

ただ、6月議会で中期財政計画をご説明させていただきましたけども、その交付税の見込みにつきましても今回の加算分も含めた見込みとなっております。

そうした中で、平成32年度からはちょっと赤字になっていくというような見通しの中で新たな事業をやるというふうになりますと、既存事業の当然見直しという形にもなりますので、その辺は全体的な事業を見ながら判断していくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は、壮大な事業をやれとかいうふうなことは言っておりません。

ただ合併してから、例えばいつも住民要望の強い福祉タクシー制度ですね、保険で言ったら免責部分が非常に多いと、その分をもとの形に戻す。高齢者の方が安心して外出ができる、病院へも行けるというふうな、これなどはそんなに多くの金額を要さないと思うんですね。でも、その少しの見直しでも随分助かる。合併によるそういうその弊害を乗り越えることができる。それがまた地域が疲弊することへの対策、地域から人が出ていくことへの対策にもつながると思うのですが、そういうささやかな要望があるかと

思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

金額の大小というのは当然ございますけども、金額が小さいから大丈夫だろうか、大丈夫ということで事業を選択するわけにもなかなかいかず、より費用対効果とか、議員さんが言われましたように、やはり弱者の方に対する施策も当然必要とは思っています。

ただ、金額の大小じゃなくて全体的な事業の中で優先的に取捨選択していく必要があるというふうに考えてますので、その部分についてはもうそういうお答えしかできません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私の今申しましたことも踏まえまして、今後の検討課題としていただきたいと思います。

それでは、次に④の質問に移ります。財政健全化指標です。

本市は4つのその指標のどれも、何も問題視をされておりません。公表されだしまして3年間か4年間ぐらいはちょっと数字が出たことがあったのですが、最近はずっとハイフンできております。

ひとえに堅実に用心深く財政運営をしてきたということだろうかと思うのですが、4指標のうちのその将来負担比率がどのように改善をしてきたのか、その動向について伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

平成19年度に導入されました健全化判断比率の指標の1つであります将来負担比率は、平成19年度が78.9%で、その後毎年度徐々に下がり、平成23年度以降は将来負担額を充当可能財源が上回る状態となり、実質的な負担額は生じておりません。

今後とも将来負担額を充当可能財源が上回る状態が続くと思われまますので、当面は負担額が生じないものと考えておりますが、合併特例債の活用ができなくなる平成33年度以降に事業への基金の充当がふえますと、充当可能財源であります基金が減少することにつながりますので、将来負担比率は悪化する可能性もあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私のちょっと手持ちの資料によりますと、将来負担の減少が金額にして2007年に60億5,400万円、2015年がマイナスの53億8,900万円、8年間で約110億4,300万円改善をしております。その数字はよろしいですか、これで。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 済みません。その数字がちょっとどの数字なのかというのがすぐわからなかったもので、それは将来負担比率の数字ではなくて金額のことですよね。

ちょっと今手元にございませんで、その確認ができません。申しわけございませんで。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。改善した分子の部分而今数字で申し上げました。これは県の資料でございませんで間違いはないと思ひますが、年間約14億円ペースで改善をしてきてると、こういうことだと思ひます。

ちなみに、将来負担比率は350%が国の示すレッドカードです。それで、香美市はこの前出たのがマイナス56.9%です。で、担当課にしますと大変な努力の末、大幅に改善してこられたと、こういうことだろうかと思ひます。

そして、担当課におかれては相当危機感を持ってやってこられたと思ひますが、その点いかがですか、感想なり課長の思ひとしては。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

この間、最初の質問で総務課長のほうが答弁しましたように、職員の減に対応して皆さんが協力して事業を遂行してきたということもありますし、1つ目の質問では人件費は職員の分しか入ってませんで、議員さんの人件費であったり、あと特別職の人件費であったり、そういったもの全てが含まれて、歳出部門ではそういったものが抑制されてきたと。

片や交付税のほうが、国のほうが合併当初大きくもっと下がっていくのではないかとというような見通しを立てておりましたけども、その後いろんな要因があったかと思ひますけど、そこまで交付税が下がらなかつたということで、こういった状況になつてるといふふうに思ひます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長おっしゃいましたように、交付税がそんなに言ったようには下がらなかつた。それはやはり先ほど申しましたように、地方団体や市長会などから声が上がつた結果だと思ひます。現実そうでないと回せませんで自治体が。その要望活動もあつたかと思ひます。

それから、おっしゃいましたように職員さんの減、議員も定数減、そうやってみんな補い合いながら財政改善をしてきたと。これ本当に、こうやって力を合わせて住民の不安を払拭してきたということは、住民の皆さんにこの財政改善の状況について詳しくお知らせする、そういうことはないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今のところ、そういったことは考えていません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議会報告会などに行きますと香美市の財政は大丈夫かねと、それから、箱物事業が続くけど財政は大丈夫かねというような声をよく市民の方からお聞きするんですね。

こういう努力もして健全財政を保っていると、その結果114億円という今年度の今現在の一般会計の財政規模、119億円ですか、その6割ぐらいの額を生み出してきたということについては、やはり市民の皆さんにお知らせもして、それでこういうことをやりましたということを行うことで、そのことが行政への信頼にもつながると思いますが、広報などで周知してはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） これまでやってきた事業については、毎年決算状況について広報等でお知らせさせていただいておりますし、ホームページにおきましても財政状況につきましては公表してありますので、改めてこの間にとすることは今のところ考えておりませんが、何かしらできるようなことがありましたら、ちょっとまあやる必要があるのであればまあ考えるところですけど、今のところ特にはちょっと考えていません。

ただまあ、これまで市民の皆様におきましても市の事業に我慢していただく部分も多々あったかと思っておりますので、その点につきましては、この場をおかりして感謝したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に⑤の質問に移ります。

財政調整基金を含む基金の今後の活用について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 現在、普通建設事業に活用しています過疎債や辺地債にはシーリングがかかっておりまして、状況に応じて合併特例債に振り替えたりして対応しているところですが、平成33年度以降は合併特例債が使えなくなります。また、公共施設等総合管理計画では、今後多額の費用が必要になるという試算が示されているところでもあります。

こうしたことを考え合わせますと、基金は各目的に合った活用をするわけでございますが、主に必要な普通建設事業の財源や公共施設等の維持管理の財源としての活用が中心になってくるものと想定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 香美市はたくさん種類の目的基金がございますので、それにしても私は、額が減債基金も合わせて多いなという実感を持ちます。

先ほどの将来負担比率の数値からも、香美市の財政が今一本算定になったとき云々のお話がありましたけれども、危機的状況に陥るとは思えないですね。これでまあ香美市が将来やっていけなくなるとかいうふうなことがありましたら、香美市より指標の悪いところは全部やっていけなくなるような、公共施設の維持管理などはオールジャパンで考える問題ですので、そういうことではないでしょうか。

それから、基金の活用につきましては、政府が最近何日前の新聞でしたか、地方の財政が改善してきて基金がたまり過ぎているから、交付税を減額してもいいのではないかというふうに言っている新聞報道がありました。

これに関しては、ちょっとまあ非常に、地方の実態を見ない、どうやってこのお金を生み出したかわかってない記事だなと思って読みましたけれども。こういう国の動きもあることございますから、いろいろ言われぬように熟慮されて、この県下トップクラスの基金を活用して住民の暮らし応援、今まで陥没してきた部分への穴埋め、道をならすとかいうふうなことです、行政上ですが。こういうことに暮らし応援の住みやすいまちづくりに役立てるというお考えはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

まず、基金の県下での状況ですけれども、香美市は基金を持ってるというふうによく思われがちなんですけれども、標準財政規模でいく比率で申しますと、県下で15番目に該当すると。ただ、市の中では香南市に次いで2番目というような状況になっております。

当然、基金の活用につきましては、必要な事業に対しては使う必要があると思っておりますけれども、一応経常的な経費には充てるべきでないというふうに考えておりますし、また、基金は今後なかなか積んでいくのが難しいというふうに考えております。

ですから、一度崩すとそこまで持ってくるのはなかなか難しいので、今後活用については、事業の精査とか基金を使うべきかどうかも含めた検討をして、活用していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 行政論的に言いましても、積み上げておけばいいというものではないと思えます。

それで、必要な事業に必要な応じて、そのときはきちんと適切に使うんだというご答弁だったかと思っておりますけれども、その必要な事業のその計画の立案の中に、ぜひその日ごろの市民の要望も入れていただきたいと。要望もあるかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

当然そういった要望も含めた中で検討されるべきというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、2点目の質問に移ります。日欧EPAについてお伺いをいたします。

今年7月の6日、安倍首相は日本と欧州連合EUで経済連携協定EPA交渉が大筋合意したことを表明しました。日欧EPAはアベノミクスの重要な柱だと強調しています。そしてこの大筋合意をてこに、永久離脱を表明した米国を除く11カ国でのTPP交渉につなげていく考えを示しております。

同じような自由貿易に関する協定でも、TPPのときとは違い、情報も少なく判断材料がありません。日本農業新聞によれば、1955年には100%近かった木材自給率は、1964年の自由化以降、2002年に最低の19%にまで下落、最近は国産材利用の機運が高まり、2015年には33%にまで回復してきたところであり、政府には慎重な姿勢が求められると報じております。

ここで、1枚物の私の質問資料をごらんになってください（資料を示しながら説明）。

これは政府の大筋合意の発表を受けまして、農民運動全国連合会が独自にまとめました農産物の主な大筋合意の内容と国内農業への影響をあらわした表でございます。EPA交渉は27品目に及ぶことがわかっておりますけれども、これは農産物16品目についての大筋での合意内容でございます。

表を見ていただきますと、上から4番目の牛肉ですが、TPP交渉のときと同じように38.5%の関税を16年目に9%に削減するとしており、直ちにではないにしても酪農への影響が心配されます。また、この交渉を契機に、日米の2国間協議で米国からの圧力も懸念される場所でもありますし、食の安全性も担保されるのか不安な場所もございます。

ほかにもありますが、本県、本市が力を入れている木材は、現行の関税2.2%から6%が8年かけて全ての関税を撤廃し、セーフガードもなくなるとされております。これはTPP交渉のときよりも厳しい内容であり、特に影響が懸念される場所です。

欧州産の木材は品質にも定評がありまして、しかも価格が安いとなれば、せっかく上向きかけました木材自給率がどうなっていくのか。また県の進めるCLT、地場産業の活性化につなげたいということで、いろいろ研究、投資して始めました本市の香美市木材住宅支援事業も、軌道に乗りかけたばかりのところでございます。こうした地方の努力にも水を差すものではないでしょうか。

以上を述べましてお伺いをいたします。

①です。

本市の酪農（後日「畜産」と訂正あり）や林業部門への影響試算はできておりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 大岸議員の日欧E P Aについてお答えいたします。

酪農部分への影響については、現在、国・県レベルでの影響額の資産の公表はされておられません。E P A交渉の大筋合意による影響は、主にチーズ・バターなどの乳製品の生産加工分野になるものと考えられ、生乳販売が主となる香美市管内の乳牛飼育農家にその影響は非常に少ないものと思われるため、影響額の試算は現在のところ行っておりません。県に確認しましたところ、四国内においてもその影響は非常に少ないとの見方がされております。

林業部門への影響についても影響額の試算は公表されておられません、県が力を入れているC L Tに影響があるとは思われます。

議員もおっしゃられましたように、E Uは製材、集成材の先進地であり、日本の主要輸入先となっています。欧州産は価格も安く、C L Tを含む国産材との激しい競合関係となり、国産材の価格を下げざるを得なくなることが懸念されます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 酪農部分への影響はそれほどないのではなかろうかと。具体的な数字についてもなかなかまだ影響が出ていない。まあ情報が非常に少ないので、そういうことかもしれませんけれども。

考えてみますに、T P Pと同じような自由貿易の枠組みですね。

それで、以前T P Pの議論を議場でしましたときに、木材の自由化をして香美市のその林業が20年後30年後に今のような状況になった。山が荒廃して環境面への影響、そして多面的機能の喪失、それから経済的にもそうですけれども、何十年かけて下降線をたどって、気がついたときには耕作放棄地が出たりとか、そういうふうな状態に今なったんだと。それを見たときには、やはり今はすぐには影響が出ないかもしれないけれども、将来的にそういう懸念があって、これが地方の疲弊に拍車をかけるのではないかというように私はおそれを持っておりますが、課長、その辺どういふふうにお考えになりますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

確かに林業部門につきましては、経済連携協定の発効後8年かけて関税が撤廃されていくわけなので、E Uからの輸入が大きなウエートを占めております。日本といいますか本県についても大きな影響は懸念されますし、そうなってくると今やっと林業関係が伸びているのに、水を差されるという懸念はいたします。

また、先ほど市内の酪農家については、生乳販売が主ですので影響は少ないだろうと

いう見方はされておりますが、実際問題、乳製品の加工分野が圧迫されていきますと恐らく生乳の価格が下がってくると思われまますので、そうなれば当然香美市の酪農農家のほうにも影響が出てくると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 予想されるそのおそれというか影響につきまして、課長からご答弁をいただきました。

次に、②の質問に移ります。

自動車製品などと引きかえに自由貿易にさらされようとしております地場産業を守る手だてについて、どのような協議がされておりますでしょうか。

欧州委員会のほうでは農産加工品の対日輸出が、最大1.3兆円増加するとの影響額をはじき出しているそうです。日本は、申しておりますように情報が出ておりません。ここはやはりJAとか森林組合とも連携して対策を講じる必要が、例えば情報の収集とかあるのではないのでしょうか。

また、市長会などは日欧EPAの大筋合意の発表を受けてどういう動きをしているのでしょうか。わかりましたらお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

国は国内対策をこの秋にまとめるという見通しのようなようですので、それまでこちらとしてもまだ情報がないもので、この関係機関との経済連携協定についての協議は行っておりませんので、現在地場産業を守るために実施している支援の状況をご説明させていただきます。

酪農家に対する支援は、本市及び南国市、香南市の乳牛飼育農家を中心に、各市担当課及び高知県中央家畜保健衛生所香長支所、JA、高知県立高知農業高校、農業共済組合等を構成員とした南国・香美・香南酪農振興協議会において、酪農振興に関する協議を行っております。協議会では、酪農家の飼育技術の向上や衛生管理、品質向上を図るための知識を取得するための講演の開催や地域との交流を図りながら、3市の地場産業を支える乳牛飼育農家の活動をPRするため「畜産フェスティバル」を毎年、高知県立農業高校で開催しております。

林業部門に関する支援は、間伐や作業道の整備を初め、森林組合の作業機械の導入補助や林業後継者育成に対して補助をしています。また、議員がおっしゃいました木材住宅支援事業は、認知度が高まり利用者が増加しております。

市長会においても、国の国内対策が不透明なため現時点では協議がされておきませんが、この秋の市長会では協議されるものと思われまます。

今後は国・県の動向に注意を払うとともに、関係機関との連携、支援事業の充実を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さまざまな、できる範囲で対策を精いっぱいやっておられるというふうなご答弁だったかと思います。

ここで、私はもう一点、食料の安全保障の面からも検討をしたいと思うのですが。

今その日欧EPAの枠組みで日本の食料自給率は、ご存じのように40%を切っておりますね。この前また38%ぐらいまで下がったと言われておりますけれども。今その相手にしようとしている国々は、2国間協議ではアメリカは130%の食料自給率です。カナダが223%、ドイツが93%、フランスが121%、低いところでもスイスの56%、オーストラリアが187%。それから、農地面積も日本の1,000倍、1,500倍。こういったところと同じ市場で競争していこうとしているわけですね。

食料の安全保障の面からも非常に心配をされるところです。

香美市は1次産業が基幹産業ですので、それでこういう心配も踏まえて情報もきちんと入れるようにということで、市長会等で政府へ申し入れをするとともに、県選出の国会議員に要請するなどの手だてが必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。

②の質問です。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

課長からも答弁がありましたように、今なかなか情報が十分にあるという状況ではございませんけれども、言われるように香美市にとりましては林業、また農業が非常に大事な産業でございますので、これに対して大きなダメージになるような形になることは、どうしても避けなければならないというふうに考えております。

したがいまして、当然のことではありますけれども、市長会などを通じて言われるような要請は当然していかなければならないというふうに考えております。

林業につきましてもせっかく風向きが少し変わりつつある中ではありますけれども、早くCLTの工法についても国が認めて、これを大々的に使えるようにすること。また、環境税につきましても思い切って林業の活性化に使えるような手だてをするべきだというふうに考えております。

これらの取り組みをやる中で、やはり競争力を上げなければどうしても取り組みが弱いと、競争力に負けるということになっていけば、幾ら材を持っていても全て外から物が入ってくるという形になります。

山の現場はもちろん、山から出てきた木の製材につきましても、大きなてこ入れをしなきゃならない時期になってきてます。山での伐採の大きなタワーヤードなんかにつきましても、これを国内で製造するというような方向を、できれば高知県で製造をするような方向を知事も考えておるようでございますので、そちらの方向でできるだけ自前で物事ができるようなことにしていかなければならないというふうに思っています。

農業につきましては、今、中間機構などが入りまして土地の集約などを進めておりますけどなかなか遅々として進まないところでもありますけれども、近代的な次世代のハウスなどにつきましても、毎年のように我々も予算化を進めておるところではございますけれども、なかなかそうした企業としたものがなかなか立ち上がってこないというようなところがありますけれども、ここはもう県、市が一体となって、農業の近代化を徹底的に図っていくような、今までにないような取り組みをやらなければ欧州の攻勢には抗し切れないんじゃないかという危機感を持っておりますので、そうしたところで最大、市長会などを通じまして取り組みを進めてまいる所存であります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長から心強いご答弁をいただきましたので、国保の質問に移ってまいります。

3点目です。①です。

国保の都道府県化を控えて、5月17日に知事会、市長会、町村会が連名で社会保障制度改革に対する緊急要請を行っております。

新たな保険制度の県一本化の保険料算定にも影響することからだと思いますけれども、その趣旨についてどのように捉えておられるのか、課長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 緊急要請の趣旨はというご質問でございましたので、まずそれについての答弁をさせていただきます。

平成30年度の国保改革まで1年を切ったこの段階で、国保の普通調整交付金を今までの医療費実績ではなく、標準的な医療費水準に基づいて配分するように見直す等の根本を大きく変更する議論が、影響を受ける当事者であります都道府県や市町村が入らない中で行われていることに対して、都道府県や市町村の意見をもとに、社会保障制度改革の協議を進めるように連名で要請をしたものです。

とりあえず趣旨についてはそちらになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 保険料の大まかな算定もできていないといけないこの時期になって、調整交付金のこれまでの性格というかそれを変えようとしているということで、それもまた地方抜きでやろうとしていることで、抗議とともに申し入れを行ったということですね。

この調整交付金は本市のような地方自治体には多い目に配分されてきたと思いますが、この点いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） はい。そのとおりです。

普通調整交付金は高齢化率が高くて医療費水準の高い高知県のようなところには、そ

の調整として今まで多く配分をされておりました。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その配分ぐあいが変わるとなると、やはり大変気になるところだと思います。

調整交付金の動向は、本市の国保の保険料にも影響してきますね。結果そういうことになると思うのですが。

それを確認の上で次②の質問に移りたいと思います。

まだ十分国の方向が完全に定まっていない状況ではありますけれども、本市の来年度からの保険料算定、それはどのような見込になるでしょうか。県からどういう大まかな方向が示されておりますか。わかっております範囲で。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 正式な国保事業費納付金の金額につきましては、平成30年1月中旬ごろに通知をされるということになっておりますが、この平成29年10月に県のほうが仮係数によりまして算定された市町村ごとの納付金を示してくれる予定になっております。

香美市の保険料算定につきましては、この示された納付金をもとに、そこから検討をすることになります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今現在、資産割についてどうするかとかいうふうな議論がたしか進んでいることと思うのですが、それについてはわかっておりますか。大まかに言いますと3方式になっていく方向でしょうか、保険料の算定です。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しましたように、市のほうにつきましてはこれからということになりますが、県の示してくる事業費納付金の部分で決まっていることです。

これは納付金の配分の算定方式は、県につきましては3方式、所得割、被保険者均等割、世帯別の平等割を採用することになっております。それと、医療費水準につきましては、一応配分は全て反映をすると、それから、所得係数につきましては、国の原則で県平均1人当たりの所得額を全国平均1人当たりの所得で割るということ、それから、大きくこういう事業費納付金が一定以上に増加をすると見込まれる場合には、激変緩和の措置をするというような大まかなところは決まっております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでいくと香美市もその3方式になるのではないかと、こういう認識でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○保険課長（高橋由美君） それにつきましてもこれからということになります。

一応県とか国のほうは一本算定といいますか保険料統一の方向に動いてるのは間違いないのですが、香美市としてその事業費納付金をどういう形で算定をするかということにつきましては、これからのことになります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今度の国保の改定につきましてちょっといろいろ読んでみますと、言っているその調整交付金の中に今度保険者努力支援部分とか、これは国の議論の中で国もその必要性を認めておりますが、子どもの均等割ですね、これを除く方針でいくのではないかと、それは国保の加入者も本当に望むところではありますが、それについてもまだこれからということですか。課長としては香美市の子どもの均等割は外してもいいとか、そこまでまだ言える状況ではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 非常に勉強不足で申しわけございませんが、その子どもの均等割を除くということにつきまして、正確な文書を読んでおりません。

均等割を外すとかいうことは、それ以後のことになってこようかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の③の質問に移ります。

私は、国保に関する質問のたびに、香美市の国保会計の運営についてただしてまいりました。

合併当初は財政安定化支援事業に対しまして、市で手当てするルールの内部留保分2割分どころか、地方交付税措置された事業費の8割分も全額でなく当初ゼロだったときもあるんですが、3,000万円とか4,000万円の定額しか繰り入れられておりませんでした。この当時8,000万円とかあったと思うのですが、それで同時に国保の基金も7億5,000万円余りあったと思えます。そういう状況ではありましたが、ここ近年になりまして、やっと国が地方交付税措置したよという8割分が入るようになりまして、加えてこれも指摘をしてまいりました地方単独の医療費助成に関するペナルティ一分はさかのぼって繰り入れていただきました。しかし、その内部留保分から補うべき2割の市の負担分がまだ繰り入れられておりません。

そこで、お伺いをいたします。

本市の国保会計、合併時以降の繰入不足額は幾らでしょうか。それは一般会計にとめ置くものではなくて、国保会計に繰り入れるべきものだと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 内部留保金という考え方とはちょっと外れるかもわかりませんが、交付税措置をされている金額ということですが、厚生労働省の繰入基準と交付税算入額による繰入金との差額につきましては、1億5,855万1,000円が合併後のトータルの金額になります。

財政安定化支援事業は交付税で措置をされているもので、国保会計への繰り入れにつきましては、財政安定化支援事業の一般会計からの繰り出し基準の趣旨が、国保財政は国費と国保税で賄うという基本原則を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して限定的に繰り出しができることを認めようとするものであり、国保税で負担すべき給付費について一般会計が補助することを一般的に容認する趣旨のものではないということになっております。また、交付税で行われる財政措置も繰り出しの要否及びその額は、各市町村が実情に即して独自に決定すべきもので、国保税の安易な引き下げに充てられることがないようにすべきであるということになっております。そのため合併時多額の基金を有し、その後もずっと基金の保有額が県平均よりも多い状態で推移をしてきておりますために、香美市は交付税措置額のみを繰り入れをしてきました。交付税の趣旨に基づいて一般会計の一財で使うという趣旨のものでありますので、一般会計との話し合いのもとに交付税措置額のみを繰り入れをしてきました。

そこで、繰り入れを行うべきではということにつきましては、過去の繰り入れにつきましては、今申しましたように実情に即して香美市として決定を既にしてきたものであり、さかのぼって繰り入れをするべきものではないと思っております。しかし、基金につきましては、平成30年度以降前期の精算が2年間市町村に残るということで、香美市では返還が生じるということも想定をされておりました、基金は枯渇をしてくると見込まれております。今後は交付税措置額でなく、基準額での繰り入れを要望していきたいとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 財政安定化支援事業については法的根拠がないと。

自治体が裁量の範囲なのでというふうに以前にもお聞きをしたかと思いますが、その基準の繰り入れを要望していくとおっしゃったのはどういう意味ですか。もう一度説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 繰入基準額というのが、計算上のいわゆる今言ってます10割分ということです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、今申しておりますあとの2割分も要望していくと、こういうことでよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今後の基金の動向を見て、今後は要望をしていきたいというふうには考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、一歩前進ということで捉えたいと思いますけれ

ども。

基金の動向を見てといいますより、この財政安定化支援事業は、法的な根拠はないと言いながらこういう制度を設けているその理由は、やはりその国保加入者の中に低所得者や非正規雇用などが多いために、国が財政支援しなければ国保会計はもっていかないというそういう、構造的な問題解決のために設けている制度だと私は理解をします。それについて認識は一致するところだと思いますけれども。

であれば、やはり国保会計の支援の意味もあるわけですから、やはり10割相当分はきちんと繰り入れていかなければならないと思います。今そういうふうな基金の様子を見てという枕言葉はつきましたけれども、一步前進のご答弁をいただきましたので、次の④の質問に移りたいと思います。

国保都道府県化によりまして、基金の取り扱いはどうなりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 国保の基金につきましては、そのまま市町村に残りますので、今までどおり取り扱いについては市町村で決めることとなります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国保会計が県で一本化になりますけれども、県で掌握するのは医療費の部分で、あと保険事業とか出産育児一時金とかいうのは残りますので、国保会計がそのまま。そして、基金もそのまま国保会計に残るということですね。はい。それで、その基金の様子を見て2割部分を入れると言いましたけれども。

ちょっと違うかなと思いますのは、国保の都道府県化に際しまして全国知事会の代表が、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円が必要だとしております。それで、政府に国保の財政基盤強化の必要性を知事会等が訴えました。それで、1兆円入れなければ、もう国保の一本化には応じないよという強い態度で出た結果であります。

その結果、平成26年に実施をしました保険料軽減措置の拡充500億円、これ最初に低所得者の保険料の軽減が実施をされました。そして、平成27年度には低所得者対策の強化に1,700億円を実施しまして、平成29年以降もさっき申しました子どもの保険者が多い自治体への支援を行うことなんかが決めております。

そこで、その基金、今2億5,000万円あるのですが、平成27年度の低所得者支援強化の1,700億円は、このときどういう使い方をしますかということで私質問をしましたけれども、法定分はもちろん軽減分は使うけれども、あとはもう基金に積み上がっています。ですので、県で国保料の負担軽減などには使用しませんでしたので、基金に積み上がっておる2億5,000万円、私どもへの説明では、この基金は一本化されるときには国保の収支が医療の分赤字になっているので、そのために基金を使うから残らないと言っておったのが、国の支援分が2億5,000万円そのまま使わずに積み残っていると。で、国はこの支援分で1人5,000円の保険料引き下げが可能と説明

しているんですね。

そういう国の繰り入れの趣旨が生きるような基金の使い方をするべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時時間を延長します。

市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 基金の額につきましてですが、今2億5,000万円積み立てておるといところで、その1,700億円につきましては、前回その基金の中に算入された分が四、五千万円やったと思いますので、その中に残っておるといお答えをさせていただきました。

現在2億5,000万円に枯渇をすると予想していた基金が膨らんだ要因というのが、前期の高齢者の交付金が一気に今年大きく入ってきてます。その分はまた2年後に精算が来ます。精算額は全くちょっと予測がつかないんですが、例えば1億2,000万円ぐらい膨らんできているのが、平成30年の広域化以降に平成28年、平成29年の分は精算が残りますので、その分が例えば1億円あるとすれば、残ったお金っていうのは2億5,000万円もございません。

そういう意味で4,000万円がそこに残ってはおりますけれども、その使い道について4,000万円分がそのまま使えるか使うかっていうことにつきましては、その基金の使い道ということで、不足納付金の額が決まった時点でまた運営協議会等で協議もし、使い道については考えていくべきものと思っておりますので、現在はそういうお答えをさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その前期の分の精算の金額を正しくはわからないけど1億2,000万円として、まだちょっと残りますよね。

それで、この間基金をきちんと使いなさいということで私たちは主張をしてまいりましたが、それもこれもやっぱり加入者の責めによらない、例えば高度先進医療が発達したとか、それから国保加入者に農林業とか、それから会社勤めでない非正規の低所得者の方が多いために、医療費に対して国保税の収入が少ないと。そのために国もいろんな手当てをしているわけですけども、それにしても国保税が高いと。

こういう構造的問題に起因する加入者の高い国保料ですね、払える方はいいのですが、払えない方が資格証明書を持ってたくさんいらっしゃると、そこをどうするのかと。国保税が高いからこういう制度からあぶれている方がたくさんいるこの現実を、やっぱり社会保障ですのでどうにか保険原理だけじゃなくてしなければならない、市の担当者はそういうふうな立場に私は立つべきだと思います。

それで、ちょっとどういう現状なのか新聞記事をご紹介をしたいのですが、これは今年の4月15日に地元の新聞に掲載をされました、高知市に無料低額診療所というのが、そういう困窮された方を受け入れる、普通の病院にかかることのできない、もう本当に

ようようたどり着くところなのですが、そこの取材をした記事が載っております。

その来られた方を受け入れた医師が、1人の患者さんが、20年以上塗装業を営んできた男性で、景気悪化の中でも従業員を解雇せずに頑張ってきたが自身の国保料が払えなくなり、その七、八年前から無保険になって、腹痛と体重減少でがんを疑って市役所の国保担当課に相談したが、保険料を払って保険証を受けるのが原則と言われた。生活保護などを紹介されることもなく、困ってネットで検索して同診療所を見つけて受診をした。診療所で精密検査ができないため持ち家の処分の手続などを進め生活保護を受給し、その後入院治療したが胃がんが骨転移、肺転移が見つかって入院から1カ月後に死亡した。そういう50代の男性が、非正規で働くホテルに住み込むような形で暮らしていた。昨年11月に勤務中に右半身が麻痺したが、2年ほど国保料を滞納して保険証がないため病院に行くことができなかった。市の担当者が潮江診療所の地図を示して紹介した。しかし、病院にかかったときはもう手おくれ状態だった。それから、血圧が240を超える状態で脳内に出血が広がっていたとか、そういう実態があるわけですね。

香美市内には無料低額診療所というのはありませんのでなかなかわかりにくいですが、もしそういうのがあればそこへ駆け込む人が、私はたくさんいるのではないかと思います。

公平負担の原則とか言いますが、やはり医療というのは命を守る最後のとりでですので、こういうことに目を向けていただいて、国がこういうふうには1人5,000円も保険料を引き下げることができるという、お金を手当てしたときにはそれに使うと、こういうご判断には至らないのか、その点を再度お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今後、事業費納付金が決まりまして、香美市の保険料算定をするときに十分協議をして決めていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の⑤の質問に移ります。

都道府県化に際しまして、保険料率などが決まれば国保運営協議会が開かれます。この会議の傍聴を私はしたいと思っております。以前、傍聴を申し出ましたが断られました。その断られました理由と、秘密会でもない限り傍聴は認めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） おっしゃられますように、委員さんには被保険者の代表として一般の市民の方も入っておりますために、活発に意見を述べていただくため、誰がどういうふうに発言しているかなど、傍聴者を気にせずに自由に意見を述べていただきたいということで、後で議事録を見ていただくようお願いをし、以前には傍聴をご遠慮いただいたことがございますが、傍聴が不可というわけではございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君）　　そしたら、次の会するときにはご案内をいただきたいと思います。傍聴させていただきたいと思います。

では、4点目の児童クラブの質問に移りたいと思います。

まず、①です。

香美市は平成20年12月議会におきまして、児童クラブの運営をそれまでの委託契約から指定管理者制度にする条例改正を行いました。この条例は平成21年の1月1日から施行されております。

条例施行後、平成21年1月20日に指導員、保護者ら関係者に執行部が説明を行っております。その議事録が私の手元にあります。

それによりますと、なぜ指定管理者制度に移行なのかということについては、監査からの意見でというものでございました。

説明の席上で、今の条例・規則で行くと法令違反に当たると監査に言われたから、指定管理者制度にしたと説明をしておりますが、市に対しまして、監査からどのような意見があったのか、またそういう意見があったとしても、直営などほかの選択肢は検討しなかったのかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　大岸委員の児童クラブに関するご質問にお答えいたします。

委託制度で運営していた平成20年度までの条例・規則では、保護者負担金は一旦香美市に納付していただいて、その分を含めた委託料を支払う必要がありましたが、そのようになっていなかったことについて指摘があったようです。

平成15年の地方自治法改正により、改正前の規定に基づき管理委託を行っていた公の施設は、指定管理者制度の導入で条例を改正する必要が生じていた時期でもあり、選択肢としては直営か指定管理かのどちらかであったと思われませんが、個々の児童クラブの実情に合う運営ができるよう、指定管理を選択したものということのようでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君）　　14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君）　　非常に残念でならないのは、直営か指定管理者制度か決めなければならなかったというときに、なぜ関係者の意見を聴取した上で行わなかったのか。

その当時はまだ国の法整備もきちんとできておりませんでしたので、児童クラブというのはなかなか行政の中で位置づけはされておりませんでしたけれども、平成21年ごろという大分認識も進んできていたことだと思います。

先に決めておいて後で説明に行く。この説明会場の中でも随分いろんな意見が出てるんですね。これ課長にお渡ししましたので読んでいただいたと思うのですが、こうい

う疑問に答える説明もできてないまま、とどまることなく指定管理者制度の条例を先に通してしまってますから、私も反対討論もして反対しましたけれども、最終的に議決をされてしまったということですが。このあり方は児童クラブに対してでも何に対してでも、十分に説明を行ってから事を起こしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、この件を踏まえまして。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） やはり、実際このとき委託先でありました保護者会等とは先に詰めておくべきであったというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この前も児童クラブの勉強会をしてくださったようですが、最近はまだそういうことなく進んでいかれると思いますので、きちんと説明をした上でということ徹底していただきたいと思います。

では、次の②の質問に移ります。

児童クラブは来年度契約更新の年度となります。

私たちはこの間、他市の例とか国の法令の進展なども調査、研究しまして、香美市の児童クラブの状況は、とても指導員さんや保護者会、子どもたちに負担が多いことがわかりました。これは施設の問題も含めてでありますけれども。それで、陳情など上がって、議会の教育厚生常任委員会も聞き取りをする、それから、行財政改革特別委員会も聞き取りをするなどの動きがありまして、このあり方について改善をするように指摘がっております。同時にそれが関係者の願いとなっております。

そこで、更新時期を機会に指定管理者制度は見直すように強く求めます。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

実際としまして、指定管理者制度を直ちに廃止、変更するという事は難しいとは考えておりますが、それぞれの保護者会の実情に合う形での運営を損なわず、また、事務量の増加が生じない形での運営が可能であれば、委託方式にすることも考えてみる必要があると思いますので、近隣市町村等の実情等を調査してみたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 実は、その平成21年のときの説明会の席上で保護者会からも指摘がありました。

都会なんかでは、指定管理者は大体大手の業者とか教育関係のそういうところが受けたりするところが多いんですが、保育園もそうですけど、もうけなかつたら手を引くんですね。それほどの人口規模でもないし、公募を行っても指定管理者でやろうという業

者さんも多分ないかと思えますし、現在の形で進んでいっているわけですがけれども、その説明会の席上で、その指定管理者ができん言うたときにどうしますかっていう質問があつてたんですね。そのときは考えますみたいな答弁になっておりますけれども。

実際、この心配が今年、山田小学校の児童クラブで起きましたね。休むという形にはなっておりますけれども、事実上、その子どもたちは大規模のくじら児童クラブに吸収される形で、指導員さんを含め運営がなお困難になってご苦労されておるといふことでございますので、ぜひ見直していただきたい。

それで、来年度の指定管理者制度の協定で指定管理者にする期間を従来5年で香美市はやっておりますね、これの期間を短くして1年とか、その間に関係者とも話し合いをしまして、一番香美市に合ったやり方を協議して進めることを提案いたします。

この間、議会から指摘や質問、それから頑張っておられる指導員さん、保護者会の皆さんの要請は市民の声です。真摯に受けとめられ対応をすべきと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） たくさんのご意見、ご指摘も受けております。

香美市に合った、実情に合った運営方式というのをぜひ実現させていきたいと考えておりますので、今後ともご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は関係者の皆さんが、ややボランティア的にやっておられる部分も本当にあると思ひますのでね、安い時給で。こうやって関係者の皆さんの要望が聞き入れられて、じゃあ新しい形の運営方式を考えましようというふうに市が提案をしたら、私は人の善意は集まってくると思ひます。

一番いい形でやることを決めたらスムーズな運営が継続できていくんじゃないかと思ひますのでぜひ、もうご答弁結構ですけれどもよろしくお願ひします。

それでは、次の5点目の質問に移ります。

一連の図書館や鏡野中学校の武道館、プールの建設等にまつわる事務に関しましてお聞きをします。

①です。

この懸案の事業につきまして、多額の補正計上や十分な説明を欠いたことで議会の不信を招き、事業がおくれこんでおります。一連の施設建設事業等で持つておくべきノウハウを持ち合わせていない状態で事務を行つていたことが、議員協議会の質疑等を通じて判明をいたしました。また、議員協議会の質疑等を通じて計画が、設計が変わつた部分もござひます。

先日の新聞記事では、中学校長さんのコメントにもありましたように早期の施設建設が待たれております。

私たち議会のチェックの甘さも大いに反省するところでありまひますけれども、財源確保

の面からも、こういったことを繰り返すことは避けなければならないと思います。

再発防止策を検討されたかどうかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の再発防止策についてお答えをいたします。

図書館や鏡野中学校の武道館、プール建設等の事務に関しましては、事務推進上の理解不足、研究不足、基本的な手順の誤り、議会や市民の方々への説明不足等により、円滑な事業の推進ができなかったことに対し、心よりおわびを申し上げます。

専門性の必要な事業につきましては、事業に対して個人の理解を深めていくことはもちろんですが、教育委員会事務局での共通理解のもと、チームによる推進体制でその都度での教育委員会への報告、協議や関係機関や庁内専門部署との相談、協議を行いながら、円滑な事業を推進することが必要と考えております。

今後、これまでのような不手際のないように、事務局では事務手順を確認しながら、チームとして事務に当たり再発防止に努めてまいります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育長からご答弁をいただきましたが、やっぱり例えば教育委員会部局ってすごく忙しいですよ、事務が物すごく多岐にわたってまして。それで、事務を補助していただく方が要るとか、そういう声は職員さんの間からはないのですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

事務の補助につきましては、それぞれの部署で臨時職員さん等もお願いしてたりするものですけれども、この専門的な部分につきましてはどうしても専門的なところでのチームが必要なものですから、どうしても担当とか課長とか班長とかいうチームをつくってするということが第一です。

それだけではやはり全体的な専門性が不足しますので、専門部署との連携が必要と申ってやっているところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 改善はされていくと思いますけれども。

非常に残念なのは、職員さんって市民の方に喜ばれる仕事をしたとき、モチベーションも上がってとてもいい結果が生まれると思うのですけれども、新聞記事のようなことが続きますと、庁内全体の活気もなくなりはせんだろうかと、ちょっとそのあたりを心配します。それがひいては住民サービスの低下につながっていったりするのではないかと。

今回の例を引きましたら、教育長もおっしゃったようにチームで当たると、担当者が自分の判断に迷ったとき、例えば課を飛び越えて庁内で横断して相談できたり、教育委員会だったら建設課に入札のことや何かで相談をスムーズにできるという、事務を補い

合える、声をかけてよとかっていうようなやりとりだけでもいいんでしょうけれども、そういうことを庁内のシステムとしてつくっておく、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 庁内の連携でということにお答えをいたします。

専門性の必要な事業につきましては、専門部署や専門機関等から指導や助言をいただくことは必須であると考えています。検討時から庁内でのプロジェクトチームをつくったり、検討のための委員会や協議会に入っていたり、日常的に相談に乗っていただいたりしながら、円滑な事業推進ができるよう努めなければなりません。

庁内での連携への意識は高くなっていると思いますけれども、相談が集中する部署については、対応し切れない状況もあると思います。場合によっては、外部による支援を求めながら、よりよい推進体制をつくっていかなくてはならないと考えているところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それと、外部の指導もときには得ながら、プロジェクトチームをつくって、事務を円滑に推進できるようにしていくということのご答弁をいただきました。

職員には人事異動や退職がありますね。そういった年齢の開きをカバーできるように人材育成を日ごろから気にかけていくということも大事だと思います。

今回は反社会的なとまではいきませんでしたけれども、こういうことが起こらないように再発防止のため職員の健康管理を含めて目配りをして、「チーム香美市」と言えるようなプロの集団をつくっていただく気概があってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の言われるとおりだと思います。

先般のことから、このごろは本当にそれぞれが研究をしながらやっていたり、チームで取り組んだり、教育委員会もたびたび開きながら、何とかな、専門性で言うとなかなか専門者が集まっている教育委員会のメンバーではないのですけれども、チームで取り組む中では、素朴な疑問などを投げかけ合うことがさらに研究を深めたり、仕事を確かなものにしていくということになりますし、専門の部署に聞いたりするときにも、いわゆる素朴な質問から多分始まっていくというのが私たちの今回反省の大きなところですので、いろんなチームの会もやりながら、本当に確かな仕事をするのには、専門部署の力をどうしてもかりていかなければならないと思っていますところです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は9月13日午前9時から開会します。

（午後 4時19分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 水曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長兼農業委員会事務局長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪野 高 廣      議会事務局書記 山 本 絵 里  
議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成 2 9 年 第 4 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 8 日目 日程第 3 号)

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 5 番 森 田 雄 介
- ② 6 番 濱 田 百 合 子
- ③ 1 3 番 山 崎 龍 太 郎
- ④ 2 番 小 松 孝
- ⑤ 3 番 利 根 健 二
- ⑥ 1 5 番 織 田 秀 幸
- ⑦ 9 番 爲 近 初 男
- ⑧ 1 番 甲 藤 邦 廣

**会議録署名議員**

1 6 番、比与森光俊君、1 7 番、依光美代子君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

報告します。16番、比与森光俊君は、所用のため遅刻という連絡がありました。

ここで、大岸眞弓さんから発言を求められておりますので、許可をします。

14番、大岸眞弓さん。

○14番(大岸眞弓君) 皆さんおはようございます。議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

きのうの私の一般質問で、文言訂正が1カ所ございます。

「酪農」と発言しましたところを「畜産」と言いかえたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小松紀夫君) ただいま14番、大岸眞弓さんから、質問事項2の日欧EPAについての質問の発言の中で、「酪農」の部分「畜産」に訂正したいとの申し出がありました。香美市議会会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

5番、森田雄介君。

○5番(森田雄介君) 5番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問をしてみたいと思います。

今回の質問は3点であります。

まず、1点目です。水道事業の見通しについて、お伺いをいたします。

先日も水道事業会計の決算報告を受けました。本市では、安定した水道供給事業に努力してきていると感じています。

水は人が生きていくのに、欠かせないライフラインです。古来より都市化していくには、飲料、料理、洗濯、入浴などの家庭用に加え、農業用水や工業の発展に伴った需要に応じる必要がありました。用水並びに上水道をつくらなければ、地域はある程度以上に発展しないものです。

人口増加と都市化の時代においては、不足するインフラの整備が優先されました。しかし、今後は施設の更新時期とも重なる中で、人口と都市動態を注視しながらの適切な維持管理が求められます。仮に、施設の更新に過剰な負担を計上すれば、人口がふえない中で不要な負担増となりかねません。水道施設に限らず、今後のインフラ整備に共通する視点であります。

本市でも、計画されている水源地整備事業並びに耐震送水管の新設事業は、今後事業計画が出てくるものと聞いているところですが、内容が気になるところです。この点に

ついて、平成28年6月議会で同僚議員からの質問があったように、水道事業の耐震対策など受益者負担になじまない分野は、総務省が地方公営企業への繰り出し基準を明示しています。事業の資金計画について、お伺いたします。

①です。

管路の耐震化を進めるに当たって、積立金の取り崩し及び繰り出し基準にのっとった補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により、一般会計等が負担する財政見積もりをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

現在、将来にわたり持続可能な水道事業経営を目指すために、香美市水道事業経営戦略を策定中です。

この経営戦略では、各種法令・会計業務の専門業者と公認会計士による財政収支シミュレーションを実施し、本市の上下水道の諮問機関である香美市上下水道審議会において、ご審議を経た後に公表する予定です。また、お示しできるようになれば、議会においてもご説明をさせていただきます。

お尋ねの管路の耐震化についても、この経営戦略の中で事業計画を定め、料金収入とのバランスを考慮しながら検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 課長より今の現状をお聞きをいたしました。

収支シミュレーションに基づいて、計画をこの後お示しできるようにするというふうにお聞きをしたところですが、私がこの質問の中で中心にお聞きをしたかったのは、その繰り出し基準をしっかりと計上するという計画に盛り込んでいただきたいということでもあります。これは、計画が出てきた時点でしっかりとお示しいただけるということでしょうか。それとも、今もし少しでもわかることがありましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほど説明をさせていただきました香美市水道事業経営戦略において詳細が今後出てくることとなりますが、現在の中期財政計画の中では、平成31年度より5カ年計画で戸板島水源地から八王子配水池までの区間で送水管の耐震化を計画しております。概算事業費は約4億円、単年度予算ベースは8,000万円として、財源は内部留保資金と建設改良積立金を充当します。なお、起債借り入れについては、将来の経営を考えればできるだけ行わない考えであります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 内部留保資金、積立金の充当ということでお聞かせいただきました。

実際に一般会計が負担する繰り出し基準にのっとった財政計画というのは、担当課というよりか、ひょっとしたら企画財政課ということにもなるのでしょうか。また、もし予算要求のときにこういった繰り出し基準があると思いますが、繰り出し基準にのっとった補助金、負担金、出資金等の方法による一般会計が負担する見積もりが担当課から計画が出てきたときに、担当課は内部留保資金、積立金を使っての計画ですけども、さらに使える事業があれば、企画財政課のほうで予算要求をするというようなことになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

基本的には担当課から繰り入れの金額の予算要求があって、それを精査するという、企画財政課のほうでは、繰り出し基準に基づいた金額になっているかどうかという部分も含めて、精査するというような形になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、答弁いただきました。

そうすると、やっぱり計画の中でこの繰り出し基準があれば、それを計画の中に盛り込むということが前提やということで確認できたと思います。計画は今後というふうにお聞きしていますので、その計画の中に本来繰り出し基準で出さなければならないものはぜひ、そこに含むということの確認をお願いをいたします。

それでは、②に移りたいと思います。

国は簡易水道の安定経営に向けて、余裕のある上水道会計との統合を進めるように誘導しています。しかし、会計上の理由だけの統合はあり得ないところであります。水道は生きていくのに欠かせないインフラであって、低廉で安定した供給を目的とする事業です。公的な機関が責任を持って運営をするものです。国土保全の立場からも、簡易水道には受益者負担に限らない自治体負担があつてしかるべきと考えます。

また、災害対応面から考えた場合、統合や広域化による安定供給が必ずしも有利とは言えないと考えます。独立水源を確保していたほうが、災害時に有利になることが考えられます。

以上を前提におきまして、本市の簡易水道施設の状況と統合への対応をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） それでは、統合についてお答えさせていただきます。

香美市の水道を利用する方々に大きく関係するとともに、水道事業経営にも多大な影

響が生じることから、国の定めた統合期限である平成29年3月の統合を香美市においては見送りました。

その理由として、1、香美市の上水道と簡易水道の給水人口比率は58対42と拮抗しており、現在の状態で統合すれば、比較的経営が安定してる上水道が経営が苦しい簡易水道を受け入れることとなります。現在の簡易水道は料金収入が少なく、収入の半分が一般会計からの繰り入れ補填であり、統合した場合は企業会計の原則から繰入金がなくなり、その資金を水道料金の値上げにより補う必要があります。また、統合初年度には減価償却費に1億5,000万円が発生し、その収入を確保する必要があります。

2、統合した場合は、今までの起債にかわり水道事業債となりますが、元簡易水道地域の新規事業に係る起債の元利償還金の交付税措置が簡水債と比べて55%から25%に減少します。

3、今まで簡易水道事業で利用していた辺地債、過疎債、簡水債の起債が統合した場合は使えなくなります。

以上のことから、統合については市民の皆さんへ情報開示と情報提供を行うとともに、上下水道審議会、議会などのご意見をいただきながら慎重に進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 課長より見送りという、また理由もお聞かせを願ったところ  
です。本当にそのとおりであるのではないかなというふうに思います。

この①と②の質問の内容は、先ほどの答弁の中でも水道料金の見直しというようにお話もありましたけれども、そのかわりが非常に大きい2つの要素だと思っております。今言ったような利用がある限り、安易な今すぐの統合というのは非常に問題が大きいので見送っていると。これは本市の判断でもありますが、水道事業は全国同じような課題を抱えておるとは思いますが、そういったほかの市町村の動向も、もしわかればあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 現在の状況は自分のほうでは把握しておりません。ただ、かなりの数、簡易水道を抱えるうちと似た状況の自治体は多いと考えております。水道新聞とかの記事を見る中では、なかなかやはり上水道との統合については厳しい。実際、統合した自治体についても今後、先ほど議員のおっしゃられた水道料金の値上げ等が、もうすぐ発生するという状況になっております。

香美市としては、先ほども説明しましたができるだけ住民の方に水道の実態を知っていただいた上で、今後の水道料金等についての検討に入っていきたい。そのためには十分時間をかけて、やっぱりやっていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、今後の対応については、また十分な説明をよろしくお願いをいたします。

それでは、③の質問に移りたいと思います。

本市は平成28年4月1日より、物部・香北地区の簡易水道施設の点検・管理業務を民間委託しています。簡易水道の委託を始めて1年以上が過ぎました。この評価と見通しをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） それでは、お答えいたします。

簡易水道民間委託業務は、平成28年度に物部・香北地区の簡易水道及び飲料水供給施設の全19区域の維持管理を委託し、本年度より土佐山田地区の8区域を追加するとともに、管路及び施設の工事立会、管路の通水断水の補助業務、漏水調査、管内全域の水質検査などを追加しています。

本年度で2年目を迎え、本課、支所職員の負担軽減、緊急時の迅速な初動対応、地元雇用の創出、官民合同の技術研修の開催、地震・風水害に伴う応援協定の締結など、多くの効果があったと感じています。今後の課題である退職や人事異動における円滑な水道業務を継続する体制づくりにおいても、受け皿として重要な役割を担っていただきたいと考えています。

現在、国が審議中の改正水道法では、適切な資産管理、広域連携の推進、官民連携の推進などが新たに盛り込まれることから、なお一層の連携を図りながら安全・安心な水の提供に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 状況をお聞きをいたしました。さらに本年度土佐山田地区の追加、そして業務の内容についてもさらに広がったというような形でよろしいでしょうか。管路の点検、緊急出動の点についても研修を重ねたというふうにお聞きをいたしました。これ、大もとには技術の継承、そういったことも含めての委託であるということです。

このときに私が少し気になってくるのが、民間委託をしたほかの事例であります。高知医療センターの掃除業務などは、PPP/PFIを導入した際に毎年のように委託業者が変わったり、同じ人が変わった業者に雇い直されるというようなことが繰り返されるというような事例も聞いております。こういった事態にならないような手だてが当然必要だと思うんですけれども、この委託した先の事業者の継続性、これは大丈夫なのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほどPPP/PFIのお話が出てきたわけですが、実際のところ、高知医療センターについてのPPP/PFIはまだ国として十分な内容の吟味なくスタートして、ちょっと失敗をしたというふうに聞いております。現在も香美市においては下水道におけるPPP/PFIを国の国土交通省、総務省、内閣府の中に入りまして、定期的な会議に出席をし、意見交換、情報の収集を行っております。

改めまして簡易水道の委託についてであります。現在、委託の更新については業務評価、これは日本水道協会が作成をしました水道施設管理業務評価マニュアルをもとに、評価に基づき更新の可否について判断をしております。

今後においても同様に評価を行い、継続の可否については判断をしていくと。それについては、今後ホームページ等で結果を公表していくということを考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 課長からは、しっかりとした評価もした上で継続の判断をしていくというようなお話がありました。私が逆に心配しているのは、事業者側の立場とかそういったところでもあります。民間というのはいくらかいいんですけども、そうでなくなった場合には、撤退というようなことも考えられます。そういったことがないような、逆に言えば技術の継承を前提とした民間委託であれば、事業者に対して、こちらの意図をしっかりと伝えた上で契約がされるべきだとは思いますが、そういったあたりの確認とか、契約内容について話し合いはあったのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 先ほどもお話ししましたが、現在は単年度契約になっておりますので、月ごとの検査ヒアリングを行い、最終年度には総合評価を行うという段取りでやっております。その中で委託事業者さんとのヒアリングに特に重点を置いて行っております。それは今後の継続性も含めての協議になってきますが、今のところ企業体のほうでは、問題はないというふうに担当課としては考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） またヒアリングのときにコミュニケーションを図っていただけたらと思います。

もう一点、民間委託になった場合の懸念点が私ありまして、今は点検管理業務、緊急時の出動等の内容ですけれども、将来的に包括的、全体的な経営も含めた委託、そういったものになることも懸念をしております。そういった委託の内容がどんどん広がっていくといったことへの懸念はないのか、再度お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

まだ構想の段階として説明をさせていただきます、将来的にですね。

将来的に行けば、今の水道事業を継続していく1つの方法としては、上下水道一体の包括委託がうちとして理想的ではないかなと。できるだけそれによってコストの削減、ダウンサイジング、スペックダウンが図られるというふうに考えている。これはまだ一応の検討の段階です。できるだけ業務を集約化してできないかという、できるだけコストを下げれないかという1つの案として検討しております。

先ほどちらっと話をさせてもらいましたPPP/PFI、下水道に関しては、他県におきましてはかなり進んでまして、ある自治体で上水・工水・下水の包括・民間委託がもう既に2期目に入っていると。そういった他方の事例もやはり参考にしながら、将来的な香美市の下水道も含めた検討に入らなければいけないとは考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 少しですね、私前段で申し上げましたように、水道は生きていく上では欠かせないライフラインということを考えてみましたら、これは公的な機関が責任を持って運営を行うことが前提であるというふうに考えております。時代の流れはあると課長の答弁もありましたけれども、いわゆる国が計画を立ててくる場合、実際に簡易水道の統合なんかでも、非常にこれまでの流れからすると上水道との統合は難しい実態があるわけです。この各地域において水道事業を安定経営するためには、やはり公的な機関が望ましいというようなことを、実態も含めて地方からは発信をしていただきたいというのが1点であります。

そして、その包括的と私申しましたけれども、上水道、工業用水、農業用水といったそういう意味での包括も同じ包括なんですけれども、1つの上水道の経営の中で、新たな今回の耐震化のような施設の更新、いわゆる長年にわたっての資金計画が必要になってくるような計画なんかを、その部分は今の段階ではこの上下水道課で行っていると思うんですけども。その計画、単なるもうけだけではなくて適切な維持管理を、計画性を持ってやっていくという部分、ここに公的な一番責任を持つべきではないかというふうに考えるところです。

その部分まで完全に民間に委託をしてしまえば、一番懸念するのが不採算部門とか、地域によって値段に差が出てくるとか、そういったことを懸念するわけでありまして。その点、包括的だという意味の内容で、管路の更新とかそういった事業の中身、全体的な将来計画にわたる運営を委託するかどうか、そういったところで課長のお考え、今、案を検討中ということでありまして、今のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

やはり水道事業経営戦略が、まず1つの重要な資料になってきます。それに基づいて今後10年間のまず事業計画が出てくると、収支と財源の収支バランスが明確に出てく

るということになります。

現在、今の状況で行きますと、手持ちの資金を活用してできるだけ借入れをせずにやっていった場合には、先ほど説明しました単年度8,000万円ベースで5年ということになるわけです。一方で、地震対策については早急に取り組みなさいということであれば、前倒しで3年間という圧縮した事業計画を立てなければいけないわけですが、現在の公営企業予算で行きますとそれは厳しいという状況です。実際できるのは5年間8,000万円ベース、これで住民の方に負担をかけずに、送水管の耐震化の事業はクリアできるというふうに考えております。

今後についてはやはり経営戦略ができて、上下水道審議会、議会にも説明し、住民の方にも公表して意見をいただきながら、今後の上下水道事業の将来について検討していきたいというふうに考えております。

また、水道事業、下水道事業もそうですけど、完全民営化というのは考えておりません。これはもう基本的には、水道事業であれば最終的に行政がやっぱり責任を持つ原則になっておりますので、完全民営化というのは全然自分として考えておりません。ただ、やっぱりコストダウン、スペックダウンとダウンサイジング、企業会計ですので、できるだけ出費を抑えてやっていくという原則に基づいて、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 完全民営化は考えてないということも確認をできました。選択肢は狭めたらいけないというような、課長の思いもあるというのを答弁の中から感じさせていただきましたので、それはそれで置いていて、よりよい水道会計のために検討を続けていただければと思います。

それでは、1点目の質問は終わりました、大きな2点目の質問に移っていききたいと思います。耕作放棄地への対策についてであります。

農村・農業地域では、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しています。そのことによる農地の荒廃や担い手の不足等による生産基盤の脆弱化等が進行。このような状況は特に中山間地域において顕著です。またそれは、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれにつながります。さらに、農地・農業用水等の地域資源の維持管理や生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されます。

以上述べたような状況は、農林水産省が平成28年4月の荒廃農地の現状と対策についての冒頭に述べていることです。

こういった現象をさも自然現象と同等のように淡々と取り上げていますが、私はこのような現象を招いた根本原因は農業政策によるものだという認識をしています。政府の政策は、地域の持続的な農業経営よりも、対外的な貿易摩擦の解消のために農作物の輸

入拡大を押し進めるほうに偏り、後継者の農業離れ、輸入食品の価格下落を招きました。

そのことを押さえた上で、中身についてももう少し見ていきたいと思えます。

荒廃農地の発生原因として農林水産省の農村振興局調べでは、高齢化・労働力不足が1位、土地持ち非農家の増加が2位となっています。また、ほかの調査でも高齢化・労働力不足が88%、価格の低迷が43%と続いています。これらを招いた根本原因には、先ほど述べた対外政策優先があると考えます。国内では生産調整、価格下落で農業離れが加速をしました。

さらに次に記されております基盤整備事業が実施された地区においては、耕作放棄地の発生が極めて少ない状況との報告です。この事実を足がかりに、この資料の中では耕作放棄地の再生と農地中間管理機構への利用権設定を進めることによる、耕作放棄地の発生防止と解消へと政策を進めています。このことは根本原因を見ずに、枝葉の事象をもって対処策をとっているように見えてしまいます。あわせて、鶏が先か卵が先かの議論のように、耕作したい土地だから基盤整備したとも言えるわけで、説得力ある理由に見えてはきません。

しかしながら、農地は単独で存在しているわけではなく、耕作放棄地が周辺農地に与える影響を嘆く声が聞こえてきます。そのことからすれば、対策がとられるということには評価をしなければならないと思えてきます。

そこで、農業委員会において必須事務に位置づけられた農地等の利用の最適化の推進をどのように進めていくのか、推進に関する指針を見ながらお聞きしていきます。

①です。

耕作放棄が長年続くと農地への復旧が難しくなってきます。現状でこの資料の中で遊休農地とされている5.7ヘクタールのうち、引き続き耕作の目的に供されないとするものと、利用の程度が劣っていると認められるものの割合はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 森田雄介議員の遊休農地への対応についてお答えいたします。

遊休農地とされる5.7ヘクタール全て、引き続き耕作の目的に供されないものとされており。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 全部が引き続き耕作の目的に供されないということでありました。

この冒頭で紹介しました平成28年4月の農林水産省の荒廃農地の現状と対策についての資料の中で、全国の事例が出ております。この事例の中では、遊休農地の引き続き耕作の目的に供されないものと利用の程度が劣っているというこの2つの割合は、大体

半々ぐらいになっておりました。これの判断というか本市が全部引き続き耕作の目的に供されないというほう、そちらの農地ばかりというのは、その現地を見た農業委員会の判断ということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） おっしゃられるとおりでして、この2に当たる農業上の利用の程度が、その周辺の土地における農地との利用の程度に著しく比べて劣っているという判断がなかなか難しいもので、全て1ということにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、②に移りたいと思います。

本市の指針の中でありますが、遊休農地の年間0.5ヘクタールの解消を目標としております。この具体的方法をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

遊休農地の解消等の具体的な方法といたしましては、一昨年までは8月に1回行っていました利用状況調査を、平成28年度の新体制移行後は、農業委員と農地利用最適化推進委員により、1年間を通じて随時実施するなど、調査回数をふやしております。また、調査結果に基づき所有者に対して利用意向調査を行い、あっせん等を勧め、農地利用の調整を図り、遊休農地の発生防止と解消に努めています。

利用意向調査の回答で、利用意向等を示さず遊休農地の解消もされない場合、翌年度から固定資産税が1.8倍になる制度があることを周知し、利用意向把握に努めております。

また、利用調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸し付けの推進を行うなど、遊休農地の解消に努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際に耕作放棄地、遊休農地となっている持ち主のところへ訪ねて、丁寧にお話を聞いているということになろうかと思えます。また、それによってさまざまな事情があるとは思いますが、それでも何とかしたいということであれば、積極的に支援もしていくということだと思えます。

詳しくはちょっとまた後のほうの質問で取り上げたいと思えますので、③のほうに移っていきたく思います。③です。

農地に戻すことが困難とされる、B分類というふうに表示されておりますB分類に区分された荒廃農地については、非農地判断された後はどのような対応になるのか。そういった土地があるのかも含めて、ちょっとお聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

非農地判断された農地は農地とみなされなくなり、所有者にその旨を通知し、申請により法務局の登記官の判断で登記地目の変更が可能となります。具体的には非農地証明を行った農地と同様の扱いとなりますが、しかし、現在この通知を出したことはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 通知を出したことはないということでした。実際、通知の段階までは至らなかったのか、非農地判断された土地がなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 現在、随時調査も行っておりますし、所有者の方には利用を促しておりますので、そういうことはなかったと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際この取り組みが始まってまだ1年余りということですので、事例の数からすれば判断に至ったものはまだないということで確認をしておきたいと思います。

それでは最後、④の質問に移りたいと思います。

耕作放棄地の減少に向けて指針はどのような方向を考えているのかも含めて、改めて伺います。

根本的には農業経営向上の支援が欠かせないと考えてところです。圃場整備や集約化なのか、次世代型ハウス農業なのか、はたまた6次産業化支援グループの育成なのか、また農＋Xという話もありました。

同じ農業でも大きく2つに分かれるように思います。より稼ぐための農業なのか、より自立し共生する農業なのか、意欲的な農業者への支援や育成に向けて現在の取り組みをお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農業委員会では、意欲的な農業者や新規就農者に対して、農業委員及び各担当地区の農地利用最適化推進委員が農地をあっせんしたり、各種市の補助制度の情報提供を行っております。

また、農政班のほうでは、耕作放棄地とならないためには地域の担い手の農業者の経営安定が欠かせないものです。担い手の経営内容にもよりますが、例えば園芸用ハウス

整備事業によるハウスの整備事業や、炭酸ガスの濃度や光等を制御して、農産物の収量を増収させる施設を導入できる環境制御技術普及促進事業、産地パワーアップ事業等により、担い手の支援をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今お聞きをいたしました次世代型ハウスなどの支援制度を使って、新しい担い手づくりに力を注いでいるというお話が聞けました。

私、ちょっと資料で手元に持っているものなんですけれども、去年の高知新聞で示された新規就農者の内訳です。

去年は過去最多で270人の新規就農者があったと、その内訳で、Iターンの方の内訳が過去最多の162人であったということです。これは270分の162で全体の6割に達しておるということです。この傾向は平成25年度、2013年度あたりからのIターンの就農者は100人を超えて、以後、増加の傾向であるというふうなグラフになっております。

こういった状況から見ますと、先ほど私の感想で農業といっても2つに分かれると、一つはより稼げる農業なのか、もう一つは地域と共生をしていく農業なのかというようなところであります。新規就農者が実際どのような農業をしているかまではこの資料では触れてはいないところではあります。一定イメージとしては農村回帰、田園回帰といったようなイメージも持つところではあります。そういった新たな担い手に対する支援というのが今後、今までの支援に加えてより必要なのではないかとこのように思っております。そういった方に稼ぎだけが中心ではない、もっと人生の喜びとか、当然Iターンですから今までつながりがなかった方が来るわけでありまして、地域のつながりであるとかそういった総合的な、本当に人間らしい支援も必要なのではないかなと思っております。その辺に対しての今の課長の見解等をお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

本年度も3名ほど新規の就農者がいらっしゃいまして、そのうち市外からの方が1名、ユズ農家としてこちらに入って来られましたが、その方には香美市、農協を初め農業振興センター、市が支援をしながら、まずは柚子生産部会とか地域の団体に入って活動することを勧めております。そしてまた、その団体からアドバイスをいただいて就農が成功するように見守っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 既存の農家さんにつながっていくということでありまして。

受け入れる側も当然経営のほうは一番に心配はするところではありますけれども、また一方で農業の楽しみ、そういったものも伝えていけるような、そんな内容になってい

ただければと思います。また、小規模農家でありますから、収益だけではちょっと大変な状況でもあるというのは当然であります。そういったかつての民主党の政権のときの施策ですけれども、農業者の戸別所得補償制度なんか、これが今、名称が変更して経営所得安定対策になっておりますが、これが平成30年度で終了という予定にもなっています。

こういったほんのちょっと下支えをするような制度がありましたら、より新規就農にも向かいやすいということを思いますので、そういった点もまた研究をしていただけたらというふうに思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

会計年度職員の制度運用ということでお聞きをいたします。

本年5月11日に可決・成立した地方公務員法及び地方自治法の一部改正は、期限つき任用を法定化する内容になっております。これまでは、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営が前提でありました。このことは附帯決議で確認をされましたが、改正法の中に明確な文言があるわけではないので、財政危機と人手不足を理由にすることによって、自治体職場の非正規化が一層促進されかねない懸念があります。

その一方、法案審議で総務省は「改正法案をもって、任用の適正化、処遇改善に向けてまず第一歩を踏み出したという形にできれば大変有り難い。」と法案の趣旨を述べました。以上のことは運用に当たり無視できない事項になることを踏まえた上で、順次質問してまいります。

①です。

今回の法の改正、法の趣旨への見解をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 森田議員の質問にお答えします。

この法案の趣旨は、公務の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保、また地方公共団体の取り扱いの統一化、そして、簡素で効率的な行政体制を実現するとの認識を持っております。

こうしたことから、この法案の成立により、臨時・非常勤職員の労働条件の改善につながっていくものだと考えております。また同時に、業務の改善、効率化も求められているものだと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 労働条件の改善と効率化も一方では求められるのではないかと回答をいただきました。

実際に国会での審議の中でいろんな懸念事項が議論をされておまして、実際に附帯決議という形で4点の決議がなされております。これは衆議院、参議院両方同じ内容であります。その附帯決議に記された内容をちょっと自分箇条書きにしておりますのでち

よっここで読み上げたいと思いますが、再度の任用が可能であること、また公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心に行うこと、会計年度任用職員も同様であるということ、移行に当たっては不利益が生じることのないようにすること、必要となる財源は国のほうが確保に努めるということ、また休暇制度の整備、育児休業等に係る条例の整備、施行条件について調査・検討をまた後追いでしていくということ、そして最後に、民間の同一労働同一賃金という今の働き方改革なども注視をしながら、公務における同一労働同一賃金に重点を置く。こういったことを附帯決議として上げております。

こういったことを附帯決議としながら、一方でこの法案の内容では、同じ会計年度の任用職員ですが、フルタイムとパートタイムによって待遇の格差を認める内容にもなっております。こういった附帯決議の趣旨を見ますと、実際に今フルタイムで働いている方が、財政その他の状況によってパートタイムに切りかえるというようなことがあってはならないと当然解釈できる場所です。これまでの待遇を切り下げないという対応、これ最低限望まれる場所ではあります、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

この制度につきましては5月に成立したということでございまして、今後は総務省のほうから平成29年度、30年度にかけて都道府県ごとの説明会を実施するという事になっておりますので、その後に市町村については詳しい説明があるんだろうというふうに考えてございまして、その附帯決議の内容がどのようになっているのかということとはちょっと現在のところわかりませんが、ただ、この会計年度任用職員制度の要件というものは明確化されてございまして、従事する業務の性質に関する要件と勤務時間に関する要件の2つに大きく分かれてございまして、そして常勤勤務を要する職と非常勤の職というふうに分類されております。

森田議員の先ほどの説明にもありましたが、非常勤の職においては会計年度任用職員の職は2つに分かれてございまして、フルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員とに分かれていたるところでございまして。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 新しい制度はそのように分かれておるわけでありまして。ですから、その制度に合わせようとするれば、当然今まで臨時的任用とか非常勤任用で働いてこられた方の任用が逆に切り下がるというようなことにも、規制はないというかそういった内容になっております。そこら辺は、それまでの条件が切り下がらないようにということを確認していただいたかったわけでありまして。その点の確認はよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

細かい内容についてはこれから県のほうからも説明あろうかと思いますが、先ほど説明しましたように、会計年度任用職員制度の要件というものはかちっと決まっておりますので、地方公共団体はこの要件に基づいて運用していくということになります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際に国・県からの説明会も今後ということでもありますから、その説明もしっかりと踏まえた上で、私も手元にこの導入に係るスケジュールがあるんですけれども、実際、今、本市における臨時・非常勤の任用職員の実態、現状把握をしっかりとしていただきたいと思います。このスケジュールにおいても、説明の前に任用等の現状把握というようなことも記されております。こういったもの自体がまだ取り寄せもしない限りあんまりない状態なのではないかと思うんですけれども、私の少し聞くところによると、この秋ぐらいには説明もあるんじゃないかというようなことも、これは聞いたところであります。ですので、それまでに現状把握をした上で、しっかりとした対応をまずお願いをしたいと思います。

それでは、②に移ります。

臨時・非常勤職員の処遇改善を実際に求めていくものです。これまでの検討状況と実現に向けた段取りをわかる範囲でお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

臨時・非常勤職員の処遇改善につきましては、これまで有資格者の保育士職員の単価を改正しております。

さて、今後の取り組みについてでございますが、通年雇用については6月議会で今後の検討課題とお答えしておりますが、地方公務員法改正により、会計年度任用職員制度の施行期日が平成32年4月1日となっていることから、その制度の内容や施行までのスケジュールや作業を踏まえた中で、検討していくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。6月議会、そしてまた本議会においても、通年雇用されないがために、学校現場では非常に矛盾が生じているというような現状が報告をされております。それについての改善は当然検討ということではありますが。

もう一点、今まで自分も保育現場のことを取り上げながらお聞きをしてきたわけですが、処遇改善に必要な財源処置、これまでの答弁であったら特に退職金の計算などが10年に限れば可能と、だけれども、全体をなかなか見通しての試算というのは難しいというようなことがありました。今後は説明の中でマニュアル等も示されるはずですし、実際、退職金の計算をしていただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

その上で政府も財政処置に対して言及をしているわけなんですけれども、退職手当の支給予定額というのは、一般会計等の先日、同僚議員が質問をしました将来負担比率の負担額、これに退職手当の支給予定額というのは含まれるというふうに認識をしておるところです。この将来負担比率の財政見込みは、本市においては大変優良であるということが明らかになっておりますので、以前聞いた懸念は解消されていると認識をしておるところです。

そういったところも今後、このスケジュールを踏まえて検討というのは今の答弁でしたけれども、実際にその懸念される中身というのは早期に解消されていくということも十分あると思います。その点、まず財政見込みは大変優良で、懸念する退職金の負担見込み額、これはそこまでの懸念ではないということをもまず1点、ちょっと確認をしていただきたいと思います。今もしその見込み額が多少わかるようでしたら、お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） この会計年度任用職員制度施行後の退職金等については、質問にもごさいませんでしたのでちょっと試算もしていないわけですが、ただ、現状の非常勤職員が全て通年雇用になると、何千万円単位の人件費の増額ということにはなると考えられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 何千万円かの負担増ということでしたが、実際にパーセンテージでいうとマイナス53%、実際の金額で毎年14億円あたりのお話やったと思います。そういったところから言うと、この財政負担というのは、一定大きなものではないというふうにも思うところであります。

また、実際に今雇用されている方の現状を十分把握をしていただきたいと思いますということは先ほども申し上げましたけれども、これの条例の制定には、任用に対しては新たに本市でも条例を制定する必要があるということでもあります。これ実際、十分協議を尽くして、また実態把握というのは、実際に臨時的な任用をされている職員さんの声も聞き、また労働組合等の協議も尽くしていただきたいと思いますと思うところでもあります。その点についての見解をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

今後のスケジュールということになってこようかと思いますが、平成29年度から平成30年度にかけて県等からの説明会があろうかと思いますが、来年度に向けて人事給与システムの改修、それから制度改正に伴う任用根拠、執行体制の整備等の検討確定、または臨時・非常勤職員の制度改正内容の説明等々、この制度施行に当たっての作業内容は多岐にわたっておりますので、こういったものを今後細かく分析し、準備に当たっ

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） きのうの質問でもありましたし、その前の質問、自分の取り上げた質問でもありました。

保育現場、学校現場では非常に深刻な矛盾が広がっている。できれば通年雇用の見直しを当然言及はしておるんですけども、今回この会計年度任用職員という新たに国の指針も出てきたということでもありますから、本市の抱えてる矛盾を1日も早く解消をすると、こういった決意を持っていただけたらと思うわけです。スケジュールありきではなくて今ある矛盾を速やかに解消する、こういった思いを最後に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

本市においても臨時・非常勤職員の雇用につきましては、地方公務員法に基づいて運用しておりますので、その中でどういうふうな改善ができるかというようなことは、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 仮にですけど、現状でも当然できる改革というのはありますので、その点もじゃあ含めて早期の決断をお願いするということで、私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時09分 休憩）

（午後10時25分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

本日の質問は2点です。

まず1点目、健康づくりの支援について質問をいたします。

誰もが健康で自分らしい人生を送りたいと思っています。健康づくりの主役は市民一人一人です。自治体は地域の課題を分析し、そのデータに基づき健康課題と改善目標を明確にし、データヘルス計画を勧めています。

本市は高齢者が多く、平成27年度の高齢化率が37.3%で、平成32年度には3

9.3%という予測をされています。高齢になれば疾病にかかる率も高くなり、当然医療費も増大します。今後ますます市民みずからが健康課題に取り組み、地域で支え合うことができるシステムが必要になると思います。そして、必要なときに安心して医療や介護、福祉サービスが提供できるような仕組みを行政として構築していくことが求められていると思います。

そこで、健康づくりを支える本市の積極的な支援をとの思いで質問をいたします。

最初に、(1)健康づくり地域ネットワーク推進事業についてです。

①、この事業が始まった平成26年度から3年間の実績と今年度の申請状況をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田議員の3年間の推進事業の実績、そして申請状況ということでお答えします。

平成26年度は8団体、会員数が111人、平成27年度は10団体、新規団体が3団体、会員数は129人、平成28年度は4団体で新規団体が2団体、会員数は69人、平成29年度は5団体で新規団体は3団体、会員数は82人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 新規団体が毎年、平成27年度、28年度、29年度とふえているということは非常にうれしいことだと思います。それで、この事業は1年または2年間、同じ団体が継続して申請ができるということでもありますので、この4年間でトータルしたときに幾つの団体が、香北、土佐山田、物部、それぞれ何団体がこの事業を今までに利用したことになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

物部地区が1団体、香北地区が5団体、土佐山田地区が10団体、計16団体となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 16団体のサークルまたは団体の方、この事業を有効に使われているということがわかりましたが、②に移ります。

この事業の実績状況から見て、健康づくり地域ネットワーク推進事業の意図するところですね、地域のネットワークをつくるということでこれが始まっていると思うんですけども、その構築について、この4年間ですけれどもできてきていると評価されますでしょうか。また、今後のこの事業の計画について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

事業開始後3年が経過し、本年度の申請件数を含むと16団体、会員数延べ391人

が地域ネットワーク推進事業を活用しています。地域での健康づくりはもちろんのこと、人と人のつながりを強める活動についても、2年間の補助期間が経過した後もそれぞれの地域で根づいていると思われまます。今後、このような団体が香美市内にふえることにより、よりネットワークの強化が図られていくと思ひますが、近年申請件数が1桁台となつておりますので、ネットワークの構築についてはまだまだこれからだと考へております。より多くの団体が地域ネットワーク推進事業を利用できるように、広報香美8月号に利用団体を掲載しています。今後も利用団体のPRも兼ねた広報活動を行ひながら、利用団体の増加につなげていきたいと考へております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 地域のネットワーク構築まではまだ途上だということだと思ひんですけれども、課長もおっしゃいましたように8月の広報でも掲載をしたということですが、この事業は対象が30歳以上の市民の5人以上で健康づくりのための運動や講座を開催したり、また同時に地域のつながりを強められるように見守りや健診などのお誘いの声かけをすることが申請条件になっているかと思ひます。この間、申請の方法や事業内容について、市民からの問い合わせまた要望はありましたでしょうか。それと、この申請が今1桁台になっているという状況をお伺ひしましたけれど、担当課内でそのことについて、申請方法をもう少し容易にするとか、何かそういうふうな検討はされてきたのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

申請につきましてですが、補助金ですのでやはり実施報告、申請、事業計画、事業報告等は必要になってきますので、やはり担当課のほうで各団体のほうに丁寧にご指導して、申請のほうを受けるようにしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長、こういう1桁台になってきています。平成28年度が4団体いうことでしたよね。今年が5団体なんですけれども、やはり予算も同じように150万円計上されておりますので、できるだけ多くの団体に利用をしてもらいたいと思ひるところなんですけれども、確かに補助金なので丁寧に説明をしてやってもらいたい、その趣旨は前回も同じような質問をさせてもらったときにご答弁いただいたと思ひんですけれども、そういう利用をふやすために担当課内で申請方法とかいろいろなことについて、このことについて話をしているのかどうか、そういうことお願いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今回の広報香美の8月号にも載せましたが、やはりそうやって団体のほうに出向いた

り、そして、社会福祉協議会とか民生委員のほう、それからまた健康づくり団体のほうにも声がけして、団体にこの事業があることを勧めていくということは話しております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 社会福祉協議会にも出向き、健康づくりのほうにも声をかけるというようなことを話されたということでございますが、当初の今年度の募集の4月号ですね、4月の広報にも掲載はされていまして、11ページの中段ぐらいにあったんですけど、ちょっと目につきにくいと思いましたが、中段ですので、11ページでしたけれども。優先順位っていうのもまたわかりませんが、やはりもうちょっと掲載の方法も何かこう工夫がいるんじゃないかなと、アピールの仕方にも工夫があるのではないかと思います、その広報の掲載の工夫の仕方、その辺どうなんでしょう。今後のこともありますので、もう少し目につきやすいとか、そういうことも考えていただきたいですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今回の8月号の広報につきましても取材をしてきたんですけど、やはりほかの掲載の部分と関連がありまして、そういった形の写真だけになりましたけど、次回4月号のほうには、やはりもう一回取材をしまして、見やすいような形で掲載したいと思っております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 対象年齢が30歳以上になっていきますので、子育て中の方もこの当然申請できるわけですね。今全部で16団体とおっしゃいましたけれども、この方たちの年代は大体どれぐらいになりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 年齢層は大体60歳以上になっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） やはり子育て中の方とか現役でお仕事されている方なんかも含めましたら、広報も隔々までというわけにはいかないかとも思いますけれども、そういう30歳以上のターゲットにしているわけですので、やはりチラシなどをつくって子育て世代の方にも事業内容もお知らせできるような、何かそんな方法はないかと思うんです。若い世代が集まっているような団体とか、子育て中でしたら子育て支援のほうとかそっちのほうにも行ける可能性もありますので、配付するところもちょっと工夫されて60歳以上と言わずもうちょっと若い人たちに、若いときからの健康づくりというようなことも考えますと、そちらの方面への健康づくりの啓発も兼ねて、地域の担い手にも将来なってもらわないけませんので、そっちのほうもぜひ広報活動をしていただきたいと提案をいたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりで、若い方に利用もしてもらいたくて、この事業は続けていきたいということも考えておりますので、また担当班のほうでも一応こうやって話をして、啓発の方法また考えていきたいなと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、（2）の質問のほうに移ります。（2）は、香美市健康まつりについてです。

香美市健康まつりは合併後3町、土佐山田町、香北町、物部町、交互に開催をしてきたと思います。自分の健康データを知ることで健康意識の向上やまた健診に行ってみようと思う、その受診勧奨にもつながってきたと思います。取り組みの実績と評価について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

合併後10年にわたり、毎年テーマを決めて健康まつりを開催してきました。例年100人を超える方が健康ウォークや骨密度測定に来場されています。さまざまなイベントを行うことにより、健康づくりに関する啓発が行われてきたと考えております。

しかし、近年、イベント内容のマンネリ化、来場者の固定化、60歳以上になる方が見られ、健康づくりに関心のある方が来場者の多く占めている傾向が見受けられました。このため、これからは健康づくりに関心のある方へのさらなる啓発はもちろんのこと、健康づくりに余り関心のないような方々、若年者をターゲットとした、より効果的な啓発方法を目指すことが課題となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 毎年100人ほどずっと来ていただいたということは、住民の皆様は本当に楽しみにしてたんじゃないかなと思います。特定健診とかではデータが出ない骨密度ですとか肺年齢ですとか、そういったふだん検査できないようなものを検査することもできるということで、それこそ課長がおっしゃるように健康に関心のある人が来てるという意味で、ここ10年やってきたけれども固定化してきたんじゃないか、若年層にはなかなか広がらないんじゃないかというようなことの評価をするということだと思んですけども、そうしましたら、去年がちょうど10周年ということで盛大にされました。香北町のほうでされたわけですけども。

そしたら②のほうに移りますが。

今年は、香美市健康まつりとしては開催をしないということをお聞きしております。その理由と今後の計画について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

合併後10年間にわたり健康まつりを開催してきましたが、先ほども申し上げたように健康づくりに余り関心のないような方々に対するアプローチ方法を検討するという課題が出ました。

しかし、健康まつり単独での開催では無関心層の開拓は困難と考え、ほかのイベントと同時開催することにより、新たな年齢層を獲得することができるのではないかと検討した結果、子どもさんの参加が多いイベントでお子さんを連れのお父さんとお母さん世代が多く来場する可能性がある、中央公民館主催の市民セミナーまつりと同時開催ことにしました。無関心層、若年層への啓発については、ほかの団体も同じような悩みを抱えており、ターゲット層を絞ることにより、若年層へのより効果的な健康づくりに関する啓発ができるのではないかと考えました。

しかし、従来の健康まつりという名称では若年層の集客は困難ではないかと、昨年の反省会で参加団体から出た意見もあり、検討した結果「ヘルシー☆香美ング☆デー」というイベント名に変更し、新たな体制で開催する方向としました。このため、今年度は11月3日に香美市立中央公民館において、市民セミナーまつりと同時開催し、相乗効果を狙う計画を考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 参加が固定化していること、そして子育て中の若い世代の若年層が少ないということで、ヘルシー☆香美ング☆デーということで11月3日に市民セミナーまつりと同時に開催するという事をお聞きしましたがけれども、そうなりますと今までは大体100人ぐらいが参加されていた、今回は健康まつりという名前だと、子育て世代が来ないんじゃないかなどいうことでターゲットにするという目的でネーミングも変えたということだと思えるんですけども、やはり今まで来ていた方もこれを楽しみにしている方はいらっしゃるわけです。60歳以上、高齢の方が健康まつりを楽しみに、バスに乗っていくとか地域の方が乗り合わせていくとかで、ウォーキングも楽しみに、またいろんなデータもわかるので楽しみにしてる方もいらっしゃると思うんですが、そういう方も来て、そして若い方も参加ができるというような形での企画といいですか、何か縮小しているような気がするんですけども、そうではなくて若い世代も巻き込んで楽しめるような、そういう企画をという計画は立たなかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康まつりをしないのではなくて、縮小じゃなくて、新たな環境でのイベントの同時開催で健康についての啓発をしていきたいと思っております。健康に関心のある方ももちろんのこと、健康に関心のない方も市民セミナーまつりで楽しみながら、健康についても意識を高めてもらいたいということで同時開催を考えました。

以上です。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 当初予算では、健康まつりとしては予算がちょっとわからないので決算のほうで見ましたら、3年前に土佐山田町の八王子プラザで開催したときの支出額は8万3,000円でした。昨年は10周年ということで30万4,000円ということになっております。今年のヘルシー☆香美ング☆デーの規模ですね、およそですけども例年10万円、8万円、9万円、10万円というふうになっているんですけど、去年は特別にということだったと思うので、今年の予算規模をどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 金額のほうはちょっと手元にはないんですが、昨年度は10周年ということで多かったんですが、平成27年度分ぐらいの規模でという形です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 私の近くの方も健康まつりを楽しみにしている方が何人もいらっしゃるんですけども、やはりその方なんかは60歳以上なわけです。課長は縮小とはおっしゃいませんでしたが、そうかもしれません。関心のある方をもっとふやしたい、次世代も若い世代にもということの意図はすごくわかるんですけども、やはり市民セミナーまつり、中央公民館で子育て中の親御さんが来て、子どもと一緒に物をつくったり食べたりそういうのをやって、2階のほうでおそらくやることになると思うんですけども、そうなりますとやはりやる内容もやっぱり限られてくると思うがです。そうすると、やっぱり今まで行っていた方も、行く足が遠のくような感じをするわけです。

例えば今後、規模的には大きくなくてもいいんですけども、この健康まつりを例えば、香北町、物部町、土佐山田町、中学校区ごとに開催をしていけば、その地域の住民も参加しやすくなるのではと思うところです。そして、なお規模縮小して小学校区ごとにやるとか、そうなりますとおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、そして子どもさんたちが3世代で参加してくれるという可能性もあろうかと思うんです。だから、1つのところでやるとどうしても関心のある人しかそこへ行かない、バスも利用しないということになるかもしれませんけれども、やっぱり子どもたちの身近な校区、小学校区とかそういうところであると、運動会と同じようなことになりましてけれども、そういうところで香美市として、健康まつりという名前になるのかどうかはまたわかりませんが、そういったイベントをされたら参加もふえるんじゃないかなと私思うところなんです、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今までも土佐山田、香北、物部と順番に行っていました。今回は物部のほうは橋の工事の関係で駐車場がないということで中止になっていまして、去年は香北のほうでしましたが、小学校区で行うとか中学校区で行うという、なかなかスタッフの日程等もなかなか厳しい部分もありますし、今回このヘルシー☆香美ング☆デーが終わりましたら検証を行います。そのときに反省点などを酌み取って、次の健康まつりについての協議に入りたいと思っておりますので、それを見て、やってみてどうするのか考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 今回やってみて検証するというので、また期待をしたいと思えます。

せっかく健康づくり地域ネットワーク推進事業で16団体がやってこられましたので、ぜひそういう人たちの活動の発表といいますか、こんなことをやってきたとかというようなことの発表の場ということもプラスして、地域の中ではいろいろ健康づくりに活躍されている、ラジオ体操したりとかポールウォーキングしたり、いろいろやっている団体・サークルがたくさんいると思うんです。そういう人たちの発表の場といいますか、こんなことをしているよ、あんなことをしているよ、これしたらよかったよとか、そういうふうなことの交流ができるそういう場に、健康づくりの一環として健康まつりという名前で、名前はまた変わるかもしれませんが、そういうような活動発表の場にして、お互い交流できるような、健康まつりのような企画を今後取り入れるようにしたらいいかなと私思うところですが、そのことも含めて検証のほうお願いできますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） わかりました。以前、香北町時代には福祉と健康とかイベントやった経過がありますので、今までも環境の部分が入っていました。いろいろ各課には一応協議をして、どんなイベントになるかわかりませんが、ただ、これもやはり今回の検証をしてどのようにしたらいいのか、やはりテーマを決めてするべきなのか、そのことについてまた課のほうで検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の（3）に移ります。特定健診についてです。

特定健診につきましては、全体の受診率に対しましてやはり40歳から50歳代の受診率が低いということが、ここ二、三年ずっと課題に上がっていると思うんですけれども、その対策をどのようにしてきたのか、対策について伺います。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えをいたします。

特定健診受診年齢に達したことをお知らせするため、特に今年度から40歳到達者用の受診勧奨チラシを作成し、送付をしています。また、来年度につきましては、40歳到達者で特定健診を受診された方に特典としてクオカードの配付をし、受診年齢になっ

たということのきっかけづくりの取り組みをしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） やはり受診率が低いということで本人に意識づけを、健診に行ってほしいということの意識をどう高めるかということが課題の中、来年度こういった取り組みをされるということで、またその結果どうなるかということとはわかりませんが、いろいろ模索をしているということとはわかりました。

②に行きます。

特定健診受診後の健診結果説明会は3町それぞれで開催していると思っておりますけれども、参加状況はいかがでしょう。

また、健診異常値放置者への受診勧奨はどのようにされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 特定健診結果説明会への参加人数は、各年度6回開催し、240人定員に対し平成27年度は103人、平成28年度は113人の参加となっております。今年度から結果説明会を業者委託から直営に変更し、内容を工夫し、参加者がふえるように努めております。

また、集団健診で要医療・耐糖能要精密の方、また集団健診、個別健診両方ともですが、腎機能要精密に該当した方につきましては、地区担当保健師からの電話や訪問等で受診勧奨を実施しております。また、医療機関を未受診であったり医療を中断された方で保健指導ができない方につきましては、文書で受診勧奨を行っております。また、今年度より受診勧奨の際にアンケートを同封させていただいております。このアンケートの結果により面接ができる方や電話でお話ができる方につきましては、そのような取り組みを行い、依然連絡のない方につきましては経過を見まして、さらに未治療であれば文書により、繰り返し受診勧奨を行っていくようにしております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 積極的に受診勧奨をされているということがわかりました。

今年度からじかに市のほうが出向いて行って変えたという、直接行って保健師も含めてだと思っておりますけれども、勧奨しているというようなことに変えた理由はどういったことがありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） やはり伸び悩みということもございますけれども、その時々合ったものを、データの分析とかもできるようになりましたので、それに合わせてどういう形がいいかっていうのを考えた上で、取り組みが早くできるということで、直営に変えるようにいたしました。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そのデータも分析をして、そしてじかにお話をされる、直

営にしたということは私はそのほうが本当にいいと思っています。やはりデータ分析もできるようになり、そして、この人にはどういった働きかけがいいんだろうかっていう個別対応をやっぱりしていく中で、病気を放置、異常の値のままに置くんじゃなくて、きちっと医療機関を受診してくださいというような受診勧奨をすることが相手にきちっと届くと、そういった働きかけができてくるんじゃないかなと思うところです。

その訪問したりするときには、先ほど課長がおっしゃいましたように、アンケートをとったりとかして、そしてまた、面接できる方には面接もする、連絡ができるまでフォローを続けていくというようなことに対して、人材は大丈夫でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今年度といいますか平成28年3月から、うちのほうにも保健師が非常勤ですけれども来ていただけるようになりました。健康介護支援課のほうの保健師と地区担当の保健師と連携をとりまして、できる範囲で頑張ってもらえるように努めております。潤沢に保健師がいることにこしたことはございません。なかなかそういうのは、どこの市町村も専門職の雇用は難しいと聞いております。また、来年度からいろんなことを取り組むに当たって保健師が不足をするような場合は、一応保健師の所属する団体等もございますので、そういうところの協力も得ながら進めていくことも考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 続いて、（4）に移ります。後期高齢者の健康診査についてです。

①です。

平成27年度と平成28年度の受診者数と受診率について伺います。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 受診者数、受診率は、平成28年度475人、34.6%、平成27年度282人、25.8%となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ちょっと確認をしたいのですが、平成28年度に受診率が伸びていると思います。これは生活習慣病で通院中の方も受診できるようになったということだと思うんですがその確認と、今年は75歳以上の方全員に受診券を発送するようになっていると思うんですが、やはり生活習慣病であっても疾病の重症化を防ぐために必要だということから、経過的になったということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 後期高齢者につきましては、受診券を送付するのが平成28年度からおっしゃられるように生活習慣病の方も対象になりました。しかし、受診券を送る一斉発送の対象になっているのが今まで受けた方、それと前年度に75歳に達した方について一斉発送になっておりまして、受診券が一斉発送の対象になってい

ない方でも、申請というか希望により受診券の発送ができるように現在はなっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、②のほうに移ります。

昨年も同じ質問をさせていただいたのですが、昨年の質問では、集団健診ができない理由に、場所の問題や人の確保の問題などがあるとお聞きをいたしました。住民の方からは、「香美市だけ集団健診がないのはおかしい。」「受診の機会が多いほうがいいはず。」「集団健診もできるようにしてほしい。」という声を数人にお聞きをしております。1年がたちましたが、集団健診をするための検討はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 後期高齢者の健康診査につきましてですが、以前はということですが、元気で長生きをするためには、ご自分の生活スタイルによりどれだけ自分らしい生活を送れるか、楽しみや喜びを感じるか、いかに今のQOLを下げないようにするかに重点が置かれておりました。健康診査も生活習慣病等で治療をしていない方が以前は対象で、香美市では健康診査を受けたい方が、ご自分の行きたい医療機関で受診をしていただくほうがいいということで個別健診のみとしてきました。

平成28年度より、希望すれば生活習慣病で治療中の方も受診できることになりました。後期高齢者の健康診査も、前の保険から引き続き重症化予防の観点に変わってきていると思います。

後期高齢者の健康診査に集団健診もできるようにすることについて、後期高齢者の方の健康診査は国民健康保険のように事前に希望調査票を今とっていないため、集団健診の希望人数を、これは集団健診の人数の問題になると思いますが把握することができず、また受診券の発送対象者が後期高齢者の全員でないために、健康診査の申し込みをされてから受診券を発行する場合がございます。希望の集団健診日には、既に国保の被保険者で定員がいっぱいで受診できない状況が発生することは想定をされます。また、後期高齢者の健康診査を考慮して、このようなことの解決のため集団健診の日をふやしたり、受診できる人数をふやしたりすることも考えられますが、かかわる専門職などが不足する問題等がありまして、これ以上集団健診の回数を今ふやすことが難しい状況です。

検討はいたしました以上のような理由で、現状では個別健診をお願いせざるを得ない状況が変わっていないという結果になっております。しかし、今後も引き続き、今言いました問題点の解決をするために、健康診査も集団健診ができるように努力していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長のほうから努力を引き続きしていきたいとご答弁いただきましたので、健診の機会、今まで74歳までが集団健診で近くの集会所とかセンタ

一に行けた。75歳になったらもう個別、医療機関に行かないと健診が受けれないっていう年齢によるさび分けですね、そういうことなんですけど。やはり後期高齢者の健診自体が重症化を防ぐために必要だ、単なるQOLの向上だけじゃなくてっていうふうに変わってきて、希望する方全員が健診を受けれるように変わってきているわけですので、やはり一緒に行こうって誘われたときに私は病院にしか行けないっていうんじゃないくて、やはり門戸を広げる意味でも場所のこと、そして人の確保等に問題があるかと思えますけど、医師会のほう、そして市内でも保健師さん、実際健診にかかわっている保健師さんは現在7人とお聞きをいたしておりますが、それが少ないのか多いのか私のほうではわからないんですけれども、でも実際行くときに人がいないということであれば、それをどんなふうにしていくかっていうことも議題にのせていただいて、できるだけ集団健診も併用できるというような方向で今後も考えていってもらいたいところですが、応援体制がとれないということはないと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） いろんな問題がございます。引き続き関係課とも相談をしながら協議はして、できる方向へ向かって努力はしていきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 次に、（5）に移ります。新規人工透析患者を未然に防ぐために質問をいたします。

腎症は人工透析の導入の牽引の1位とされています。手元に資料を配付しております。ごらんください。資料1のほうです。

棒グラフですけれども、数の多い棒グラフのほうが新規透析導入患者数で、少ないほうの棒グラフは死亡数です。日本透析医学会の調査によりますと、2015年末の透析患者数は32万4,986人、新たに透析を開始した方は2005年より毎年3万人を超えています。また、透析患者の約44%が糖尿病の悪化が原因とされています。透析にかかる1人当たりの年間医療費は約500万円で、年間総医療費は国全体で約1兆5,700億円となっています。

透析は身体的・精神的な苦痛のみならず、行動制限を伴います。QOLの向上や健康寿命を延ばすために、重症化予防することがとても重要です。

そこで伺います。①です。

本市の10年間の透析患者数と医療費の推移についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 10年間の透析患者数と医療費の推移というご質問でございますが、KDBシステムでのデータ分析ができるようになったのが平成25年度でございます。それ以前の分の分析はできておりませんので、平成25年度から28年度までの推移をお答えさせていただきたいと思っております。また、患者数につきましては各年度の5月のもの、医療費につきましては5月分を単純に12カ月としたものとして

お答えをさせていただきます。

平成25年度の人数は24人、年間医療費は1億3,102万2,000円、平成26年度の人数は24人、医療費は1億4,041万9,200円、平成27年度の人数は21人、医療費は1億932万2,640円、平成28年度の人数は27人、医療費は1億4,247万120円となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） KDBで検索したときに平成25年度からのこの4年間、昨年度までのお聞きしましたけれども、24人、21人、去年が27人と若干ふえているということがわかりました。医療費も1億円以上要っているということになっておりますが、やはり全国の調査もしかりですが、本市においても糖尿病の患者さんはふえているというふうに理解をしたところでございます。

②のほうに移ります。

糖尿病や腎臓病への保健指導が、重症化を予防するためにはとても大事です。医師や保健師、管理栄養士等による連携した個別支援体制が求められていると思いますが、本市はどのようになっていますか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 香美市としての個別支援体制はなかなか難しいものがございますが、高知県として市、県、後期高齢者医療広域連合、医師会、高知県糖尿病医療体制検討会議、高知県慢性腎臓病対策検討会議が連携して構築をしております高知県版重症化予防プログラムによりまして、関係者が連携して個別支援体制が行えるような仕組みができております。

市は特定健診のデータとかレセプトデータからハイリスク者をいかに早期に発見をし、また未治療者や治療中断者に対して、いかに早く保健師による適切な受診勧奨を行って、かかりつけ医につなげるかに取り組むことが、香美市の支援体制の1つであると考えております。かかりつけ医につなげることができれば、かかりつけ医が糖尿病専門医、腎臓病専門医と診療連携をし、治療が行えることになっております。また、かかりつけ医から保険者に対して情報提供や指示がされることの仕組みになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香美市としてもハイリスク者を早期に発見して保健師からかかりつけ医に、そして、かかりつけ医からまた保健師にということで、お互いが情報交換をするという、そういうかかりつけ医と連携した個別支援体制は、香美市としては今できていると理解していいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しました未治療者や治療中断者、そういう予備軍の方を、健診により早くこういう体制につなげていくことが大事だと思っております。

ますし、それについてはこれから一生懸命努力して取り組む現状だと思います。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長がおっしゃいました連携した個別支援体制、かかりつけ医と保健師、連携してするということで努力して取り組むということですがけれども、先進的にやっている他県の事例もございます。また、課長には前もってお渡ししましたがけれども、寝屋川市の糖尿病性腎症重症化予防プログラムっていうのも、ここは率先してやっているところなんですけれども、ほかにも重症化に対しての予防プログラムを各自治体が立てて、そこに保健師さん、そして医師会、地域と連携して、一人一人のデータを分析してチームでやっているわけです。チームでやってその人をできるだけ重症化しないようにという、そういうチーム体制を確立しないことには、やっぱり難しいと思うんです。ぜひその方向に向けてやってもらうということにしてほしいということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、（6）です。

地域には地域のことをよく知っている住民がたくさんにいます。住民に依拠することも大事ではないでしょうか。保健師が積極的に地域に出向き、健康づくりの啓発をすべきと思います。

先ほどのお手元の資料の裏面の資料2をごらんください。

平成27年3月の高知県健康長寿政策課の保健師人材育成ガイドラインでは、市町村の保健師の課題として、「業務量が多く、訪問に割けるような体制がとれていない、地区分担をベースにはしながら業務分担と併用はしていますが、地区が見えにくくなっているなどの課題があります。」と掲載されておりました。

この資料には、市町村保健師の目指す姿について17項目、保健師の基本的な役割を書いております。本来こういう役割が保健師にはあるわけでございます。目指す保健師像というのは理想像かもしれませんが、基本は要望があるから地域に出かけるのではなくて、そこに暮らす住民の姿や暮らし向きを見て、住民と対話をしそして地域の課題を見つけていくことが、そこに住む住民の健康な生活の啓発につながっていくと、そういうことだと思うんです。なので、それが本来の保健師の仕事だと私は理解をしているところでございます。課長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、健康介護支援課の親子すこやか班と健康づくり班の保健師で、地区担当制を敷いて訪問をしています。担当地区の住民に対し、健康意識を高めてもらうよう地区の集いへの参加もしており、ミニ健康講座や訪問依頼、各種相談については希望が出たところは全て対応しており、できるだけ地区へ出向く努力をしておるところです。

また、高齢者を中心に対応している地域包括支援班の保健師も山田、香北、物部圏域に分かれて担当制になり、高齢者だけでなく、健康を含む保健全般についても相談でき

る体制をとっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この質問については、同僚議員が3月議会でも質問をしております。そのときの答弁で私もわかりましたけれども、親子すこやか班、健康づくり班、地域包括支援班の保健師さんで連携をされていると、そして、香北町にも物部町にも1人ずつ保健師さんがいるということで、連携をして奮闘をされているということは理解していますけれども、課長のそのときの答弁で「いろんな保険事業もふえてきており、マンパワーの限界もあるため、年々地区担当保健師が気軽に地区へ出向くことは困難になってきています」というご答弁もあったわけでございます。なので、やはり保健師の本来の役割17番目、「地域の笑顔をふやすことができる」に書いているんですがこの資料の、地域の笑顔をふやすことができるっていうことが目標になると思うんです。マンパワーの減があるため地区に出向くことが困難になっているならば、マンパワーをふやすため、つまり保健師をふやすっていうことをやっぱり要望していくことが、もうさまざまな事業がありますので、なかなか限られた保健師さんの数では難しいと思うんです。やはり保健師をふやすことでスムーズな連携ができる、ひいては地域住民にとっても元気になる地域住民をふやす、重症化になることを減らすっていうことにつながるんじゃないかと思うんですけれども、その保健師をふやすことについてはどう思われますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今、香美市のほうでは保健師が18名います。福祉事務所に2名と教育委員会に2名、そして包括支援センターに4名、親子すこやか班に4名、そして健康づくり班に6名という配置になっております。確かに保健師、マンパワーが少ないというふうに回答をしました。実質、事務も兼務していますし、訪問に行つて記録をとるのにも時間がかかるということもあり、先ほど言いましたように年々確かに事業はふえておると、妊婦から高齢者、障害者まで幅広く対応しているということもありますので、うちとしては、保健師は必要な人材やと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長のほうもさまざまな事業がある中で、保健師が本当に必要だということをおっしゃっていただきました。やはりこれから需要はますますふえてくると思います。75歳以上の高齢者もふえてくると思われまますので、やはり地域の見守り、そして信頼できる相談相手が身近におるっていうことは、本当に心が和むといいますか安心できることだと思うんです。やはり課を横断して連携をとって、健康づくりを支えるための行政の積極的な支援を期待したいところです。

この質問はこれで終わります。

それでは、大きな次の2番の質問に移ります。香北の自然公園についてです。

香北の自然公園は、香北町出身のキャスター福留氏の寄附と提案を受けて市が整備した公園で、2009年4月にアンパンマンミュージアムの裏山に開園しました。市民の憩いの場として1年中花が楽しめるよう、約3ヘクタールの園内にはヤマブキ、オンツツジなどの約70種を植栽しています。開園当初から設計にかかわった元県立牧野植物園長の山脇氏、この方も香北町出身だそうです。この方の知人で地元のご夫婦がボランティアで管理してきています。毎日のように雑草を引き、花を植え、汗を流し、鮮やかな風景を守ってきています。

開園して2年後の2011年には、ご夫婦の献身的な姿に賛同し、せめて草引きでもと地元住民らが香北の自然公園を守る会を結成いたしました。毎月2回の除草などを続けていますが、作業人数も減り新聞でボランティアを募りましたが、思うようには人は集まりませんでした。お世話してくださっているご夫婦も高齢となり、体調もすぐれず、作業も大変になってきているところがございます。守る会の方々、そしてご夫婦からは、後を引き継いでくれる方や草引きのできる方などがいないものかという声を3年ほど前から私も聞いておりました。

昨年度は地元要望もあり、3月10日からですけれども、水洗トイレが使えるようになっております。市民の方には大変喜ばれ親しまれ、香北の自然公園に訪れる方もふえてきています。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これは自然公園の頂上あたりのあずまやです。このあずまやの中にケースがありまして、このケースの中に四季折々の花々の草木の写真を撮った写真集がございまして、そこに3冊ぐらい、訪れた方が一筆感想とかを書けるようなものも置いてございます。保育園、幼稚園、そして、せんだっていきましたら大学生が進路に迷っている、「ここへ来てちょっといろいろ考えました。でも前向きになれそうな気がします。」のようなそういう思いをつづられているものが3冊にもなっております。

これは全体の香北の自然公園の案内図です。アンパンマンミュージアムの裏から登れるようになっておりますし、足のちょっと不自由な方は車で上のほうまで登れるようになっています。

これはイチハツと言いまして、ちょっとアヤメのような感じでもありますがけれども、今は咲いていませんけれども、4月の下旬から5月の中旬、ちょうど連休あたりにすごくきれいに咲くので、連休中ここへお弁当を持ってくる方もいらっしやいます。

これはオミナエシです。秋の今ちょうど咲いている花でございます。

今は何もありませんけど、これはオンツツジです。ツツジが5月ぐらいにきれいに咲きまして、向こうのほうには美良布、香北町を一望に眺められるところですので、自分の家があそこにあるとか、そんなふうなことも皆さん喜んでおられます。

これは今咲いていましたけれども、これはカンゾウというお花です。

これは仁淀川町のほうからもらったひょうたん桜です。春には桜の花が咲きます。

これは遊歩道です。向かって左のほうに今ぱっと見たら雑草のようには思うんですが、これはフジバカマなので、今から花がだんだん咲いて、10月の初旬から中旬にかけては、花が咲きましたらアサギマダラのチョウチョウがここへ飛来をしてくれます。ここへ来るとアサギマダラは手でとれるくらいのチョウチョウですので、羽を広げたらマーキングもできます。マーキングしたチョウチョウが飛んできたらすごくうれしくて、私も経験があるんですけれども、そんなふうに花も植わってます。

これも雑草のようにお見受けするかもしれませんが、この間にキキョウとかリンドウとか、それからスズランとか秋のノギクとかもあるわけです。なかなか花が咲かないとその辺がわからないんですけれども。

これがトイレです。3月10日からオープンしました。2人入れるようになっておりまして、立派なトイレができて本当に皆さん喜んでいらっしゃるところでございます。

スクリーンは以上です。

香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例で第2条では「市は、市民が自然に親しみながら憩い交流する場及び自然を観察する場として、この自然公園を設置する。」、第4条では「公園の管理は、市長が行う。」、第5条では「公園は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効果的に運用しなければならない。」と条例で定められているところです。市としての今後の対応について伺うものです。

①ですが、現状の管理はどのようになっていますか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 濱田議員からの香北の自然公園の現状の管理について、お答えいたします。

現在は香北の自然公園を守る会が月に1回、二、三名で3時間程度と、JAとさかみ女性部香北支部が月に1回、約15名で2、3時間程度、ボランティアで公園の除草をしてくださっています。また、市の委託による下草刈りとトイレの清掃業務をシルバー人材センターに月平均48時間お願いしております。さらに、開園当時から公園に携わってくださっていますご夫婦が月三、四日、半日程度、公園の維持管理作業をしてくださっております。

また、本年度は通行不能となっている遊歩道の修繕工事も予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 現状をお聞きしたのですが、新しくできたトイレの清掃、そして大まかな草とわかるものの草刈りですね、シルバーさんのほうをお願いをしているということで、でも実際どういう草木を植えたらいいいのか、肥料はどのときに施した

らいいのかというようなノウハウですね、その辺のわかっている方っていうのが、先ほども申しましたように地元のご夫婦に頼っているという現状がございます。材料費等は市が負担をしている、そして、シルバーのほうの清掃費用も市が負担している、けれども、実際のそういった作業自体は、ボランティアに頼っているということの理解でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） そのとおりです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

先ほどスクリーンでもお見せしましたが、なかなかきれいな花をちょうど撮っていないのが残念でなりませんけれども、四季折々楽しめるような自然公園を維持管理していくためには、やはり専門的な知識が必要かと思われれます。そのあたりの認識について伺います。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 先ほどから映していただいている写真を見てもわかるとおり、香北の自然公園は野草を年中楽しめる公園ですので、草引き作業1つとっても、自然に生えている野草と植栽している草花と駆除の必要な草との見分けが難しく、専門的な知識がない市の職員ではできません。公園の維持管理をお願いしているご夫婦も、体調がすぐれず思うように作業ができなくなっているということをお聞きしておりますので、公園の維持管理を今後委託できる専門的な知識のある方、または団体を探したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） やはり専門的な知識を持っている団体、個人も含めてでしょうか、探していきたいということですが、今の段階で何か見通しのようなものはおありでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 今の段階ではこれですということをお示しすることはできないんですけれども、先ほど説明の中でもありましたように、牧野植物園の園長の山脇哲臣さんとかが、もともとの花を剪定とかも手伝ってくださっておりますので、牧野植物園のほうに相談に行ったりとか、市内の団体のほうでそういう方、適任者がいないかなども相談に行って人材を探したい、発掘したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そのようにご努力をしていっていただいているということで、ぜひ本当に早急にしないと、今携わってくださっているご夫婦がお伝えしたいことがいっぱいあると思うんです。ぜひそうやって伝える方を早急に見つけなければと思うとこ

ろでございます。

次の③に移ります。

やはり専門的な知識の必要な方が要ると思いますので、来てくれている団体または個人になるかもしれませんが、やはりその人たちにはある程度の財源措置が要ると思うんです。ボランティアでやってきてもらった、けれども、ボランティアではなかなか今のこの山の状態は見分けが難しい、自然公園として維持するためにはやはり難しいと思います。

それで、私のほうが提案があるんですけども、③ですが、ふるさと納税の基金にはやすらぎコースがございます。基金を有効に活用して、香北の自然公園の維持管理に使用してはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員のふるさと納税の基金を有効活用してはというご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の基金の活用方法につきましては、香北の自然公園も含めまして今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 定住推進課の課長からは、検討をしていくというふうな前向きなお答えをいただきました。

やはり私は市の条例できちっと自然公園をうたっていますので、やはり市として財政的な支援をきちっとして、そして専門的な知識を持っている方にお伝えして、そして、自然公園をみんながずっと長く使えるような形に持っていく、整備・管理をしていくと、市の責任としてやっていくというようなことが必要ではなかと思いますが、市としての財政的な支援を今後ずっとしていくんだということは、認識していただけますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香北の自然公園はなかなか大事でございます。また、この香美市まちづくり応援基金につきましても、検討委員会のほうもまた設置するように考えておりますので、現在各課から活用方法とか新規事業も募集しておりますので、その中でまた香北の自然公園の維持管理とか、いろんなことについても検討したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたし

ます。一問一答であります。

最初に、住宅リフォーム補助金制度についてお尋ねしてまいります。

本制度は香美市振興計画に継続して位置づけられ、地域経済の活性化、市民の住環境の向上を図るとして、目的どおりの政策効果を上げているところです。一度利用された市民の方々からは、こんな機会でもなかったらリフォームもようしなかったし、決断してリフォームしてよかったと多くの市民の感謝の声も聞いているところでもあります。また、市内の建築関連業者には、仕事おこしにつながった。リフォーム工事につながった施主から知人を紹介され顧客が広がったなどの喜びも声も伺っております。

そこで、①でお尋ねします。

制度開始から本年度で6年目、2012年66件、その後72件、73件と平均70件程度、現在約370件の補助を行ってきたところではありますが、補助対象工事などで市民より改善の要望等はなかったのか。本市よりかなりおくれましたが、香南市にも同制度が立ち上がりました。香美市では対象外となっておるシロアリ駆除が、床・壁などの張りかえ工事などに伴うシロアリ駆除・防虫駆除の場合は対象となっております。本市も対象工事とすべきはないのか、その点も踏まえて答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎龍太郎議員の住宅リフォーム補助金制度についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、制度改善等の市民の要望ということでございますが、これまでのところ特にございませんでした。

2つ目のシロアリ駆除についての部分ですが、この住宅リフォーム補助金制度が今年度までの制度ということになっておりますので、今後リフォーム補助金制度を実施することになりましたら、そのあたりも検討するということとなります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 特になかったということはまあいいでしょう。

課長の答弁の中で今年度までの制度というふうに言われて、確かに2年に一遍の更新でずっと今まできたということで、ただ一つ確認しておきたいのは、振興計画、実施計画にも位置づけして、1,000万円の予算化を平成31年まではやってるわけですね。そこのとこで続けるとしたらという部分であるときに、その部分をちょっと聞き違えると、何か今年でやめるみたいな発想で聞かれる方もおられたんですけど、継続の可能性が強いということについては確認しておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） あくまでこの住宅リフォーム補助金制度は、要綱上今年度ということになっておりますので、来年度を必ずやるといったものではございません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この時点からバトルすると思うてなかったんですけど。

現実問題、確かにそのとおりです。そのとおりですけれども、そしたら香美市振興計画そのものが、実施計画そのものがいかなるものかということについても、検討加えてあそこに載っているというのが私が大前提の考え方なんです。そうやなかったらこんな質問せんがです。実際、そこのところでその可能性が大きいかなと、丸々ゼロベースからなのかということ、まず確認しておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 振興計画の実施計画に掲載していた部分というのは、ちょっと自分のほうも抜かっていた、整合性がとれていない部分もあって、よく検討できていない部分ではございます。ただ、このやるかやらないかという部分については、現状ではやるというふうにはとても言えません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長に伺いたいんですけど、課長そう言われたんで、現状ではやるとは言えないというふうな逆のゼロベースの答えが返ってききましたので、そしたら我々議会としては、振興計画、実施計画そのものがそういう判断で出されているのを議員協議会等で聞かされてるということの原点に戻るわけですけど、市長はその点について、ちょっと見解を求めたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） リフォームの件について、お答えをしたいと思います。

言われるように毎年度70件ほどの需要があってやってきておりますし、これまでも経済効果についても検証させていただいております。そうしたことから、私としては十分に検討させていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長は検討するということですので、課長の答弁よりはレベルが高いということにして、実際のところ、この質問自体が有効であるのかどうかもよくわからん現状になりましたけど、通告してますので続いて聞いていきたいと思いますが。

次に移ります。②です。

香美市住宅リフォーム補助金交付要綱の第8条関連です。交付回数は1回を限度とするという点であります。

ある方の例ですが、1回利用時、最低限のリフォームしかお金の都合がありできなかった。クロス張りかえ等で工事費30万円で6万円の補助金をいただいたが、本来はほかにもリフォーム箇所があり、残額を使ってできないものかということでもあります。

当時はお金の準備ができてなかったが、今ならできるのでお願いしたい。道理としては成り立つ話と思いますが、次年度の改正までに検討できないか伺いますが、やることを前提にした答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

仮にやるとなった場合ですが、住宅リフォーム補助金はより広く多くの方に利用していただきたいというふうに考えておりますので、一度利用した方が20万円の残額を利用できるようにするということは考えておりません。そのため、リフォームを実施される場合には、十分検討していただいて申請していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 制度の創設時の課長は、先ほど私が言った準備できるお金の都合もあるので、一定の長いスパンの取り組みで公平性も担保したいと。現在まで6年間継続したというが、そういう意味合いもあると思います。また、対象を10万円以上の工事にしているということも踏まえて考えたときに、広く市民に利用してもらいたいという部分もあって現在まで来ております。ただ、そういう中でやはりもう一度、あと10万円ぐらい残っちゅうき使えんろうかと、これほかの自治体では結構取り組んでいるところもあるんです。そういうことも検討に入らないのか、再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君）ほかの市町村の状況も踏まえての検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 他の市町村の状況も踏まえて検討するという事で、次に移ります。③です。

先ほどの答弁が答弁ですのでこれも期待できませんが、この点も第8条関連です。

100万円以上のシステムバスへの変更等のリフォーム工事を行い、20万円の補助金をいただいた。ただ古い家でほかにも修繕箇所があります。蓄えもそんなにないので、現在踏ん切れないでいるとの声がありました。制度の目的の地域経済の活性化、生活環境の向上という側面から言えば、2回目の利用も視野に入れたらと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

この住宅リフォーム補助金制度は、持ち家があってリフォーム資金がご用意できる方に限られている面がございます。公平性という点からも、同じ方が再度制度を利用する

ことができるようにすることは、現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） このことはかなり前の制度導入時に何回も聞いてきたわけですが、定住促進を目指していますよね、本市はね、定住推進を。ということは、この香美市から外へ出て行かないためにも、こういう施策は大事であると思います。持ち家持ってる方がそこに住み続けると、耐震化もそうですし、リフォームもそうです。そういうことによって、やはり香美市が住みやすい町であると、それからあとの保育のことらあも踏まえてそうですけど。そういうことで、その部分の地域経済の活性化も踏まえてやっていこうということが物事の走りだったんです。もちろん持ち家を持っている方には持ち家持ってる方の施策、アパートを借りてる人、マンションを借りてる人にはそれに応じた施策、そういうことで公平性をとっていくのが市としての責務じゃないでしょうか。そのことだけ捉まえて、持ち家持ってる方だけにこの施策をやったから、公平性に欠くということは私は非常に乱暴な論法というふうに思います。

現状、今1,000万円の予算について、昨年55件で890万円の利用がされました。今年は8月の当初の時点ですけど650万円ぐらいの予算消化の状況。確かにだんだんだんだん1回使われた方という方がふえてきて、これからどうなるかというのがちょっと見ていかんといかんところがあるんですけど。実際、ここで新たな展開をということで私は②、③の質問をしゅうがです。それについてまるっきり考えてないというレベルから始まったので、ちょっとヒートアップしてるところですけど。現実問題は、今考えていないということは、そしたらほかの施策等のことも踏まえて企画財政課としては考えておられるのか。住宅リフォームにかわる施策とか、そういうことの展望を持つての現状を、この住宅リフォームについて考えてないということなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今現在行われています住宅リフォーム補助金につきましては、議員さんもお存じのように、言われましたように地域経済の活性化と市民生活の環境の改善ということを目的として始まった制度ということで、一定その所期の目的は達成してるというふうには考えております。ただ、先ほど言われましたように定住関係とかそういったものにつながっていくということも今後は検討していく必要があると、そういった人口減少対策という位置づけでの実施については、今後検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 午前中の答弁の中でいろいろございましたけども、要綱は2年で終わるということ、それから、振興計画のほうは3年を掲載してるということもあって、両方関連がございますので、今後それも含めた検討をしてまいりたいというふうな答弁にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、午前中に引き続きまして、質問を続行させていただきます。

次の質問に移ります。店舗等リニューアル補助金についてであります。

制度の説明は以前にも行っているの今回控えますが、9月6日の議員協議会において、香美市中山間地域生活支援総合補助金事業及び香美市買物困難地域店舗維持確保事業費補助金の説明を受けたところであります。物部・香北地域のこの間の不測の事態に対応したもので、今後見守りたいところであります。しかしながら、中山間地域では地域の日常生活の守り手として営業を行っている個人商店もございます。また、町中においても地域に根づいて頑張っている事業所、商店がございます。

そこで、お尋ねします。

平成27年9月議会において、高知県店舗魅力向上事業費補助金、店舗リニューアル制度について、私は利用しにくい制度であるので改善の要望をすべきと質問をいたしました。当時の課長は、県には要望をするが県政の場で議論をしてくれとの答弁でありました。要望したかどうか現課長には引き継がれているのかも定かではございませんが、この制度は基準を満たすと100万円の2分の1、50万円が補助金として出るところであります。この補助金の本市での事業所の利用状況を、まずお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎龍太郎議員の店舗リニューアル補助金についてお答えいたします。

本制度については、利用事業者はございませんでした。

また、県への要望につきましても、市のほうからは上げておりませんが、確かに議員がおっしゃるとおり1年目は非常に使いづらい制度であったようで、高知市のみしか実施してなかったようですが、2年目以降、制度の見直しもあったようで、ほか5市ほどが事業をしているようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 答弁をいただきました。

県は事業意欲に満ちた商店街をつくり出すという目的のもと、本制度を若干の見直しを行いながら、課長のおっしゃった方向で進んでいるところではありますが、基本は商工会が商業振興計画を策定しています。本市の場合はできていないという現状もございますが、その大前提に個人商店から、店から、事業所からの申請の要望もないというふうな現状も伺っております。いかんせんまだまだハードルが高いというふうな現状がありますし、それに応じた対応もできていないと。このような結果を見て、縛りが多過ぎて本市では利用促進は難しいと考えますが、その点を課長はいかがお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

本市の場合、議員がおっしゃいました商業振興計画の策定が、非常に難しいという思い込みがありまして事業に取り組んでおりませんでした。これはエリアの策定につきましては、別段、県のほうで許可をされるものではありませんので、独自でつくれるものですので、その辺が市のほうから商工会のほうへ説明不足等もあったかと思ひまして、今この事業が取り組まれなかったものと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、前課長含めてその説明の仕方自体ハードルが高いように持っていったというレベルもあるのかなとも思いますけど。現実問題、そしたらその商店街というかそういう計画の策定に向けては、今後ちょっと商工会とも相談しながら、前向きに検討するという判断でよろしいのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおり、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その方向は堅持してもらいたいし、実際、高知市を中心に最初事業想定をされているということで、他市等にもちょっと広がっていったんですけど。こういう制度は、2分の1補助となりますと名前のとおり魅力ある商店・商店街をつくるということですので、そういう前を向く事業者にとっては非常に有利と思いますし、計画等、確かに商工会の経営指導員の力もからんといかん部分もありますけど、それはそれでやらねばならないというふうには思いますが。実際、そこのところで今後この事業を推進するために、早急に商工会等と再度の話し合いをする予定があるのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） ちょっと②の質問の中でお答えしようと思ったんで

すが、この事業については、県のほうがとりあえず平成27年から3年の限定の事業と捉えておりますので、今後どうなるかわかりませんが、うちとしてはこの事業の継続を望んでおりますし、それとともに商工会とのほうとは、随時協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

この質問は、平成26年10月議会で伺って、先進地事例から店舗リニューアル制度が好評を得ているとの認識は示されましたが、制度の創設は考えていないとのことでありました。①で伺った利用しにくい県制度の申請は本市においてはゼロ、前段で述べた2点の補助金事業は県制度とリンクをさせましたが物事が起きてからの後追い、後手を踏んでいると私は考えるところであります。

私は、各施策の構築で本市商店の経営面にプラス効果を与え、将来を展望させる役割の一端は行政が担う時代であると考えます。法人であろうが個人であろうが、積極的に事業を展開しようが、商店として生き残るために踏ん張っている店であろうが、顧客を確保するために店舗に投資する事業主にひとしく助成できる、市独自の店舗リニューアル補助金の創設を求めるところであります。見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現時点では、市独自の創設については検討しておりません。先ほど言いました高知県店舗魅力向上事業費補助金の上乗せについて検討しておりますが、当補助金は今年度で終了の事業となっているようで、県の担当者に確認しましたところ、今後の予算折衝で継続、廃止または内容を変更しての継続が考えられるということです。当課としましては、県の状況を注視しながら来年度予算への計上を検討していきたいと考えております。

なお、商工会のほうでは、店舗等のリニューアルに活用できる小規模事業者持続化補助金というのがありますので、その受け付けを行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 上乗せ制度等については、考える余地はあるけれども、現時点、単独では考えないというところでありますけれども、実際平成30年度で終わるということですかね？3年限定ですかね？もうそろそろ終わりですわね、県制度自体は。

それと、使用目的が実際は、県の考えている方向性というのは、あくまでも中心商店街の活性化という部分を踏まえて考えているというふうに思います。ただ、本市のように中山間でお店が営業されて、お店だけやなくて事業所等もさまざまあって、そこで地域の経済の守り手、そして、本市がやったような買い物難民を防ぐようなそういうところに鋭意努力されているところに、やはり行き渡る補助金というふうになると、やっぱ

り県制度には私はのっからないと思うんです。そういうときにやはり、さまざまな県制度とのリンクもあるんですけれども、市単独の助成ということも考える必要性が私はある時期と思っています。先手を打つのがやっぱり行政の役割と思っていますけれども。検討する、検討するって言っている中で、地域の個人商店がなくなっていくということは非常に寂しいものでありますので、そこをもう少し具体的に検討すると、上乘せだけじゃなくて、なかなか今の時点では単独では考えられないという部分もありますけれども。やはりそのところを平成26年の議会で聞いたときには、住宅リフォームと店舗リニューアル、別制度でありますけど、その財源的な部分で抱き合わせたような考え方をしているときもあったんですけど、そうじゃなくて、やっぱりこの制度がなかなか大変な商店街の状況もありますけど、頑張っているところもありますけど、実際のところは全体的に疲弊している中で有利な制度となると思いますし、その制度の中身等は課長等も検証していると思いますが、もう少し前を向いた答弁を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現行の制度自体は、中心部商店街以外でも使えるものであるとは考えておりますが、議員がおっしゃるように、今後につきましては先日の議員協議会で龍河洞まちづくり協議会のお話をさせていただきましたが、今、基本計画を立てておりまして、その計画の後には具体策を来年度の当初予算に反映させていくこととなると思います。その件で県も市も、龍河洞に限らず周辺への波及効果を望んでおりますので、その中で新たな施策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） こういう施策については、県のほうが先進んでるんですね。実際、おっしゃったようにやっぱり周辺の波及効果という分で、本市の部分では議員協議会でもらったこの香美市買物困難地域店舗維持確保事業費補助金と定住推進課のほうがやった香美市中山間地域生活支援総合補助金事業という格好でありますけれども、現実問題この2つの補助金は市として2分の1補助しますよね実際、県の3分の1と合わせて6分の5ということでやるんですけど。こういう部分が俗に言う公平性という部分で言ったときに、これは申し込みを受けたという部分で一定の規模の店舗であると思いますけど。やはりこういう施策が片一方で6分の5ということで、残り6分の1ということでやられてる中で、まだまだ中山間地域、土佐山田町にもあります、香北町、物部町にもまだまだあります。そういう地域に根づいてやってる個人商店にも同様の施策はあってしかるべきと、常識的に考えたときにね。片一方はそういう施策があつて何とか地域の買い物困難者に対してやってくれと、ほかの部分が地域の買い物困難者のためにやりやせんかっていうたらやっているわけです。上手に品ぞろえして、賞味期限切れを起こさないような食品を調達してやっているところもあるんです。そういうところ

に施策の恩恵がいくようなことを考える時期じゃないかということをお願いしておりますけれども、再度の答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 議員がおっしゃられるとおりでして、今回は物部町、香北町について応急的などという形になってしまいましたが、今後は検討していきたいと思っておりますし、また今回、物部町、香北町のスーパーの閉店問題に絡みまして担当課と協議をしていく中で、確かに土佐山田町、この中心部でさえ大型量販店はちょっと離れているということで、この中心部でも買い物困難者が出てくるおそれがあるということは重々認識しましたので、今後、今回限りではなく継続的な課題として位置づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。避難準備情報等について伺ってまいります。

私の携帯の着信履歴には、2014年の8月の台風11号から始まり10月の台風19号、2015年、2016年、2017年とその都度、本市より出された避難準備情報、避難勧告、避難所開設、最終的には解除等のエリアメールが履歴として残っております。

最初に、指摘をしておきます。以前、同僚議員が質問で、香美市よりのエリアメールと一目瞭然でわかるように、メールの最初に「香美市」と入れるようにとのことで改善されておりましたが、今回は当初2014年の当時と同じように見にくい情報となっております。こころろ変わらないようお願いしたいところであります。

さて今回の質問は、本年8月6日の台風5号のとき、市民からの電話で、他市の避難準備情報はエリアメールで入るのに香美市は入らない、どうなってる？というところから始まります。

そこで、①で伺います。

ドコモ、au、ソフトバンクなど、携帯電話業者と災害時のエリアメール契約は結ばれているはずですが。同僚議員たちに聞くと、私どもは一度もエリアメールは入ってこないというふうに言われる方が数名おられました。そのことから思うに、携帯電話を持っている市民のどの程度の方まで情報は行き渡っているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えする前に、ご指摘いただいたメール情報の名称につきまして、一言ご説明をさせていただきます。

平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方を踏まえた避難に関する取組及び避難準備情報等の名称変更についてという通知によりまして、「避難準備情報」の名称が「避難準備・高齢者等避難開始」という名称に変更になりました。これにより

まして文字数が従来の6文字から13文字になったことをごさいます。これによりまして、通信会社各社の表題に関します文字制限、これが15文字でございしますので、13文字の後には2文字しか残りがないということになりました。まずは、この名称につきましては短縮とか一部削除ということができませんので、「香美市」の表記というのができなくなったという事情がござい。そのほかの2つ情報、避難勧告、避難指示（緊急）、これにつきましては従来どおり4文字、それから8文字ということございしますので、頭に「香美市」の文字表示は可能であるということでご了解願ったと存じております。

続きまして、エリアメールの伝達範囲につきましてお答えいたします。

本市における通信会社各社の契約台数につきましては数値を把握しておりませんが、総務省の平成29年版情報通信白書では、全国の携帯電話、スマートフォンの保有世帯率は、それぞれ94.7%、71.8%となっており、本市でも同程度の普及率が見込まれます。ただし、山間部に電波の不感エリアがあり、この地域内に位置するおよそ60世帯には、メールでの伝達が困難と考えられます。また、端末の機種によりましては、設定が必要なもの、また受信機能を有していないものもありますので、そのためにシステム上のふぐあいはないにもかかわらず、受信ができないといった場合も想定されます。

以上でござい。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 指摘にまで回答いただきまして、どうもです。

1点聞きますけども、対応機種が古いということですが、そのパーセンテージはわかります？古い機種で感知できないという部分ですわね。結構、保有とかについては非常に多くの方が保有しているけれども、結局、香美市でいったら不感地域があるという部分と合わせて、機種によって対応できないというのが全体の2割、3割あるのか、そこから辺ところはおわかりでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご質問の緊急速報メール、エリアメールの受信機能を有した端末台数につきましては把握はしておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということございしますので、対応機種を持っていない議員の方々は早急に持たれたらということは、私は携帯会社の者ではございせんが申しておきたいと思ひます。

次に移ります。

さきに述べた方もそうですが、私も会社はドコモであります、8月6日時点、避難準備情報は入らないのに解除のお知らせは入ってきたところあります。行政の取り組

みとして、お粗末ではないかという市民の声がございました。避難指示等が出されている場合、今回の状況となれば行政不信も招きかねないとも考えるところであります。警鐘を鳴らす点からも、なぜそのような事態になったのか、経過を伺います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問のありました台風5号対応におけるメール情報の一部不達について、経過をご説明いたします。

台風5号の接近に備えた避難準備・高齢者等避難開始と開設避難所に関する情報を8月6日15時30分に配信いたしました。伝達手段は、防災行政無線による放送、高知県総合防災情報システムを通じた携帯電話各社への緊急速報メール・エリアメールの発信、テレビ・ラジオの放送、そしてホームページへの掲載がございました。送信メールのうち通信会社1社について、情報が不達であったことがその後判明しましたが、原因は不明でございました。

翌7日14時に、避難準備・高齢者等避難開始の解除と避難所閉鎖に関する情報を発信しました。伝達手段は前回と同じ方法によるものでした。この時点においても通信会社1社で送信メールが不達であったので、7月に新設した予備回線を使用し、再度送信を行ったところ受信がなされたものです。

その後、ふぐあいのあった1社のメール配信について調査を行った結果、従来使用していた県システム上の回線が削除されていたことが判明しました。原因は、前月7月に市の予備回線を新設するに当たって、誤って既存回線を削除していたことです。通信会社から香美市名義の回線が既に登録されていると告げられた際、二重登録は不要と判断してしまいましたが、その回線が県システム上の回線でございました。県システムは、使用者名義が高知県であるはずとの先入観にとらわれ、事実誤認をしてしまいました。結果、情報伝達に不備が生じたことにつきましておわび申し上げます。原因の判明後、直ちに対策を講じ、現在は正常に作動していることを確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど私、携帯会社名を言いましたけれど、課長は言っていないので、もし言わないほうがいいんやったら、後ほど削除したいと思いますけれども。

次に移ります。

エリアメールは高知市、南国市、香南市など各地の情報が入ってまいります。その中に「避難所に食糧、毛布はありませんのでご持参ください。」との情報もありました。いくら他市の情報であっても高齢者等は勘違いしますが、本市においてはそのような対応をされることはあるのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、風水害に備えた避難、特に台風接近の場合、避難所に滞在する時間が長くても一晩程度と予想されることがほとんどであったため、避難情報の発信に際して食糧の持参を呼びかけたことはこれまでございません。また、風水害に対して開設する指定避難所では、開設に当たって市で毛布を用意していることから、市民の方の持参は不要としてきました。

しかし、不測の事態により、避難が長引く場合もあり得ますので、今後は食糧の持参を促すよう、また予想される災害規模などに応じた準備品を用意するよう、情報提供に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 食糧について、手近で持てるのであればオーケーかなというふうに思ったりもするんだけど、毛布を持ってこいとかになるとよね、なかなか高齢者の方は大変と思うんです。災害で避難しているのに、そういう荷物によってやっぱり新たな危険に遭遇する可能性もあろうかと思えますので。食糧もそういう可能性もあるというふうなことを言われていましたけど、備蓄倉庫等も構えて完璧な状況を本市としては目指している中ですので、極力やっぱり身一つでも避難してもらおうと、特に避難指示なんかの場合には大切というふうに思いますが、そういう情報を出すにはかなり慎重であってほしいと思えますが、その点を再度確認します。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

大地震等、災害の種別によりましては、やはり即応体制が必要ではございますけれども、ある程度被害が予想できる災害につきましては、やはり事前の準備を市民の方に呼びかけていくといったことを心がけまして、情報提供をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 災害時等に他市の方、広域でいろいろ話しする機会もあろうかと思えますけど、このようなメールの出し方も踏まえて、やはり一度話し合いをされたほうがいいと私は思うんです。やっぱり携帯におのおのの市から入ってきますので、それにやっぱり入った以上は市民というのは目にしますもので、やっぱりそのところである部分、統一できるところは統一性を持ってほしいというふうなことを思いますが、そういう話し合いについての見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

県の南海トラフ地震対策の中央東本部のほうで、そういった本部管轄内の市町村が集まりまして意見交換をするという会合もございますので、そういった機会を利用いたし

まして、より適切なメール配信の方法、時期につきまして、今後、意見交換をし、よりよい方法を模索したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

保育所への入園についてであります。

保育を必要とする家庭が増加している中、保育サービスも多岐にわたっている現状がございます。そのような中、園区を設定していない保育所運営では、保護者の勤務の状況等が優先され、一部の保育園に入所の申し込みが殺到していると伺っております。すぐ近くに保育園があるのに遠くの園までどうして送っていかねばならないのかなど、率直な疑問も寄せられているところであります。

そこで順次、伺ってまいります。①です。

第一希望の園には無理であっても他の園に入園にさせていただき、4月の時点では待機児童はいないとの報告を以前伺ったことがございますが、年度中に出生もあり、引っ越ししてきた家族もあり、そういうわけで現実の待機児童をどのように捉えているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎龍太郎議員の保育所入園についてのご質問にお答えいたします。

4月1日時点での待機児童はおりませんでした。9月7日現在では、園を指定して待たれている方や育児休業を延長して待たれている方など、正式な待機には含まれない数を含めて、ゼロ歳児クラスで17名、1歳児クラスで2名、2歳児クラスで2名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ゼロ歳児における17名というが非常に多い数字だと思いますけれども、これは毎年このような傾向でしょうか、その点を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨年も今年も4月1日時点では待機児童はゼロだったのですが、やはり年度途中で育児休業を終わられる方とか仕事を始めたいという方が途中で出てきた場合、どうしてもこういった方が出てきます。先ほどの17名の方も、ほかの園にあきはあるけどここで待ちますという方とか、入れたら仕事をしたいという方とか、育児休業延長するために保育園に入れない証明を取りに来られる方とかもおいでますので、本当に困っている方がどれくらいかというまでは詳しくは調べておりませんが、やっぱり年度途中ではどうしても乳児のほうの待たれている方が出てくるという傾向にはあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ゼロ歳児の保育の要求が多いということで、順次対応はしているんですけど、まだまだ必要性はあるということであろうかと思いますが。実際のところ、育児休業を踏まえてさまざまな部分がありますけれども、私は待機児童数が年度途中であっても、9月の時点ということと言われて、起きない状況をつくり上げるということが大事だと思いますが、そこについての課の見解はいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 確かに正規な待機でなくとも待たれる方がいないような状況をつくるのが、本当にそうしていきたいという考えはございますけれども、やはり需給のバランスの見きわめと申しますか、保育士の数であったり保育室の面積であったりというところで、なかなか年度途中全ての方を受けるとということが難しいという状況になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次、②です。

先ほど述べられた待機児童にさまざまな手だてをしているというふうに思いますけれども、途中入所です。引っ越してきた児童、そしてゼロ歳児はなかなか入れないという現状も聞きましたけれども、そこで一般的にどういうふうに対応して実際に待機児童になっているのか。入られた方もおると思うんです実際はね、その対応についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 年度途中でありましても定員にあきがある施設、年齢のクラスには入所いただいておりますけれども、特に3歳児から5歳児クラスは途中入所が可能な園がほとんどとなっておりますけれども、ゼロ歳児から2歳児クラスにつきましては、ほとんどの施設が利用定員に達している状況ですので、民間も含めて定員にあきができれば、すぐにお知らせするような形で対応させていただいております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ③です。

各園の定員に対して入所の申し込みはいかなる傾向にあるのか。また、希望の保育園へはどの程度入れているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今年度の入所受付終了の段階で、あけぼの保育園のゼロ歳児から3歳児クラスが新規児童の定員を上回って、第二希望の園への入所をお願いしました。また、同順位の選考基準となった複数のご家庭には、抽せんにより選考させていただいております。また、

新改保育園でも1歳児・2歳児クラスで定員が上回って、第二希望の園へ入所をお願いしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2つの園について報告がありましたけれども、実際この2つの園が人気がある言うたらおかしいですけど、申し込みがやっぱり殺到する傾向にあるということでもいいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） やはり保育時間のこともあろうかと思えますし、通勤の途中で預けるのに便利であるといったことも要因であろうかと思えますが、あけぼの保育園には、人気が集中している傾向にはございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう一点、あけぼの保育園でゼロ歳児から3歳児で上回って、第二希望へ回ってもらったというふうなこと言われているけども、どれだけのパーセンテージで第二希望へ回ってもらったということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

あけぼの保育園でゼロ歳児のクラスで9名超過しておりまして、1歳児も同じく9名、2歳児で8名、3歳児が9名で超過しておりました。この方々につきましては、第二希望あるいは抽せんにより他の園に入っていたということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 9名、9名、8名、9名で35名が上回ったというふうなことです。結構大きな数だと思います。

それでは、④に移ります。

そういう状況の中で、兄弟姉妹が別の保育園に通っているとも伺っておりますが、中にはね。どういう状況なのか、現状をお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

兄弟姉妹が別の保育園に通っているご家庭は、現在14世帯おいでます。そのうち、今年度の選考によって兄弟姉妹で別の保育園に通われている世帯は6世帯となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まあ改善が必要というふうに思いますが。

保護者としては車で、最低でも2つの園を送り迎えするっていうことですね。現実問題、保護者の勤務の状況などからいって、あけぼの保育園とか新改保育園とか今人気の高いところへ入所の申し込みがあったりしてる現状がありますね。そういう勤務の状況で12時間保育が必要とかいうような場合に、そしたら兄弟も同じようなレベルの扱いであるのかなとも単純には考えるんです。けど、同じ保育園には通えないという、定員の問題もあるし、途中からの転校の部分もあると思いますけども、同一保育園に通えるのがベストであるという認識はお持ちですかね。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保育園へ通園させる保護者さんの利便性からいえば、当然同じ保育園、6世帯の方はそういったことで選考になってしまったということで、もともと別の園に通わせるということで通わされている方もおいでますけど、今年はその6名の方が別々に、同じところへ行かせたかったのに別々になったという状況です。以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 保護者のさまざまな現状、要望等もちろん採用される場所もあると思うんですけど。実際、年度変わりなんかには、希望を出したら兄弟で一緒の園になれる可能性はありますか。2つの園に分かれてると、けんど進級によって、そのときにどちらかの園に統一したいと。実際、送迎の関係とかをいったときに、そういう申し込みは可能になってるのかどうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

3歳児から5歳児のクラス、年齢が上がった部分については割とあきのある園が多いので、その場合は対応させていただきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次、⑤です。

入所申し込みから見て、あけぼの保育園の12時間保育とかゼロ歳児、土曜日1日保育、それから新改保育園のゼロ歳児保育、そういう状況なんかで人気が高いのかなというふうにも思いますけども。そういう役割をほかの園にも担ってもらうなど、保育サービスの拡充の必要性を今の伺ってきた現状から感じるところであります。見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 見直しの1つとしてやはり保育時間の延長、変更等が考えられます。あけぼの保育園への申し込み集中を分散させるためには、なかよし保育園の土曜日の1日保育といったことも検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかよし保育園の土曜日の1日保育というのは検討を今

現実的にされているわけですか。今後のことですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 実際、なかよし保育園の土曜日1日の保育を検討しております。平成28年度からそういう検討しておりますが、実際のところを申しまして、保育士の確保とかがなかなか難しく、実現に至っていないというのが現実でございます。精いっぱい保育士の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） あけぼの保育園は定員が210名ですかね。なかよし保育園が200名やったかな、たしか。そういう大規模な保育園の統合等となっているわけですけども。現実問題、担う役割って言うのは、やっぱりある部分なかよし保育園のこと言われましたけど、早急に私らはしていただいて、やはりその規模に似合う役割が求められると思うんです。保育を充実させるためにはやっぱり保育職員も確保して、それを早急にするということが定住を推進しているまちとしては望ましいことやし、先ほど前段に言ったように、保育園の近くに家を建てるということでも来たのに、どうしてというレベルについては、単純な疑問として起こって当然ですわね。だからやっぱり、そういう保育園に入れる基準を見直せということは毛頭申しませんが、実際そういう我が町に住んでくれる若い層が、やっぱり充実した子どもが保育生活を送れるようなところって言うのは、通う園の部分から入ってくると思いますけれども、そのところは平成28年度から検討してるんやったら早く結論を出してもらいたいと思いますが、再度の見解を。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 議員のおっしゃることは本当にそのとおりだと思っております。1日の保育時間の延長、土曜日の1日保育につきましてでも、やはり保育士と調理師とかの確保が一番のネックになっております。その点につきましても、精いっぱい努力はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。防犯についてです。

5月に開催された物部地域の議会報告会で、立て続けに玄関先などに置いている物がなくなっているなど空き巣被害の現状が語られ、防犯カメラの設置についての要望も伺ったところでもあります。また、空き巣犯の手口も巧妙で、新聞に死亡時広告等が出ると地域の下見を行い、住民が留守の時間帯を狙い、火事場泥棒的な犯行を重ねるなどの情報もございました。町中においてもそのような被害があっているというふうにも伺っております。

そこでお尋ねします。

①に空き巣被害の件数、金額、また主な犯行の状況はいかがなのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

本年の被害件数は、空き巣3件、忍び込み1件、侵入窃盗3件で合計7件、被害額の総額は312,500円となっています。

犯行の状況は、家の方が不在中に施錠していない出入り口から侵入したものとなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この傾向は今年状況を伺ったんですが、多くなっているのか、ずっと大体平準化されているのか、そこら辺のところはわかりますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

南国署のほうで平成27年度から調べていただいた件数でございますが、平成27年が空き巣1件、忍び込み6件の合計7件、それから、平成28年は侵入窃盗1件ということになっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 空き巣、忍び込みを踏まえて7件が多いほうの数字っていうふうに伺っていますが、実際検挙されてますかこういう犯人は、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

平成29年につきましては、7件中2件を検挙ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 常習性の高い部分もあろうかとも思いますけれども、実際、次の被害も防がねばなりません。

次の項目に移りますが、先ほど述べた物部の例では、そういう被害が起こったときに、警察派出所に地域巡回をお願いしたというふうなことも伺いましたけども、警察及び市におけるそういう現状の対策は、被害の予防策としても市民からちょっと不審者がおるとか、そういった申し出があったときにどのようになされているのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

防犯に対する対策としましては、地域安全推進協議会、地域安全協会を中心に、広報紙への地域安全ニュースの掲載や振り込め詐欺防止活動、刃物まつりにおける啓発活動、防犯パトロールなどを行っています。

なお、警察におきましては、被害があった場合には被害現場の確認をするなど所用の

捜査を徹底して、鋭意犯人の検挙に努めるようにしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 犯行があればもちろん警察は動いてくれるわけですけど。

私がここで主として聞きたいのは予防策です。そういう兆候があったとき、傾向があったとき、不審者、そして、先ほど言ったように地域に不幸事があったりして全体的に留守になったりするときです。そういうときに警察なり市のほうに言ってきたら、ちょっとそのあたりを巡回していただけたら、そういうことはお願いできるものなのか、そこのところはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

地域におきましては、やはり自己防衛ということで戸締まり等をしっかりしていただくということにはなろうかと思えます。また、こういった被害が多い場合には、警察のほうでもやはり見回りの回数等は多くしていただいているのではないかというふうに思えます。ちょっとその辺は確認しておりませんが、そういうふうに感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そうですわね。そもそも総務課長が答弁いただけたらと思うてなかったんですけども、そうやって調べてもらってありがたいんですけども。

基本はそもそも自己防衛になると思えますけど、実際、空き巣に入る人はガラス割ってでも入っていきますので、実際、31万円ぐらいの被害で今年はおさまってるということで、それも金額の大小を言える部分ではないんですけども、やはりそういう部分にどういう役割を果たせるのかってということで、広報、啓発等は中心にやってるけど、実際の具体的対策として、課長が言う自己防衛ということであるんやったら、自己防衛の手段を市民がとる援助を、やっぱり行政は行えるのかということなので次に移ります。

③です。

市民の防犯への意識も上がってます。防犯カメラの設置に対して補助はできないかという点です。市民からの要望は私は大きくなっていると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

防犯カメラの補助制度につきましては、先日も防災対策課長のほうからご説明いたしましたけれども、高知県警において街頭防犯カメラ等設置に対しての補助制度があります。補助対象者は、地域の防犯活動に取り組もうとする組合、団体、事業者ということになっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 同僚議員の質問にその点についてはもちろん私も聞いてますのでそうですけれども、今回求めているのは個人への助成ということです。私が求めているのは、自己防衛と課長言われたので。実際、自治会等に対してやっぱり県のそういう補助メニューがありますので、土佐市とか日高村やったら、その要綱を整備してそれに上乘せしてやっているというふうな部分も見てはおるんですけれども。

現実問題、個人が設置する、防犯カメラも大分安くなったんですけど、それまでは高うございます。そういうときに個人がお家に防犯カメラをつけたいというときには助成できないかということで、自治会等で子どもの見守りとか不審者のための防犯カメラについてのことはわかっていますので、そこの部分についてはなかなか考えられないことかもしれないけれども、自己防衛の援助を行政ができないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現状のところ、地域で対策をする場合としてこういった補助制度は高知県警のほうでも設けておるわけでございます。個人への補助となると、非常に補助制度として、なかなかそれを設置するのは難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は、防犯カメラについてはやっぱりプライバシーの問題とか個人情報との関係とかいろいろあると思います。ただ、逆に発想を変えれば、そういう市が補助することによって使用の抑制、こういう目的にしか使えませんよというふうな抑制も図れるんじゃないかというふうに思ったりもするんです。これはちょっと逆転の発想の考え方でもあるんですけれども、実際さまざまの部分でも民間事業所等はつけてる部分もあります。それから、必要に応じて県警や県の助成等も応じてやっている。ただ物事が起こらないために、個人がみずからの財産を守るときに、行政は何らかの役割を果たせないかという旨の質問構成にしたところではありますが、今後できれば検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

防犯という観点から防犯カメラの設置、個人への補助制度をつくってはどうかということなんですけれども、なかなかいろいろとプライバシー等いろんな課題等もございまして、それを補助制度として補助することがどうかというようなこともさまざまな検討課題、問題等もあろうかと思っておりますので、この辺は今後の研究ということで考えてはみたいとは思いますが、難しい問題ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。  
暫時休憩します。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問します。

今回は、過去において質問をした2項目について、同僚議員より1回質問したぐらいでは何も変わらないとの指摘を受け、再度お尋ねするものでございます。

1点目は、あけぼの街道沿いの道の駅構想についてであります。

平成27年6月定例会において、直販店を併設した道の駅をあけぼの街道沿いに建設することについて質問しました。その後の検討状況について順次お伺いします。

まず、前回の私の質問に対し、当時の担当課長からは、あけぼの街道、道の駅構想はぜひとも実現したいプランであり、財政状況を踏まえ観光を含めた産業振興面に配慮しながら、プランを熟成していくべきと考えたとの答弁ありました。

担当課長がかわり、現課長は前任者からどのような引き継ぎを受けていますか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 小松 孝議員のあけぼの街道沿いの道の駅構想についてのご質問にお答えいたします。

平成27年6月議会で議員にお答えした内容の引き継ぎを受けております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 引き継ぎを受けられたということですが、文書で引き継がれていますか。どんな内容で引き継がれているか、お答え願います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） この春の人事異動のときに、文書での引き継ぎを受けております。

内容につきましては、同じような内容で要点を捉えた内容のもの引き継ぎを受けております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは、次の質問に移ります。

あけぼの街道は、将来的に本市の主要な幹線道路になると考えられます。この道路沿

いに観光、産業振興、交流の拠点として、道の駅を建設することは大きな意義があると考えます。

道の駅構想について、市長の考えをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

道の駅は香美市に来ていただくきっかけとなり、交流人口の拡大が望め、地域経済が潤うものと期待しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 道の駅は潤うということですが、これは本当に前向きに検討するのか。いつごろまた計画を立てて検討していただけますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ちょっと③の答弁と重なる部分がありますが、昨年度担当課では協議をいたしました。が、現時点ではまず、道の駅美良布周辺の美良布地区集落活動センターの整備を優先と考えておりますので、その後の検討になってくると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） この道の駅は、今から計画立ててもやっぱり二、三年後になるとは思います。これをほんでいろいろキャンプ場とか温泉、別府峡に来るお客さんに対しても、香美市だけの人口を何ぼ店へ連れて来ても発展はないんです。それやから、そのためには私は皆さんがあげぼの街道とは言われますけど、あげぼの街道沿いに安い土地を買って建てても、左右抜け道がないんです。

そやから私は思うには、もう現在すぐにはとは言いませんが、いいところがあるから西東全部4面にある、そういう土地を探して積極的に1回計画を立てて、早急にやっていただきたいとします。

それじゃ、次の質問に移ります。

前回の質問で、道の駅に直販店を併設し、高齢農家の農産物を巡回集荷して、販売することを提言しました。

○議長（小松紀夫君） ④に移ってるということによろしいですか。

○2番（小松 孝君） ④。

○議長（小松紀夫君） じゃあ、③は先ほどの②と一緒にすることにします。

○2番（小松 孝君） 道の駅が早期実現できない場合は、過日に実施した議員視察研修における福井県大野市の事例を提言したいとします。

大野市では、高齢農家を中心に生産物を巡回集荷し、取り扱いを契約している福井市内の41店舗にて販売したり、食材として使用したりしています。現在、生産者は10

4人、売上高は4,500万円とのことでした。

大野市の担当者のお話では、病院通いのお年寄りが生きがいを持ち、生産・出荷に精出し、病院通いをやめて元気になった方もいますとのことでもあります。本市でも検討してみてもどうかとお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員が以前からおっしゃられるとおり、小規模で栽培してる農家は高齢の方が多く、これらの農産物の販路を開拓することは高齢者の生きがいにもなり、地域の活性化につながります。しかし、高齢農家にとって販売店への出荷業務が大きな負担となっており、農作物は栽培できるが出荷ができないという方は非常に多いと思います。

この問題を解決するには出荷業務の役割を担う組織が必要で、最もシンプルな方法として、直販店がこの出荷業務を担うシステムがよいと考えます。集落ごとに出荷場所を決め、直販店の職員が各集落の出荷場所を巡回して直販店へ輸送する方法等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは次の質問事項、定年退職した職員について質問に移ります。

本件につきましては、本年3月に定例会において質問しました。再任用による課長職について、市長の見解を再度お伺いするところです。

①、定年退職した職員が再任用にて課長職につくことに対し、現役の職員がどのように感じていると推察するのかの質問に対して、市長は現役職員からは何ら疑義は生じていないとの答弁でございました。しかし、実際に現役職員に尋ねてみますと全く逆の反応でございました。

そこで、改めて現役職員の思いに対する見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 再任用制度に関する小松議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

このことによりまして職員の士気が下がったとすれば、まことに残念であります。議員がお尋ねになったときに、私のほうでは今議員が紹介をしたように疑義が生じてないところ申し上げました。

職場のことを念頭に置きながらお話をさせていただいたわけではありますが、議員からご質問をいただきました後、外部の方、市民の方々にお話をいろいろとお聞きもしたりすることがございました。その中で、議員にご指摘いただいた同じご意見も実はございました。詳しく内容もお聞かせを願いましたが、人事はもとより市長の専権事項でございますので、職員が私に直接言うとか、あるいは伝わるように周りに言うとかいう

ことは、はばかりなことだということで周りの方はずっと聞いてまいりましたが、そのご指摘のとおりのございました。

そういうこともございまして、今また議員が直接職員に聞き、そして思い切って率直にこうしてお話をいただいておりますことに対しまして、重く受けとめて今後しっかりと考えてまいりたいというふうに今考えておることをございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは、次の質問に移ります。

現在、職員の年齢構成が偏っているとのことが、定年退職した職員の課長職への再任用となる原因であるとの判断は一定の理解はできますが、現役職員の士気を高めるためにも再任用の課長を置くべきではないと私は考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今議員がおっしゃられたように、職員の偏りといいますか管理職者の定年退職予定といったものが、平成28年度が8名、また平成29年度がゼロとこういう状況でございました。そうしたことから、3名の課長には大変ご無理を言いました。無理に無理を言いまして再任用制度を活用させていただきまして、それぞれの課長は本当に期待に答えて今頑張っているというふうなことを検討しました。

なぜそのような決断をしたかということをございますけれども、それぞれの課にはこれから管理職になろうという方、指導的な立場で優秀な職員もおります。そういう職員を複数人以上その課から昇格をさせるということになりますと、課への影響もかなりありますし、問題も生じてくるというふうなことを検討しました。

そうしたことから、1年間異動体制が整うまで待たなければならないということで判断をしたわけでありましてけれども、それでも大量の課長人事となりまして、職員の皆さんには大変ご負担をかけてきましたし、時には市民の皆さんにご迷惑をおかけするようなこともあったのではないかなというふうに反省をしておるところでございますけれども、今申し上げましたようにしっかりと実力をつけてきている職員がおりますので、議員がご懸念をするような状況はこれからは避けていくことができるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） いい職員がたくさんおられるということでありまして、市長も言われておったそういうことに進んでいただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

定年退職した職員が社会福祉協議会の事務局長や繁藤出張所長、また、中央公民館の館長、香南香美老人ホーム組合の施設長らに就任しています。

市民からは特権ではないかとの疑問の声が聞こえます。市長みずから老人ホーム組合の施設長でもございました。

この件について、市長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答え申し上げます。

今、議員がご指摘になられました出先機関の長につきましては、特別職の非常勤職員として勤務をしていただいております。

これまで全てのこうした出先機関の長を行政経験者、行政職の職員を充ててきたわけではございません。出先もそれぞれ事情を抱えておりまして、住民の皆さん、そして施設をご利用される皆さんから、施設の運営のあり方や改善などについても多くの要望をいただいております。したがって、施設管理上適切と考えられる方、適材をそのような方をお願いをしております。

また、社会福祉協議会、三宝荘等につきましては行政と密接な関係にございますが、これは他の組織ということでございまして、したがって、組織から要望、要請等がございましたときには、相談に応えるというようなことで人材の紹介等も行ってきたところでございます。

それぞれの組織にはそれぞれ事情がありまして、行きました職員につきましてはその期待に応えられているというふうに思いますし、また、期待に応えられなかったら組織からご批判をいただくことだろうというふうに思いますけれども、今のところそれぞれが、期待に応えて頑張っているというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それぞれの役職ということではありますが、この私がきょうの質問に対しては、市民に疑問に思われないような対応を求めてやっていただきたいと思っております。結構市民からは年功序列のラインが残るとということも聞きます。

そしてまた、課長までいっても長にはなれないでしょう。公民館長なんか天下りが来て。それで長になるということは、班長、課長クラスが全然育っていないということです。そやから、長につく人はやっぱり二、三步下がってしなきゃ。

一つ参考に言いますと、農協も市役所と違うから簡単なところですけど、農協なんかを退職になった人は、もう明る日から肥料の運搬をします、民家に。それくらいの格差がつかないということは、上の課長がもうかっちり抑えてるからできないんです。班長以下。

そういうことで、本当に疑問を持たれないようにやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 小松 孝君の質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブ、利根健二です。一問一答方式で行ってまいります。

まず、通告の1番、防災訓練と避難所準備について質問をいたします。

最初、HUGについてです。これは避難所運営ゲームということで、静岡県でしたか

ね、発祥の避難所の訓練でございます。

HUGも開催され始めてから随分たっています。その進め方は請負事業者や開催時期によって微妙に違っています。避難所運営マニュアルの素案の中にある既にかかれてある一定のルール、例えば非常食の配布、これは今回問題にするのは在宅避難者等に対してとかでございます。あと施設内禁煙、ペットの飼育場所などはHUGの設定から外すか、あえて意識として残すための設問であれば、例えば身体障害者補助犬はペットではありませんよねとか、その場で早目に共通の認識を確認していたほうがよいのではないかと思います、どうでしょうか。

ワークショップ形式のHUGの性質上、正解は出さないようなシステムになっています。マニュアルで決定されるであろう事項について、多数の意見が出たまま放置されるのはよくないと思います。

ちなみに自分は防災士を取得するために初めてHUGをやったときは、非常食の配布については、避難所の食料は避難所に避難した人のためのものであると、在宅避難者は個人の備蓄食料でといった考え方の方が非常に多く、その意識がそのまま強く残ってありました。今回のマニュアルの素案を見てみると、在宅避難者や集会所等へ避難した方にも対応すると書かれております。自分はたまたま2回目のHUGを体験し、また、素案ですが運営マニュアルを見たから意識を修正できたわけですが、複数回受けれる人は少ないと思います。

ワークショップでは、人の心に残る言葉は人によりまちまちであります。

今後ルール化されるものについて誤解がないよう、また、誤解が残らないような進捗を委託業者と検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご質問のありましたHUG、いわゆる避難所運営ゲームは、8月20日に市役所で開催しました山田小学校避難所運営マニュアル策定に係るワークショップの中で行ったものでございます。

今回のHUGは、参加者の方々がさまざまな仮想の出来事に対応する中で、避難所運営に当たったの気づきや問題点を把握することを目的として実施したものであり、マニュアル素案の内容を直接想定したものではありませんでした。

しかしながら、ご指摘いただいたとおり盲導犬はペットとして取り扱わない、学校施設内での禁煙といった基本的なルールは議論の対象として余りふさわしくないものと考えますので、今後他地区でのワークショップにおきましては、参加された皆様に誤解が生じないように改善するようにしてまいりたいと考えております。

また、さまざまなご意見からルールとして必須の項目を整理し、合意形成に結びつけるよう、進行の仕方にも配慮するよう業務受託業者と調整することといたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分は最初設定から外すかというような意見を入れてましたが、自分もこれずっと考えてますと、最後はその後につけ加えましたように、多分あえて意識として残すためにゲームとして残してることだと思いますので、実際はそれがあってみんなで考えたあげく後日に残すんじゃなくて、その日のうちにちゃんとした正解はみんなで確認しようというような提案ですので、ぜひそのことも含めてご検討いただければと思います。

続きまして、（2）に移ります。避難所開設・運営マニュアルについてです。

先ほど言いました8月に行われました準備会で配付された避難所運営マニュアルの素案については、今後準備委員会の中で検討されるようになってると思います。

HUGの中でいつどこでやっても同じ意見が出るものについては、運営マニュアルに追記をしておくスムーズな進行になると思いますがいかがでしょうか。

これは内部へのもうきれいな冊子になるべく整理されておりますので、内部への差し込みじゃなくて、A4で追加のやつをプリントで添えてる形で、それで一つの検討材料として、もう最初から提案を上げていくという意味です。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先月20日には午前山田小学校、午後は山田高校を対象としたワークショップを開催いたしました。いずれの会場でも要配慮者の方への対応、ペットへの対応といった点でさまざまなご意見をいただきました。

今後、避難所準備委員会においてご検討いただく新たな素案には、ワークショップでお示しいただきましたご意見を反映することとしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ②のほうへ行きます。

避難所の配置計画図等、今後の協議が必要なものは協議後になると思いますが、それ以外の避難所の受付セット、名簿やカードですね、そういった必要と想定されている各種サイン類については、今後の協議を待たずに早急に整備をしたらどうでしょうか。

例えば各スペースの名称のほか、立入禁止、使用禁止、トイレの対応表等です。ちょっとマニュアルの素案のコピーをさせていただきましたのでごらんになって（スクリーンを示しながら説明）。

これですね。これが素案に書かれているこの文字を張るのには、とてもその現場でこんな文字を書ける暇なんかないということで、「このトイレは水が出ません。」とありますね。これをもう最初からつくってファイリングしておいて、タグをつけておいて、すぐ引っ張り出してトイレへぱっと張るといふような。これもそうですね。「このトイ

レは使用できません。」というのがありますね。「このトイレは水を流せません。」、こんな感じですね。

ほかにもサイン類で必要とわかってるものが数多くあります。至急に作成して、わかりやすくファイリングをするべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

円滑な避難所の開設、運営における備品類の事前準備の必要性はご指摘のとおりでございます。避難者名簿、連絡票、避難所内の区割りを示す掲示物など、あらかじめ用意すべきもの、できるものにつきましては、早急に取りそろえ配置するよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、③のほうへ移ってまいります。

避難所運営には、運営側でなく利用者も含めた、避難者も含めた全員の協力が必要です。運営マニュアルを多くの人に理解してもらうことがスムーズな運営につながってまいります。

今回示されました素案ですけれども、この素案は対応しなければならない順序に沿って丁寧に詳しく、誰が見てもわかるように記述されています。丁寧、詳しいということは、実はその流れを事前に十分に頭に入れていかないと、情報量が多過ぎてスムーズに進行ができません。

また、ペットの対応、傷病者の受け入れ等、その場でマニュアルを見ていては間に合わない事項もたくさんあります。概略版の作成内容も含めまして、そのマニュアルの内容の共有こそ一番大切なことではないでしょうか。

マニュアルができ上がったときの配布方法、そして勉強会開催等をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

円滑に避難所の開設、運営を行っていく上で、地域の方々があらかじめマニュアルの内容を把握しておくことは必要不可欠であると考えております。

今回のマニュアル策定に当たりましては、10ページ程度の概要版を作成し、地域の防災会の役員さんを中心に配布するとともに、策定後にはマニュアルを使った避難所運営訓練を実施するよう検討を重ねているところでございます。

こうした取り組みを行っていく中で、地域の方々に協力体制を築いていただくとともに、避難所運営についての習熟度を高めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 次へ行きます。

今回の業者との契約では、HUG・マニュアル作成ともに山田小学校区と山田高校だけだったようですが、その他の地区の避難マニュアル作成とかHUGの開催も重要であると思いますが、そういった計画についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本年度は、モデル事業としまして山田小学校、山田高校を対象としたマニュアル作成委託業務を進めており、今後もこうした学校などの大規模な避難所のマニュアルにつきましては、委託業務として数年をかけ作成していくよう計画しております。

なお、本市では昨年度から耐震改修実施済みの地域集会所を含めた小規模・中規模の避難所を対象に、直営でマニュアル作成を進めており、本日時点で50カ所にマニュアルを配置させていただいております。

こちらにつきましても、今後地域の方々のご協力をいただきながら、順次作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） たしか以前、割と最近の以前ですけども、香美市のPTAの連合会みたいなやつがあるがですかね、その場所でたしかHUGを行ったように伺っております。

どういうやり方というか、どこが主導してどうやったのかちょっとわからないんですけども、こういったメニューがその地域でもしできるのであれば、その自主防災の訓練メニューに県が主催でやれるようなやつやったら、県の出前講座に入れてよってお願いするとか、そういった形でHUGっていうのをいろんな人が数多く体験をしておかないと、一部の人が体験をしても、運営はできるかもしれんけど、その運営する人に対して周りの理解がなかなか得られないとかそういった意味がありますので、できるだけ多くの方が体験をできるように、出前講座等をそのメニュー入れられないかということをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） HUGにつきましては、共助を進める上ではやはり重要な手法であるというふうに認識しております。

今後、自主防災組織からの訓練の内容につきましてご相談いただいた場合につきましては、そういったHUGの活用を重点的にお知らせいたしまして、普及を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 次へまいります。⑤です。

避難所の開設に当たりまして、山田小学校の場合、小学校の教職員とPTAとの連携が大変重要になってまいります。特に、教職員在校時は避難所開設において教職員の指示に従うと素案の中ではなっております。

子どもたちの保護及び保護者への受け渡しだけでも大変なのに、開設時の対応まで加わるとなると、教職員のその責務は大変重いものになります。教職員のスキルアップは必須となってくるのではないのでしょうか。

また、日ごろから教職員と地域の方とのコミュニケーションを十分にとっておく必要があると思いますが、どのように対応していくのかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、避難所の開設に当たり地域の防災リーダーの方々とともに重要な役割を担うのが、教職員やPTAの方々であると考えております。

今回開催したワークショップでは、両校ともに学校側から校長先生、教頭先生にご参加いただき、山田小学校PTAからは会長さんにもご参加をいただきました。今後につきましても、作成に至る過程の中でそれぞれの立場からのご意見をいただき、より使いやすいマニュアルづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げた避難所運営訓練などを通じまして、より連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 先ほど答弁いただきましたように、自分たちがやったほうでも校長先生が参加してPTA会長も参加をしていただいておりますが、現場において多分校長とか教頭とかそういった管理職の方はなかなか出張とかも多いんで、実際現場でこうがと動かんといかんのは、現場でいる教職員の可能性もありますので、その現場を見ながら、マニュアルできたらその確認も合わせまして、合同の勉強会とか合同のHUGをぜひやるようお願いをしたいと思います。

あと、特に山田高校は県立高校なんで、香美市とのパイプが小学校ほどは密に連絡をとれないと思いますが、その辺はどういうふうな対応を考えておりますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 山田高校との連携につきましても、やはり市の指定避難所という位置づけでは同列に扱いたいと考えておりますので、より学校側とのパイプを太くしていくように連絡調整をしていきたいと考えます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、2番へ移りたいと思います。中央公民館の改修及び運営についてです。

まず、改修計画についてのほうから進めてまいります。

第2次香美市振興計画、第1次実施計画の51ページにある中央公民館の貸し館事業に上げられている平成30年度1億6,400万円のうち、照明改修の費用及び内容をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 利根議員のご質問にお答えします。

1億6,400万円のうち、照明改修に要する費用は1億1,880万円です。主な項目としましては、ボーダーライト、サスペンションライト等の負荷設備に5,626万円、調光装置に2,160万円、その他としまして、取りかえ作業費、管理費などが4,094万円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ②に移ります。

計画作成時に参考にした舞台は、及び設計見積もりをとった業者をお伺いいたします。そして、実際にその業者は中央公民館での照明業者としての実績があるかあわせてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

計画の改修工事につきましては、節電を目的としたLED照明への改修が主な目的であり、現況の設備の位置を大幅に変更するものでないことから、他の施設は参考にしておりません。

また、見積もりを徴収した業者は、長年にわたり中央公民館の舞台設備、照明設備の点検、改修等を行ってきた実績がある業者でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、実は自分は実績を聞いているんじゃないかって、催し物の照明業者としての実績がどれぐらいかということです。

なぜかという、ここでどんな方がどんな形で利用をしているのか。それを知らないと、業者としてある程度こんなプランはどう、これは要らんじゃないのという提案する力とか知識がないんじゃないかと。設備の腕とか全国のツアーの照明をやりよって、技術はすごく高いというのと、地域の公民館でどれだけの照明が要るかということとはもう全然こう次元が別の話ですので、そういった意味での中央公民館での照明業者としての実績ということでしたが、わかりましたらお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

その件につきましてはちょっと確認しておりませんが、私が先ほどお答えしたのは実績のある照明設備、施設とか舞台設備に精通した業者であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、③のほうへ移ってまいります。

実際の利用者、イベントの主催者とか中へ入る照明業者さん、そういったとこの意見を取り入れるべきではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

計画の改修工事は、先ほど答弁したとおり照明のLED化による節電を目的とした改修であることから、利用者の意見をいただくための説明会等の開催は必要がないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） この見積もりは単に今ある照明機材をLED機材に節電のために置きかえるということでしたが、幾らLEDが省エネといっても月に数回程度と思われる演出照明ですね、講演とか別にして演出照明の電気料は、高々という言い方はあれなげすけども実際はしれています。多分演出照明分だけですが、自分があそこにあるライトの数とか、ざっくり計算して今回改修分の費用を電気代でペイしようとする、多分200年とかそんなスパンでかかります。講演も含めて全体やっても多分100年以上は使わんと、単に電気料だけです、利便性とかそういうがを抜きにしてですね。

多分そういった金額になっておりますので、機器購入とか整備に当たっては利用者の意見をちゃんと聞いて、本当に必要なものを見きわめていくことにより、初めて効率的で意義のある計画になるんじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

議員のご意見はLED照明だけでなく白熱灯もあるんじゃないかというようなご意見と思えますので、今後効率性などを含め、総合的に専門的な者を入れて検討したいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 半分④に踏み込んだようでございますので、④に行きましようかね。

意見を聞くということでございますが、実際に利用している方、自分が知ってる分とかかかわってる分だったら踊りの会とか合唱団、コキーズさん、あとミントグリーンブレスさんとかそういった方とか、あと先ほど出ませんでしたけどもNESSさんとか、互光照明さんらというのが踊りの会とかそういったところには業者として、実際あそこを利用して使い勝手とか、どういった人が使ってるか把握しております。あとボランテ

ィアで照明を手伝ってるのが自分と、あと職員の方がボランティアで出て来てくれて、照明なんかもお手伝いをしていただいております。そういった方々で、自分も入れてですけれども検討する会を開いたらどうでしょうか。この利用者不在の計画で1億円を超える設備は、ちょっとなかなか理解が得られないんじゃないかなと思います。ちゃんとした会を開いたらというような提案です。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、効率性などを含め、総合的に専門的な方を入れて検討すると、会を開くということも今後必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その検討委員会にどれくらいの重きを置いていただけるのか、今までの流れからすると非常にちょっと心配するところでもありますけれども、1回だけこの意見を聞いて検討委員会で終わりとかやなくて、いろんなシチュエーションがあります、舞台の照明、これが要る、これが要らん。多分見積もりの中にはよその見積もりとか僕見たことあるがですけれども、かえる必要のないもんまでかえていたりとか、不必要なもんとか多分かなり入っちゃうと思います。

そんなやつも検証するのには、もちろん自分もある程度は知ってますけれども、本当に詳しい人、ある意味そういった業者さんなんかにもスーパーバイザー的な形で入っていただいて、専門的なところから意見をいただき、ちゃんとかう単発的やなくて練り上げていく。一緒に練り上げていくような作業。

ちょっと時間かかりますけれども、もうこれもう何千万円とかいう金額が変わってくる事業ですので、ちゃんと継続した重きを置いた検討委員会をつくってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 私が考えていますのは、検討委員会を置くのではなくて、専門的な見地を持った方のご意見をお伺いするという考えでございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 意見を聞くというよりは、やっぱり一緒に責任を持ってつくり上げていくということが自分は大事やと思います。

何か今までいろんな審議会とかあって、最近やっというんなところが議事録とかも出るようになりましたけれども、誰がどんな考えを持って、責任を持って発言してこう決まったということがなかなか見えづらい。専門的な委員に集まってもらってというよりは、さっきと同じことですが、ちゃんとした検討委員、報酬がある検討委員じゃなくてボランティアでもえいがですけれども、やらんとちょっとやばいんじゃないかなという気が自分はします。

かなり重きを置いた委員をつくってもらいたいということを再度お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

施設自体が現況の設備の位置を大幅に変更するものではないことから、その検討委員会は設置しなくても、その専門的な知識を持った方の意見を伺うことも1つの選択肢であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その意見を伺うというが、具体的にどんな形を考えていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） それにつきましては、今後検討したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） まあ自分の思いは十分伝えましたので、課長も直接現場で見ないので、なかなか答弁もしづらいところもあるかもしれません。

また横でじつとこう注視をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。続きまして、備品のほうです。（2）の机の正しい積み重ね方を中央公民館からというお願いのほうへ移りたいと思います。

一般質問でやるような項目なのか自分も悩んだがですけども、ある程度皆さんに知っておいていただきたいという意味も含めまして取り上げさせていただきます。

机の正しい積み方を中央公民館から、公共施設でこれが正しい積み方だという間違った知識を広めると、ローカルな会議室が右に倣えで広まってまいります。自分としてはいろんなところで正しい積み重ね方を伝えてきておりますが、一向に直りません。

大分前になりますが、中央公民館の方にも話をしたことがあります、これは間違いが直るどころか、最近はもうこう大々的にこの間違いを広めているんじゃないかということで、写真をごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これですね。これは積み重ねじゃないですわね。「注意 机は表面と表面を合わせた状態で片付けてください。」、ストッパーを外すのはいいですね。

もう一つ、これです。「注意 机は表面と表面を合わせた状態で片付けてください。」、一番下は、これはどうでもえいことですね。

こんな状況ですね。こういうやつが大々的にばーんと張り出してあります。

ちゃんと机の足にはプラスチックのキャップがついております。このポリプロピレンという材質のほうが天板の使われているデコラよりやわらかいので、傷がつくのはキャップのほうです。

現在のように、天板の面と面で同じ固さのものを重ねたらどちらも傷がつきます。広い天板の間に砂1つ挟まったら、傷をつけるために重ねたようなものになってまいります。ちなみにキャップ4つの天板との接触面積は、天板同士よりも500分の1ぐらいであり、砂粒を挟み込む確率が桁違いに少ないです。これですね、このキャップです。これちょっとお借りしました。通販の会社から。

そして、正しい積み方がこうですね。こうすると持ち上げるときもここへこう手がかかって持ち上げやすいということです。交互に積むとキャップ同士の狭いところを重ねることになりますが、キャップの幅が2センチ弱であり、ちょっとずれたら脱線をいたします。不安定な積み方となります。大変危険です。

続いて写真を行きましようかね。これが中央公民館の3階です。これは面同士のときはまだするっと出るけど、この段になると足同士がみんな、特にお年寄りを持ち上げられんので、そのまま引っ張って足同士がひっかかたりしますね。これほんで無理やり引き出す人がおるので、足の上に落ちたりして非常に危険です。結局ガタガタいわしてキャップが外れることとなります。こうなってしまうと鉄がむき出しの足と天板を重ねるわけにはいなくなり、交互積みになるしかなくなります。これが交互積みというやつです。

そして、危険なばかりでなく机の足が壊れやすくなります。ストッパーなどが曲がったりパイプがとれかかっていたりするのをよく見ますが、これが主な原因でございます。ちょっとそのどういう状況かいうと、これが曲がってますね。曲がってます、外へ向いて。ここはもうとれてます、1本。

これを交互積みでとろうとしたら、ここへ手をかける。ふだんやったらここへ手をかけられるけど、パイプも一緒に手をかけてよけ危ないです、これは。ということです。

これは自分が言うてどンドン直りよっても、また公民館にこう書いちゃうもって言われたことが実はあります。

ぜひちゃんとした積み方を、一番利用の多い中央公民館から正しい積み方を広めてほしいというような提案でございます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 現在、机の整理・整頓は、表面の損傷を防ぐために表面同士を重ね合わせています。次に、その上に置く場合は脚部同士を重ねています。脚部にはゴム製のクッション材があることから、転倒の危険性は軽減されていると考えますが、この方法が正しいかについては調査・研究をしたいと考えております。

正しい方法がわかりましたら収納場所等へ掲示し、職員にはインフォメーションで周知したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 法律とか算数のように、これが正解でこれが間違いっていう

ことはないがですけども、多分こういった会議用机で足の折れるやつ、先ほどみたいに重ねるやつで、ほぼ粗悪品でない限り100%このキャップがついてます。何のためについてるかっていうたら、先ほど示した写真のように積むためについてますので、数学のような正解ではなくても多分それが正しいと思いますので、多分どこにもどっちが正解ということは書かれてないと思います。

けど、本当に危ないですよ。これで足が壊れて、ここがこうかからんようになってきて、もうそのままでかけろうとしてもかからんやつをそのまま、ひん曲がったやつを立てておいて、よくあると思います、荷物置いた途端にがーんってこう転ぶとか、本当にこうけが人が出ますので、ぜひよろしく願いをいたします。調べてくれるということですので、またご検討をよろしく願いをいたします。

続きまして、利用申し込みの受け付けについてに行きたいと思います。

公民館の使用希望者は、遅くとも使用の前日までに公民館備えつけの願書に必要事項を記入の上提出し、館長の許可を受けなければならなくなっています。これは条例か何かを書いておられますね。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様のようでございます。これは、備品等で借り忘れがあったとき等大変困ります。

当日、空き部屋があれば貸せるように、また、備品については、特に当日の追加ができるシステムに変更するべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在、貸館業務は当日の昼間、夜間を含め土日・祭日の受け付け業務は行っていません。職員が夜間・土日・祭日に勤務して受け付け業務を行うことになると、現在の職員数では対応が困難であると考えます。

また、備品につきましては、平日の昼間は職員が在席しているので追加の貸し出しも行っていますが、夜間・土日・祭日は職員が在席していないため、基本的には追加の貸し出しは行っていません。

ただし、土日・祭日に開催する講演会、映画上映会などの大きなイベントで備品が不足して開催できない場合は、職員が出勤して対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 答弁いただいた職員数では困難というのは、②のほうにもちよっとかかってくるので、それは②のほうであわせて質問をすることにいたします。

備品が不足して開催できない大きなイベントは対応しているという答弁。

そういえば最近、土曜日、日曜日に大きなというかホールを使うやつで、あれっ、なかったとなって主催者同士で問題になったときに、シルバーの方が職員の方の携帯に電話してくれて、職員が来ていただいたことがありました。運用において対応をしていただいているというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） その点につきましては、臨機応変に対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 非常にいい方向に改善されつつあるということです。

これもし今の館長の姿勢なのかようわからんですけども、以前に公民館の舞台へ僕靴で上がるようにしようよって、全国どこのホールでも靴で上がれますよってやったときに、当時の公民館長がそれはいいですねということで、そうですね。そういえばどこもステージへ上がれますよねって、一瞬靴で上がれるようになったことあるがですよ。

それが公民館長がかわった途端に、ステージは神聖なものだから靴で上がったらいかんって言われてね。コロッと180度また見解がかわったことありますので、ぜひ館長とかがかわっても、とりあえず本当はもっと変えてほしいがですけども、そういったよくなったことについては、運営マニュアルとか文書化して引き継いでいってもらいたいと思いますけども、どうでしょう、文書化。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

そのような細かなことでよいことにつきましては、館長のかわるたびに文書にて引き継ぎを行うように言うようにしますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ②のほうへ行きます。

土日・祭日・夜間の利用の申し込みができないことになっております。利用者の中には会社勤めの方も多く、土日・祭日・夜間の利用申し込みの希望が多く寄せられます。利用者に優しいシステムに変更してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在、土日・祭日・夜間はシルバー人材センターの職員が交代で鍵の管理等を行っていますが、申請時には使用対象者の判断及び現金徴収の対応はできません。

先ほども申し上げましたとおり、現在の職員数では申し込みの受け付けは困難であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これは時間外の受け付けとして雇っているシルバーの方の責任と権限をもっとふやすことはできないでしょうか。条例とか規則等があればお示しをいただきたいと思います。

また、それに伴う何か香美市だけでは変えれない上位法がもしあれば、あわせてお示

しをいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香美市財務規則第4条により、現金取扱員は中央公民館担当職員と規定されていますので、シルバー人材センターの職員は現金取り扱いの権限を有しておりません。

加えて上位法につきましては、地方自治法第235条の規定によるものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 法律上できないと。これはもう香美市がどうあろうとも、香美市だけで決められることではないので仕方ないかなという気もしますが。

さっきの②の質問でも出たとおり、ちょっと運用面で非常に配慮をいただいていることについては評価をしますが、その運用面での配慮っていうのももちろん条例違反をするわけにもいかんし、規則違反もするわけにも、どうしても限界があります。

市民のための施設なので可能な限り利用者に優しくすることは大事ではないかと思いますが、職員の増員はできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 公民館の職員の増員についてです。

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 利根議員の質問にお答えします。

職員数につきましては、ある程度人数の定数を定めて雇用をしておりますので、現在さまざまな部署で定員不足ということが言われておりました、その対応にも苦慮しているところです。

一方、やはり財政的な状況もありまして無制限に職員を雇うということもできませんので、そういった状況も踏まえた上で、職員数については今後も検討していくということは考えております。

一方で、現在これからのさまざまな職務に対応していくためには一定数の職員数は必要であるということも答弁させていただいておりますので、現状は維持していきたいと考えておりますが、増員ということになりますと、またさまざまちょっと検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

職員の増員は別としまして、議員が言われています希望者の実態把握ができないことから、費用対効果等を考慮しますと、申し込みは知人等をお願いするなど現行の申請方法で対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　そうやね。お金を預かって金庫へ入れちゃって、受け付けを翌日にするということもできんがですね。できんとしまししょうか。

そしたら、利用者の不便さを解消するには指定管理しかないということかな、もしかしたら。指定管理にしたら、受付の方が受けた方の責任でもって、職員じゃなくてもできると。

というか、ほとんどのホールって実は指定管理で運営をしていると思いますが、今自分がきょうの質疑で聞いた中では指定管理かなという、行き着くところはこの感じはしますけども、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

指定管理者制度につきましては、今後の検討課題かと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君）　　3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　指定管理については流れの中で言っただけですので、あんまりここで深く議論するのはあれですので。ぜひ考えていっていただきたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、（4）です。公民館の南東出入り口の利用についてです。

以前、車いすマークの障害者のための駐車スペースの設置を求める質問をした折に、あわせてその方が利用できるように、公民館の南東の入り口を利用者に使いやすくするべきというような提案もあわせてしました。が、最近ドアには職員専用のステッカーを張り出し、入り口へ通じる中の廊下も通行どめのコーンが置かれています。写真行きます（スクリーンを示しながら説明）。

これです。ここが駐車場、ここが入り口です。

これをアップすると職員通用口、一般の方は使わないでくださいという。

中、ここも一般の方は、こう通行どめにとうとうなっていました。

公民館の利用者の駐車場は、ほとんど南東入り口が近いです。また、北東の交差点は、交通量が多い割に歩道部分が狭く、十分安全な交差点とは言えません。交差点をちょっと見まじょうかね。

ここです。会が終わってこっちに渡る方向で信号待ちする人がおる中の後ろをすり抜けていく。ここは結構交通量が多いというような交差点ですね。多分皆さんここから、会が終わってこっちへ信号待ち、ここをすり抜ける。

ここに実はもう一つ電柱があります。それで、実はこの交差点を抜けたところ。車いっぱいとまって、車道の幅すごい狭いですね。交差点からこういった南に向かう道も専用の歩道がないので、車すれすれでこするような状況で歩いています。特にここはもうぎりぎりどめてますので、子どもらが駐車場とめてお母ちゃんがこうざっと入れて、ここから車が出たらもう全く危ない場所になっております。

全国どこのホールを見ても、駐車場側の出入り口を封鎖してわざわざ遠回りをさす施設は見当たりません。車の事故は交差点で多く発生をいたします。交差点を通らずに入るルートがあるのに、そこを閉鎖するのは利用者の方向を向いた行政ではないような気がします。事故が起こったときに何と言うのでしょうか。改善を要望して質問いたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

ご質問の出入り口はロビー及び事務室から死角となっており、来館者の安全の確保、またセキュリティー面における対応が困難であることから、職員専用の出入り口としています。

来館者の安全確保は最優先課題でありますので、今までどおり正面玄関を利用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 香美市の施設内、中央公民館だけの話だったようですが、公民館へ来るために事故を起こしたら、周辺道路の交通事故でも来館者にとっても事故は事故ですね。やっぱり、あれ道やき俺は関係ないぜとかそういう話にはなりません。公民館へ来るためにぷっと入れるドアがありながら、わざわざ遠回りをしゅう中で事故が起こったら、それはやっぱり公民館の責任、行政の責任じゃないかと私は思います。そこですね。

あと薄暗いと。犯罪は人通りの少ない暗い場所で起こりがちです。あのドアを利用者に開放して、常に人が通るほうが安全確保、セキュリティーのためにはよいように思います。また、心配ならセンサーライトとか防犯カメラ等もつけたらよいのではないのでしょうか。

答弁にありました来館者の安全確保は最優先の課題であるという認識が本当におありなら、なおさら南東の入り口の開放は必要であると思っておりますがどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

どのような方法であればこの出入り口が一般の方に開放できるかについて、館長と協議、検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ前向きに、可能な方法はあるかと思っております。もちろんハードルもあると思っておりますけれども、可能な方法もありますのでよろしくお願ひします。

ちなみに、自分結構公民館の2階とか3階とか行くんですけども、少なくとも不審

者的な意味で言えば、自分が2階3階に行ったときに公民館の職員さんと目を合わせたことはほとんどないです。というか、もう100回行って1回あるかないか、皆さん真面目に下向いて仕事しゆうがですよ。前向いてぼーとしゆうような職員さんおりませんのでね。現実的には向こうから入ったほうが職員の方にはとまるんじゃないかというような気は私はしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお伺いをいたします。

1点目、大規模災害の処理について、また、2点目は、余り皆さんも聞きなれないかと思いますが、胃がんリスクの軽減、ピロリ菌のことについてお伺いします。

この胃がんのリスクの軽減については、また、子どもの健康意識の啓発の観点からも最後に教育長からも見解をいただけたらうれしいと思いますので、その点よろしく願いします。

それでは、1点目の大規模災害の処理についてでございます。

答弁者は建設課長ということでございますが、建設課長は地域のインフラ等におきましても特段のご理解、そしてご協力をいただいております。ありがとうございます。

別にごまするわけではありませんが、せんだっても我が地域で市道に穴が開いとる要請を受けまして、そして、建設課のほうへ電話しました。課長は空席ですということで、そのことを伝えとってください言うたら、金曜日のもう夕方やったわけですけど、ほしたらもう時間外に来て、誰か穴を潰してくれておりましたということで、よく聞いたら何か井上課長のようなのでしたので、ありがとうございます。土日またいで月曜日、もしくは火曜日ぐらいに道路が復旧するんか思ってましたけど、金曜日の夜には直っております。ありがとうございます。

また今後ともいろいろお世話になることもあるかと思いますが、地域のインフラ整備、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは本題に入りますが、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂の災害、これはさまざま破壊力を持つ土砂が一瞬にして多くの人々の人命また住宅など、財産を奪ってしまう恐ろしい災害でもあります。本市も傾斜が急な山、急峻な山が多く、台風また大雨、地震などで土砂災害が発生しやすい環境にもあるわけでございます。

また、地震による土砂災害は、過去の事例で見ると震度5強以上のところで、そういった事例が多発しているような状況でございます。

しかし、地震の震源は事前に予測することは難しいわけございまして、そこで地震に伴って発生する土砂災害への対策は、やはり過去の災害に学んで平時から対応していくことが大変重要になってくるんじゃないか、そのように思っているところでござい

す。

南海トラフ地震による急斜面の崩壊、地すべり、山津波、これは大規模土石流のことですが、熊本地震及び北九州、朝倉ですが、豪雨による大規模災害を教訓にしてお伺いをいたします。

①でございます。

国道195号など、県道、市道も含める主要な道路を塞ぐ土砂の除去には緊急性を伴うわけございまして、迅速な対応へのマニュアル作成、また、残土処理に係る地元業者との協定が結ばれているのかどうか、その点をまずお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 織田議員のご質問にお答えします。

最初に、通常道路パトロール担当課であるうちのほうがしなくてはならないところなかなか手が回らなく、ちょっと抜かりがあるところを地域の道路を監視していただきましたことを改めてお礼申し上げます。

最初に、道路管理としてのお答えをさせていただきます。

国道195号や各県道については、管理者であります県土木事務所に確認したところ、現在マニュアルや残土処理等に係る地元業者などとの協定は結んでいませんが、各路線維持管理委託を結んでいるため、応急処置（管理）の体制はできているという回答でした。また、市においては、災害時の応急対策活動協力に関する協定書を平成18年8月9日付で南国建設協会と締結しています。さらに、市としましては香北・物部地区につきまして、県同様、維持管理契約を結んでいます。

ただ、災害などの緊急時には、道路状況などにより委託業者の到着や処理が大幅におくれることは想定されます。

そのため、今後は道路管理者としまして、高知県道路啓開計画に基づく対応などについて、関係機関、特に県土木及び地元業者と今以上の協力をしなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 路線維持管理委託は結ばれておりますが、マニュアルとか残土処理に係る地元業者との協定、それはまだ結ばれてないこととございますが、これ②のこととも関連しますので、②のほうに移らせていただきます。

今年5月、これは神池の議会報告会ですが、大規模災害時の残土処理に係る仮置き場が必要ではないか、そういった提案があったわけとございます。

これは執行部のほうにもその議会報告会の経緯として、要望事項として上がっておったのではないかとと思いますが、この件についての再度見解をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

土木行政につきまして、地域で提案して下さりましてありがとうございます。この場をかりまして、改めてお礼申し上げます。

各地区への残土処理場整備、仮残土処理場も含めましてですが、予算面や管理面を考えますと、建設課だけの対応は困難だと考えています。そのため、今後は先ほども言いましたが、高知県道路啓開計画及び市の防災対策の応急期機能配置計画などにより、関係機関との協議に進めていかなければいけないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 確かに予算また管理の面から、建設課としての対応は困難である、これはまさしくそのとおりではないかと思いますが。

私がこの①②で述べたかったことは、やはり地元のご意見も聞く、そして地元の建設業者の話を聞く、その点が大事ではないかと思うわけです。

当然大規模な災害の場合には、県のほうからの応援とかも当然あるわけですが、その仮置き場があるなしによって費用対効果とか、そして一番大事なことは早い復旧につながるのではないかとそのように思うわけですが、課長の見解はいかがですかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今の状況で行きますと、地元業者と建設課のほうとで話し合いを持って早急な対応をし、現場へ行っての処理、地域の業者でありますと土地カンがあるため、業者に頼っていくのが現状だというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今までに地元の土木業者とこの件について話し合うたという経緯はありますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地域の業者とまとまって話した経過はありません。

ただ私としましては、検査などに行ったときなど、現場代理人や社長さんと会うたびに協定的な話、どっか置けるくとか、とりあえず即座に対応できる体制づくりをいつもお願いをしている状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） こういった話が神池から出たということで、地域の方もそういうようなものときの不安も抱えておるのではないかと思いますし、やはり議会報告会の中でどのような内容の話があったかいうたら、市外からの業者等がダンプでどんどんどんどん運びよると、ほしたらかなりな費用がかかっておるのではないか、そういった懸念もあつたりするし、そしてやはり、地域の地区長とまた業者と交えて、そして場所

の選定等も理解、協力いただけないかと。小松 孝議員の質問ではないですけど、1回でだめなら2回3回と、そういう対話の場、そういったものをつくっていくということは必要やないかと思えます。

当然、大規模災害のときは市が直接かかわるといことは少ないかもわからんわけですけど、やはり香美市の中山間の集落地域、これは最後の責任いうんは香美市でかちっと対応していけるいうんですかね、そういうマニュアルづくりとか地域での協定が今後必要になってくるのではないかとそんなに思うわけですが、見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然そのような形で行ければいいのですが、建設課単独でという話にはならない場合もありますし、広域的な話、隣接する南国市、香南市との協議及び県土木との協議、あわせて市の防災対策の方面からという形で、今後検討ができればと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今、地域での言うたら協働、行政も地域と協働というんですかね、そういった意味合いからも防災とか、こういう大きな災害等についても地域のどんどんどん情報もいただく。また地域で協力しながら、それに行政も一緒になってやっていくいう、そういうコンセプトやないですけど、そういった観点から、今後とも折に触れて大規模災害時の対応等についても検討をしていっていただきたいと思えます。その点よろしく願いをいたします。

それでは、③でございます。

5月17日水曜日、これは地元紙でございますが、その報道の中に、災害瓦れき広域処理を想定し、南国市と香美市は県外を含めた2社との災害廃棄物処理に関する基本協定を結びましたよと、大きく写真入りで載っておりました。

写真の記事の最後に、処分場は確保できたが瓦れきの仮置き場、このことについて2社の業者もちよっと懸念を示したような文言であったように思いますが。

この瓦れきの確保の取り組みに対して、課長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 織田議員の瓦れきの仮置き場確保への取り組みについてお答えいたします。

平成28年度に策定された応急期機能配置計画に基づき、災害廃棄物の仮置き場を計画しておりますが、最大クラスの地震、津波、L2ケースです。を想定した場合、仮置き場としての数量は大幅に不足しております。今後、農用地の利用や広域での仮置き場の確保等について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 現在の状況ではちょっと足りないということで。どっか足りないということは、構えとるということですか。そこらをちょっと課長、詳しく教えてください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほど説明しました応急期機能配置計画におきます災害廃棄物仮置き場ですが、L2ケースにおきまして必要数量が8万6,190平方メートル、現在確保している数量が5万986平方メートル、不足分が3万5,204平方メートルになっております。

現在のところ、この確保している土地は公共用地、公園、運動公園も含めて18カ所の合計の面積になっております。この不足した分を確保しないとイケないと。

その取り組みについて、まず市のほうでは平成22年4月に香美市災害廃棄物処理計画を策定しております。これを今年度中に改定をする作業に今取り組んでおります。その中で、仮置き場について検討を進めていく予定になっております。

また、県におきましては、広域での取り組み状況なんですが、平成29年度南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会において、災害廃棄物の処理方策を検討しております。

基本的に1次仮置き場については市町村単位で設置、2次仮置き場についてはブロック単位で、県広域で設置するという予定になっております。

今後平成29年度中に複数回の検討会を経て、平成30年度に広域ブロックでの協議会等の設置が予定されており、その中で広域での仮置き場の設置等についての検討を予定しております。

次に国の対応ですが、大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務、これ国が実施主体、環境省が実施主体になりますが、そのモデル地域として南国市、香南市、香美市、香南清掃組合、このエリアについて調査を環境省が行うということが決まっております。今月19日に第1回目の意見交換会を予定しております。

以上のように、市、県、国において共同でこれに取り組んでいるという状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大変詳しくご答弁いただきましたので、3万5,000平方メートルばあちょっと足りないということで、おおよその候補地いうんか、そんなもんはあるんかないんかわかりませんが、精いっぱいその目標値、それに向けて頑張っていたきたい思います。

なお今回、田中石灰工業、そして大栄環境ホールディングスということで、これは神戸市と紙面にありました。県外処理を想定した協定、そういったものは県内の市町村でも初めてであると。実際、我々素人で考えてみても、こういった瓦れきを県外のほうまでよくぞ協定を結んでいただいたと思いますが、調印に臨まれた副市長、ちょっと経緯と

その状況をちょっとお教えいただけますか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） それでは、お答えをいたします。

災害廃棄物の処理につきましては、各自治体ともに大きな課題であるところでございますが、今回先ほど織田議員のほうからもご紹介ありましたとおり、大栄環境ホールディングス株式会社さん、また田中石灰工業株式会社さんと災害廃棄物の処理に関する協定を結ばせていただいたことは、大変意義深いものであるというふうに思うところでございます。

特に県外の大栄環境ホールディングス株式会社さんにつきましては、東日本大震災やまた熊本での震災等の実績もありまして、また広大な処理場も保有をしておるといふうにお伺いをしておるところでございます。

処理場につきましては一番近い場所でも兵庫県ということで、少し距離的なもんが心配なところもありまして、この協定締結後に少し懇談会があったんですが、その中で私のほうから運搬についてはどうするのかという質問をさせていただいたところでございますが、基本的には高知新港が近くにありますが、そこに貨物船とか大きな船を停泊させて、それに瓦れきを搬入するというような流れになるようです。熊本でもそういった形で瓦れきの処理をしたというふうに聞いておるところでございます。高知新港は比較的香美市は距離も近いということもございまして、心強くは思うところでございます。

しかしながら、効率よく運搬作業を進める上では、先ほどから議論されております仮置き場っていうのが必ず必要となってくるものがございます。先ほど担当課長のほうからまだ3万5,000平米余りの不足分があるというふうな答弁がございましたけれども、そういった確保市有用地につきましても、例えば仮設住宅の敷地であるとか、これからまだ検討しなければなりませんけれども、復旧用資材の仮置き場とか、そういったことにも活用する必要も出てくるだろうと思っておりますので、多くのそういった用地の確保っていうのは今後の課題になってこようかと思っております。

今後におきましても、仮置き場等の確保については引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。

それでは、2点目のほうに移らせていただきます。胃がんリスクの軽減についてでございます。

愛媛県西条市は、今年度から中学2年生と50歳を対象に、胃がんの主な原因であるヘリコバクターピロリ、通称ピロリ菌のことですが、ピロリの感染の有無を調べる検査を無料で実施しているところでございます。対象は、この西条市は中学2年生と今年度50歳になる市民の希望者。若いうちにこのピロリ菌は除菌することが重要であるため、

中学生が検査で陽性と判断された場合、除菌治療費の7割、上限1万6,000円を市が補助する。中学生は今年10月以降、西条市は10月以降ということでございますが、市内の病院で検査する予定で、50歳の対象者はこの5月から行っている市の集団検診で実施しているとのことでございます。

また、熊本県の天草市でも、今年度から中学3年生を対象に無料で感染検査を行っております。この制度は、生徒の健全育成を図る上で大切な健康管理の取り組みにもつながるのではないかと、そういう認識で以下お伺いをするわけでございます。

課長は、諸説あるピロリ菌と胃がんとの関連性、答弁者、前田課長、この見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時時間を延長します。

健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 織田議員のピロリ菌との関連性という質問にお答えします。

国立がん研究センターによると、胃がんの発生については多くの研究が行われており、幾つかのリスク要因が指摘されています。中でも喫煙や食生活などの生活習慣やヘリコバクターピロリ菌の持続感染などが、胃がんの発生のリスクを高めると評価されています。

日本人のヘリコバクターピロリ菌の感染率は中高年で高く、若年層では近年低下傾向にあると言われております。ヘリコバクターピロリ菌に感染した人の全てが胃がんになるというわけではありませんが、現在、除菌療法が胃がんにかかるリスクを低くしているという研究が集まりつつあるようです。感染していることがわかれば除菌療法が推奨されていますが、定期的な胃がん検診の受診も重要と考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ②のほうに移らせていただきます。

課長もピロリ菌と胃がんの関連性、確かにデータの的にもそういった傾向はあると、そのような認識でございます。

これ、諸説の中ではなかなかピロリ菌の胃がんへの罹患率というんですか、そんなものを否定したような記事もあつたりするわけでございますが、課長は関連性があると、そのような答弁と受けとめました。

それでは、②。

本市の中学2年生を対象とした場合に、これは尿検査とか血液検査、便をとっての検査等も呼吸器の検査等もあるわけですが、これ尿検査で検査した場合、検査費用の概算についてちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、高知県内で集団検診にてピロリ菌、略してピロリ菌言います。ピロリ菌の判定尿検査を実施している検査機関はないと伺っております。そのため、県外での実施状況から調べてみると、1人当たり3,000円ほどかかるそうです。

血液検査での実施であれば、成人集団検診を実施している高知県総合保健協会にて、ピロリ菌抗体検査1人当たり税抜きで1,500円、単独検査なら別途に採血料が100円要るそうです。の単価で実施可能です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 本市の中学2年生の人数が何人で、3,000円やったらそれ掛けた倍数ですわね。ちょっと2年生の人数をちょっと教えてくださいか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成29年3月31日現在、中学2年生の人口は14歳で189人です。尿検査で計算しますと、56万7,000円になります。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 次、③に移ります。

これ若いうちに除菌することが重要であると。就学前ゼロ歳から5歳ぐらいまでいうたら胃液が少ないとか抵抗力が少ない、そういったときにピロリ菌が住みつくりやすいわけでございまして、我々中高年7割か8割ぐらいは皆ピロリ菌を持っとると。そして、成人になるにつれて胃酸によってピロリ菌が入ってもそのピロリ菌は死んでしまううんか、そういうことで若いうちにその除菌をしておかないと、これずっと一生持ち続けるらしい菌のございます。

これ陽性と出た場合には、除菌するしないというんは特段本人のあれなんですけど、これ除菌費用は大体どんなものでしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

医療機関の状況や治療の過程で使用する検査機器によっても差があります。医療機関ごとによって変わってくるので、はっきりした治療費の額はお答えすることができませんが、情報によると保険診療の3割負担で1万7,000円から3万円ほどかかるということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 1週間薬を飲み続けなければならないということのございます。

今回、先ほど答弁の中で県下ではどこもやってないよと、本市の執行部の答弁の中でも他市の状況を参考にとかそういう答弁がよくあるわけですが。

これは愛媛県西条市、そして熊本県天草市、私が担当課にちょっと直接電話をさせていただきまして、状況を聞かさせていただきました。

西条市は大体人口が11万人余りのところですが、そして、西条市は中学2年生を対象にしとるということで、1,000人ぐらい2年生がおると。そして、まだ10月から実際検査に移行するわけですけど、希望する生徒が300人であると。そして、1人大体3,000円の予算を組んでおるということで、90万円の予算ですわね。そして、これは県とか国の補助はないですか言うたら、補助はありませんということで。

市長も西条市は思い出があるところなんですけど、四国山脈の水脈があって地下水がかなり豊富なところがございます。そして、西条市は井戸水とか地下水が豊富な関係で、井戸水を使う関係でこのピロリ菌の検査をしましたかと、それは全く関係ありませんということではなかったけども。

そして天草市は、8万人ちょっとぐらいの人口のところですが、この中学3年生がはやこの春に全部やりました、検査を。そして、741名中350名が手を挙げて検査をいたしました。学校では健康診断の時期に尿検査をするときに、ピロリ菌の検査をしても構いませんという希望者に対しては、一緒に出したもので検査ができるそうなんです。そして、実際にどれだけの費用がかかりましたか言うたら、1人1,500円前後でいけましたと。そして、350人が検査を受けて30名陽性反応が出ました、1割弱でございますが。そして、除菌の対処についてはどのように対応するんですか。これは、このピロリ菌をすぐに除菌しないとどうこういう問題ではありませぬので、各父兄にその陽性または陰性であるその通知を出すだけで、後は個々が対応するとしておるそうでございます。

いろんなネットなんかで状況を見ても大体1割前後が今でもピロリ菌がおるらしいです。

そういったことから、やはり今の中学生、香美市も中山間で井戸水を使っている家庭もあるんじゃないかという思いから、私もこの件はぜひとも取り上げたいという思いで取り上げたわけなんですけど。

以上のことから、この④の質問に移ります。

検査を終えました天草市では、検査を受けた生徒のみならずその家族や周囲にも、ピロリ菌による将来の病気へのリスクを知ることで、適切な健康管理につながるとしておるわけでございます。この取り組みは子どもたちの胃がんリスクの軽減を図り、医療費の削減にもつながると思うわけですが、担当課長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、厚生労働省においてピロリ抗体検査については、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することを勧められてないといわれています。また、高知県下では中学生に対し、ピロリ菌の検査を実施している自治体は

ありません。

除菌のために服用する除菌剤の副作用のこと、学生に実施することになるため除菌治療の際には学校を欠席する必要があること、学校欠席時にヘリコバクターピロリ菌の除菌のためと周囲にわかったためにいじめの対象になりはしないかと危惧されること、検査のために胃カメラを飲む必要が出たときの子どもに対する身体的負担、導入するまでには十分検討が必要と思われまますので、県外の市町村では実施しているようですが、香美市としましては、子どもたちの負担リスクが高いため、国や県の動向を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 他市の状況、県の状況、それは課長の答弁としては正解ですわ、その答弁。

でも実際今の答弁の中にあつたように、胃がんのピロリ菌のリスクが、国レベルではかちつとした認証ができてないと。これはいろんなデータから、やはり胃がんの患者の大半がもう全部ピロリ菌があると。そして、我々小さいころは近所のおんちゃんがのうなつた、大体が胃がんやつたわけです。そして、現在は胃がんの死亡率もだんだん減つてきて、肺がんが今一番多くなつていふような状況でございます。これは早期発見で胃がんなんかは病気のうちに入らないいふんか、そういうような状況さえ生まれております。

これぜひとも、県下でやってないとか、確かにそれは答弁間違つてないですわ、どこもやってないです。ほんでも子どものリスク、休まないかんとか1週間薬を飲まないかんとか、そういういろんなリスクはありますけど、別にこの中学生時代に飲まないでも構わんわけなんです。二十になつて自分自身にピロリ菌があるいふんがわかつておれば、職についてからでも構わんわけなんですわ。

これは除菌するまでは絶対のかないと、そしてまた、女性であれば子どもの養育とかそういうときには、せきをしたり飛んだりした場合にもうつる可能性もあるらしいですが。ゼロ歳から5歳までの乳幼児、就学前の乳幼児なんかに物すごいうつりやすいいふんですかね、そういうあれがあります。

そして、最後に教育長、子どもの健全育成の観点からも、健康面は大きな課題ではないかと思ひます。通告もなしで申しわけないんですが、今までのやりとりの中から教育長の見解をお伺ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育委員会の所管ではございませんけれども、許可をしますので簡潔に答弁をお願いいたします。

教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 胃がんリスクの軽減ということで、お答えをいたします。

実はこのご質問をいただきまして、健康介護支援課のほうに専門的なこともお尋ねを

したりしながら、教育委員会の事務局内部で随分いろんな話をしたところです。

それで、その尿検査で検査ができるんだったら一番いいということで、課長も申しましたように高知県総合保健協会のほうにすぐ問い合わせまして、尿検査を出したときに希望の子どもたちの検査ができないだろうかという話をしましたら、ピロリ菌の検査はしていないという課長の答弁のとおりだったのです。

この辺がちょっと簡単にいかなかったもので、その後ずっと話をしていましたけれども、1つは児童生徒の健康診断をしていくときの、こういう項目をしてくださいますという定められたものがございまして、その中に現在はピロリ菌のことが入っていないということもあったりして、議論をしていますけれども結論には至っていない状態というのが今の、前田課長がお答えしたような流れになっています。

内容的にはこのごろピロリ菌を除くということについては一般的にも随分知られてきて、除いたほうが良いというような方向が通っていますので、全体にはピロリ菌のことは知られてきたというふうに思っているんですけど、このことにつきましては、ちょっと検討するのにお時間をいただきたいというようなこととさせていただきます。今は課長の答えさせていただいたとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。

急に振ったりして申しわけなかったわけですが、また今後とも課長参考に、こういう提案者がおりましたということを記憶にとどめておいていただいたらと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は9月14日午前9時から開会します。

（午後 4時15分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 9 年 9 月 1 4 日 木曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里  
議会事務局書記 一圓まどか

**市長提出議案の題目**

なし

**議員提出議案の題目**

なし

**議事日程**

平成29年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成29年9月14日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 9番 爲近初男

② 1番 甲藤邦廣

**会議録署名議員**

16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

9番、爲近初男君。

○9番(爲近初男君) 皆さんおはようございます。9番、爲近です。通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

まず、地籍調査事業の面積拡大について質問をいたします。

地籍調査事業による土地の所有者及び管理者との境界確定は、伐採事業や林道、作業道事業の推進に欠かせないものです。しかし、過疎化や林業離れのため、民有林の境界はわかりづらくなっています。

物部町においては、この何年かで山に入れなくなる、どうにか体の動くうちに早く調査を行ってほしいといった要望が森林組合に多く寄せられています。高知県下においては、梶原町など6自治体、最新では7自治体が地籍調査を完了しているようです。本県の平均進捗率は55%となっていますが、本市は33%です。香北町は73%と進んでおりますが、土佐山田町15%、物部町14%と大きくおくらせています。

地籍調査が未実施の地域は境界がわからず、間伐や皆伐、また林道や作業道の開設時、計画作成の支障になり、調査完了が喫緊の課題となっています。調査現場において、所有者や地元の世話役、また、土地の事情を知る協力者により行われておりますが、県外に出ている人を呼ぶこともあり、苦勞が多い状況の中で10年も待てない状況があります。

物部町の未実施の民有林面積は1万3,700ヘクタールです。1年に400ヘクタールこなしても34年かかります。今年の実施面積は43ヘクタールで、ここ3年2桁台となっております。今年のペースだと300年以上かかる超スローペースとなっております。早急な改善が必要です。

民有林は成熟期に入った中で、その活用や木材の生産販売の増大などがうたわれる状況下にあります。地籍調査事業の面積拡大は、地域社会及び地域林業の発展に大きく寄与するものであります。

今後の地籍調査事業をどう実施していくのか、見解をお聞きいたします。

○議長(小松紀夫君) 建設課長、井上雅之君。

○建設課長(井上雅之君) おはようございます。地籍調査事業についてお答えいたします。

香美市では旧町村単位、土佐山田町、香北町、物部町の3地区にて、毎年一定量の地籍調査事業を実施しています。近年、国からの補助金や交付金が減少傾向にあり、計画

の事業量を確保することが困難となっています。県全体に対する補助金が減少している中で、これ以上の進捗を低下させることのないよう、国の経済対策などの補正予算等も活用し、事業量を確保しなければならないと考えています。

国や県などの協議の場において事業量を減少させないよう、要望していくことが大切であるとも考えています。あわせて、本市が参加しています高知県国土調査事業推進協議会においても、公益社団法人全国国土調査協会及び全国国土調査協会四国ブロック会などと協力し、関係機関等への陳情及び要望を引き続き行っていかなければならないと考えています。また、10月に予定しております高知県市長会議等へも補助金、交付金の今まで以上の確保を要望していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 以前は予算が1億円を大きく超えるような事業量でやっていたと思いますが、わかれば昨年度の実績、そして、来年度目標とする金額がわかればお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

平成26年が当初事業費としまして1億800万円で、事業費としましては1億400万円程度になっております。平成27年度が8,800万円の当初事業費に対しまして、事業実施生産額としましては8,300万円ぐらいになっております。平成28年度に関しましては、補正予算等の絡みもありますが、当初としましては約7,300万円で、実施変更で約7,000万円という形になっております。

担当課としましては事業量ベース、まあ10カ年計画があつてその中で動いており、現場状況、事業の進捗動向ということもありますが、年間金額ベースにしまして1億円、1億円を目標といいますか、1億円前後という形の中で交付金、補助金の額によつての変更という形で計画したい、今後もその形で進んでいかなければならないと思つております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ1億円を超えるような予算の実現を望んでおりますが、またその国や関係機関への陳情や要望を強く働きかけていただきたいと思つています。

市長にもお聞きしたいと思つていますが、地籍調査は今やらないと大変な状態になると思つています。間に合わなくなると思つち中、その1億円を超すような事業量が何とかできないかと思つていますが、どうお考えかお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 地籍調査でございますけれども、議員がお話をなさいましたように、地籍調査は非常に大事な事業だというふうに思つております。

流域3市の市長と森林組合の組合長さんなどと一緒に山に入ったときもお話をいただきました。

地籍調査をすることによりまして施業計画も立てられる、それから、所有者間で混乱しないというふうなこともありまして、安定的に山が管理をされていくことによって、山がよみがえるんだというお話をいただきまして、そのことについては流域の3市長と一緒に要望していかないかというお話もさしていただきました。

ただ今現在、東日本大震災の津波の関係で、海岸地帯の地籍調査が行われてなかったことによって復旧が大変おくれておるというふうなこともありまして、今県においては、海岸部を中心に地籍調査を進めようということでやっておられまして、その分これまでの予算配分からすると、少なくなってきたというところであります。

そのことは十分理解ができますけれども、やはり山手側には山手側の事情、今議員さんの言われたように、本当に立会をしようにもできなくなっていくという状況がございますので、これについてはやはり知事にもご理解をいただかなきゃならないということで、この秋の知事会には、私のほうから要望書を上げさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 事は喫緊の課題と思う中で、何とか1億円を最低確保するために、環境税を創出されるということですし、またふるさと納税の一部でも使えるとか、また非常に重要なことだと思いますので、その一般財源の一部も使って、何とか予算確保をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まずは国・県に対して私どもの抱えている事情をしっかりとご理解をしていただくということが第一ではなかろうかというふうに思っております。

その後につきましては、議員もいま少しご提案もいただきましたけれども、そういった多面的なことを検討をして、合意形成を図っていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 前向きな対応をまた検討をよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。本市交流促進施設の継続についてを質問いたします。

物部町の玄関口、奥物部湖畔にあるレストラン、ふるさと市、奥物部美術館、ライダーズイン奥物部は、物部町にとりましても、また、本市にとっても重要な施設です。指定管理者制度において運営をしていただいておりますが、今年度末で更新のときではと思います。継続しての更新を願っておりますが、もし更新がされない場合、市としてどう継続していこうとするのか、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 爲近初男議員のご質問にお答えいたします。

現在の指定管理者は、いろいろな面に対してご苦労して交流促進施設の運営を行っていただいています。今後の指定管理を考えますと、スーパーが閉店し、今までどおりの買い物環境ではなくなった現在、既存の商店にもご協力いただき、買い物困難者の減少にご協力をいただいているところです。

議員の質問の指定管理者の更新がされない場合、市としてどう継続していこうとするのかのご質問ですが、市としましてもあらゆる可能性を模索して検討し、交流促進施設の継続を考えていかななくてはならないと考えております。

今は現在の指定管理者と指定管理に関して協議を重ねていますし、各方面にも交流促進施設を活用して買い物環境が改善できないか、支援、手法はないものかお話を聞かせていただいているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 大栃橋のかけかえによりまして駐車場がやや狭くなっている関係なんかもありまして、紅葉シーズンを中心に観光バスがとまりにくい状況もありまして、経営がさらに厳しくなっている状況もあります。

そんな中で、指定管理が1年ごとというような感じにはならないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） ご質問にお答えいたします。

指定管理の期間を決めたものはないと考えますが、事業の内容により3年から5年ぐらいが適当な期間ではないかと考えています。

毎年の契約も事業継続がない内容によればあり得ると考えますが、同じ事業で毎年契約できるとは限らないため、事業継続がある事業内容なら長期契約が有利であり、煩雑な事務手続も避けることができると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 本人もなかなか厳しい中で頑張って運営をしていただいておりますが、できるだけ継続した運営をお願いしたいと思います。

どうしても継続できない場合は集落活動センター的な取り組みとか、今度大栃、神池へ地域支援員も入ってくれるということですので、その人との連携をしていただいて、何とかこの施設が維持できて、活発に運営できるような形を構築してほしいと思いますが、市長はどう考えておられますか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 物産館等の指定管理についてお答えをいたします。

この指定管理につきましては、奥物部ふるさと物産館、前のふるさと市、そして2階

の奥物部美術館、そして川を挟んで橋を挟んでライダーズイン奥物部と、こういう施設を指定管理ということで行っておりますけれども、指定管理ということであれば、やはりもう少し整理をして考えていく必要があるのではないかと。全部まとめて行政がやっていた時代とは違う施設管理をお願いをしてる、指定管理をしていただくということになればもう少し整理をして考える必要があるんだと、ライダーズインと分離をして考えるというふうなことも大事なことではないかと。

それからもう一点は、この指定管理料についてももう少し見直してみる必要があるのではないかなというふうに思っております。そのことについては支所のほうからもいろいろと問題点についてご指摘をいただいておりますので、当然相手もあることですから、相手のお話も十分聞かなきゃならないというふうに思っております。

そして、地域の買い物困難については、行政として応援のできることは既存の商店の応援について行うということで、今議会にも予算増の提案を申し上げているところですが、住民の皆さんからは、それはそうであっても、土曜や日曜に買い物ができない状況にあるんだというお話もあっております。そういうことに対しても対応ができるような、これからの対策をこの物産館で考えてみることも大事なことではないかというふうに思っております。

したがいまして、民間のコンビニエンスストアなんかのご提案等もあれば、これはしっかり検討をしなければいけないということで、お話し合いもさしていただいておりますので、ただ、現在管理をしていただいている方とのきちんとした、お互いがよい形で受けられる形でなければならないといういろいろな問題もございます。施設の性質上の問題もございますので、そのあたりを今後余り時間をかけないで、案をまとめていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） いろんな形を模索していただきまして、この本市の交流促進施設、重要な施設でございます。順調に継続できるようによろしく願いしたいと思います。

また、買い物難民対策におきましては早期に対応していただきまして、商店の支援をしていただきましてありがとうございます。ここにお礼を申し上げます。

続いて、次の質問に移ります。バスの利用等について質問をいたします。

土佐山田町より、物部町に住む親の世話に来て二、三日滞在して、別府発13時1分で大柘駅に着き、2分後のJRバスで帰っていましたが、JRバスが春より10分早くなり間に合わなくなっております。1時間待ちとなって困っているということです。

改善はできないか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 爲近議員のバスの利用等についての質問にお答えさせていただきます。

市営バス別府線は運休日なしで毎日1日4往復運行しておりまして、ご指摘の便は大栃駅を12時25分に発車し、別府駅で折り返し、また大栃に13時36分に到着するため、13時28分発の土佐山田行きJRバスには間に合わず、次の便まで52分の待ち時間が発生し、乗り継ぎには不便なダイヤ設定となっております。

そこで、スムーズに乗り継ぎができるよう、市営バスの到着時刻を早めることが可能かどうか何パターンか検証してみましたところ、当便は大栃駅を発車した後、別府で折り返し、大栃駅へ戻ってくる運行となっているため、大栃駅の到着時刻を早めた場合、大栃駅の発車時刻も早くなりまして、そうすると今度はJRバスで大栃に来た方が別府行きの市営バスに間に合わなくなり、約4時間の待ち時間が発生することが判明いたしました。

以上のことから、市営バスの当便をJRバスに合わせて時刻を変更することは、そのほかの利用者への影響が大きく、適切でないと考えられます。

また、JRバスのダイヤ変更を要望される場合は当課が窓口となりますので、地区の自治会長様より要望書をお願いいたします。当課からJRバスへ別途要望させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） JRバスの変更を期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

②の質問に移ります。

山田高校に通う子どもを持つ保護者の中には、JRバスの利用を望む声を物部町や香北町でも聞きますが、高い運賃がネックになっていると思っております。大栃から山田高校への1カ月の運賃は、1カ月定期で2万9,000円、3カ月もので2万7,500円、6カ月もので2万6,000円となっております。保護者にとっては大きな負担額です。保護者は朝夕の忙しい中、子どもの送り迎えをしている現状があります。補助等はないか、お聞きいたします。

また、大栃発のJRバスは6時18分から始まり、6時51分、7時台がなく、8時5分、8時35分となっていて、8時5分では山田高校の始業時間には間に合いません。8時5分の便を少し早めて、7時40分ぐらいにしてほしいという要望が保護者から上がっております。また、保護者のみならず一般の大人からも要望があります。対応はできないかお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 爲近初男議員のご質問にお答えいたします。

通学費の補助につきましては、現在関係部署と検討会を立ち上げ、補助の内容や必要額の試算などについて協議を行い、検討を行っているところでございます。

また、JR四国バスの発着時刻の変更につきましては、先ほど定住推進課長が答弁いたしましたように、自治会長様から市に要望を上げていただきましたら、JR四国バス

に要望を行うようにいたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 地元の山田高校の入学者をふやしてほしい思いもありますし、また、その卒業生が地元の工科大への入学につながっていくんじゃないかとも考えています。

そのためにも補助の検討を早期に重ねてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 現在検討をしているところですので、それを待っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、高校の通学等を支援する制度はないでしょうか、聞きたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

バス利用を直接目的とした制度ではございませんが、香美市高等学校等奨学金の給付制度がございます。

香美市高等学校奨学金につきましては、高等学校・大学等で勉学する意欲と能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な方に学資の一部として奨学金を給付するものとなっております。奨学金の金額は、高等学校等で月額1万円、短期大学・大学等で月額1万3,000円となっております。ただし、これは経済的な理由によりということで、給付条件に世帯の収入などについての要件がございますので、対象とならない場合もございますのでご相談いただけたらと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この奨学金制度、また周知等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

何とか実現するようによろしくお願ひしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） おはようございます。1番、市民クラブの甲藤でございます。通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

まず、1番目の職員定数についてでございますけれども、これ質問用紙にもありますように、2006年の行政改革推進法の成立により、地方自治体においても定数の削減、

人員の削減というのが進められてまいりまして、平成24年の香美市職員定数条例によりますと、本市の職員定数というのは428人になっていると思います。

昨年3月議会の一般質問におきましてこの定数問題を取り上げた経緯がございますが、今後ますます業務量が増大していくことが予想される中で、定数条例の見直しが必要であるというふうに考えております。

なお、今議会の一般質問の中期財政計画についての質問の中で、この定数についての質問がございました。そこで言及しておりましたけれども、若干重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて、そして切り口を変えて、以下順次質問をまいります。

まず、①です。

平成29年4月1日現在の実際の職員数、実人員というのは何人になっているんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

定数管理上の人数は388人となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 結構、乖離が大きいなというふうに見ています。

平成28年3月議会での質問では答弁の中で、合併時点の職員定数が457人であったと、そして、平成24年の定数条例では428人だと。このときに平成27年の4月1日現在の実人員、これ387人だったというふうにお聞きをしております。388人ですから1名の差ということになっておりまして、余りその時点からは変わっていないことにはなります。

そこで、②お聞きをします。定数外職員数についてお聞きをします。

これも同じく平成29年4月1日現在ですが、病気休暇とかあるいは育児休暇、こういった職員さんのおいでだと思いますけれども、それ別に人数がわかっておりましたらお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

まず、定数に含まれない短時間の再任用職員が3人、それから、県からの出向職員が2人となっております。

なお、病気休暇等については具体的なお質問はありませんでしたので、ちょっと今資料を持ってきておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 多分前回も聞いておりましたので、想定しておるのかなというふうに思っております。

この再任用職員が3人と、それから県の出向職員が2人というふうにおっしゃいましたけれども、再任用というのはこれ定数外になっておるんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

再任用職員も常勤の再任用職員は定数に入っておりますけれども、短時間、フルタイムでない再任用職員が定数外ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

この質問をしたかったのは、実際の定数とその実人員との間に大きな乖離があるわけですね。そうしますと、この定数外になっている職員さんは、当然病気とか育休でなければこの定数に入ってくるわけですから、もうその差が縮まるということになるんですが、そこちょっと確認したかったということです。

その病気休暇につきましては、最近ですがちょっと1人の方が病気休暇に入られたというふうにも聞いておるんですが、これ事実でしょうか、わかりませんか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

病気で休んでおります職員は複数おまして、最近もちょっと体調不良ということで1人の方が、また病気休暇ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そのイメージとして、昔に比べて病気休暇の職員さんがふえているというふうな受けとめ方を私しているんですが、実態というのはどうでしょう、ふえてきているんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

比較する時期にもよると思うんですが、合併後はふえているというか、横ばいではないかと思います。

ただ、私たちが若いころから比べるとふえております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この病休職員が昔と比べてふえているというのは、やっぱり非常に仕事もハードになってきておりますし、実際その職員数が足りないという部署が随分あるというふうに思っております。

特に新人さんについては、昔は2年3年かけて指導してきたというところがあるんですが、もう最近では入ったら即戦力という形でやっていかなければ仕事は回らないという部分もありますし、中堅の職員さんについては、非常にその責任が重くなっているところもありますので、よくよく周りの職員さんとか上司の方は、兆候が必ずあるわ

けですから、それを見逃さないようにしていただきたい。

といいますのは、こう言ったら何でしょうか。特に、精神的な場合は早く見つけて早く治療すれば、割と復帰することができるという可能性もあるわけですがけれども、これが重症化をしてしまいますと、なかなか完全復帰まで至らないというところがありますので、皆さん全員でぜひ目配りを、気配りをしていっていただきたいというふうに思います。

それでは③ですがけれども、通告書で平成30年度退職予定者となっておりますけれども、これ平成29年度末の退職者ということにしていきたい。

採用予定職員数を、事務系、技術系、保育士別にお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 通告が変わったけど、答えれますか。平成29年度末でいいですか。

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

本年度末の退職予定者数は8人となっております。

そしてまた採用者でございますが、事務系が9人程度、保育士3人程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、退職者が8人、採用がまず12人程度となつて、4人の増ということになるわけですね。

それとさっきお聞きをしましたけれども、再任用職員についてですが、この常勤の再任用職員、これ何人かおいでると思うんですが、これはこの8人の退職者数に含まれておりますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

再任用職員も、この退職者の中に含まれております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、再任用職員の方は任期は1年ということですね。

（総務課長、山中俊明君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） 条例上は3年間延長できるというふうになっておりますけど、そこはないんだというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

再任用職員については1年1年で契約ということになっておりますので、希望すれば次の年も再任用として働くこともできるということになっておりまして、まあほとんどの方が退職ということにはなりますが、再任用を希望している再任用職員もおります。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これきのうの同僚職員の質問とも関連はしてきますけれども、やっぱりほかの職員さんにチャンスを与えるという意味からも、確かに1年更新で3回までということにはなっていると思うんですが、やっぱりやるべきではないだろうというふうに申し上げておきます。

この採用を見てもみますと、技術系の職員の採用はないということになっておりますけれども、これは技術系の職員はもう足りているんだというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

職員の採用につきましては、中長期的な職員配置というものを考えながら採用しておりますので、技術・土木系の職員につきましては、昨年度職員を4人ですか採用をしておりますので、本年度はほかの部署で不足しているところを重点的に採用するというところで、こういう計画にしております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これは後でも触れますけれども、特別委員会であるとか一般質問でも出たと思うんですが、技術系の職員が不足をしておるといのはずっと指摘をされてきております。

今問題にしておりますのは、定数というものがあって、その実人員との間に大きな乖離があるわけで、普通に考えればそこまで埋めていけばいいじゃないかというふうにも思うわけですが、それは多分そうじゃないだろうと思います。

来年度以降、もう今年の試験の結果で来年採用になるわけですから、技術系の職員はもう採用しないということになっておりますので、今さらという感はありますけれども、今後を考えてみますと、これ非常に大きな問題になってくるんだろうと思います。これ、詳しく後で触れることにいたします。

次に、④です。

定数の見直しの検討を行うということ平成28年の3月議会の一般質問のときに答弁をいただいておりますけれども、これ実際検討されているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えをします。

職員定数については、現時点では見直しまで至っておりません。

職員定数については、地方分権や平成の大合併、行政改革などの時代の波に加え、多様化する行政サービスの提供や権限移譲による業務の増大などにより、部署によっては時間外勤務が慢性化している状況、また、総合戦略や平成28年度に策定した第2次香美市振興計画において設定した将来目標の実現、喫緊の課題である防災対策や人口減少問題対策など、本市にとって重要な時期となっていることを踏まえた対応が必要である

と考えております。

本市が将来目標を実現し、さまざまな問題や課題に対応していくためには、やはり一定のマンパワーは必要であろうと考えております。しかし、一方では普通交付税の削減の影響も見据えた取り組み、業務の改善による効率化への取り組みも必要であろうと考えております。

職員定数につきましては、このようなさまざまな状況を踏まえた上で検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） まあ何と申しますか、実に素晴らしいお答えだろうと思うんですが、ちょっとお聞きをします。

職員定数を定めるということに当たっては、やっぱり一定のルールであるとか考え方が当然あると思うんですが、実際にどういうやり方によって平成24年に数字が出てきたのか。ちょっとわかっておりましたらお教え願いたいんですが。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

平成24年に定数をそのように定めた根拠になるような資料をちょっと持ってきておりませんが、ただ考えられることは、こういう定数を図るときに類似団体との比較なども行いますので、そういったものも含めたところで、その定数を決めていったのではないかとこのふうには考えられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私は基本的に質問のすり合わせはしません。だから、答弁のすり合わせまではしません。だから私自身、皆さん方の答弁を想定して組み立てもしています。ですから、あなた方も想定することは必要ですよ。わからなければ質問すればよろしい。そうでなければこれ議論になりませんよ、小学生じゃないんですから。これは小学生に失礼ですけど。

これだけ一問一答で番号までを振って通告してある。それだけしか調べて来ないんだったら、こら議会で質問する意味ないじゃないですか。ペーパーでやりとりすればこれは済む話になりますのでね。そこはよく考えておいてください。

このことに関して、私は定数については、市の内部で行政改革の委員会とかいうものがあって、当然内部的には以前から検討されてきているんだろうというふうに思っておりましたが、それはやっていないんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

定数につきまして毎年度各部署からもヒアリングを実施しておりまして、そういった

中で、その部署部署で必要な人数等の把握をして異動等を行っておりますので、その上での現在の職員数ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私ちょっと議事録を見た記憶がちょっとあるんですが、また調べてみてください。大体市の内部でいろんなこと検討しているはずですよ、表に出さない状態でね。

基本的に、実際の条例上の定数と実人員で40人ぐらい差があるということなんですが、市としてこの定数をどう考えているか、実人員がイコールもう定数になっているんじゃないか、そこはどう見たらいいんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

実人員数が定数というご質問ですが、現在の状況で考えますと確かにこの定数が428人で40人という乖離がございますので、現在の388人が定数になっているんじゃないかというご質問だと思うんですが、ここについては今後香美市が取り組んでいかなければならない施策等もございますので、そういったものを含めて、ちょっとその人数についての整理はしていかなければならないと考えておりますので、現在の実人員数が定員というようなことにはちょっとならないのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

次に、⑤ですけれども、これ今議会で同僚議員がトップランナー方式ということについても言及しておりました。

私はこの意味っていうのは、単純に言えば国の例えば削減方針に反すれば、先ほど言っておりました交付税の削減がありますよと、ペナルティーが待っていますよということであって、要するに国の言うこと聞けば優等生として処遇しますよと、交付税についても優遇しますよということではないかと私、実は思っております。

総務課長の答弁では、同僚議員に対する答弁の中でも出ておりましたが、これ以上の職員の削減は困難であるというのは、市の統一見解であろうかと思えます。

こういったことを踏まえますと、実際に実人員定数の増というのは非常に考えにくいというふうに思っております。ただ先ほど申し上げましたように、業務量の増大というのは当然予想されております。この少ない人数で業務執行がスムーズにいくのかどうか。

それと、もう一つは、これは提案になりますけれども、職員の配置転換ですね、それから職種の転換、これちょっと微妙な話になりますけど、この職種の転換については最後にちょっと聞かせていただきます。

どうすればこういった中で住民サービスの質の低下を防ぐことができるのかとか、また、職員の健康管理の面で、職員をどう守っていくのかということを実際に真剣に考えていかないと、これ大変な事態になるというふうに思っております。人員に余裕がない

から、仕方がないからやれってということだけでは、やはり無責任ではないかというふうに思います。職員が実際壊れてしまいますのでね。

そう考えてみますと、私は限られた選択肢しかないというふうには思っております。つまり、今以上の外部委託をしていくということしかないのではないかと。当然支出というのは伴いますけれども、この件について見解をお伺いしたい。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

本市におきましては、これまで普通交付税の一本算定を見据えて職員数の削減を行ってきましたが、その中で職員数減や業務増加に対応し、市民サービスの維持、向上を図るため、平成23年度、26年度、28年度と組織改革を実施していきました。

今後、本市の将来目標の実現、増加する業務に対応するためには、組織の見直しや業務の効率化とともに、職員配置の弾力的な運用も検討の1つであると考えております。

また、業務委託等の行政改革等もまた検討の1つであると考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その職員の配置の転換というのを具体的に言うと、事務職と技術職の配置のことです。

例えば、技術系の職員がもし足りないのであれば、事務職から配置をするということも考えられると思うんですね。それは何か縛りがあるんですか。

多分、ほかの市町村でもそういうことやっていると思うんですが、それはやろうとすれば可能なんですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現在におきましても、事務職の職員が技術の仕事をしておる職員も何人かおりますので、それは不可能なことではないというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） このことは、これは皆さん方まだ記憶に新しいと思うんですが、'98豪雨というのがありましたね。幸いなことにその'98豪雨以来、本市ではあのような大きな災害がないですが、実はその同規模程度の災害であっても、当時から言えば職員数も減っておりますので、実際対応できるのかなという心配をしております。多分、被害調査すらできないんじゃないかとそういうふうに思っております。

ちょっと私のこと言わせてもらいますと、私自身昭和40年代から、県内のほとんどの大規模な災害にはかかわってきています。その経験上から申し上げますと、市町村の職員さん単独では、大規模な災害にはなかなか対応できない、それが実体です。

これは職員さんが能力的に劣っているということではありませんが、実際にそういった災害が起こりますと、ほとんどの職員さんが家屋の被害調査であるとか、住民の被害

の調査であるとか、当面の生活道の被害調査、そして応急復旧工事にかからないといけないということで手をとられて、実際の山間部での被害調査が大体後回しになる傾向にあります。当然道路網が寸断されておりますから、車って大体使えないんですよね、大体徒歩での被害調査ということになります。

以前は応援要請を受けて県も派遣をしておりました。しかし、県もご多分に漏れず職員数が減っております。それに伴って技術力というのも相当低下をしております。実際どこが動いてくれるかといったら、農業部門であれば土改連、今の水土里ネットですか、林業部門で言えば山林協会に委託をするということになるかと思うんですが、ここも実際人減らしをしております。だから、なかなか対応できないんですね。

せめて自分のところで対応できるとしたら、私以前から言っておりますけれども、事務系の職員を3年程度技術系の職場に配置をして、そこで勉強してもらおうと。それは、今の職員さんって結構優秀な人が多いですね、皆さん方優秀ですよ。今の職員さんって結構前向きな職員さんが多いと思います。3年ぐらいやれば災害調査はできます。設計書も多分組むようになりますよ。それだけ優秀な職員さんが多い。

例えば大規模災害を受けたときに、激甚災害の指定を受けようとするれば、被害調査せんといかんわけですね、被害額を確定せんといかんわけです。それがなかったら申請すられないわけですから、これがおくれると、どんどんどんどんずれ込んでしまうということもあります。

ですから、そういう形がとれないのかなというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

将来起こるであろう南海トラフによる巨大地震、それから最近の集中的な豪雨等、大災害が起きたときに、それに対応できる職員の体制にしていくということは非常に大切なことであろうと考えておりますので、議員の提案にあったことも含めまして、今後庁内で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

次に、⑥、割愛人事の件です。

これ以前から私よく申し上げておりますけれども、要は幹部職員として国の職員を受け入れてはどうかということです。

結構多くの自治体がそれをやっております。それやっぱり、メリットがあるからなんですよ。視野が広いであるとか、専門性が高いであるとか、あるいは情報どりの早さであるとか、実際でも一番違うのは切り口がやっぱり違うんですよ、物事を見たときに、そこが大きな違いがあります。それと、国との当然パイプがあるわけですね。それから、

復帰されたときの後のつき合い方、それによって情報の収集のやり方というのがすごく有利な面がありますから。

実際、デメリットがあるっていったら、経費の問題がちょっとありますかね、経費の問題が。それと、市の職員さんのポストに対する不満があるのかなというふうにも思います。

しかし、これメリットのほうがはるかに大きいと思います。これ再任用職員の問題とも当然絡んできますけれども、本市ではなぜ過去からこれ受け入れていないのか。ちょっとそういうふうな基本的な考え方があったらお示してください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

割愛人事につきましては、教育委員会では現在3人の割愛職員を採用雇用しておりますが、その他の部署において割愛人事は現在のところ考えていません。必要に応じて今後の研究課題と考えております。

なお、香美市においては、現時点のところ県との派遣職員の交換ということで、県との交流に力を入れて人事を行っているという現状でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私の言っているのは国です、県ではなく。ちょっと真剣に考えたらどうなんでしょう。

それでは、2番目の鏡野中学校グラウンド及び市民グラウンドの再整備についてということで、ご質問をいたします。

本年8月に契約が締結されました鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事は、これも当然繰越施工が前提になっておりまして、平成30年、来年の10月末までが工期になってるのではないかというふうに思います。その後に鏡野中学校周辺施設整備工事として武道館の撤去工事、そしてグラウンド整備工事が計画をされております。しかしながら、鏡野中学校の周辺整備工事は、市民グラウンドの再整備の計画と私は一体性を持って計画されなければならないというふうに考えております。

その考え方がありますので、以下順次聞いてまいります。

①ですが、この全体計画は、普通の工事の場合全部あるはずなんです、全体の計画というのが。実際その基本構想であるとか基本計画であるとか、そういったものは作成をされておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事につきましては、平成26年2月に提出されました鏡野中学校武道館及びプール施設等整備検討委員会報告書に、武道館及びプール解体撤去と鏡野中学校グラウンド整備までの構想、計画は取りまとめられておりま

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

市民グラウンド整備につきましては、既存施設の改修であることから基本構想は策定していません。ただし、計画については、香美市振興計画及び中期財政計画に計上しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 確かに数字的なものは載っているとしても、要するに図面ですよ、私の言っているのは。図面としたものはあるんですか。私、見たことないんですが。

当然、上のプールができなければ下のプールは解体できないし、上のグラウンドができ上がらないと下の市民グラウンドは工事にかかることできないじゃないですか。密接に関連性があるわけですよ。

そういったときに、もう当然図面があると思っていました。あるのかないのか確認してないからわかりませんよ。

市民グラウンドのほうは所管がどこなんですか、生涯学習振興課。学校のほうは教育振興課ですね。これ同じフロアにいるわけですから緊密な連携が必要だと思うんですが、そういった打ち合わせ的なものはやっているんですか。どちらでも結構です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

鏡野中学校の今、合築等の工事をこれから始めます。それと、その終わった後で鏡野中学校のグラウンド整備が行われますが、予定では平成31年の11月ごろの完成を目指しております、それが終わった後、市民グラウンドの整備にかかるということで、その時期等についてはお互いに協議は行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 先ほどの検討委員会の中で検討したというふうにお伺いしたんですが、市民グラウンドの関連についてもきちんとした検討をされて、検討委員会のメンバーの方は全て周知をしているんですか。内容について、どんなことをするのか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

武道館とプールの検討委員会のほうは、グラウンドの具体的な整備の計画までは入っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いやいや、何か入っているようなことを聞いてましたけど、実際やってないということですよ。

前回の議会で同僚議員から、実はそういう市民グラウンドの件について質問がありましたね。そこで私も初めて知った事実っていうのもあります。

実際、大規模な工事になるわけですから、これ周知が必要です。特定の間人だけ知っていてもいいわけじゃないんですね、最初から。別に伏せておく必要はどこにもないんですから。そういうところが、多分香美市教育委員会には欠けているんだろうというふうに思っております。

何年間にわたって工事がされていきますので、当然人事異動があるわけですね。そのときにきちんとした引き継ぎをしないと、またもとに戻ってしまう。それは文書できちんと残さないと、お互いが判こついで確認せんといかんのですよ。それは、例えば課長同士がやったときには、教育長まで上げて確認をするというふうにしないと、どっかで話が立ち消えになってしまうケースがある、どっかでボタンのかけ違いをするというケースもありますので、そこはきちりやってくださいよ。これ常識ですよ、役所の。

次に、②をちょっとお聞きをいたします。

その市民グラウンドの整備につきまして、一般市民の意見を聞いているのかというのが合意形成という意味なんです、また、いつごろ関係者の意見を聞いたのか。どのような意見とか要望が出されて、それをどういうふうな形で市民グラウンドの整備に反映するのか、それをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

市民グラウンド整備計画の説明及び意見聴取は、平成28年8月3日に関係使用団体等を対象に行っております。

意見の中では多くの団体から、グラウンドの水はけが悪く、降雨量によっては二、三日晴れないと利用ができない意見や、北側の照明が暗い、ネットの高さが不足しているなど、改善を求める意見が提出されております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ平成28年の8月、去年ですよ。えらい遅いんですよ、これは。

実際、水はけが悪いであるとか照明が暗いであるとかいうのは、これ20年以上前からの話ですよ、実際は。それが今の時点で意見聴取をして、聞き取りをして工事をしましょうねと、計画を立てて工事をしましょうねということになっているということなんです。これ私、これは推測でしかないんですが、実際市民グラウンドの南側にあけぼの街道が開通しましたね。そのときに北側を一部削っているはずですよ。グラウンド

の中そのもの、野球で言えばファールゾーンが多分狭くなってる。北側にプールがあるがためにライト側が狭いというのは、これはずっと前からの話ですよ。

ちょっと関連して言うておきますけれども、プールについても、女子生徒が上からおりてくるのに水着のままでおりてこないかん。恥ずかしいというのは、これはもうできた当時からの話なんですよ、今に始まったことではないということです。

1つお聞きしますが、関係使用団体ということをおっしゃいましたがどういう団体なのか、どういう人なのか。それ別に伏せる必要ないと思いますので、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 意見を聴取した使用団体は、鏡野中学校の野球部の先生、ナイターリーグ、体育協会、壮年ソフト、高知工科大学ソフト部などのそれぞれの代表者です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） えらい早口で言われましたからとても書けんのですが。

そういう関係者だけでなく、例えば運動関係だけが市民グラウンド使っているわけではないですよ。そういった方の意見は聞いてないんですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

余り早口にならないようにお願いします。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

そういう方のご意見は何ってないと聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 前回と言いますか、前回の議会で同僚議員が質問してありましたけれども、これ後でも聞きますが、テニスコートの整備については全体の中で考えていくというふうな答弁があったように思うんですが、それ今回の計画に全てのっているんですか、テニスコートの改修も。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

テニスコート整備も計画にのっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 次に、③ですけれども、他の法令による規制はどのようなものがあるかということをお聞きをします。

多分埋蔵文化財の関係があると思いますし、昭和55年ごろに1回発掘調査をしているんじゃないかと思うんですが、そんなこともあって今回グラウンド工事をするに当たって、また試掘から始まっているいろんな手続があると思うんですよ。

なぜこういう質問をするかといったら、今までに物すごくこういう手続がおくれてき

たがために発注がおくれたとかいうことがありますから、確認のために聞きます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

プールの解体撤去等を行う場合、文化財保護法第94条第1項の規定により、県に対して関係書類を提出し、県と協議しながら作業を進めていく必要があります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） まあ今回はもう最初からわかっておりますのでね、後の工程に支障がないようにきっちり進めてください。

④です。

今後の具体的な設計計画とか工事計画を問うということですが、先ほどちょっと答弁ありましたが、中学校のグラウンドの完成時期と市民グラウンドの着工時期というのはいろいろメニューがあるじゃないですか、一番初めにかかる時期です、どれを先にかかるのか。まあ多分解体から始まるんでしょうけれども。ちょっとお答えください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

鏡野中学校グラウンドの完成時期は、平成31年11月の予定です。これにあわせて市民グラウンド整備の測量設計は平成31年度に行いまして、工事は平成32年度に着手する計画です。

まず、プールの解体撤去は早期に着工する計画ですが、市民グラウンド整備につきましては、土佐山田まつり終了後、直ちに着手したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは⑤ですが、ちょっと具体的に聞いていきます。

解体工事を含めて全体の工事は幾ら見積もっているかということなんですが、ちょっと上の部分とかぶってる部分があります。

まず武道館の解体撤去が幾らなのか、中学校のグラウンド整備が幾らなのか、プールの解体撤去が幾らなのかですね。それから、市民グラウンドの整備に幾らかかるのか、この中でテニスコートも含めて大体幾らを。当然概算になると思うんですが、当然やっていると思いますのでちょっとお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

武道館解体撤去工事は概算で2,400万円、中学校グラウンド整備は概算で1億円と試算しています。次に、プール解体撤去費は概算で2,800万円です。市民グラウンド整備費はテニスコート整備を含めて、概算で2億4,700万円と試算しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ、なかなか大きな工事になりますね。4億円ぐらいになりますか、概算で。これ多分、大体概算工事から下がるってことはないですよ、大体ふえてくるわけですから。ただ、だからといってやみくもに上がっていいわけじゃないですから、最初からきちんとした計画を立ててください。あと、これはまた補正が出てくるようになりますのでね。

次に、⑥の財政計画ですが、これ費用は何の費用で賄うんですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

中学校グラウンド整備は、過疎対策事業債の充当を予定しております。また、市民グラウンド整備事業は、合併特例債の充当を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） もう早口ですきね、なかなか書けませんよ。後で議事録で確認します。

今回財政計画ということで通告をしております。具体的にこれから聞きますことは通告にはないのですが、いろんなところに関係しますので、特に議長のお許しがあれば合併特例債について企画財政課長にお聞きをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） はい。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、お聞きをいたします。

物部村、香北町、土佐山田町が合併をしたとして、使える合併特例債の上限というのがあって、これ多分平成15年か16年ごろに総務省がホームページ上で公表しておりました。その当時は見た記憶があるんですが、130億円台だったかなというふうに記憶しておりますが、それわからないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 数字的な部分については、なるべく通告をしてください。わかる範囲でお願いします。

企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

合併特例債は建設事業分と基金発行可能額と両方になっておりまして、建設事業分の発行可能額が11億1,230万円、基金発行可能額が16億2,920万円の総額12億7,415万円となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） なかなか大きな数字ですが。

実際、まあわかっておる範囲で結構ですが、その平成32年度が合併特例債を使う最

終年度だということになっておりますけれども、今までに使った金額とか、もうその平成32年度までに充てようとする金額、トータルでもしかしてわかっておりましたら。概数で結構です。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今現在の実績とこれから平成32年度までの見込み額を合計しますと、約87億3,000万円ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 約87億円ですか。

この償還についてちょっとお聞きをしたいんですが、今の計画ですと最終的な支払いが終わるっていつごろになるんですかね。わかりませんか。大体で結構です。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 合併特例債の償還期間が10年となっておりますので平成32年、まあ繰り越しがないとして平成32年で借りますと、平成33年から償還が始まることを考えますと、どうなりますかね、平成42年ですかね。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これちょっと細かいことをお聞きますが、これもわかっておるかどうかわかりませんが。

償還の利率ですね、これ一体どれくらいになりますかね。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 償還の利率はその時々で各金融機関から見積もりをいただいて、一番安い利率で借入れをするようにしておりますが、ちょっと最近どれぐらいかっていうのを記憶していませんので、ちょっとお答えできません。申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 普通の起債でもやっぱり1.5%とか2%ぐらいとか、まあそんな数字かもしれないですね。

ただ、普通預金利率というのは、たとえ100億円預金しても0.01%だったら100万円ですか、それぐらいしか利子がつくんですね、ほとんどゼロに等しい。だから、借金というのはしないにこしたことはないということです。

それともう一つ、これも私ずっと疑問に思っておりますけれども、よく皆さん方その合併特例債が有利だっという話をしておりますが、私は単に借金できる額、上限がふえただけなのかなというふうに思っておりますが、有利だということであれば一体何に比べて有利なのか。例えば過疎債とか辺地債とかですね、そういったものに比べてどういった点で有利さがあるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 一般的に有利と言われていては、借りた場合の元利償還金が普通交付税のほうに措置されるということになっておりまして、一応過疎債は100%事業に充当できまして、70%後年度元利償還金が措置されると。辺地債は100%事業に充当されまして、80%が交付税措置されると。合併特例債につきましては95%の充当がされまして、70%が交付税措置されるということになってます。

ただ、最近過疎債とか辺地債は枠があってシーリングがかかっているという状況で、なかなか100%まで行かないというような状況で大体90%前後で行っていると。ただ、過疎債については、今年度は100%ついたというようなことを聞いていますので、有利なほうを使いながら事業はやっていっているというような状況です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。別に合併特例債を使うから有利だというところはやっぱりないんですね。借金はできるんだけど、過疎債とか辺地債に比べてそれほど有利さはないんだということですよ。

今回急遽こういう質問をさせていただいたのは、今回もですが、この一般質問の場で数多くの議員が、ほとんどの議員さんがそうですがいろんな要望を出しているわけですよ。それは全て多額の財政支出を伴ってくるというふうなものですから、実現すれば当然市民の方は喜ぶというふうな内容にはなるわけですが、ただ中期財政計画について、企画財政課長からその質問に対して丁寧な答弁があったところですけども、財政の健全化については現時点では問題ないんだと、現時点ではというふうな答弁もありましたし、平成32年度までは何とか行くだらうというふうに答弁があったように思うんですが、私はそこまで楽観は実はしておりません。

というのは、確かに基金の積立額も結構多いですから一見問題がないように思われますけれども、地方交付税が削減されてきておりますので、企画財政課長の答弁の中でたしか平成33年度以降はもう基金の取り崩しをしなければならないと、積み増しもできないんだというふうなことを言っておられたと思います。その中で維持管理経費についても基金を充てる必要があるんじゃないかというふうなことをおっしゃっておられたと思うんですが、これ維持管理経費に基金を充てないといけないということになると、これはちょっと危険なのかなと、個人的にはそういうふうに思っております。

基金を取り崩しても、今までっていうのは、まあ言葉はちょっと適当ではないんですが補充がきいておりましたよね。ですけども、恐らく来年度以降は早い時期に、そういった積み増しっていうのはなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。基金というのは取り崩し始めるとすぐなくなりますのでね、これ非常に危険です。

そうすると、恐らく将来的に、早い時期に新規事業の採択ができないとか、あるいは継続事業についても削減をしていくとか、それから、既存の事業であってもスクラップをしていかないといけないとか、そういう事態になりかねないというふうに思っております。

ます。

議員っていうのは地域の要望を受けていろんな質問もしていくわけですがけれども、ほとんど先ほど言ったように財政支出が伴うわけですよ。これを考えていかないと、とても何もできないような状態になってくる。それを心配して私こういう質問を急遽しております。

そういったことがありますと、やっぱり財政が硬直化をしてしまうと、財政危機っていうところまで行かないかもしれませんが、実際に過去から現在まで多くの自治体で、箱物行政をやったがために痛い目にあっているところがたくさんあります。これを何とかしようとしたら、10年とか15年とかいう長いスパンで財政緊縮化を図らないといけない。つまりできないんですよ、事業が。そういったことを始めて、やっともとの状態に戻るといったことがあります。これよく新聞等に載っていますから、皆さんご存じだろうというふうに思います。

実際、今はよくても、やっぱり後の世代に負担をつけ回すことだけは避けないとけないというふうに思っております。言葉だけではなくて真剣に費用対効果を考えて予算を組んだ上で、我々議員も財政とか財源、こういったものに真剣に目を向けるべきであるというふうに考えております。今回の私の3つの質問というのは、全て財政、財源のところをもとにして質問するようにしています。

以上を申し上げて、3番目の質問に移ります。

保育園行政についてですけれども、本市の保育園は全て公設公営ということになっております。南国市では、既に民営化をされているという実態もございます。

財政面から、あるいは職員定数の面からも将来にわたって現在の運営形態のままで維持できていくのか。このことについて見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

現在の中期財政計画の基礎数値における中期的な見通しとしては、現在の形態で維持していけるものと考えられますが、将来的な入所児童減少に伴う保育料や補助金等の歳入の減少、施設の老朽化による修繕、建てかえ費用、人件費などの負担状況によっては、現在の運営形態を見直さざるを得ない時期が来ることも推察されます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 確かにその中期の財政計画上は、先ほども言ったように何とかなるだろうというふうなことは言えます。

しかし、10年後とかあるいは15年後を見たときに今のままでいいのか。私実際、その公設公営のままで残せばそれはそれで結構だと思っています。しかし、実際それが可能なのかということをお尋ねしているんですよ。本当にできるのかどうか。

実際、今回の来年度の採用についても保育士さんの正職員の採用もありますし、一般

質問の中でもよく出てまいりますけれども、正職員の保育士さんをふやせと、それから、臨時職員さんの処遇改善をせよという話もよく出てまいります。それはそれで理解できるんですね。

しかし、定数にも限りがあると、実人員にも限りがあるんだと、そのように財政的な制約もあるわけですから、ここに予算をつけようとしたら、どこかほかの予算を削らないとできないではないですか。それを考えた場合に、将来的には、はっきり言えば民営化ですよ、民営化も視野に入れて検討すべきだと私は考えています。

公務員ですから、例えば民営化になったとしてもそれは、もう首を切るわけにはいかんわけですね。そうすると、行政職への職種の転換をするというふうなことになるかと思えます。二、三年かけて研修も受けて、実地で行政の場で活躍してもらおうという選択もあるのではないかとということで、前段でもちょっと絡めて質問をしたところです。

実際これはなかなか言えないかもわかりませんが、市の内部で実はこういった検討をもう既に始めているのではないですか。教育長、どうなんでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

甲藤議員さんのおっしゃられるとおりで、これから先を見通したときには非常に大きな問題がありますので、南国市等の状況とかを研究をしているというふうなところです。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） なかなかはっきり言えない内容もあると思えますので、それで結構です。

本当に要望だけ出しても、先立つものがなければ実際何もできないわけですから、そこをやっぱり真摯に検討していくべきところだろうというふうに思います。

ここでちょっとご紹介というか申し上げたいことがあるんですが、きのうの地元紙に載っておりましたけれども、某自治体の某前首長さんが町有地の売却に絡んで裁判になってまして、実際これ1,169万円余り、これを前町長個人が払っております。実際あんまりこういうことないんですけれども、予算も全て議会がこれ可決したものですよ。

何で議会のほうの責任はないかと言ったら、これは執行権がないからだけなんですよ、執行権が議員にはないから。そういう見方をすれば、全部執行権のある皆さん方の責任にこれからかかってくる人が多いと思います。こういうことがこれからふえてくると思いますよ。何も萎縮する必要はないと思います。堂々と仕事を進めればいいわけですから。

ただ、気をつけていただきたいのは、私以前から言っていますけれども、誰に言われてもできないこととか、やっちゃいかんことっていうのがあるわけですよ。公務員というのは法律、法令を遵守しないといけないというのがありますから。そこは十分に気をつけないと、痛い目にあうのは皆さん方ですよ。そこをよく注意していただきたい。

ただ、何も萎縮する必要はないと思います。堂々と仕事すればいいわけですから。

堂々と日の当たる場所を歩けばいいんですから。陰を選んで歩く必要ないんですから。

言っておきますが、議員にはそういう責任に問われるってことはまずないんですから、問われるのはあなた方です。きっちり責任を持って仕事を進めてください。香美市の未来はあなた方の双肩にかかっているんですよ。将来世代に誇れるように仕事をしていてもらいたいというふうに思っております。

いろんなことを申し上げましたけれども、これで私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は9月15日午前9時から開会をします。

（午前10時40分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 9 年 9 月 1 5 日 金曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月15日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局長書記 山本絵里  
議会事務局長書記 一圓まどか

## 市長提出議案の題目

- 議案第 52号 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 65号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 67号 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について

## 議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

平成29年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成29年9月15日(金) 午前9時開議

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第1  | 議案第 | 52号 | 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第2  | 議案第 | 53号 | 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第3  | 議案第 | 54号 | 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第4  | 議案第 | 55号 | 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第5  | 議案第 | 56号 | 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第6  | 議案第 | 57号 | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第7  | 議案第 | 58号 | 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第8  | 議案第 | 59号 | 平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9  | 議案第 | 60号 | 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第10 | 議案第 | 61号 | 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第 | 62号 | 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第12 | 議案第 | 63号 | 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第13 | 議案第 | 64号 | 平成29年度香美市一般会計補正予算(第4号)                     |
| 日程第14 | 議案第 | 65号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)         |
| 日程第15 | 議案第 | 66号 | 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第16 | 議案第 | 67号 | 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第17 | 議案第 | 68号 | 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す                 |

る条例の制定について

日程第18 議案第 69号 香美市立大柘診療所の指定管理者の指定について

会議録署名議員

16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人でございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、協議の前に皆様にお知らせをいたします。

提出議案の差しかえがございますので説明を願います。教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） おはようございます。議案の差しかえをお願いしたいと思っております。

議案第66号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、お手元に差しかえの文書をお配りしておりますが、附則の文章中で、ただし書きの部分の記載が抜かっておりました。差しかえをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） それでは、ここで初日の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告におけます、報告第6号、平成28年度香美市健全化判断比率の報告について及び報告第7号、平成28年度香美市資金不足比率の報告についての質疑を受けることにいたします。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたします。

これより、報告第6号及び報告第7号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

日程第1、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第53号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第54号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第55号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第5、議案第56号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第6、議案第57号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第7、議案第58号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第8、議案第59号、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第9、議案第60号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第10、議案第61号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第11、議案第62号、平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第12、議案第63号、平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第13、議案第64号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
日程第14、議案第65号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
17番、依光美代子さん。
- 17番（依光美代子君） 依光です。  
11ページの歳出の総務費のところ、説明書によると計画変更によるとなっておりますが、計画がどのように変更になったのか説明を求めます。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この計画変更ですが、特養の場所が、現在あるところからじんざん保育園の跡地のところに新設するということに変更になりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） もう一点お尋ねをいたします。

11ページの下の端の償還金ですが、今回の補正で大きく補正をされるようになりましたが、この増額の理由というか詳細についてお聞かせください。昨年度と比較しても大きくこう金額がなってるので、償還金。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この返還につきましては、給付費が結局使われてなかったということで、その分の返還になります。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 給付費が使われてなかったということですけど、前年度から比べたら3,000万円ぐらい使われてなかった。そこにはどういう、何かこの押さえてますか。平成28年度は居宅サービスなんか、けどこれ平成28年度はないですよ、平成27年度に対してですかね。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 平成28年度分の返還になります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第66号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 細部説明等にかかれてるとおりだと思うんですが、生産者団体または給食資材卸団体の役員または職員を2人以内入れるということになっておりますけれども、ここの背景ですわね。結局、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に進めるために、この運営委員会を設置する中に、納入する業者の役員とか職員が入ることがどうかなあという思いもあって聞いているわけですけど、そのところの答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） 言葉の意味合いがどうかっていうところもありますが、現在資材の卸の代表の方が、区分で言うたら学識経験者という枠の中でお一人入られております、学識経験者の枠から。それから、給食センターの運営に関して、その生産物の供給の状況とか卸の状況を聞くことは重要なことだと考えて

おりますので、そういう中で生産者の団体の方、それから、卸の業者の幾らかの方に入  
っていただくということを考えて、今回上程させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 卸団体いうたら、まあ学校給食の納材センターみたいな  
んかがありますよね、そこから入るといふふうに思いますが。実際、このことで食を提  
供するサイドで学識経験者、そしてまた生産者団体、給食の卸団体というふうになっ  
てきたときに、構成のメンバー的にはどういう比率になんのか、お示しできるんやったら  
お願いしたい。

それと、その子どもの食については大事なことで、その運営委員会の中でどういう議  
論をされてるのかなあという部分が、この会議自体がどういう頻度でやられてるのかも  
踏まえて、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） お答えします。

香美市立学校給食センターの設置条例の中に、その区分と割り振りが入っております  
が、小中学校の校長先生の代表者が4人以内ということで現在4人、それから、小中学  
校の給食主任の代表者ということで2人以内ですが現在1人、それから、小中学校のP  
T Aの代表者ということで2人以内になっておりますが現在1人、それから、中央東福  
祉保健所の所長または代理者ということで1人となっておりますが、その方が1人。そ  
れから、学識経験者2人以内というところで2人、それから、市議会議員の方で2人以  
内で2人、それから、保健師の方が1人ということで現在1人ということで、14人の  
中で現在12人で運営をするということになっております。この会については、重要な  
事項を審議するというところで、平成26年に消費税が上がるときに、給食費を上げるか  
上げんかということでの議論をしたということが最後で、現在は行われておりません。  
会としては、例えば統廃合であったり、運営に関して重要な事項を検討するというこ  
とで、現在そういう形でいくようになってるというふう聞いておりますので、平成31  
年度に消費税が上がる、まあ、どうなるかわからんですけど、そのとき学校給食費の協  
議をせんといかんじゃないろうかと現在は思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） よくわかりました。最後に1点だけ。

この食の内容とかそういう分について、栄養士とかおると思いますがけれども、その方  
なんかは対象になってないということで、大もとの運営ということの細部にわたる議論  
を、こういう運営委員会でやるということはないという認識でよろしいのかお尋ねしま  
す。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） 過去には、そういうふうには毎年1回以上の運営をされてきたという経過はあります。ただ、先ほども言いましたとおり、現在は重要な事項について協議するということで、通常の業務についての協議は行っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第67号、香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第68号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第69号、香美市立大柵診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第52号から日程第18、議案第69号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月22日午前9時から開会します。

（午前 9時18分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 9 年 9 月 2 2 日 金曜日

平成29年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成29年9月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月22日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美 貴 子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里  
議会事務局書記 一圓まどか

## 市長提出議案の題目

- 議案第 52号 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 65号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 67号 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について

## 議員提出議案の題目

- 意見書案第 7号 地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書の提出について
- 意見書案第 8号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出について
- 意見書案第 10号 憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書の提出について
- 意見書案第 11号 「給食費の無償化」を求める意見書の提出について

## 議事日程

平成29年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成29年9月22日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 52号 平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 58号 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 59号 平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 62号 平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 63号 平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第 65号 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補

正予算（第2号）

- 日程第15 議案第 66号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 67号 香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 68号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 69号 香美市立大柘診療所の指定管理者の指定について
- 日程第19 意見書案第 7号 地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書の提出について
- 日程第20 意見書案第 8号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第 9号 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第10号 憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第11号 「給食費の無償化」を求める意見書の提出について
- 日程第24 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第25 議員派遣の件

**会議録署名議員**

16番、比与森光俊君、17番依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）



議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、議案第69号、香美市立大柝診療所の指定管理者の指定についてまで、以上18件を一括議題とします。

これから各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

去る9月15日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しました。今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第52号、議案第64号の2件です。

まず、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。本案につきましては、審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第64号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題としました。議題としました案件は連合審査会で既に質疑を終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第64号は、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。教育厚生常任委員会の報告をいたします。

今期定例会において、教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第65号、第66号、第69号の8件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

まず初めに、閉会中の継続審査にすべきと決定した議案について報告します。

議案第57号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第60号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についての5件は、審査に日数を要するため、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第65号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）では、返還金の7,388万8,000円の内訳についての質疑がありました。介護給付費国庫負担金返還金が4,149万2,000円、県負担金返還金が2,5

09万2,000円、支払基金交付金返還金が408万6,000円、地域支援事業国交付金返還金が270万9,000円、県交付金返還金が112万4,000円、支払基金交付金受入金がマイナス61万7,000円となり、合計で7,388万8,000円との答弁がありました。次に、過去の補正額からすれば金額が膨らんでいるがとの質疑に対し、過去の利用状況を参考にした試算であり、介護保険料の増加を見込んでいたが利用者が少なかったためとの答弁。また、事業者への給付の取り消しはなかったのかとの質疑に、給付の取り下げについては確認していないが、在宅や施設利用など、保険者の利用状況により変化が生じているとの答弁がありました。さらに、昨年度より総合事業への移行になっているが、その影響で居宅介護へ移行があるかとの質疑に、多少の影響はあるかもしれないが詳しくはわからないとの答弁。また、基金の積み立てが3,100万円余りとなっているが、残高と合わせ今後の活用はとの質疑に対し、残高は1億7,700万円余りで、用途についてはまだ考えていないとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定については、過去には定期的に審議会が開催されていたが、条例の改正で議員がいなくなり、重要案件だけの審査となった経過はとの質疑に、香美市立学校給食センター運営委員会規則の第2条で運営に関する重要な事項について審議するとなっていて、統廃合や給食費に関する事など、直接給食費にかかわる事項などであるとの答弁がありました。また、給食の内容について別に会議があるように聞いているがとの質疑に、外部団体などの委員や会議は存在しない。運営に関しては、基本的に学校栄養教諭が献立や材料の調達を管理しているし、調理員による衛生管理における研修で十分との認識であるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第69号、香美市立大柝診療所の指定管理者の指定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3番、利根でございます。産業建設常任委員会が付託を受けました議案第53号、第54号、第55号、第56号、第62号、第63号、第67号、第68号の8件について、9月19日に全員出席のもと審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告します。

議案第53号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、議案第55号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件は審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

続いて、議案第62号、平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。戸板島水源地更新工事実施設計委託業務の減額と同水源地3号井築造工事の増額の理由はどの質疑に対し、減額は入札減、増額は内部の濁りが想定外に多く、それに対応するためであると答弁。当初見込まれていた前浜植野線配水管布設工事はどの質疑に対し、大型車の通行により破損する区間があった。そこを避けた場所に耐震管を布設する計画であったが、道路管理者の高知県との協議に時間を要している。平成28年度、29年度は先送りし、平成30年度を目標に協議中であると答弁。破損修理時にあわせて水道管の耐震化は行っているかの質疑に対し、破損が再三起こる長い区間は耐震管がベストであるが、今のところ計画はない。今後アセットマネジメントを行う中で計画していく。小規模の補修についても、既存の塩ビ管で対応していると答弁。修理費の内訳を問う。また、その修繕は計画的か緊急修繕かとの質疑に対し、量水器一斉取りかえ845万円、配水給水施設修繕費605万円であり、後者の605万円が緊急修繕になると答弁。有収水量の率の改善は、緊急修繕の積み重ねによるものかとの質疑に対し、そう認識していると答弁。給水装置新設分担金の詳細及び業者からの苦情はどの質疑に対し、13ミリから20ミリへ変更が10件、10万円、13ミリが40件、184万円、20ミリが56件、280万円、25ミリが1件、10万円、合計113件、484万円である。業者からの苦情はないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第62号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第63号、平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。募集要件の緩和で一般製造業が追加されたが、それによって工業用水利用の可能性は上がったかの質疑に対し、県内を見ても工業用水の有無と入居率は関係がない。全国的に工場の設備は節水型になってきている。見込みは厳しいと答弁。現在、操業している事業者が今後使用する可能性はどの質疑に対し、使用する見込みはないとの回答であると答弁。維持費用もかかっている。3年間の観察は必要がないのではないかと質疑に対し、起債に関しては利息に対する保証金を払わなくてはならないので、早く返してもほとんど変わらない。経費については、毎年変動のある修繕費を除いた額を平成28年度で見ると、水熱費、通信運搬費、委託料の合計が66万円ぐらい、減価償却費が750万円ぐらいである。また、保証金は元利合わせて平成29、30、31年度と1,424万円程度を予定している。観察期間について、地区計画の見直しはまだである。建設課と県の都市計画課との協議が必要である。これは今年の秋にめどが立つ。また、県の企業立地課と協

議をしたところ、工業用水の利用は未確認であるが、何件かの問い合わせがあるので様子を見させていただきたいという返答であった。以上、初期投資の金額、機械の耐用年数を含め、総合的に考えると3年間の観察期間を設定したいと答弁。県の要望があるということは、県もより積極的に動くと考えてよいかとの質疑に対し、8月の協議時に積極的に動くということであった。難しい面もあろうと思うが期待をしていると答弁。企業が入居しても工業用水は採算的に厳しいのではないかと、次の展開もあわせてプランはあるのかとの質疑に対し、計画水量は1日当たり1,000立米で計算すると、年間1,103万円ぐらいの収入になる。廃止された場合、財産は山田堰簡易水道に統合したいが、簡易水道もダウンサイジングが求められている中厳しい。利用計画は具体的に決まっていないが、井戸自体は南海トラフ地震発生時の補助水源として考えられると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第67号、香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。補足説明はなく直ちに質疑に入りました。委員の構成メンバー及び会議の開催頻度はとの質疑に対し、委員数15名中3名が市議会議員、会議は平成19年11月に一度開催したと答弁。文中、「委嘱し、又は任命する。」は今までが間違いであったのかとの質疑に対し、職員に対しても委嘱ということになっていたのを改めるためであると答弁。議員の委員が3名減った後の対応はとの質疑に対し、減のまま12名で行くのか15名にするのかは今後検討すると答弁。傍聴及び議会への開催の案内はとの質疑に対し、会議は原則公開なので傍聴できる。議会への開催案内は議会事務局を通して告知すると答弁。審議会に行政職員の委員がいるのはなぜかとの質疑に対し、行政職員としての専門的・実務的な立場で意見を述べるためであると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第67号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第68号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。補足説明はなく直ちに質疑に入りました。委員20名の構成メンバー及び会議の開催頻度はとの質疑に対し、現在、委員17名中3名が市議会議員、市の職員は入っていない。会議は平成18年11月、平成19年2月の2回開催し、内容は一般廃棄物処理基本計画の策定についての審議であったと答弁。市議会の委員は充て職と思うが、開催頻度からすると就任した意識はなかったのではないかと質疑に対し、詳細については承知していないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第68号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号から議案第61号までを一括して採決します。議案第52号から議案第61号までにつきましては、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第61号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これから、議案第62号、平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号、平成28年度香美市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立でございます。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第64号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、香美市立大柝診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時28分 休憩）

（午前 9時30分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りをします。日程第19、意見書案第7号、地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書の提出についてから日程

第23、意見書案第11号、「給食費の無償化」を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第19、意見書案第7号から日程第23、意見書案第11号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第19、意見書案第7号、地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 意見書案第7号、地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員利根健二、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読し、提案理由の説明といたします。

地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書（案）

香美市は約540km<sup>2</sup>の広大な面積を有しており、主要幹線道路である国道195号や各県道、通勤・通学・通院・買い物等で日常的に利用している市道（生活道など）の整備は、重要な施策として位置づけています。

このことから、今後も安全・安心に利用できる道路状況を確保するためには、道路整備事業に係る国の交付金などを活用し、計画的な維持管理や老朽化対策を進めていかなければなりません。

つきましては、地域経済の活性化に寄与し、さらには、日常の安全・安心な利用や、住民の生命と財産を守る「命の道」を確保するためにも、国の道路予算全体の拡大と、これまでどおり、道路整備事業に係る国費率（交付金、補助金など）等の嵩上げ措置の継続が不可欠です。

よって、国におかれては、更なる地方の道路整備の推進に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全・安心な利用を確保する維持・修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路関係予算全体を拡大したうえで、必要な額を確保すること。

2. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国

の負担又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、国土交通大臣 石井啓一殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 野田聖子殿、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）まち・ひと・しごと創生担当 梶山弘志殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第8号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。19番、山本芳男君。

○19番（山本芳男君） 19番、山本でございます。

意見書案第8号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 島岡信彦

案文を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

全国森林環境税の創設を求める意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する高知県内の中山間地域においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、自治体が、森林吸収源対策及び担い手の育成等、中山間対策に主体的に取り組む

ための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割りの枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところです。

もとより、中山間地域の自治体による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための自治体の財源の強化は喫緊の課題です。

よって、森林・林業・中山間対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、農林水産大臣 齋藤 健殿、環境大臣 中川雅治殿、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 梶山弘志殿

高知県香美市議会議員 小松紀夫

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎君です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第8号、全国森林環境税の創設を求める意見書案に対して、反対の立場で討論を行います。

最初に、基本的に国の予算の組み替え等で対応すべきで、新税は必要ないとの立場であります。その上で数点、私どもの見解を示させていただきます。

地球温暖化対策について、森林吸収源対策の推進は不可欠との見解には同意するところであります。しかし、環境にかかわる全ての分野で大企業の製造責任、排出責任は厳しく問われなければなりません。環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産、使用している企業の責任と負担を明確にした環境対策税を創設することは、必要と考えるところであります。国民にひとしく森林環境税として負担を求める点は、財源

のあり方として異議がございます。

2点目に、現在でも37の府県等で森林環境税は導入されております。国税として導入となれば、二重課税となるとの理由にて反対意見も相次いでいる報道もございます。高知市の6月議会では、同様の意見書が否決されている例も示しておきます。

3点目に、税収が全額地方の税財源となるような制度設計なのか決まってもおりません。全国知事会もさまざまな点で意見具申をしているところです。課題を残しながら国民にひとしく負担を求める本意見書案には、賛同できない旨発言し、討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 市民クラブの石川でございます。

意見書案第8号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について、賛成討論を行います。

終戦後、荒廃しておりました山林を、国の政策で山林復興の名のもとに、植林や拡大造林が昭和48年ごろまでに全国的に行われてきました。山々は緑を取り戻しましたが、高度成長期に入りますと、今まで山で生計を立てていた人々も都会へと流出してまいりました。手入れが行われなままの放置された森林が増加してまいりました。

先人が築いた森林資源を活用するために、地方創生や田園回帰等、政府や民間ではさまざまな動きがあるところでございますが、全体の流れとしてはまだまだ弱い部分があり、山村の疲弊、衰退が進んでおります。

美しい国土を守るためには森林整備が必要であります。森林整備の財源は国・県ともに不足し補正予算頼りとなっており、事業量の不安定さから担い手となる若者も定着しづらいなど多くの困難に直面しており、このままでは手入れ不足の森林はますます増加し、森林・山村の公益的機能は失われる一方となってしまいます。このような問題を乗り越えて、我々の子どもや子孫に豊かで美しい森林、国土を引き継ぐためにも、今まさに安定的な財源の確保が緊急の課題となっております。

現在、成長産業と言われている林業でございますが、安定して森林整備に取り組めるようになれば、我が国の温室効果ガス削減の国際約束の達成のみならず、地域の水源涵養や土砂流出の災害防止など、農山村漁村から都市部まで広く恩恵をもたらす森林の多面的機能が発揮され、林業・木材産業の振興、雇用の創出につながります。

よって、全国森林環境税の創設を求める本意見書の提出は賛成であります。同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、意見書案第9号、参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓でございます。

意見書案第9号、参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 利根健二

案文を朗読して、提案理由にかえさせていただきます。

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書（案）

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となり、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題が浮き彫りになりました。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票でした。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙でしたが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低でした。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられます。

参議院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものです。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりです。

参議院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきです。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参議院のあり方、役割を踏まえ、参議院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿  
高知県香美市議会議長 小松紀夫

同僚議員のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第10号、憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第10号、憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 依光美代子

案文を朗読し、提案の理由といたします。

憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書（案）

安倍首相は憲法記念日の5月3日、2020年施行と期限をきって、憲法9条に3項を設けて自衛隊を明記する改憲を行なうことを表明しました。

日本国憲法は、多くの犠牲をもたらした戦争への深い反省のうえに、二度と戦争はしないと誓い、恒久平和、国民主権、基本的人権の尊重を掲げてきました。とりわけ9条1項の武力による威嚇、武力の行使の放棄と2項の戦力不保持・交戦権否認によって、世界でも類まれな「武力によらない平和」の理念を掲げてきました。新たに3項を設けて自衛隊を明記することは、2項の「制約」が自衛隊には及ばなくなり、海外での無制限の武力行使に道をひらくこととなります。このことは、9条2項を空文化するもので、容認できません。

NHK世論調査では、憲法9条の改定について「必要ない」が57%と国民の多数は9条改定に反対であり、世界に誇る9条を守り、憲法を生かす政治の実現こそが求められています。

よって、国におかれては、憲法9条を改定せず、憲法を生かす政治の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 野田聖子殿、法務大臣 上川陽子殿、防衛大臣 小野寺五典殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

同僚議員のご審議、ご賛同よろしく願いをいたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美です。意見書案第10号に反対の立場で討論いたします。

皆様方もご承知のとおり、日本国憲法は1946年11月に公布され、1947年5月に施行されました。この当時の日本は、敗戦により米国の統治のもと復興が始まったところでした。また、敗戦国を裁く東京裁判の真っ最中でもあり、当然のことながら自衛隊は存在していません。

憲法施行から70年が経過した現在、日本は経済大国として世界に認められる存在となりました。しかし、一方では、尖閣諸島や南シナ海での中国の脅威、いつ飛んでくるかもわからない北朝鮮のミサイル、さらに核実験など周辺の事態は緊迫感を増しております。

我が国を取り巻く環境は、憲法が施行された70年前と現在では大きく変わりましたが、最高法規である憲法は1文字も変わっておりません。

憲法は私たち日本人が生きていくためのルールです。私は9条に限らずルールは時代の変化とともに改正されることが必要であり、そうでなければならぬと考えます。その中でも9条第2項の戦力不保持と自衛隊の存在は、大きな矛盾となっております。

私の息子は自衛隊に入隊しております。入隊の際には宣誓書に署名するのですが、その宣誓文には「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います。」とあります。これは、日本国が危機にさらされたら、自分の命を盾に戦いますということなのです。私は、今このときも24時間体制でミサイル発射などの警戒を続けている自衛隊員を、憲法に矛盾した存在のままにしてお

いてはいけないと考えます。

また、意見書には世論調査の数字がございます。安倍首相が2020年までに憲法改正を目指すと表明した後に新聞各社が行った世論調査によりますと、朝日新聞では首相の提案を評価する35%、評価しない47%です。産経新聞では評価すると評価しないは46.9%と並んでおります。また、読売新聞では賛成47%、反対38%となっております。

意見書案のNHK世論調査はいつ行ったのでしょうか。また、どのような設問だったのかはわかりません。わかったのは、世論調査の数字がいかにかげんなものかというところです。世論調査の数字をもって、国民の多数が9条改定に反対とする意見書にはとても賛成はできません。

以上申し上げまして、私の反対討論といたします。同僚議員のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第10号、憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

憲法を守り、憲法を生かし、立憲主義に基づき政治をするのが国の役割です。戦後70年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかったのは、憲法9条の存在と国民の粘り強い運動があったからです。今9条を変えたり、新たな文言をつけ加えたりする必要は全くありません。日本が再び海外で戦争をする国になるのは、平和を願う国民の思いに逆行しています。

難民支援などの日本のNGOの方々やカメラマンの方たちが海外で活動できているのは、日本が憲法9条を持つ国だからです。一たび自衛隊が同盟国である米軍とともに武力抗戦をすれば、自衛隊員の生命の保障もなくなり、現地の住民を巻き込む大惨事となることは明らかです。いかなる理由があろうとも、武力で解決することは憲法の基本的な人権の尊重を無視した行為となります。日本の安全保障とは、憲法9条を守り続けることだと思えます。憲法9条の3項に自衛隊を書き込むことは、単に自衛隊を認めるのではなく、安保法制によって海外で戦争できる自衛隊を認めることになる危険な道です。

北朝鮮の問題で安倍政権は対話を否定し、圧力ばかりを強調しています。北朝鮮からのミサイル発射のたびに危機管理体制の強化を発信し続けていますが、これでは事態の解決にはつながりません。

日本共産党は、「危機打開のため米朝は無条件で直接対話を」との声明を発表し、アメリカ、北朝鮮、関係各国や国連に送り、軍事衝突を回避するよう働きかけています。元自民党政調会長は新聞紙上で「日本はアメリカの軍事的な威嚇をやめさせるべきだ。

アメリカがそれに乗らないのなら、日米同盟を破棄するくらいの構えが必要だ」と言っていました。今の安倍政権のもとでの憲法改定は、日本がアメリカとともに他国で戦争できる国になることを意味します。改憲案を国会提出させない、発議させないことがとても重要ではないでしょうか。

7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択され、9月20日、国連本部で署名が行われ、署名国数は同日午後50カ国に達しました。同条約の発効要件は50カ国の批准となっており、実現に向けて前進しました。日本政府は署名して、核兵器禁止を率先して進めていくことが、9条を掲げる国としてすべきことではないでしょうか。北朝鮮に核を放棄させるためには、核兵器のない世界を目指すことが大切です。

来年度の予算で史上最大の5兆2,000億円という防衛予算が要求されています。社会保障は財源がないと言いながら、アメリカから不必要で高額な兵器を買うためには税金をつぎ込む、こんな政治を国民が望んでいるのでしょうか。

自衛隊を海外の戦争に送らず、平和外交に徹する政治を実現していくためには、憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求めることが必要です。

以上述べまして、本意見書案に賛成の討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第10号、憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

私は、現在の国際情勢に鑑み、北朝鮮問題から述べたいと思います。

今、北朝鮮のたび重なるミサイル発射や核実験強行などで、アジア地域での緊張が極度に高まっております。国連決議も無視して危険きわまりない暴走を続ける北朝鮮の暴挙は、厳しく糾弾されなければなりません。同時に、周辺国や米国は制裁・圧力一辺倒でなく、対話により解決するという外交努力をあくまでも追及すべきです。それしか道はありません。緊張の高まる中で暴発的にせよ軍事衝突が起きれば、韓国や日本におびただしい犠牲、さきの大戦時とは比較にならないほどの核の惨害がもたらされることは必至だからです。

北朝鮮の6回目の核実験を受け国連安保理決議は、核実験に対する非難、弾道ミサイル発射や核兵器計画の放棄を求め、経済的な制裁の決議を上げました。また、政治的には朝鮮半島の非核化を目指す6カ国協議の再開、情勢の平和的・外交的・政治的解決などを確認しています。

多くの専門家は、北朝鮮のたび重なる暴挙は、米国への牽制とみずからの体制の安全

と存続を図るためであると指摘をしております。日本への攻撃が狙いではありません。安倍首相は、北朝鮮の問題で過剰に危機感をあおりながら、日・米・韓での合同軍事演習の強化、防衛費の増額を要求しています。このような姿勢は相手国にさらなる核開発の口実を与え、緊張を高めることになります。日本は憲法9条を持つ国として、米朝間の対話を橋渡しするべきではないでしょうか。

憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とうたい、2項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」となっております。

自民党の2012年の改正草案では、戦争の放棄を定めた憲法9条1項の後に、2として「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。」とただし書きをつけ、戦力の不保持や交戦権の否認を定めた2項は削除して、新しい2項に「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」となっております。

しかし、立憲主義を否定して安保法を強行するなど、国民の安倍政権への批判が高まり、改憲議論は高まっておりません。世論調査でも憲法改定は必要ないという意見が多くなってきています。

そこで突然、憲法9条1項、2項はそのまま、3項に自衛隊を書き込むと表明したのが、今回の首相の改憲案です。首相の改憲案の発信源とされる日本会議系シンクタンクの日本政策研究センターが出版した本によると、3項に自衛隊を明記することについてこう説明をしております。「2項を削除し自衛隊を世界の国々が保持している『普通の軍隊』として位置づけることが最もストレートな解決方法だが、「70年間にわたって浸透してきた（国民の）『9条平和主義』は根強い」から、「2項はそのままにして、9条に新たに第3項を設け、第2項が保持しないと定める『戦力』は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記する」ということでもあります。条文が書き加えられれば、後で加えた条文が優先しますので、自衛隊の運用などについての法整備が着々と行われていくものと思います。2項の制約が自衛隊に及ばなくなり、海外での無制限な武力行使に道を開くことになります。

日本国憲法はアジアで2,000万人、日本国民310万人の命を奪った痛苦と反省の上に制定されました。世界で唯一の被爆国として同じ過ちを繰り返さないために、戦争だけは二度と起こさないように制度設計をされているのが現憲法です。緊張が高まっているときだからこそ、日本はこの憲法9条の精神を生かし、米国にも北朝鮮にも直接対話を呼びかけることが肝要です。

さて、核兵器を非合法化して廃絶を目指す核兵器禁止条約の署名式が国連本部で開かれました。日本から長崎の田上市長や被爆者の代表も参加しました。条約は90日後に発効されることになっておりますので、それは間もなくのことであると思います。安倍首相は署名を拒否しましたが、こうした国際的な流れに合流し、全ての核保有国を包囲

していく道理ある行動が今ほど求められているときにはありません。人類の誰もが再び核の犠牲とならないよう、平和憲法を守り変えず、最大限生かす外交に邁進するよう求め、本意見書案への賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

日程第23、意見書案第11号、「給食費の無償化」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 意見書案第11号、「給食費の無償化」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきたいと思えます。

「給食費の無償化」を求める意見書（案）

貧困と格差が広がる中、社会保険料や消費税の増税などが追い打ちをかけています。併せて、原油高、消費税増税の影響で、本市においては平成21年、26年に2度にわたり給食費の値上げをしています。収入減・増税・原油高とすべての負担が家庭へ押し付けられたのがこの間の実態です。このような状況の中、自治体独自に給食費への保護者負担の軽減を行う例も増えています。

また、子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化してきています。

本来なら、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

よって、政府に置かれては、国の責任による給食費の無償化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 林 芳正殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿、農林水産大臣 齋藤 健殿、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 梶山弘志殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第11号、「給食費の無償化」を求める意見書案に賛成の立場で討論します。

給食費無償化は1951年の山口県和木町で始まり、北海道三笠市が人口対策として実施した2006年以降、全国に徐々に広がっています。子育て環境を充実させ、移住者をふやそうという政策の1つです。

また、政府の経済財政諮問会議も、昨年3月、子育て支援として給食費無償化の検討を打ち出しています。その政策提案によりますと、現在、小中学校合わせて総額5,120億円で無料化が可能としています。子育てしやすい環境につながるほか、家庭で使えるお金がふえることで経済効果も期待できるとしています。

憲法第26条では、小中学校の義務教育は無償としています。一方、法律である学校給食法では、食材費を自治体の負担義務にしていません。しかしながら、子どもの貧困などを背景に学校給食の役割が注目されており、自治体負担での無償化は2017年9月20日までで83自治体が実施しています。一部補助まで広げると、2016年時点で362自治体となっています。

文部科学省によりますと、2015年の給食実施率は小学校で99.1%、中学校で88.1%と実施率はあと一息まで来ています。保護者が負担する平均月額額は、小学校で約4,300円、中学校で約4,900円です。当然ながら兄弟姉妹の多い家庭ほど負担は大きくなります。相対的貧困が広がる中、子どもの健全な成長発達を促すためにも、学校給食の無償化は喫緊の課題となっています。

以上を申し述べまして、本意見書案の賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数でございます。よって、意見書案第11号は、否決されました。

日程第24、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定しました。

この際にお諮りをいたします。ただいま決定をしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日に開会をいたしました平成29年第4回香美市議会定例会も、本日をもって終了することになりました。

本定例会には議案18件、意見書案5件が上程され、平成28年度決算の認定に関する議案10件につきましては継続審査となりました。その他の議案等につきましては、それぞれ慎重審議の上、適切な議決がなされました。

また、一般質問におきましては、市政全般にわたり14人の議員が市長、教育長の所信をただしました。執行部におかれましては、しっかりと精査をしていただいで、今後

の行政運営に生かしていただきたいとそのように思います。

また、国におきましては、突然の解散総選挙となったわけでございます。議員各位におかれましては慌ただしい日々が続くことと思いますが、健康に留意され、議員活動に励むようお願いを申し上げます。

結びに、本定例会が無時終了できましたのも議員各位のご協力のたまものでございます。まことにありがとうございます。

以上で閉会のご挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成29年第4回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、慎重なる審議をいただき、それぞれ適切なるご決定を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

また、一般質問では14名の議員の皆様から、行政全般160項目にわたる質問をいただきました。事業の実施をめぐっては、計画の精度、透明性、市民や利用者の声を生かすこと、防災対策では、耐震化補助、エリアメールの発信、訓練や連携などについてご指摘やご意見をいただきました。また、職員等の雇用や配置、支援員等の雇用期間、財政問題についても貴重なご意見をいただきました。各種事業・制度運営に関する改善・充実についてのご提案、その他多くのご指摘、ご意見を賜りました。議員の皆様が香美市の発展、明るく元気なまちづくりのために、行政の充実を願ってご質問に立たれたことの真意をしっかりと受けとめ、今後それぞれ庁議、担当課等におきまして検討を重ねて、市民本位の行政、市民サービスの充実に生かすよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、6月議会の一般質問で市長2期目に関する質問をいただき、時間をいただきたいとお答えをいたしましたところですが、その後さまざまな方々からご意見を賜り、私なりに整理ができましたので、このことについて申し述べさせていただきたいと思っております。

活力のある元気な香美市、安全・安心、香美市の発展のために決意を新たに2期目に挑戦をいたしたいと存じます。

市政につきましては、本定例会でもさまざまご指摘をいただきました。不十分な面もございりますが反省すべき点は反省し、改めるべき点は改め、前進を図ってまいりたいと存じます。他方、多くの皆様のご理解、ご協力をいただき、地域産業や観光、交流拡大、防災、減災、教育、医療、福祉などにおいて、将来、香美市の発展につながるであろう新たな取り組みも進んでおります。可能性を秘めた新たな取り組みも始まろうといたしております。今後、国・県にもご支援をいただき、市民の皆様、関係の皆様とともに、

これらの取り組みを必ずや結実開花させ、香美市の発展を力強く前進させたいと思います。そのために全力を挙げたいと存じます。どうか議員の皆様には、何とぞ特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

気がつけば寒さも遠のき、彼岸花の咲き乱れる季節となりまして、朝夕大変涼しくなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に留意され、地域福祉の向上、地域産業・経済の発展、まちづくりのために一層のご活躍をなさいますよう心よりご祈念申し上げます、閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

皆様本当にありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして平成29年第4回香美市議会定例会を閉会します。

（午前10時28分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成29年第4回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	9月 6日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、 諸般の報告・議長の報告・特別委員会委員長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
		閉会后	議員協議会
第2日	7日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	8日(金)	休 会	〃
第4日	9日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	10日(日)	休 会	〃 〃
第6日	11日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	12日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	13日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会) (「協働」・「参画」調査研究特別委員会)
第9日	14日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	15日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第64号) 総務常任委員会の審査(議案52・64号)
第11日	16日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	17日(日)	休 会	〃 〃
第13日	18日(月)	休 会	祝日(敬老の日)、議案精査のため
第14日	19日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(午前9時～) (議案第57・58・59・60・61・65・66・69号) 産業建設常任委員会の審査(午後1時～) (議案第53・54・55・56・62・63・67・68号)
第15日	20日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	21日(木)	休 会	〃
第17日	22日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)
		閉会后	議員協議会

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第52号	平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第53号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第54号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第55号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第56号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第57号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第58号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第59号	平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第60号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第61号	平成28年度香美市南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第62号	平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第63号	平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第64号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第65号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	香美市立大柗診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

意見書案第7号

地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、  
道路整備の推進に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 利根健二

賛成者 〃 大岸真弓

賛成者 〃 織田秀幸

地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、  
道路整備の推進に関する意見書（案）

香美市は約540km<sup>2</sup>の広大な面積を有しており、主要幹線道路である国道195号  
や各県道、通勤・通学・通院・買い物等で日常的に利用している市道（生活道など）  
の整備は、重要な施策として位置づけています。

このことから、今後も安全・安心に利用できる道路状況を確保するためには、道路  
整備事業に係る国の交付金などを活用し、計画的な維持管理や老朽化対策を進めてい  
かなければなりません。

つきましては、地域経済の活性化に寄与し、さらには、日常の安全・安心な利用や、  
住民の生命と財産を守る「命の道」を確保するためにも、国の道路予算全体の拡大と、  
これまでどおり、道路整備事業に係る国費率（交付金、補助金など）等の嵩上げ措置  
の継続が不可欠です。

よって、国におかれては、更なる地方の道路整備の推進に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

## 記

1. 地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全・安心な利用を確保する維持・修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路関係予算全体を拡大したうえで、必要な額を確保すること。
2. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

衆議員議長	大島理森殿
参議員議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
国土交通大臣	石井啓一殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
内閣府特命担当大臣	梶山弘志殿

(地方創生規制改革)

まち・ひと・しごと創生担当

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 8 号

全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 29 年 9 月 22 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 山本芳男

賛成者 〃 比与森光俊

賛成者 〃 島岡信彦

全国森林環境税の創設を求める意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する高知県内の中山間地域においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、自治体が、森林吸収源対策及び担い手の育成等、中山間対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、『平成 29 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割りの枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との

方針を示したところです。

もとより、中山間地域の自治体による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための自治体の財源の強化は喫緊の課題です。

よって、森林・林業・中山間対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	齋藤健殿
環境大臣	中川雅治殿
内閣府特命担当大臣	梶山弘志殿

(地方創生規制改革)

高知県香美市議会議長 小松紀夫

## 意見書案第9号

### 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者                   "                   織田秀幸

賛成者                   "                   利根健二

### 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書（案）

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となり、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題が浮き彫りになりました。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票でした。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙でしたが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低でした。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられます。

参議院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものです。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず

切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりです。

参議院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきです。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参議院のあり方、役割を踏まえ、参議院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

衆議員議長 大島理森 殿

参議員議長 伊達忠一 殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第10号

憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年9月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 門脇二三夫

賛成者 〃 依光美代子

憲法9条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書（案）

安倍首相は憲法記念日の5月3日、2020年施行と期限をきって、憲法9条に3項を設けて自衛隊を明記する改憲を行なうことを表明しました。

日本国憲法は、多くの犠牲をもたらした戦争への深い反省のうえに、二度と戦争はしないと誓い、恒久平和、国民主権、基本的人権の尊重を掲げてきました。とりわけ9条1項の武力による威嚇、武力の行使の放棄と2項の戦力不保持・交戦権否認によって、世界でも類まれな「武力によらない平和」の理念を掲げてきました。新たに3項を設けて自衛隊を明記することは、2項の「制約」が自衛隊には及ばなくなり、海外での無制限の武力行使に道をひらくこととなります。このことは、9条2項を空文化するもので、容認できません。

NHK世論調査では、憲法9条の改定について「必要ない」が57%と国民の多数は9条改定に反対であり、世界に誇る9条を守り、憲法を生かす政治の実現こそが求められています。

よって、国におかれては、憲法 9 条を改定せず、憲法を生かす政治の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 9 月 22 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	野田聖子	殿
法務大臣	上川陽子	殿
防衛大臣	小野寺五典	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 1 1 号

「給食費の無償化」を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 9 年 9 月 2 2 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

「給食費の無償化」を求める意見書（案）

貧困と格差が広がる中、社会保険料や消費税の増税などが追い打ちをかけています。併せて、原油高、消費税増税の影響で、本市においては平成 2 1 年、2 6 年の 2 度にわたり給食費の値上げをしています。収入減・増税・原油高とすべての負担が家庭へ押し付けられたのがこの間の実態です。このような状況の中、自治体独自に給食費への保護者負担の軽減を行う例も増えています。

また、子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化してきています。

本来なら、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にするこ

とが求められています。

よって、政府に置かれては、国の責任による給食費の無償化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
文部科学大臣	林芳正	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	齋藤健	殿
内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革)	梶山弘志	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

平成29年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 52 号	平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 53 号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 54 号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 55 号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 56 号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 57 号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 58 号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 59 号	平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 60 号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 61 号	平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	29. 9. 22
議案 第 62 号	平成28年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	原案認定	29. 9. 22
議案 第 63 号	平成28年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29. 9. 22
議案 第 64 号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	29. 9. 22
議案 第 65 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	29. 9. 22
議案 第 66 号	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 9. 22
議案 第 67 号	香美市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 9. 22
議案 第 68 号	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 9. 22
議案 第 69 号	香美市立大柝診療所の指定管理者の指定について	原案可決	29. 9. 22

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 7 号	地域経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、 道路整備の推進に関する意見書の提出について	原案可決	29. 9. 22
意見書案 第 8 号	全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について	原案可決	29. 9. 22
意見書案 第 9 号	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書の提出につい て	原案可決	29. 9. 22
意見書案 第 10 号	憲法 9 条を改定せず、憲法を生かした政治の実現を求める意見書 の提出について	原案否決	29. 9. 22
意見書案 第 11 号	「給食費の無償化」を求める意見書の提出について	原案否決	29. 9. 22